

第1部 特別会計

第1章 特別会計制度

第1節 国の会計制度の仕組み

国の会計は、毎会計年度における国の施策を網羅して通覧できるよう、単一の会計、つまり「一般会計」で一体として整理することが、経理の明確化及び財政の健全性を確保する見地からは望ましいものとされている。

しかしながら、現在のように、国の行政の活動が広範かつ複雑化してくると、受益と負担の関係や事業ごとの収支が不明確になり、また、その結果として適正な受益者負担・事業収入の確保が難しくなるなど、単一の会計ではかえって国の各々の事業の成績計算、資金の運営実績について適切な計算及び整理ができない場合がある。

このため、一般会計とは経理を別にする「特別会計」を設けることとしている。

特別会計の設置要件については、「財政法」（昭和22年法律第34号）第13条第2項において、

- (1) 国が特定の事業を行う場合
- (2) 特定の資金を保有してその運用を行う場合
- (3) その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限って法律で定めることとされている。

〔参考〕「財政法」第13条第2項

国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

4 第1章 特別会計制度

この規定に沿って特別会計に関する法律に基づいて設置される38特別会計（平成12年度末時点）を5つに分類（『国の予算』による特別会計の内容別に分類）すると次のとおりとなる。

なお、平成元年度から平成12年度の間で特別会計数は変化していないが、平成2年度に簡易生命保険及郵便年金特別会計が廃止され、簡易生命保険特別会計が新設されている。また、平成5年度に石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計が廃止され、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が新設されている。

(1) 事業特別会計……11会計

公共性の高い継続的な事業をできるだけ能率的に運営するため、一般会計から切り離してその収支を明確にするものが該当。

① 企業特別会計

- ・造幣局 ・印刷局 ・アルコール専売事業
- ・国有林野事業 ・郵政事業

② 公共事業特別会計とその他の事業特別会計

- ・道路整備 ・治水 ・国営土地改良事業
- ・港湾整備 ・空港整備 ・郵便貯金

(2) 保険事業特別会計……11会計

保険事業を行う特別会計であるから、広い意味の事業特別会計に属する。保険料、再保険料等をその収入とし、支払保険金、支払再保険金等をその支出としているものが該当。

① 社会保険特別会計

- ・厚生保険 ・船員保険 ・国民年金
- ・労働保険

② 農林漁業保険特別会計

- ・農業共済再保険 ・森林保険
- ・漁船再保険及漁業共済保険

③ 信用保険特別会計

- ・貿易保険

- ④ その他の保険特別会計
 - ・簡易生命保険 ・地震再保険
 - ・自動車損害賠償責任再保険

(3) 管理特別会計…… 8 会計

特定の行政目的を遂行するため物又は营造を管理するものが該当。

- ① 流通管理特別会計
 - ・食糧管理
- ② その他の管理特別会計
 - ・外国為替資金 ・農業経営基盤強化措置
 - ・国立病院 ・国立学校 ・自動車検査登録
 - ・特許 ・登記

(4) 融資特別会計…… 3 会計

国が政策的な要請から投融資事業を行う場合にその投融資事業の経理を明確にするために設けられているものが該当。

- ・資金運用部 ・産業投資
- ・都市開発資金融通

(5) 整理特別会計…… 5 会計

一定の資金の受払いを整理してその経理状況を明確にするための特別会計であって、その会計自体としては事業や融資を行うものではないものが該当。

- ・国債整理基金
- ・交付税及び譲与税配付金
- ・特定国有財産整備
- ・石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策
- ・電源開発促進対策

次章以降、区分経理されている特別会計ごとに説明する。

〔参考〕特別会計制度の沿革

会計法、会計規則は、一般会計における現金収支を經理する会計制度を規定したものであるが、これは一般会計のみならず、すべての会計制度に準用される基本原則を定めたものであった。

我が国では、明治以来、特別会計の数が極めて多いことを特色とした。会計制度以前に、一般の会計とは別個に設置された特別の会計は別途会計と称され、明治9年9月「作業費区分及受拂例則」が布達されて、初めて制度化された。別途会計は、まず官営諸事業に関して設置され、官業以外のものでも一般会計と混同することを適当とみなされないものについては、別途会計がたてられた。

しかし、これらの会計は、その収支に関する法規がなく、ただ必要に応じて整理手続を定めたにすぎなかった。すなわち、会計法制度以前においては、一般会計に対する特立の制度として別途会計という制度が確立していたわけではなかった。明治22年、会計法が制定されるに及んで特別会計の制度を歳計統一原則の例外として確立したのである。これによれば、会計法に規定しない事項をも個々の特別会計法によって規定しうることとなり、かかる便法は以来しばしば利用されることになった。

これを契機として、従来の別途会計は廃止され特別会計が設置されたが、その数は明治23年度においては33を数えている。その後、時代の必要に応じて、新設、廃止がしばしば行われ、明治30年度には41、明治39年度には60、明治40年度には32に減じ、明治末年には37を数えている。

その後、大正に入ってからでも既存の特別会計の整理統合が行われつつ、新設もあったため、大正12年度には39、大正14年度には30の特別会計が存在していた。

昭和に入ってから、大正末期までの特別会計制度の後を受けて、初期は社会政策的な特別会計の新設が続き、昭和4年度は34の特別会計を数えた。その後もその時代を背景とした政策等により、昭和20年度には特別会計の数は39となっている。

昭和22年に「財政法」が制定されて特別会計の設置に関しては、「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。」（「財政法」第13条第1項）と規定された。しかし、「財政法」第13条はその設置基準に関して明確に規定しているので、この規定に従い特別会計の濫設は厳に慎み、やむを得ない場合のほかは設

けないこととし、その会計処理に関しては特別会計法、「財政法」、その他関係法令の定めるところに従って行わなければならない。

その後、この「財政法」の規定の下で、戦後の特別会計の新設、改廃が行われて今日に及んでいる。¹⁾

〔注〕

- 1) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、財政金融法規研究委員会編『財政金融法規解説全集 財政編Ⅱ』(昭和45年、大成出版社)。

第2章 事業特別会計

第1節 事業特別会計の概要

事業特別会計は、企業特別会計と公共事業を中心としたその他の事業特別会計に分類できる。前者は、政府が現業公務員を多数抱えて企業的に特定の事業を行う特別会計か、政府が独占的に特定の事業を行う特別会計が該当し、特別会計設置法には「企業的に経営する」等の語句で、その性格が規定されている。多数の現業公務員を抱える場合には、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）に基づく労使関係とは異なり、「国营企業労働関係法」（昭和23年法律第257号）に規定された労使関係となる。¹⁾ また、現業公務員が民間セクターとして切り離され、特別会計との直接的な雇用関係が消滅しても、特別会計により政府が企業的に運営を続けている場合には、こうした特別会計も企業特別会計に含まれる。

これに対し、後者の特別会計は政府が独占的に特定の事業を行い、公共土木建設工事を経理する公共事業特別会計が中心である。そこで本章では、事業特別会計を5現業企業特別会計と、公共事業を中心とした特別会計及び郵便貯金特別会計に分類して解説することにする。

企業特別会計に該当するもので、平成元年度から平成12年度までの間に存在するものとしては、(1) 明治23年度設置の造幣局特別会計、印刷局特別会計、(2) 昭和22年度設置のアルコール専売事業特別会計、国有林野事業特別会計、(3) 昭和24年度設置の郵政事業特別会計が挙げられる。これらの企業特別会計では、いずれの設置法でも、企業的に運営するものと規定されている。造幣局特別会計の造幣事業、印刷局特別会計の紙幣製造事業、アルコール専売事業特別会計のアルコール専売事業、郵政事業特別会計の郵便事業は、政府の独占的事业として扱われてきた。これは政府の直営・事業独占が必要との判断による

もので、長い年月の間、特別会計で企業的に経理されてきている。かつては鉄道事業、タバコ製造販売事業、電信電話事業も同様に特別会計で経理されていた時期があるが、いずれも公社化の時期を経て、株式会社化し、政府直営事業から切り離されている。

なお、国有林野事業特別会計は、昭和35年の法律改正により、国有林野事業勘定と治山勘定に区分経理された。これは「治山治水緊急措置法」（昭和35年法律第21号）に基づく治山事業10か年計画の実施に伴い、同計画の実施に係る国の経理を明確にするためである。この結果、従来行ってきた国有林野の管理経営事業に関する経理を国有林野事業勘定で、また、一般会計から委託を受けて実施してきたいわゆる民有林直轄治山事業の施行と、都道府県が施行する補助治山事業の補助金等の交付事務を治山勘定において経理することとなった。²⁾ 設置法において国有林野事業勘定は、国有林野の有する公益的機能の維持推進を基本としつつ、企業的に運営し、その健全な発達に資するためと規定され、他方、治山勘定は政府の治山計画等の事業を的確に実施するために設けられている。このように国有林野事業特別会計は性格の異なる二つの勘定で経理されており、他の4特別会計とは異なったものとなっている。

また、アルコール専売事業特別会計は、アルコール専売事業を企業的に運営し、その経理を一般会計と区分するため設置されたものである。アルコールの製造については、政府の委託を受けた民営工場のほか、事業の効率化及び行政機構の簡素化を図るため、昭和57年10月1日より新エネルギー総合開発機構に行わせている。³⁾ なお、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）等に基づき、平成13年度限りでアルコール専売事業特別会計は廃止された。

次に公共事業特別会計に該当するものとして、(1) 昭和33年度設置の道路整備特別会計、(2) 昭和35年度設置の治水特別会計、(3) 昭和32年度設置の特定土地改良工事特別会計を昭和61年度に改組した国営土地改良事業特別会計、(4) 昭和36年度設置の港湾整備特別会計、(5) 昭和45年度設置の空港整備特別会計、(6) 昭和35年度設置の国有林野事業特別会計治山勘定が挙げられる。

公共事業特別会計は、長期にわたる公共土木建設事業の実施に当たって、一部受益者負担を求めながらも、その多くの財源を一般会計からの繰入れで賄うことで実施されている。

このほか、公共事業特別会計ではないが、昭和26年度に設置された郵便貯金特別会計が事業特別会計として分類されている。この特別会計は、特別会計法において「郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため設置する。」（「郵便貯金特別会計法」第1条）とされており、「特定の事業」を行う特別会計として事業特別会計に分類されている。

公共事業特別会計とその他の事業特別会計に分類している特別会計においては、平成元年度から12年度の間に改組は行われていない。

〔注〕

- 1) 昭和23年当時に制定された法律（昭和23年法律第257号）は「公共企業体労働関係法」という名称であり、昭和27年法律第288号で「公共企業体等労働関係法」と改称され、更に、三公社が株式会社化したことにより、昭和61年法律第93号で「国営企業労働関係法」と改称された。
- 2) 『国の予算』平成元年度 697ページ。
- 3) 同上 722ページ。

第2節 企業特別会計

1 造幣局特別会計

この会計は、大蔵省造幣局が行う貨幣、章はい、記章、極印、合金、金属工芸品の製造、貨幣の販売、貴金属の精製及び品位の証明、鋳物の試験等の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「造幣局特別会計法」

第1条（設置）

造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2条（事業の範囲）

この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」（昭和62年法律第42号）第10条第1項及び第3項の規定による貨幣の販売、貴金属の精製及び品位の証明並びに鋳物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

貨幣製造を主要業務とする造幣事業の歴史は古く、「作業会計法」（明治23年法律第17号）により規定され、明治23年4月より造幣局特別会計で経理された。その後、「造幣局特別会計法」（大正4年法律第9号）により設置法が改められ、大蔵省造幣局で造幣事業が行われていた。その後、「造幣庁特別会計法」（昭和25年法律第63号）により、設置法が改正され、同年4月1日より造幣庁特別会計に改称され、事業を造幣庁が行うこととなった。更に、「大蔵省設置法」改正により（「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関

する法律」(昭和27年法律第270号))、設置法が「造幣局特別会計法」に再度改称され、同年度以降、大蔵省に現業部門の造幣局を設置し、特別会計の業務を經理してきた。¹⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 貨幣回収準備資金より受入	219億円	(1) 事業費	294億円
(2) 事業収入	74億円	(貨幣製造のための経費、	
(3) 雑収入	2億円	人件費等)	
		(2) 予備費	1億円
計	295億円	計	295億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-1のとおりである。

各年度の貨幣製造事業予定計画は、記念貨幣を除き、貨幣の種類別に過去の需要のすう勢を基礎として市中流通高の増加を推定し、これに支払準備、季節的需要波動等に備えるための日本銀行保管必要量を見込んで策定している。

なお、平成元年から平成12年の間における記念貨幣の発行数量は次のとおりとなっている。³⁾

平成2年	・天皇陛下御即位記念貨幣	3,000万枚
	・国際花と緑の博覧会記念貨幣	1,000万枚
	・議会開設100周年記念貨幣	500万枚
	・裁判所制度100周年記念貨幣	500万枚
平成3年	・天皇陛下御即位記念貨幣	200万枚
平成4年	・沖縄復帰20周年記念貨幣	2,000万枚
平成5年	・皇太子殿下御成婚記念貨幣	3,700万枚
平成6年	・第12回アジア競技大会記念貨幣	3,000万枚
	・関西国際空港開港記念貨幣	2,000万枚
平成9年	・長野オリンピック記念貨幣	5,011万枚
平成10年	・長野オリンピック記念貨幣	2,506万枚
平成11年	・天皇陛下御在位10年記念貨幣	1,520万枚

このほか、平成12年度には、偽造・変造の急増に対処するため、新500円貨

(ニッケル黄銅貨幣)に変更して、8億枚の発行を予定していた。⁴⁾

これらの記念貨幣等の発行以外では、平成7年度に、従来は毎会計年度末における貨幣の流通額の10%に相当する金額と「造幣局特別会計法施行令」において定められていた貨幣回収準備資金の取り崩せる割合を、同附則(平成8年政令第26号)で5%に引き下げた。以後、毎年度の措置として引下げを続けていたが、「同施行令」を平成11年7月に改正して10%を5%に改め、恒常的な措置としている。

このように記念貨幣の発行も含め、貨幣の発行枚数の増加等により平成元年度に比べて予算規模も膨らみ、平成12年度の歳入歳出予算は次のようになっている。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 貨幣回収準備資金 より受入	270億円	(1) 事業費 (貨幣製造のための経費、人件費等)	334億円
(2) 事業収入	62億円	(2) 予備費	1億円
(3) 雑収入	3億円		
計	335億円	計	335億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの造幣局特別会計については、大蔵省編『明治大正財政史』第13巻「通貨・預金部資金」(昭和14年、財政経済学会)、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第9巻「国有財産・造幣・印刷・専売」(昭和51年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、大蔵省造幣局編『造幣局百年史』(昭和51年)、同『造幣局125年史』(平成9年)を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 694-695ページ、『平成元年度特別会計予算書』115-118ページ。
- 3) 独立行政法人造幣局ホームページ「記念貨幣一覧」を参照。
- 4) 『国の予算』平成12年度 538ページ。
- 5) 同上 539ページ、『平成12年度特別会計予算書』117-120ページ。

表 1-2-1 造幣局特別会計歳入歳出総計

当初予算 (単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	貨幣回収準備資金より受入	21,949	243,896	27,987	21,730	18,362	21,494
	事業収入	7,357	32,927	5,652	7,386	6,994	8,473
	雑収入	224	227	2,233	2,246	2,586	2,265
	合 計	29,530	277,050	35,872	31,362	27,942	32,232
歳出	事業費	29,430	276,950	35,618	31,262	27,842	32,132
	人件費	11,025	11,204	11,439	12,103	11,705	11,426
	事業費	18,405	265,746	24,179	19,159	16,137	20,706
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	100
	予備費	100	100	100	100	100	100
	給与改善予備費	—	—	154	—	—	—
合 計	29,530	277,050	35,872	31,362	27,942	32,332	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	貨幣回収準備資金より受入	19,105	22,007	22,207	22,884	20,250	26,991
	事業収入	7,844	10,866	14,514	6,872	7,078	6,227
	雑収入	1,268	260	275	275	268	253
	合 計	28,217	33,133	36,997	30,032	27,596	33,471
歳出	事業費	28,117	33,033	36,897	29,952	27,516	33,391
	人件費	11,524	12,047	12,445	12,518	12,544	13,323
	事業費	16,592	20,986	24,452	17,434	14,971	20,068
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	100	100	100	80	80	80
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合 計	28,217	33,133	36,997	30,032	27,596	33,471	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 印刷局特別会計

この会計は、大蔵省印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発展に資するため、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

印刷局の事業の主なものは、日本銀行券、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、その他証券類及び印刷物の製造、官報、法令全書など政府刊行物の編集、製造、発行等である。

〔参考〕平成元年度の「印刷局特別会計法」

第1条（設置）

印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

紙幣の印刷等を経理する印刷局特別会計は「作業会計法」（明治23年法律第17号）により、明治23年4月に設置された。印刷事業の歴史をみると、特別会計が設置された当初は大蔵省印刷局が事業を担当していたが、明治31年11月1日に内閣印刷局に移った後、昭和18年11月1日に再び大蔵省印刷局へ戻った。その後、特別会計の設置法は「専売局及び印刷局特別会計法」（昭和22年法律第36号）に改められたが、「日本専売公社法施行法」（昭和24年法律第62号）により、専売局が日本専売公社に改組されたため、先の「専売局及び印刷局特別会計法」は「印刷局特別会計法」に改称された。その後、「大蔵省設置法」（昭和24年法律第144号）により、印刷庁特別会計と改称され、印刷事業を印刷庁が所管したが、「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」（昭和27年法律第270号）により、印刷局特別会計に再度改称された。以後、大蔵省印刷局が印刷事業を所管した。

「印刷局特別会計法」には印刷局の業務の内容が詳細に規定されていないが、「大蔵省設置法」においては、印刷局の事業として日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、その他証券類及び印刷物の製造、官報、法令全書、広報宣伝資料等政府刊行物の編集、製造、発行及び日本銀行券、証券類の用紙製造並びにすき入紙の製造の取締りを行うことと規定されている。

そのほか、この会計において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、当該利益の額から、当該年度末の固定資産及び作業資産の価額の前年度末の価額に対する増加額を控除した金額を、一般会計の歳入に納付する規定がある（「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和24年法律第64号）第1条）。¹⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 事業収入 (製品売払代等)	749億円	(1) 事業費 (日本銀行券製造のための経費、人件費等)	781億円
(2) 雑収入 (不動産売払代、病院収入等)	92億円	(2) 予備費	5億円
計	841億円	計	786億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-4のとおりである。

この会計においては、歳入超過予算が編成されている。歳入面で見ると、日本銀行券、収入印紙、郵便切手、官報類等の売払収入である事業収入が定常的な収入である。一方、歳出面では事業費に含まれる人件費等の抑制等により、歳入超過となっているものである。

印刷局の主要業務である日本銀行券の製造は、券種ごとに過去の需要のすう勢等を基礎として年度末所要発行高を推計し、これに年間の廃棄高、支払準備等に備えるための日本銀行保管必要量を見込んで策定している。³⁾

なお、平成12年度においては、第26回主要国首脳会議の開催に合わせ、2000円券（10億枚）の発行も開始している。⁴⁾ これらを踏まえた日本銀行券の平成元年度から平成12年度の製造予定枚数は、次のとおりとなっている。⁵⁾

表 1-2-2 日本銀行券の製造予定枚数の推移

(単位：億枚)

	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
製造数量	32.4	32.4	32.4	33.0	33.4	34.3
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
製造数量	36.3	37.5	38.7	39.7	38.3	34.7

平成12年度における歳入歳出予算の概要と一般会計への納付金予算額と決算額は次のとおりである。⁶⁾

18 第2章 事業特別会計

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業収入 (製品売払代等)	1,001億円	(1) 事業費 (日本銀行券製造のため の経費、人件費等)	1,010億円
(2) その他 (不動産貸付料、病院収入等)	67億円	(2) その他	4億円
計	1,068億円	計	1,014億円

表 1-2-3 平成元年度～平成12年度の納付金予算額と決算額の推移⁷⁾

(単位：百万円)

	予算額	決算額		予算額	決算額
平成元年度	5,479	11,345	平成7年度	4,446	7,421
平成2年度	5,731	11,234	平成8年度	6,000	9,182
平成3年度	7,019	12,313	平成9年度	6,376	10,722
平成4年度	6,619	10,178	平成10年度	5,500	9,326
平成5年度	7,782	11,868	平成11年度	4,234	8,554
平成6年度	4,214	9,158	平成12年度	5,444	4,609

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの印刷局特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第9巻「国有財産・造幣・印刷・専売」(昭和51年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局史』(昭和37年)、大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局百年史』第1巻(昭和46年)、第2巻(昭和47年)、第3巻(昭和49年)等を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 696-697ページ、『平成元年度特別会計予算書』129-132ページ。
- 3) 『国の予算』平成元年度 695ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 539-540ページ。
- 5) 『国の予算』各年度を参照。
- 6) 『国の予算』平成12年度 540-541ページ、『平成12年度特別会計予算書』133-136ページ。
- 7) 『国の予算』各年度を参照。

表 1-2-4 印刷局特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	事業収入	74,855	78,074	82,525	86,312	87,407	88,420
	製品売払代	73,300	76,481	80,792	84,389	84,945	85,802
	官報其他広告料	1,555	1,593	1,733	1,923	2,462	2,618
	雑収入	9,240	9,717	11,907	10,233	9,128	7,819
	合計	84,095	87,791	94,432	96,545	96,535	96,239
歳出	事業費	78,116	81,560	86,279	89,426	88,253	91,528
	人件費	44,472	45,103	46,737	48,382	45,663	46,618
	事業費	33,644	36,457	39,542	41,044	42,590	44,910
	予備費	500	500	500	500	500	500
	給与改善予備費	—	—	634	—	—	—
	合計	78,616	82,060	87,413	89,926	88,753	92,028
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	事業収入	93,680	97,834	105,910	103,532	97,901	100,078
	製品売払代	90,906	94,873	102,284	99,764	93,719	95,238
	官報其他広告料	2,774	2,961	3,626	3,768	4,182	4,840
	雑収入	5,352	5,588	5,846	6,046	6,229	6,766
	合計	99,032	103,422	111,756	109,579	104,130	106,844
歳出	事業費	94,443	96,921	104,881	103,679	99,497	101,000
	人件費	48,106	47,935	48,721	49,768	51,373	51,257
	事業費	46,336	48,986	56,160	53,911	48,123	49,743
	予備費	500	500	500	400	400	400
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	94,943	97,421	105,381	104,079	99,897	101,400

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」「予算特集」各号により作成。

3 アルコール専売事業特別会計

この会計は、アルコール専売事業を企業的に運営し、その経理を一般会計と区分するため設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「アルコール専売事業特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 アルコール専売事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この法律において、アルコール専売事業とは、「アルコール専売法」

に規定するアルコールの製造、収納、販売等の事業及びその附帯業務をいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

アルコール専売事業は昭和12年度に大蔵省所管の専売局特別会計により開始された。戦時燃料政策の中で、「作業会計法中改正法律」（昭和17年法律第20号）により、昭和17年度に商工省所管の燃料局酒精部特別会計が設置され、アルコール専売事業に関する経理は同特別会計に移管された。さらに、アルコール専売事業のみならず石油専売事業も所管するため、「燃料局特別会計法」（昭和18年法律第16号）により、昭和18年度に燃料局特別会計と改称された。戦後、石油専売事業が廃止され、燃料局特別会計はアルコール専売事業のみを所管することとなったため、「アルコール専売事業特別会計法」（昭和22年法律第39号）により、アルコール専売事業特別会計に改組された。アルコール専売事業特別会計は「アルコール専売法」（昭和12年法律第32号）を実体法としており、昭和24年5月25日に商工省が通商産業省となったため、同日より所管は通商産業省となった。その後、政府直営工場の操業によるアルコール専売事業が続いていたが、「アルコール専売事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律」（昭和57年法律第37号）により、通商産業省が直営するアルコール製造事業が廃止となった。そのため、アルコール製造部門で行っていた製造業務は昭和57年10月1日に「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（昭和55年法律第71号）に基づき設置された新エネルギー総合開発機構に移管され、事業資産等が出資債券に切り換えられた。以後、特別会計は同機構及び一部民間に製造委託したアルコールを政府が収納し専売する体制となった。¹⁾その後、新エネルギー総合開発機構は昭和63年10月1日に新エネルギー・産業技術総合開発機構に改組された。

アルコール専売事業で得た利益については、「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和24年法律第64号）により、利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとされた（同法第1条）。そのほか、「アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和25年法律第30号）では、毎会計年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が前年度末よりも減少したときは、

減少額に相当する金額を当該年度の一般会計の歳入に納付しなければならないと規定されていた。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

○ 平成元年度			
	(歳 入)		(歳 出)
(1) 事業収入	357億円	(1) 事業費	278億円
(アルコール売払代)		(2) 予備費	3億円
(2) 雑収入	0億円		
計	357億円	計	281億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-6のとおりである。

○ 平成12年度			
	(歳 入)		(歳 出)
(1) 事業収入	571億円	(1) 事業費	375億円
(アルコール売払代)		(2) 予備費	2億円
(2) 雑収入	0億円		
計	571億円	計	377億円

歳入は、当該年度の販売予定数量と政府売渡価格を基礎として事業収入を見込み、歳出は新エネルギー・産業技術総合開発機構等が生産するアルコールの収納に要する経費、事業の運営に必要な人件費、事務費等の所要額を計上している。

なお、印刷局特別会計と同様に歳入超過予算が編成されている。

平成元年度から平成12年度末まで、アルコールの製造は新エネルギー・産業技術総合開発機構と政府の委託を受けた民営工場により行われ、アルコール専売事業特別会計を通じて、専売利益の一般会計への繰入れ（専売納付金）が続いた。

平成元年度から平成12年度までの専売納付金は以下のとおりである。³⁾

表 1-2-5 平成元年度～平成12年度の専売納付金（決算額）の推移

(単位：百万円)

	納付金		納付金		納付金
平成元年度	9,504	平成5年度	14,339	平成9年度	17,823
平成2年度	10,584	平成6年度	16,704	平成10年度	19,897
平成3年度	11,997	平成7年度	16,331	平成11年度	25,203
平成4年度	13,243	平成8年度	16,905	平成12年度	—

政府は平成11年4月27日に閣議決定した「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」に基づき、平成13年度からアルコール専売制度を廃止する方針を定め、「アルコール事業法」（平成12年法律第36号）を公布し、平成12年度末で「アルコール専売法」と「アルコール専売事業特別会計法」を廃止した（同法附則第9条）。⁴⁾ これに伴い、これまで政府の認可価格で販売してきた特定アルコールについては、新エネルギー・産業技術総合開発機構が販売を行うものとした（同法第31条、第32条）。

なお、アルコールの流通管理については、平成13年度から「アルコール事業法」により行うこととなったため、アルコール専売事業特別会計は平成12年度末で廃止された。同時に、廃止の際に国が所有していたアルコールの製造、収納、販売等に係る事業資産は新エネルギー・産業技術総合開発機構が承継し、その資産額は政府出資に振り替えられた（同法附則第20条第1項、第2項）。また、特別会計が廃止される際に属していた権利及び義務は、同機構に承継されるものを除き一般会計に帰属させることになった（同法附則第21条第2項）。その際、現金は平成12年度の一般会計歳入に繰り入れられた（同条第3項）。

〔注〕

- 1) アルコール専売事業特別会計の前史と昭和63年度までについては、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

アルコール専売事業については、通商産業省化学工業局アルコール事業部編『アルコール専売三十年史』（昭和44年）、通商産業省基礎産業局編『アルコール専売事業五十年史』（昭和62年）を参照。

- 2) 平成元年度予算については、『国の予算』平成元年度 724ページ、『平成元年度特別会計予算書』579-581ページ、平成12年度予算については、『国の予算』平成12年度 564ページ、『平成12年度特別会計予算書』619-621ページ。
- 3) 『特別会計決算参照書』各年度を参照。
- 4) 『国の予算』平成12年度 563ページ。「アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律」も併せて廃止され、「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」は「印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」に改正された（「アルコール事業法」附則第24条）。

表 1-2-6 アルコール専売事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	事業収入						
	アルコール売払代	35,701	37,724	40,002	43,344	44,928	45,368
	雑収入	17	17	17	89	19	118
	合 計	35,718	37,741	40,020	43,433	44,947	45,486
歳出	事業費	27,809	29,690	31,119	33,116	33,741	32,565
	人件費	2,023	2,160	1,966	2,007	2,203	2,289
	事業費	25,787	27,530	29,153	31,109	31,538	30,276
	予備費	250	250	250	250	250	250
	給与改善予備費	—	—	27	—	—	—
	合 計	28,059	29,940	31,396	33,366	33,991	32,815
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	事業収入						
	アルコール売払代	45,829	47,390	52,931	58,872	58,140	57,063
	雑収入	51	20	29	57	34	54
	合 計	45,880	47,410	52,960	58,930	58,174	57,116
歳出	事業費	31,061	32,490	35,875	38,405	37,647	37,478
	人件費	2,384	2,427	2,440	2,203	1,887	1,566
	事業費	28,677	30,063	33,435	36,202	35,760	35,912
	予備費	250	250	250	200	200	200
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	31,311	32,740	36,125	38,605	37,847	37,678

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

4 国有林野事業特別会計

(1) 概要

この会計は昭和22年に林政統一が実現したことに伴い、国有林を企業的に管理経営するため、「国有林野事業特別会計法」（昭和22年法律第38号）により経理されることとなった。

〔参考〕平成元年度の「国有林野事業特別会計法」

第1条（設置）

第1項 国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この法律において、国有林野事業とは、「国有林野法」第2条に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

第3項 この会計においては、「治山治水緊急措置法」（昭和35年法律第21号。以下この項において「法」という。）第3条に規定する治山事業五箇年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 法第2条の治山事業（国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。）で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）
- 二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付
- 三 法第2条第1項各号に掲げる事業に係る同条第3項第1号又は第2号に掲げる事業で国が施行するものの管理

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

国有林の成立は、明治維新の際に行われた版籍奉還と社寺土地によって、藩有林と社寺有林が新政府に引き継がれたことに始まる。この国有林の一部は、① 明治19年に皇室財産として御料林に編入され、② 北海道の国有林は道内の拓殖政策の一環として拓務省を経て内務省の所管となり、③ その他の国有林については農林省所管とされた。

しかし、昭和22年4月1日に旧帝室林野局所管の御料林が、また同年5月1

日に旧内務省所管の北海道国有林が、それぞれ農林省に移管された。従来からの農林省所管の国有林野と統合され、ここに林政統一が実現した。¹⁾

現業部門の国有林野事業の管理は農林省林野局で行っていたが、昭和24年6月1日に農林省の外局である林野庁にその所管が移された。

その後、昭和34年の伊勢湾台風を契機に制定された「治山治水緊急措置法」(昭和35年法律第21号)に基づく治山事業10か年計画の実施に伴い、この計画の実施に係る国の経理を明確にするため、「国有林野事業特別会計法」の一部が改正され、国有林野事業特別会計が現業部門の国有林野事業を所管することとなった。これにより、従来の国有林野の管理経営事業に関する経理を同会計の国有林野事業勘定で、一般会計から委託を受けて実施してきた民有林直轄治山事業の施行と補助治山事業の補助金等の交付事務を別に設置した治山勘定で行うこととなった。²⁾ このように、国有林野事業特別会計は、他の特別会計では見られない、異なる性格をもった2勘定で経理する体制となった。

国有林野事業は厳しい財務事情にかんがみ、昭和53年度には「国有林野事業改善特別措置法」(昭和53年法律第88号)を制定し、造林、林道開設に要する事業施設費に一般会計からの繰入れを開始し、昭和58年度には林道の災害復旧に要する経費を繰入れ対象とするとともに、国有林野治山事業をすべて一般会計の負担により治山勘定で行うこととなった。³⁾

昭和59年度以降についても、国有林野事業の厳しい財務状況に対応して、同事業の健全な経営を確立し、今後ともその使命を十全に果たしていくため、事務事業の見直しを行っている。平成以降の具体的な見直しをみると、平成3年度においては、「林政審議会答申」(平成2年12月)の趣旨を踏まえ、「国有林野事業経営改善大綱」(平成2年12月18日閣議了解)に即して、昭和53年に制定した「国有林野事業改善特別措置法」等の改正を行い、自己収入の確保と支出の縮減による自主的改善努力と所要の財務措置を講ずることとしている。⁴⁾

平成4年度予算では「国有林野事業の改善に関する計画」(平成3年7月策定)に基づき、一層の経営改善を進める予算を編成している。⁵⁾ 平成5年度以降も自己収入の確保、支出においては人件費を中心とした経費の縮減等により、できる限りの経営改善努力を毎年度行ってきたところであるが、木材価格の低迷等により厳しい財務状況が続いた。

平成10年度においては、国有林野事業の健全な運営が確保され、使命が十全

に果たされるよう、「国有林野事業の改革のための特別措置法」（平成10年法律第134号）等に基づき、国有林野事業特別会計を、独立採算制を前提とした企業特別会計制度から一般会計より受入れを前提とした特別会計制度に移行することとした。

この平成10年度における抜本的改革の概要は次のとおりである。⁶⁾

- ① 国有林野の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換。
- ② 国の業務を限定し、造林、丸太生産等の事業の実施は全面的に民間に委託。
- ③ 組織・要員については、徹底した合理化、縮減を図る。
- ④ 累積債務についての処理方策は次のとおり。
 - (i) 累積債務のうちの返済不能債務約2.8兆円については、一般会計に承継。
 - (ii) 返済可能債務約1兆円については、国有林野事業特別会計が利子補給を受けつつ、民間借入れによる借換え等を行い、約50年かけて返済。
 - (iii) 2.8兆円の利払費については、繰上げ償還により金利負担を軽減した上で、一般会計における国債費とたばこ特別税により手当てする。

上記のとおり、平成10年度に抜本的改革に着手した。

（2） 国有林野事業勘定

この勘定は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務を行うほか、治山勘定において実施する直轄治山事業に必要な人件費及び事務費の経理を行うものである。

平成元年度予算は、国有林野事業の厳しい財務状況の中で、昭和62年7月に改訂した改善計画に基づき、自己収入の確保と支出の縮減による自主的改善努力と所要の財政措置を講じて編成された。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 国有林野事業収入	2,821億円	(1) 管理に必要な経費	4,816億円
(2) 借入金	2,700億円	(2) その他	982億円
(3) その他 (一般会計、治山勘定より 受入)	277億円	(事業実施に必要な経 費等)	
計	5,798億円	計	5,798億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-7のとおりである。

この勘定の歳入は、木材の需要動向に応じた積極的な販売活動の推進、土地の売払いの促進、分収育林の積極的な推進により自己収入確保に努める業務収入等の国有林野事業収入、林業基盤整備、職員の退職手当、及び償還金の支払いの財源に充てるための資金運用部資金の借入金等である。歳出は、木材等林産物の搬出、資材の運搬及び森林の管理等に必要な林道事業、活力ある森林を計画的に整備していくために必要な育林及び種苗事業等に要する経費等について所要額を計上している。⁸⁾

平成以降の国有林野事業勘定については、概要でも述べているが、木材価格等林野事業を取り巻く環境が好転せず、同勘定では損失が累積しつつ繰り越され、平成7年度末の累積損失は1兆5076億円、平成8年度にも1067億円の追加損失が発生していた。⁹⁾ この累積損失の処理は当時の制度のままでは極めて困難とみなされていたため、「国鉄長期債務の処理のための具体的処理方策及び国有林野事業の抜本的改革について」(平成9年12月25日閣議決定)で、国有林野事業の債務について、確実かつ円滑な元利償還の実施及び債務の縮減を行い、健全に国有林野事業を運営していく方針が打ち出された。¹⁰⁾ その方針に沿った国有林野事業の長期債務の抜本的解決策として、「国有林野事業の改革のための特別措置法」(平成10年法律第134号)と「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」(同年法律第135号)が公布され、平成10年度に抜本的改革が行われた。¹¹⁾

すなわち、「国有林野事業の改革のための特別措置法」により、政府は国有林野事業の危機的状況にかんがみ、特定債務の一般会計への帰属とその他必要な措置を定めるとし(同法第1条)、また、国有林野事業の改革は平成15年度までの期間を集中改革期間として実施し(同法第4条)、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営に転換することとした(同法第5条)。

平成10年度に抜本的改革に着手した国有林野事業勘定予算は、平成11年度以降国有林野の管理経営の公益的機能重視への転換、組織・要員の徹底した縮減合理化を図るなど、歳入歳出両面にわたって厳しい見直しを行い、編成された。

平成12年度における歳入歳出予算は次のとおりとなっている。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 国有林野事業収入	704億円	(1) 管理に必要な経費	2,049億円
(2) 借入金	1,002億円	(2) その他	514億円
(3) その他	857億円	(事業実施に必要な経費等)	
(一般会計、治山勘定より受入)			
計	2,563億円	計	2,563億円

(3) 治山勘定

この勘定は、治山事業の経理を一般会計と区分して行い、治山事業計画を的確に実施することを目的として、昭和35年度に設置されたものである。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1,381億円	(1) 治山事業費	1,193億円
(2) 産業投資特別会計より受入	310億円	(2) 治山事業資金貸付金	287億円
(3) その他	66億円	(3) その他	277億円
(地方公共団体工事費負担金収入等)		(北海道治山事業費、治山事業工事諸費等)	
計	1,757億円	計	1,757億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-7のとおりである。

この勘定の歳入は、一般会計より受入と産業投資特別会計より受入、地方公共団体工事費負担金収入を主な財源とし、歳出は荒廃地等の復旧、予防対策、防災林造成、保安林整備の推進に要する治山事業費等、治山事業資金貸付金、治山事業工事諸費等、所要額を計上している。

平成2年度以降の治山事業の流れをみると、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)の公布により、公共投資の圧縮が打ち出されたため(同法第14条、第15条)、「治山治水緊急措置法」の「治山事業5か

年計画」が「治山事業7か年計画」へと2年延長された（同法附則第21条）。それに伴い、治山勘定の事業も「治山事業5か年計画」から「治山事業7か年計画」に沿った治山事業に改められ、平成10年度より一般会計からの繰入れが圧縮された。すなわち、平成9年度における一般会計より受入は2021億円であったが、平成10年度には1841億円に減少している。¹⁴⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁵⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入	1,874億円	(1) 治山事業費	1,583億円
(2) その他 (地方公共団体工事費負担 金収入等)	48億円	(2) 北海道治山事業費	159億円
		(3) 治山事業工事諸費	144億円
		(4) その他 (離島治山事業費等)	36億円
計	1,923億円	計	1,923億円

平成12年度の歳入歳出予算は、当初予算ベースで見ると、わずかながら増加している。歳入は一般会計より受入と地方公共団体工事費負担金収入を主な財源とし、歳出は従前と同様、荒廃地等の復旧、予防対策、水源地域整備等に重点を置くとともに、保安林整備の推進に要する治山事業費、治山事業工事諸費等、所要額を計上している。

〔注〕

- 1) 国有林野事業の統一については、林野庁『国有林10年の歩み』（昭和32年）を参照。昭和63年度までの国有林野事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、同『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 697ページ。
- 3) 同上 701ページ。
- 4) 『国の予算』平成3年度 704ページ。
- 5) 『国の予算』平成4年度 690ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 545-546ページ。
- 7) 『国の予算』平成元年度 702-703ページ、『平成元年度特別会計予算書』469-473ページ。なお、国有林野事業勘定借入金は資金運用部の財政投融资計画に計上されている

- (『国の予算』平成元年度 1010ページ)。
- 8) 『国の予算』平成元年度 702ページ。
- 9) 『平成8年度特別会計決算参照書』385ページ。
- 10) 『国の予算』平成10年度 692ページ。
- 11) 『国の予算』平成12年度 546ページ。
- 12) 同上 547-548ページ、『平成12年度特別会計予算書』499-504ページ。
- 13) 『国の予算』平成元年度 704-706ページ、『平成元年度特別会計予算書』474-479ページ。
- 14) 『平成9年度特別会計予算書』483ページ、『平成10年度特別会計予算書』489ページ。
- 15) 『国の予算』平成12年度 548-550ページ、『平成12年度特別会計予算書』505-510ページ。

表 1-2-7 国有林野事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国有林野事業勘定							
歳入	国有林野事業収入	282,092	288,334	314,325	310,333	270,138	247,140
	業務収入	206,188	210,639	225,163	213,749	165,093	140,001
	林野売払代	29,250	26,066	—	—	—	—
	林野等売払代	—	—	72,576	80,680	89,992	92,000
	雑収入	46,654	51,629	16,587	15,904	15,053	15,139
	一般会計より受入	16,398	18,592	24,952	30,305	36,347	41,417
	他勘定より受入						
	治山勘定より受入	11,311	12,195	13,311	14,166	15,280	16,159
	借入金	270,000	264,000	258,000	260,700	288,000	288,000
合計	579,801	583,121	610,588	615,504	609,764	592,716	
歳出	国有林野事業費	576,801	580,121	604,168	612,504	606,764	589,716
	管理経費	481,596	486,470	508,618	511,791	512,391	503,813
	事業経費	92,321	90,767	92,665	96,966	90,537	82,972
	林道施設等災害復旧事業費	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884
	森林災害復旧造林事業費	—	—	—	863	953	47
	予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	給与改善予備費	—	—	3,420	—	—	—
	合計	579,801	583,121	610,588	615,504	609,764	592,716
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
治山勘定							
歳入	一般会計より受入	138,060	137,484	141,684	176,857	185,726	253,791
	産業投資特別会計より受入	31,042	30,779	31,407	2,016	617	—

歳入	地方公共団体工事 費負担金収入	6,533	6,473	5,459	5,385	4,272	4,294
	償還金収入	—	—	—	—	2,309	64,186
	雑収入	7	7	6	10	9	9
	前年度剰余金受入	93	102	116	90	91	91
	合 計	175,735	174,845	178,672	184,358	193,025	322,371
歳出	治山事業費	119,286	117,798	119,521	150,862	156,742	218,909
	北海道治山事業費	11,223	11,153	11,413	14,154	14,672	19,555
	離島治山事業費	1,996	2,005	2,060	2,139	2,304	2,382
	沖繩治山事業費	442	446	481	549	626	705
	治山事業資金貸付金	28,709	28,444	29,072	2,016	617	—
	北海道治山事業資 金貸付金	2,333	2,335	—	—	—	—
	北海道治山事業貸 付金	—	—	2,335	—	—	—
	治山事業工事諸費	11,646	12,564	13,690	14,538	15,654	16,534
	産業投資特別会計 へ繰入	—	—	—	—	2,309	64,186
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合 計	175,735	174,845	178,672	184,358	193,025	322,371
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
国有林野事業勘定							
歳入	国有林野事業収入	238,403	233,025	223,363	112,186	79,534	70,411
	業務収入	131,338	123,576	113,928	60,249	40,997	31,191
	林野売払代	—	—	—	—	—	—
	林野等売払代	92,000	92,000	92,000	40,000	29,000	30,000
	雑収入	15,064	17,449	17,435	11,937	9,537	9,220
	一般会計より受入	45,881	52,862	57,568	44,015	70,547	71,603
	他勘定より受入						
	治山勘定より受入	16,050	15,961	15,878	14,074	14,050	14,052
	借入金	287,000	280,000	277,000	229,600	80,300	100,200
合 計	587,334	581,848	573,809	399,875	244,431	256,266	
歳出	国有林野事業費	584,334	580,348	572,309	398,375	242,931	254,766
	管理経費	504,995	505,771	500,521	338,757	192,474	204,867
	事業経費	76,365	71,542	68,846	56,676	47,515	47,074
	林道施設等災害 復旧事業費	2,884	2,884	2,940	2,940	2,940	2,823
	森林災害復旧造 林事業費	90	151	2	2	2	2
	予備費	3,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	587,334	581,848	573,809	399,875	244,431	256,266

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
治山勘定							
歳入	一般会計より受入	195,297	201,465	202,052	184,052	186,331	187,435
	産業投資特別会計より受入	106	—	—	—	—	—
	地方公共団体工事費負担金収入	4,250	4,439	4,699	4,459	4,639	4,547
	償還金収入	113	8	8	8	8	—
	雑収入	9	11	6	19	9	10
	前年度剰余金受入	99	105	121	232	296	260
	合計	199,875	206,028	206,886	188,770	191,282	192,253
歳出	治山事業費	164,207	169,723	170,523	155,956	157,292	158,281
	北海道治山事業費	15,368	16,033	16,046	14,680	15,916	15,919
	離島治山事業費	2,689	2,868	2,904	2,646	2,603	2,568
	沖縄治山事業費	875	967	1,024	933	944	956
	治山事業資金貸付金	106	—	—	—	—	—
	北海道治山事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道治山事業貸付金	—	—	—	—	—	—
	治山事業工事諸費	16,417	16,329	16,281	14,447	14,420	14,429
	産業投資特別会計へ繰入	113	8	8	8	8	—
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	199,875	206,028	206,886	188,770	191,282	192,253

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

5 郵政事業特別会計

この会計は、(1) 郵便、(2) 郵便為替及び郵便振替、(3) 郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の取扱業務、(4) 日本電信電話株式会社から委託された電信電話業務、(5) 印紙の売さばきに関する事務、(6) 年金及び恩給の支給その他国庫金等の受入れ及び払渡しに関する事務、(7) 国債等の募集の取扱い等に関する事務等を経理するために設置されたものである。このうち、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の事業そのものはそれぞれ特別会計で経理されているが、これらの事業の業務取扱費、営繕費については郵政事業特別会計が両特別会計から財源を受け入れて経理している。¹⁾

郵政事業は、国民生活と密接な関連を有しており、平成元年から平成12年に

かけて、その事業は年々拡大している。

〔参考〕平成元年度の「郵政事業特別会計法」

第1条（設置）

郵政事業を企業的に経営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて経理する。

第2条（郵政事業の範囲）

この法律において「郵政事業」とは、郵便、郵便為替及び郵便振替の事業、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の取扱いに関する業務、日本電信電話株式会社、国際電信電話株式会社、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から郵政省に委託された業務、日本放送協会、国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会から郵政省に委託された事務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する事務、印紙の売りさばきに関する事務、年金及び恩給の支給その他国庫金の受入れ払渡しに関する事務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する事務並びにこれらの附帯業務をいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便事業は政府の直営として一般会計で経理されてきたが、「通信事業特別会計法」（昭和8年法律第41号）により、昭和8年度から通信事業特別会計で経理された。また、「通信事業特別会計法」（昭和22年法律第41号）が改正され、発生主義の原則が導入された。更に「郵政事業特別会計法」（昭和24年法律第109号）の施行により、昭和24年6月1日に通信事業特別会計が廃止され、電気通信事業を除く郵便事業等は郵政事業特別会計の経理に切り替えられた。また、それまで所管官庁であった逓信省が郵政省となり、郵政事業特別会計は同省の所管となった。²⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 業務収入	2兆8,997億円	(1) 業務費	2兆8,000億円
(2) 業務外収入	2兆4,159億円	(2) 業務外支出	2兆4,159億円
(3) その他 (借入金、設備負担 金等)	2,667億円	(3) その他 (局舎其他施設費、 借入金償還等)	3,664億円
計	5兆5,823億円	計	5兆5,823億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-9のとおりである。

歳入のうち約半分を占める業務収入は、切手収入、葉書類代等の郵便業務収入と郵便貯金特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計、日本電信電話株式会社よりの受入れ、国税金取扱事務費等の受託業務収入等で構成されている。また、業務外収入も予算の約半分を占めているが、そのほとんどが収入印紙収入と自動車重量税印紙収入で占められており、その計上額はそれぞれの印紙収入見込額となっている。

歳出は、職員の人件費、物件費を中心とした業務費と収入印紙収入繰入及買戻金、自動車重量税印紙収入繰入及買戻金等の業務外支出について、各々に対応する業務外収入と同額を予算計上している。

郵便事業の平成元年度の損益についてみると、昭和63年度に約200億通であった通常郵便の引受枚数が約211億通に増加したため、利益は139億円から166億円へと増大し、累積利益金は559億円となっていた。⁴⁾

郵便料金については、消費税導入時の消費税相当分の値上げを除いて手紙及び葉書の料金は据え置かれていたが、平成6年度の予算編成に当たり、人件費の累増等により平成5年度末の補正後予算ベース（見込額）で累積赤字が1200億円を超えることが見込まれたことから、平成6年1月24日の郵政省令の改正により手紙80円、葉書50円等の料金改正が行われた。

このような料金改定等に伴い、平成6年度から平成9年度までは、単年度で利益を計上し、平成6年度には累積欠損金が解消された。しかし、平成10年度以降3年間は厳しい景気の影響等を受け、業務収入が低迷し、単年度で赤字計上となった。⁵⁾

以下は、平成5年度から平成12年度までの損益計算の推移である。⁶⁾

表 1-2-8 平成5年度～平成12年度までの損益推移（決算ベース）

(単位：億円)

	平成5年度	6年度	7年度	8年度
収益	19,611	22,348	22,865	23,362
費用	20,443	21,201	21,647	22,419
利益又は欠損	△832	1,147	1,218	943
累積利益金	△1,002	145	1,363	2,306
	平成9年度	10年度	11年度	12年度
収益	23,138	22,365	22,438	22,424
費用	22,940	22,990	22,991	22,524
利益又は欠損	198	△625	△553	△100
累積利益金	2,504	1,879	1,326	1,226

また、「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」（平成10年法律第78号）により、「郵政事業特別会計法」が一部改正され、金融機関から郵政省に委託された金銭の受入れ又は払渡しに関する事務が追加された（「郵政事業特別会計法」第2条）。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 業務収入	4兆3,547億円	(1) 業務費	4兆1,424億円
(2) 業務外収入	2兆4,845億円	(2) 業務外支出	2兆4,845億円
(3) その他	7,328億円	(3) その他	9,451億円
(借入金、設備負担 金等)		(局舎其他施設費、 借入金償還等)	
計	7兆5,720億円	計	7兆5,720億円

なお、業務収入は郵便業務収入、受託業務収入等で、業務外収入は収入印紙収入や自動車重量税印紙収入等で、それぞれ構成されている。

また、業務費は郵便費や為替貯金費等で、業務外支出は収入印紙収入繰入及買戻金や自動車重量税印紙収入繰入及買戻金等で、それぞれ構成されている。

なお、平成15年4月1日に日本郵政公社が設立されるに伴い、「日本郵政公社法施行法」（平成14年法律第98号）が公布され、郵政事業特別会計は平成15年3月31日で廃止された。

〔注〕

- 1) 『国の予算』平成元年度 739-740ページ。
- 2) 逓信省は昭和18年11月1日に鉄道省と統合され、運輸通信省となったが、昭和21年7月1日に再置された。電気通信事業は「電気通信事業特別会計法」（昭和24年法律第110号）により、電気通信特別会計として経理されたが、昭和27年8月1日に日本電信電話公社が設置されたことに伴い廃止された。

昭和20年までの通信事業特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、占領期の通信事業特別会計と郵政事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、昭和27年度以降の郵政事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

郵政事業一般については、逓信省編『逓信事業史』第2巻「郵便」（昭和15年、逓信協会）、郵政省編『続逓信事業史』第3巻「郵便」（昭和35年、前島会）を参照。

- 3) 『国の予算』平成元年度 741-743ページ、『平成元年度特別会計予算書』679-685ページ。
- 4) 『国の予算』平成3年度 739-740ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 579-580ページ。
- 6) 『国の予算』各年度を参照。
- 7) 『国の予算』平成12年度 581-582ページ、『平成12年度特別会計予算書』719-726ページ。

表 1-2-9 郵政事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務収入	2,899,698	3,099,023	3,324,023	3,567,525	3,823,379	4,085,979
業務収入	1,513,883	1,629,854	1,757,370	1,884,213	1,973,714	2,142,728
郵便業務収入	1,465,601	1,574,816	1,693,254	1,814,430	1,907,070	2,075,101
為替振替業務収入	48,282	55,037	64,116	69,783	66,644	67,627
受託業務収入	1,281,556	1,357,421	1,442,914	1,564,819	1,727,776	1,821,630
他会計より受入	1,238,069	1,324,142	1,414,711	1,541,237	1,708,221	1,803,040
政府関係機関より受入	4	3	2	2	1	1
共済組合より受入	32	50	53	54	40	41
日本放送協会より受入	3,047	3,239	3,239	3,071	3,088	3,106
日本銀行より受入	5,268	4,431	—	—	—	—
日本銀行等より受入	—	—	4,399	4,414	4,101	4,045
日本電信電話株式会社より受入	35,136	25,556	20,511	16,041	12,326	11,397
日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	—	—
雑収入	104,259	111,749	123,739	118,493	121,889	121,621
業務外収入	2,415,882	2,613,833	2,826,118	2,437,844	2,538,373	2,486,086
収入印紙収入	1,554,000	1,644,000	1,822,000	1,386,000	1,429,000	1,340,000
自動車重量税印紙収入	745,300	837,300	853,300	898,700	922,700	976,000
雇用保険印紙収入	2,701	2,509	2,004	1,637	1,321	1,241
健康保険印紙収入	20,071	16,493	17,069	17,563	16,179	14,512
特許印紙収入	51,275	54,552	59,271	63,558	82,408	71,059
登記印紙収入	42,535	58,980	72,474	70,386	86,765	83,274
資本収入	266,734	268,496	314,913	432,367	544,734	561,496
借入金	204,500	202,200	221,400	321,200	468,200	474,900
設備負担金	62,234	66,296	93,513	111,167	76,534	86,596
合 計	5,582,314	5,981,352	6,465,054	6,437,736	6,906,486	7,133,561

歳入

歳出	業務費	2,800,026	2,980,178	3,174,135	3,454,199	3,725,677	3,811,553
	総係費	567,115	599,143	642,605	700,251	742,005	763,065
	郵便費	1,230,572	1,300,257	1,391,101	1,516,167	1,618,199	1,606,443
	為替貯金費	541,465	595,785	627,757	691,309	758,974	814,810
	保険年金費	421,696	444,822	469,938	—	—	—
	簡易生命保険費	—	—	—	502,260	560,306	583,258
	他会計へ繰入	39,179	40,171	42,734	44,212	46,193	43,977
	業務外支出	2,415,882	2,613,833	2,826,118	2,437,844	2,538,373	2,486,086
	収入印紙収入繰入及買戻金	1,554,000	1,644,000	1,822,000	1,386,000	1,429,000	1,340,000
	自動車重量税印紙収入繰入及買戻金	745,300	837,300	853,300	898,700	922,700	976,000
	雇用保険印紙収入繰入及買戻金	2,701	2,509	2,004	1,637	1,321	1,241
	健康保険印紙収入繰入及買戻金	20,071	16,493	17,069	17,563	16,179	14,512
	特許印紙収入繰入及買戻金	51,275	54,552	59,271	63,558	82,408	71,059
	登記印紙収入繰入及買戻金	42,535	58,980	72,474	70,386	86,765	83,274
	局舎其他施設費	187,337	219,471	262,286	329,416	331,685	341,870
	借入金償還	159,069	147,870	153,942	196,277	290,751	474,052
	予備費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給与改善予備費	—	—	28,573	—	—	—	
合 計	5,582,314	5,981,352	6,465,054	6,437,736	6,906,486	7,133,561	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	業務収入	4,225,288	4,352,161	4,478,673	4,459,437	4,319,120	4,354,704
	業務収入	2,177,586	2,225,462	2,259,996	2,292,320	2,176,404	2,179,698
	郵便業務収入	2,105,305	2,150,791	2,185,013	2,217,795	2,097,434	2,110,452
	為替振替業務収入	72,281	74,671	74,983	74,526	78,970	69,246
	受託業務収入	1,910,008	1,990,001	2,065,057	2,025,574	2,013,539	2,048,330
	他会計より受入	1,893,301	1,972,920	2,048,723	2,009,252	2,000,780	2,032,264
	政府関係機関より受入	1	1	1	1	0	0
	共済組合より受入	42	43	45	46	47	48
	日本放送協会より受入	3,131	3,175	3,286	3,401	3,428	3,317
	日本銀行より受入	—	—	—	—	—	—

歳入	日本銀行等より受入	3,467	3,641	2,549	2,694	2,982	7,945
	日本電信電話株式会社より受入	10,067	10,221	10,454	10,182	—	—
	日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	6,302	—
	東日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	—	4,756
	雑収入	137,694	136,698	153,621	141,543	129,177	126,676
	業務外収入	2,651,809	2,826,620	2,948,243	2,785,244	2,543,196	2,484,459
	収入印紙収入	1,458,000	1,574,000	1,650,000	1,465,000	1,211,000	1,174,000
	自動車重量税印紙収入	1,020,000	1,073,400	1,118,700	1,120,000	1,121,300	1,109,300
	雇用保険印紙収入	1,229	1,051	908	705	956	955
	健康保険印紙収入	11,640	10,234	9,632	8,685	7,405	6,481
	特許印紙収入	74,628	81,351	76,822	75,693	90,584	90,804
	登記印紙収入	86,313	86,584	92,182	115,161	111,951	102,920
	資本収入	484,717	454,205	452,422	480,282	754,643	732,848
	借入金	426,100	384,200	390,600	380,600	653,500	674,300
設備負担金	58,617	70,005	61,822	99,682	101,143	58,548	
合計	7,361,814	7,632,985	7,879,338	7,724,963	7,616,959	7,572,011	
歳出	業務費	3,948,800	4,072,336	4,208,506	4,182,280	4,143,920	4,142,425
	総係費	778,779	795,263	822,973	826,008	832,996	821,376
	郵便費	1,653,122	1,702,560	1,771,853	1,790,300	1,774,968	1,779,789
	為替貯金費	859,207	911,767	945,680	933,580	914,958	941,451
	保険年金費	—	—	—	—	—	—
	簡易生命保険費	613,608	623,742	635,115	603,536	595,698	578,892
	他会計へ繰入	44,084	39,003	32,884	28,855	25,300	20,916
	業務外支出	2,651,809	2,826,620	2,948,243	2,785,244	2,543,196	2,484,459
	収入印紙収入繰入及買戻金	1,458,000	1,574,000	1,650,000	1,465,000	1,211,000	1,174,000
	自動車重量税印紙収入繰入及買戻金	1,020,000	1,073,400	1,118,700	1,120,000	1,121,300	1,109,300
	雇用保険印紙収入繰入及買戻金	1,229	1,051	908	705	956	955
	健康保険印紙収入繰入及買戻金	11,640	10,234	9,632	8,685	7,405	6,481
特許印紙収入繰入及買戻金	74,628	81,351	76,822	75,693	90,584	90,804	

40 第2章 事業特別会計

歳出	登記印紙収入繰 入及買戻金	86,313	86,584	92,182	115,161	111,951	102,920
	局舎其他施設費	281,886	285,010	321,505	343,699	334,065	264,857
	借入金償還	459,319	429,020	381,084	393,740	575,778	660,270
	予備費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	7,361,814	7,632,985	7,879,338	7,724,963	7,616,959	7,572,011

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

第3節 公共事業特別会計及びその他の事業特別会計

1 道路整備特別会計

この会計は、昭和33年度の第2次道路整備5か年計画の策定に対応して設けられたもので、道路整備の特定財源となっている揮発油税収入相当額、一般会計より受入、及び特別会計の直轄事業に係る地方公共団体の直轄分担金等を財源として、道路整備事業の推進を図ることを目的として創設されたものである。¹⁾

〔参考〕平成元年度の「道路整備特別会計法」

第1条（設置）

第1項 「道路整備緊急措置法」（昭和33年法律第34号）第3条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の2分の1に相当する金額を同法第2条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同条第1項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のあるものであつて、「道路法」（昭和27年法律第180号）第38条第1項に規定する道路の占用に関する工事、同法第58条第1項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第59条第1項に規定する他の工事に該当するもののうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（以下「附帯工事」という。）及び国が委託に基き施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理をも行うものとする。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

道路整備を急ぐため、「特定道路整備事業特別会計法」（昭和27年法律第170号）が公布され、特定道路整備事業特別会計が同年7月1日に設置された。一部の道路については資金運用部資金を借り入れて道路整備を行い、建設費を受益者負担により償還する制度が導入された。特定道路整備事業特別会計の実体法は「道路整備特別措置法」（昭和31年法律第7号）である。「日本道路公団法」（昭和31年法律第6号）により、同年4月16日に日本道路公団が設置されると、同日をもって特定道路整備事業特別会計は廃止された。更に特定財源を特別会計に取り入れて道路整備の促進を図るため、「道路整備特別会計法」（昭和33年法律第35号）が公布され、同年4月1日に道路整備特別会計が設置された。道路整備特別会計の実体法は「道路整備緊急措置法」（昭和33年法律第34号）である。²⁾ 以後、道路整備5か年計画が改定されるたびに、「道路整備緊急措置法」の一部改正が行われている。

揮発油税収入は全額この特別会計に受け入れられ、石油ガス税は一般会計税収として、その2分の1が繰り入れられる（「道路整備特別会計法」第1条）。産業投資特別会計より受入の原資は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）に基づく社会資本整備財源である。地方公共団体工事費負担金収入は道路整備に伴う当該地方公共団体の受益者負担分である。³⁾

平成元年度予算は、第10次道路整備5か年計画の第2年度として事業の推進を図ることを目的として、高速自動車交通網の形成に資する高規格幹線道路、都市居住環境の向上及び良好な市街地形成のための街路、大都市圏環状道路、地域社会の基盤となる道路の建設等の促進を図るとともに、交通安全対策等、生活に密着した事業等に重点配分している。その結果、昭和63年度当初予算に比べ857億円（2.8%）の増加となっている。⁴⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

第3節 公共事業特別会計及びその他の事業特別会計 43

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1兆7,529億円	(1) 道路事業費	1兆4,962億円
(2) 揮発油税	4,550億円	(2) 地方道路整備臨時交付金	4,550億円
(3) 地方公共団体工事費負担金収入	5,039億円	(3) 北海道道路事業費	2,410億円
(4) 産業投資特別会計より受入	3,898億円	(4) 街路事業費	2,326億円
(5) その他	1,803億円	(5) 道路事業資金貸付金	2,246億円
(受託工事納付金収入、附帯工事費負担金収入等)		(6) その他	6,325億円
		(街路事業資金貸付金等)	
計	3兆2,819億円	計	3兆2,819億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-10のとおりである。

平成元年度以降、平成12年度までに事業量の増大が続いたが、これは揮発油税が伸び続けたことによる。平成12年度予算は第12次道路整備5か年計画の第3年度として事業の推進を図ることを目的として、全国的な交流ネットワークの形成及び物流の効率化対策に資する高規格幹線道路、都市居住環境の向上及び良好な市街地形成のための街路、大都市圏環状道路、地域社会の基盤となる道路の建設等の促進を図るとともに、渋滞対策、防災対策、交通安全対策等、生活に密着した事業等に重点配分している。その結果、平成11年度当初予算に比べ、1122億円(2.75%)の増加となっている。⁶⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	2兆7,480億円	(1) 道路事業費	2兆1,425億円
(2) 揮発油税	6,934億円	(2) 地方道路整備臨時交付金	6,934億円
(3) 地方公共団体工事費負担金収入	5,860億円	(3) 日本道路公団等事業助成費	4,015億円
(4) その他	3,509億円	(4) 北海道道路事業費	3,420億円
(産業投資特別会計より受入、受託工事納付金収入等)		(5) その他	7,989億円
		(街路事業費、沖縄道路事業費、道路事業工事諸費等)	
計	4兆3,784億円	計	4兆3,784億円

〔注〕

1) 『国の予算』昭和35年度 555ページ。

- 2) 道路整備特別会計の前史と昭和63年度までの時期については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。揮発油税は「揮発油税法」（昭和32年法律第55号）により、また石油ガス税は「石油ガス税法」（昭和40年法律第156号）に規定されている。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』764ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 746ページ。
- 5) 『平成元年度特別会計予算書』763-776ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 586ページ。
- 7) 『平成12年度特別会計予算書』803-816ページ。

表 1-2-10 道路整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	揮発油税	455,000	501,100	534,400	552,800	572,500	594,800
	一般会計より受入	1,752,855	1,757,891	1,868,214	2,256,272	2,401,588	3,072,725
	産業投資特別会計より受入	389,759	388,749	394,181	106,718	95,656	90,535
	地方公共団体工事費負担金収入	503,944	517,529	498,176	507,166	476,249	481,441
	償還金収入	16,694	22,855	27,296	34,585	78,608	650,606
	附帯工事費負担金収入	47,912	55,412	55,892	74,266	70,223	78,744
	受託工事納付金収入	93,415	87,528	89,024	91,298	72,339	67,072
	前年度剰余金受入	9,000	8,479	10,713	6,551	4,006	2,274
	雑収入	13,312	14,472	15,276	15,948	16,073	16,280
	合計	3,281,891	3,354,015	3,493,172	3,645,604	3,787,242	5,054,477
歳出	道路事業費	1,496,188	1,509,555	1,563,535	1,754,403	1,818,365	2,151,328
	北海道道路事業費	241,023	244,210	250,636	293,359	308,399	378,596
	街路事業費	232,601	214,728	216,848	309,193	304,336	462,222
	北海道街路事業費	16,588	15,856	16,277	29,815	30,185	56,050
	建設機械整備費	8,726	8,883	9,154	9,513	9,822	9,980
	北海道建設機械整備費	5,232	5,254	5,318	5,526	5,723	5,725
	離島道路事業費	24,578	24,766	26,947	32,578	33,578	44,613
	沖縄道路事業費	71,456	71,667	74,075	89,721	95,254	120,294
	地方道路整備臨時交付金	455,000	501,100	534,400	552,800	572,500	594,800
	日本道路公団等事業助成費	79,714	96,501	112,784	132,562	165,875	197,890

歳出	日本道路公団補給金	373	—	38,007	30,045	16,130	111,621
	地方道路公社都市高速道路整備補給金	1,612	1,551	1,477	1,399	1,313	1,221
	日本道路公団出資金	68,100	74,900	45,200	66,800	100,800	34,800
	首都高速道路公団出資金	5,050	5,350	5,950	6,400	9,950	10,650
	阪神高速道路公団出資金	4,300	4,600	5,050	5,750	8,150	6,550
	本州四国連絡橋公団出資金	279	10,100	17,100	22,168	29,532	33,048
	有料道路整備等資金貸付金	41,383	46,113	57,876	71,850	82,508	83,423
	道路事業資金貸付金	224,598	228,833	235,740	96,118	86,015	81,453
	北海道道路事業資金貸付金	32,935	32,229	32,229	—	—	—
	街路事業資金貸付金	102,397	98,408	97,512	10,600	9,641	9,082
	北海道街路事業資金貸付金	12,901	12,690	12,690	—	—	—
	離島道路事業資金貸付金	4,900	4,802	4,223	—	—	—
	沖縄道路事業資金貸付金	12,028	11,787	11,787	—	—	—
	附帯工事費	45,968	53,268	53,541	71,427	67,402	75,782
	受託工事費	91,740	85,755	86,846	89,172	70,738	65,314
	道路事業工事諸費	77,850	80,599	86,009	89,304	89,640	89,467
	事務費	585	3,140	532	546	566	586
	産業投資特別会計へ繰入	—	371	713	3,617	29,894	618,727
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	3,302	5,645
	予備費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
合計	3,281,891	3,354,015	3,493,172	3,645,604	3,787,242	5,054,477	
歳入		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	揮発油税	597,600	630,400	657,000	665,400	671,600	693,400
	一般会計より受入	2,553,757	2,652,970	2,673,965	2,653,445	2,672,698	2,748,018
	産業投資特別会計より受入	693,861	90,653	91,864	89,716	90,336	90,545
	地方公共団体工事費負担金収入	502,063	535,225	549,044	543,628	560,428	585,993
	償還金収入	650,372	50,948	62,564	62,097	69,153	73,603
	附帯工事費負担金収入	87,670	84,760	86,232	75,335	72,257	70,529

歳入	受託工事納付金収入	78,104	87,677	103,332	59,344	89,069	81,719
	前年度剰余金受入	5,325	7,885	27,074	24,269	29,121	19,510
	雑収入	15,984	17,081	16,760	14,867	15,396	15,035
	合 計	5,184,736	4,157,599	4,267,835	4,188,101	4,270,058	4,378,352
歳出	道路事業費	1,897,434	1,952,917	1,964,756	2,034,480	2,066,816	2,142,507
	北海道道路事業費	325,235	340,561	342,932	330,449	332,494	341,982
	街路事業費	291,206	272,765	246,970	191,442	177,504	167,916
	北海道街路事業費	31,591	32,990	31,916	29,181	28,304	28,718
	建設機械整備費	10,242	10,655	10,700	10,002	10,288	10,546
	北海道建設機械整備費	5,854	6,009	6,151	5,736	5,798	5,795
	離島道路事業費	38,802	41,438	42,523	44,446	46,113	45,489
	沖縄道路事業費	100,971	106,873	109,580	108,889	111,207	115,511
	地方道路整備臨時交付金	597,600	630,400	657,000	665,400	671,600	693,400
	日本道路公団等事業助成費	226,289	288,799	359,202	363,000	382,295	401,532
	日本道路公団補給金	124,000	125,855	113,100	97,865	194,112	100,781
	地方道路公社都市高速道路整備補給金	1,123	1,017	903	782	650	508
	日本道路公団出資金	44,000	83,823	137,422	167,470	94,300	206,210
	首都高速道路公団出資金	12,550	23,100	25,000	22,300	24,050	25,100
	阪神高速道路公団出資金	9,850	18,400	39,400	21,250	15,850	15,600
	本州四国連絡橋公団出資金	34,766	36,604	43,377	53,333	53,333	53,333
	有料道路整備等資金貸付金	84,416	92,664	85,362	55,095	49,902	42,294
	道路事業資金貸付金	617,348	81,429	82,640	80,769	85,836	85,255
	北海道道路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	街路事業資金貸付金	76,513	9,224	9,224	8,947	4,500	5,290
	北海道街路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島道路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沖縄道路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
附帯工事費	84,400	81,794	83,396	72,458	69,818	68,101	
受託工事費	76,134	85,702	101,047	57,641	86,289	79,570	

歳出	道路事業工事諸費	90,073	91,915	91,212	91,991	93,480	92,778
	事務費	599	606	596	560	504	480
	産業投資特別会計 へ繰入	617,393	17,562	24,811	28,140	35,457	39,649
	国債整理基金特別 会計へ繰入	9,136	9,796	14,317	5,975	8,353	8,039
	予備費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	合 計	5,184,736	4,157,599	4,267,835	4,188,101	4,270,058	4,378,352

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」 「予算特集」各号により作成。

2 治水特別会計

(1) 概要

この会計は昭和35年度において、治水事業10か年計画の策定に対応して設けられたもので、一般会計及び産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入れ、直轄事業に係る地方公共団体負担金等を財源として治水事業の推進を図ることとしている。

[参考] 平成元年度の「治水特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 「治山治水緊急措置法」(昭和35年法律第21号。以下「法」という。)

第3条に規定する治水事業五箇年計画の実施に伴い、法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業(同条第3項の規定に該当するものを除く。)で国が施行するもの(以下「直轄治水事業」という。)及び同条第2項第4号に規定する工事(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「治水関係受託工事」という。)及び多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「多目的ダム関係受託工事」という。)

- 二 法第2条第2項第1号に規定する河川、同項第2号に規定する砂防設備（「砂防法」（明治30年法律第29号）第3条の2の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第3号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）及び「海岸法」（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で建設大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに「河川法」（昭和39年法律第167号）第9条第1項の規定により建設大臣が行う一級河川の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務
- 三 法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業（同条第3項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同条第2項第1号に掲げる事業（同条第3項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
- 四 法第2条第2項第5号に掲げる事業（同条第3項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

政府直轄で治水事業を行うため、「特定多目的ダム建設工事特別会計法」（昭和32年法律第36号）が制定された。同法に基づき、特定多目的ダム建設工事特別会計が昭和32年度に設置され、多目的ダムの建設がこの特別会計により実施された。更に昭和34年の伊勢湾台風による大規模災害により治水事業の強化が求められたため、「治水特別会計法」（昭和35年法律第40号）により治水事業5か年計画の策定に対応する形で昭和35年度に治水特別会計が設置された。実体法は「治山治水緊急措置法」（昭和35年法律第21号）である。治水特別会計の設置に伴い、従来の特定多目的ダム建設工事特別会計の事業は治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定として経理され、それ以外の治水事業を治水特別会計の治水勘定で経理することとされた。¹⁾

以下、治水特別会計を治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定に分けて説明する。

(2) 治水勘定

平成元年度では、第7次治水事業5か年計画の第3年度として事業の推進を図ることとして、① 河川事業では、河川災害の実態、河川流域の開発状況等を考慮し、水資源開発と併せて被災河川の改修事業、総合治水対策特定河川事業、都市河川緊急整備事業、② その他の事業では、ダムの建設事業及び砂防事業等を進めることとして所要の予算を計上している。²⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	6,835億円	(1) 河川事業費	4,568億円
(2) 地方公共団体工事費負担金収入	2,287億円	(2) 砂防事業費	1,618億円
(3) 産業投資特別会計より受入	1,843億円	(3) 河川総合開発事業費	959億円
(4) その他	913億円	(4) 北海道河川事業費	836億円
(受託工事納付金収入、電気事業者等工事費負担金収入等)		(5) その他	3,898億円
		(治水事業工事諸費、河川事業資金貸付金等)	
計	1兆1,879億円	計	1兆1,879億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-11のとおりである。

平成元年度以降、一般会計からの繰入れを主な財源として、特別会計による治水事業が続けられてきたが、平成9年度において「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)により、「治山治水緊急措置法」とともに特別会計設置法が改正された(同法附則第23号)。これにより、「治水事業5か年計画」が「治水事業7か年計画」に改められ、2年の計画延長が行われた。また、財政構造改革に資するため、公共事業費の対前年度当初予算比で7%の削減が求められた(同法第14条第1項)。

このように公共事業費の抑制の中、治水勘定でみると平成9年度当初予算の1兆4349億円から平成10年度は1兆2434億円へと削減され、特定多目的ダム工事勘定も同2899億円から2622億円へと削減された。⁴⁾ その後の予算総額は平成

12年度まで、平成9年度の水準に戻ってはいない。

平成12年度は第9次治水事業7か年計画の第4年度として公共事業費抑制の中、最近における河川災害の実態、河川流域の開発状況等を考慮し、水資源開発を併せて、被災河川の改修事業、総合治水対策特定河川事業、ダムの建設事業及び砂防事業等を引き続き進めることとして所要の予算を計上している。⁵⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	9,910億円	(1) 河川事業費	6,261億円
(2) 地方公共団体工事費負担金収入	2,455億円	(2) 砂防事業費	2,092億円
(3) その他	914億円	(3) 河川総合開発事業費	1,375億円
(受託工事納付金収入、電気事業者等工事費負担金収入)		(4) 北海道河川事業費	1,135億円
		(5) その他	2,416億円
		(治水事業工事諸費、水資源開発公団交付金等)	
計	1兆3,279億円	計	1兆3,279億円

(3) 特定多目的ダム建設工事勘定

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1,193億円	(1) 多目的ダム建設事業費	2,039億円
(2) 電気事業者等工事費負担金収入	764億円	(2) その他	595億円
(3) 地方公共団体工事費負担金収入	590億円	(北海道多目的ダム建設事業費、工事諸費等治水勘定へ繰入等)	
(4) その他	87億円		
(受託工事納付金収入等)			
計	2,634億円	計	2,634億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-11のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1,545億円	(1) 多目的ダム建設事業費	2,027億円
(2) 電気事業者等工事費負担 金収入	526億円	(2) その他	638億円
(3) 地方公共団体工事費負担 金収入	452億円	(北海道多目的ダム建設 事業費、工事諸費等治水 勘定へ繰入、受託工事費 等)	
(4) その他 (受託工事納付金収入等)	141億円		
計	2,664億円	計	2,664億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの治水特別会計とその前史については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 764ページ。
- 3) 同上 764-766ページ、『平成元年度特別会計予算書』789-802ページ。
- 4) 『国の予算』平成9年度 744ページ、『国の予算』平成10年度 748ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 604ページ。
- 6) 同上 604-605ページ、『平成12年度特別会計予算書』829-841ページ。
- 7) 平成元年度予算については、『国の予算』平成元年度 764-766ページ、『平成元年度特別会計予算書』803-808ページ。平成12年度予算については、『国の予算』平成12年度 604-605ページ、『平成12年度特別会計予算書』842-847ページ。

表 1-2-11 治水特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
治水勘定							
歳入	一般会計より受入	683,522	686,644	735,179	933,611	978,366	1,355,853
	産業投資特別会計より受入	184,318	181,090	171,642	10,711	5,175	591
	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	15,406	16,619	17,015	17,569	17,849	17,025
	地方公共団体工事費負担金収入	228,726	231,194	213,581	227,939	218,782	221,873
	電気事業者等工事費負担金収入	19,142	21,568	24,608	26,785	27,137	22,816
	償還金収入	—	—	—	334	10,299	353,456
	附帯工事費負担金収入	7,568	7,568	8,283	11,290	11,548	9,268
	受託工事納付金収入	46,013	45,781	48,117	45,330	45,782	44,188
	前年度剰余金受入	1,800	1,370	510	1,100	1,800	1,650
	雑収入	1,370	2,094	2,101	2,457	3,043	2,872
合 計	1,187,865	1,193,928	1,221,035	1,277,126	1,319,782	2,029,592	
歳出	河川事業費	456,833	458,132	467,845	562,522	581,300	748,027
	北海道河川事業費	83,565	83,311	85,226	102,915	106,615	135,431
	河川総合開発事業費	95,860	95,417	104,697	148,037	153,913	239,456
	北海道河川総合開発事業費	2,317	2,966	3,649	9,303	8,841	18,803
	水資源開発公団交付金	45,980	46,123	45,434	54,419	55,610	68,308
	砂防事業費	161,791	161,963	167,751	204,205	211,236	280,211
	北海道砂防事業費	9,362	9,488	9,798	11,329	11,517	14,046
	建設機械整備費	987	1,011	1,015	1,022	1,060	1,099
	北海道建設機械整備費	142	139	125	122	127	139
	離島治水事業費	7,573	7,616	7,868	9,053	8,021	12,358
	沖繩治水事業費	6,162	8,725	12,535	15,466	16,191	14,708
	河川事業資金貸付金	78,449	76,716	71,828	4,740	2,688	350
	北海道河川事業資金貸付金	14,230	13,970	13,939	—	—	—
	河川総合開発事業資金貸付金	43,178	42,513	40,535	3,495	1,468	52
	北海道河川総合開発事業資金貸付金	4,878	5,074	5,100	—	—	—
	水資源開発公団貸付金	6,408	6,411	6,925	67	10	—
	砂防事業資金貸付金	33,073	32,379	30,165	2,409	1,008	189
北海道砂防事業資金貸付金	1,077	1,052	1,057	—	—	—	
離島治水事業資金貸付金	819	790	790	—	—	—	

歳出	沖縄治水事業資金貸付金	2,206	2,185	1,303	—	—	—
	附帯工事費	7,219	7,227	7,920	10,797	11,016	8,815
	受託工事費	43,206	43,085	45,232	42,587	43,005	41,394
	治水事業工事諸費	81,727	84,485	89,605	93,576	93,711	92,006
	事務費	324	2,650	193	228	504	245
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	334	10,299	353,455
	予備費	500	500	500	500	500	500
	合計	1,187,865	1,193,928	1,221,035	1,277,126	1,319,782	2,029,592
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定多目的ダム建設工事勘定							
歳入	一般会計より受入	119,331	119,252	122,261	129,647	135,893	140,649
	地方公共団体工事費負担金収入	58,997	59,292	53,026	49,709	46,568	46,213
	電気事業者等工事費負担金収入	76,374	70,073	69,005	63,762	64,549	63,849
	受託工事納付金収入	7,617	7,617	7,864	8,132	9,339	11,605
	前年度剰余金受入	944	1,046	747	507	246	345
	雑収入	110	111	114	102	100	107
	合計	263,373	257,391	253,017	251,860	256,695	262,768
歳出	多目的ダム建設事業費	203,911	200,079	198,256	197,319	199,212	197,672
	北海道多目的ダム建設事業費	27,426	25,111	25,121	25,910	27,874	28,597
	沖縄多目的ダム建設事業費	7,923	7,623	4,879	3,146	2,671	8,177
	受託工事費	7,307	7,312	7,567	7,816	8,989	11,197
	国債整理基金特別会計へ繰入	1,300	547	79	—	—	—
	工事諸費等治水勘定へ繰入	15,406	16,619	17,015	17,569	17,849	17,025
	電気事業者等工事費負担金還付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	100	100	100	100	100	100
合計	263,373	257,391	253,017	251,860	256,695	262,768	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
治水勘定							
歳入	一般会計より受入	1,027,620	1,060,625	1,061,634	911,048	972,725	990,989
	産業投資特別会計より受入	15,583	837	837	38	243	168
	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	17,241	17,189	17,408	17,122	18,146	16,438

歳入	地方公共団体工事費負担金収入	233,535	246,958	255,874	241,112	241,481	245,510
	電気事業者等工事費負担金収入	23,735	23,990	35,447	22,034	18,908	18,981
	償還金収入	15,495	925	1,321	1,235	916	959
	附帯工事費負担金収入	10,381	10,805	13,179	11,438	12,590	10,545
	受託工事納付金収入	37,549	40,806	42,988	35,945	36,458	36,022
	前年度剰余金受入	—	1,160	1,998	—	1,048	1,436
	雑収入	3,048	3,153	4,222	3,399	4,031	6,843
	合 計	1,384,187	1,406,449	1,434,908	1,243,371	1,306,545	1,327,891
歳出	河川事業費	617,354	645,430	650,183	579,444	610,261	626,094
	北海道河川事業費	111,012	115,511	115,363	99,927	111,097	113,480
	河川総合開発事業費	158,239	161,269	161,111	125,676	129,524	137,516
	北海道河川総合開発事業費	8,558	8,910	11,317	11,268	14,713	15,588
	水資源開発公団交付金	57,237	59,633	73,326	60,426	56,510	54,131
	砂防事業費	225,791	234,963	234,999	193,558	203,025	209,225
	北海道砂防事業費	12,345	12,805	12,916	11,168	12,671	13,069
	建設機械整備費	1,146	1,248	1,248	1,145	1,180	1,180
	北海道建設機械整備費	158	205	210	205	208	215
	離島治水事業費	11,742	12,702	12,948	10,992	12,184	10,108
	沖縄治水事業費	11,944	10,781	11,382	9,352	9,334	9,749
	河川事業資金貸付金	10,822	697	667	18	18	18
	北海道河川事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	河川総合開発事業資金貸付金	1,476	140	170	20	225	150
	北海道河川総合開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	水資源開発公団貸付金	1,157	—	—	—	—	—
	砂防事業資金貸付金	2,127	—	—	—	—	—
	北海道砂防事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島治水事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沖縄治水事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	附帯工事費	9,877	10,311	12,649	10,952	12,006	10,061
受託工事費	35,029	38,248	40,439	33,669	33,742	33,237	
治水事業工事諸費	91,934	91,932	93,916	93,782	98,187	92,517	
事務費	244	236	242	234	444	294	
産業投資特別会計へ繰入	15,495	925	1,321	1,235	916	959	

歳出	予備費	500	500	500	300	300	300
	合計	1,384,187	1,406,449	1,434,908	1,243,371	1,306,545	1,327,891
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
特定多目的ダム建設工事勘定							
歳入	一般会計より受入	149,301	158,117	161,701	148,376	158,199	154,529
	地方公共団体工事費負担金収入	48,095	50,667	51,130	45,993	46,763	45,238
	電気事業者等工事費負担金収入	65,584	66,874	64,615	55,370	51,612	52,555
	受託工事納付金収入	12,921	11,718	12,089	12,129	13,001	13,676
	前年度剰余金受入	214	261	225	255	359	318
	雑収入	120	132	131	124	103	95
	合計	276,235	287,769	289,891	262,247	270,037	266,410
歳出	多目的ダム建設事業費	207,629	218,285	222,190	199,975	204,524	202,660
	北海道多目的ダム建設事業費	30,433	30,860	27,871	23,176	22,042	21,277
	沖縄多目的ダム建設事業費	8,342	10,014	10,583	10,187	11,640	12,926
	受託工事費	12,490	11,320	11,738	11,737	12,435	13,059
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	工事諸費等治水勘定へ繰入	17,241	17,189	17,408	17,122	18,146	16,438
	電気事業者等工事費負担金還付金	—	—	—	—	1,200	—
	予備費	100	100	100	50	50	50
合計	276,235	287,769	289,891	262,247	270,037	266,410	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

3 国営土地改良事業特別会計

国営土地改良事業は、一般にその事業規模が大きいため巨額の資金を要し、経済的な進度で工事を実施することが容易ではなく、着工から完了までに相当の期間を要することが多い。そこで、「特定土地改良工事特別会計法」(昭和32年法律第71号)が施行され、この法律に基づき、昭和32年4月20日に特定土地改良工事特別会計が設置された。この特別会計の実体法は「土地改良法」(昭和24年法律第195号)である。本会計の設置により、その事業費の一部につき借入金(資金運用部資金)を財源とする途が開かれ、事業規模の大きい特定の土地改良工事が促進された。特定土地改良工事特別会計は、農業用かんがい排水

事業、防災ダム事業、埋立て又は干拓事業等の建設工事に関する事業を対象とした。その後、「土地改良法の一部を改正する法律」（昭和51年法律第10号）により、「土地改良法」と「特定土地改良工事特別会計法」が改正され、従来の対象事業に新たに農用地の造成工事及びこれと併せて施工する区画整理事業が加えられた。更に、「土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律」（昭和61年法律第8号）により、「特定土地改良工事特別会計法」は「国営土地改良事業特別会計法」に改められ、昭和61年度に国営土地改良事業特別会計となった。また、「土地改良法」の改正により、国営土地改良事業特別会計の事業の実施方式は、特別型国営土地改良事業と一般型国営土地改良事業と複合型国営土地改良事業の3方式となった。このため、一般会計より受入は、特別型国営土地改良事業については国庫負担部分、一般型国営土地改良事業については国庫負担部分及び都道府県負担部分のうち受益者負担部分となった。¹⁾

〔参考〕平成元年度の「国営土地改良事業特別会計法」

第1条（設置）

第1項 「土地改良法」（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。以下「土地改良工事」という。）に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）及び法第2条第2項各号に掲げる事業に関する調査で国が行うもの（以下「直轄調査」という。）に関する経理を行うものとする。

平成元年度においては、土地改良事業負担金対策に係る国営土地改良事業制度の見直しを行っている。平成元年度予算は、(1) 国営かんがい排水事業、(2) 国営農用地再編開発事業、(3) 直轄干拓事業、(4) 土地改良調査計画費、(5) 国営造成施設管理費等、各般の事業の推進を図ることとしている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	2,320億円	(1) 土地改良事業費	2,024億円
(2) 借入金	1,400億円	(2) 国債整理基金特別会計へ 繰入	1,280億円
(3) 土地改良事業費負担金等 収入	922億円	(3) 北海道土地改良事業費	1,017億円
(4) その他 (受託工事費受入等)	186億円	(4) その他 (土地改良事業工事諸費、 受託工事費等)	508億円
計	4,828億円	計	4,828億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-12のとおりである。

昭和57年度から平成4年度までは、国の財政再建の見地から臨時行政調査会の答申に基づく国の負担及び補助の割合の引下げ措置が行われてきたが、平成5年度に国と地方の負担が見直され、平成4年度の国の負担率は一般型国営土地改良事業のうち、かんがい排水事業（新規）60～75%、かんがい排水事業（継続）60%、農地開発事業75%、特別型国営土地改良事業のうち、かんがい排水事業（新規）58～74%、かんがい排水事業（継続）50%、農地開発事業74%等であったが、平成5年度にはかんがい排水事業50～70%、農地開発事業70%等にそれぞれ引き下げられた。³⁾

また、第4次土地改良長期計画は、平成5年度を初年度とする10か年計画として策定された（平成5年4月9日閣議決定）。この長期計画の推進に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図ることとしている。

なお、この計画は「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年法律第109号）に基づき、計画期間は14か年に改定されている（平成9年12月19日閣議決定）。⁴⁾

平成12年度は、従前と同様、(1) 国営かんがい排水事業、(2) 農用地再編開発事業等の事業を着実に推進することとして所要の経費を計上している。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	2,760億円	(1) 土地改良事業費	1,997億円
(2) 土地改良事業費負担金等 収入	1,952億円	(2) 国債整理基金特別会計へ 繰入	1,694億円

58 第2章 事業特別会計

(3) 借入金	599億円	(3) 北海道土地改良事業費	931億円
(4) その他 (受託工事費受入等)	373億円	(4) その他 (受託工事費、土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入)	1,062億円
計	5,684億円	計	5,684億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの特定土地改良工事特別会計と国営土地改良事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 720-722ページ、『平成元年度特別会計予算書』493-498ページ。国営土地改良事業特別会計の資金運用部借入金の財政投融资計画への計上については、『国の予算』平成元年度 1010ページを参照。
- 3) 『国の予算』平成4年度 696ページ、『国の予算』平成5年度 698-699ページ。
- 4) 『国の予算』平成10年度 369ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 560-562ページ、『平成12年度特別会計予算書』525-531ページ。

表 1-2-12 国営土地改良事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	一般会計より受入	231,996	224,393	230,220	241,768	262,440	266,497
	借入金	140,000	123,700	112,000	105,000	76,200	70,600
	受託工事費受入	15,211	16,698	17,963	15,235	13,847	15,013
	土地改良事業費負担金等収入	92,188	101,586	110,937	116,867	133,909	131,256
	雑収入	1,132	1,563	1,566	1,678	1,473	2,184
	前年度剰余金受入	2,272	3,559	7,091	4,273	7,668	4,782
	合計	482,798	471,499	479,777	484,821	495,536	490,332
歳出	土地改良事業費	202,440	194,062	187,625	198,178	196,117	197,099
	北海道土地改良事業費	101,655	95,685	92,152	93,362	92,553	93,232
	離島土地改良事業費	1,509	1,869	3,008	3,224	3,530	4,440
	沖縄土地改良事業費	6,657	6,586	6,658	7,196	7,215	7,341
	農業用施設災害復旧事業費	486	431	137	293	429	111
	受託工事費	14,661	16,210	17,433	14,786	13,451	14,578

歳出	土地改良事業工事諸費	23,728	24,556	25,349	26,446	26,809	27,132
	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	2,409	3,855	5,784	6,701	7,306	10,173
	国債整理基金特別会計へ繰入	127,953	126,945	140,331	133,288	146,703	134,926
	土地改良財産共有対価交付金	—	—	—	47	123	—
	予備費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	合計	482,798	471,499	479,777	484,821	495,536	490,332
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	276,595	286,578	289,354	270,402	277,463	276,024
	借入金	68,200	71,300	69,900	65,200	63,000	59,900
	受託工事費受入	19,139	28,271	23,340	23,784	23,106	31,127
	土地改良事業費負担金等収入	132,540	138,511	151,980	176,431	196,573	195,155
	雑収入	1,904	1,466	2,027	2,411	1,557	2,115
	前年度剰余金受入	9,569	5,503	8,714	6,926	7,161	4,090
合計	507,947	531,629	545,314	545,154	568,860	568,411	
歳出	土地改良事業費	202,056	205,181	206,335	194,423	200,408	199,749
	北海道土地改良事業費	100,121	103,276	103,428	92,744	94,004	93,060
	離島土地改良事業費	4,960	6,865	7,615	7,867	8,401	7,393
	沖縄土地改良事業費	7,832	8,391	8,572	8,995	8,470	9,243
	農業用施設災害復旧事業費	283	470	213	194	502	165
	受託工事費	18,597	27,539	22,704	23,103	22,462	30,243
	土地改良事業工事諸費	27,517	27,827	27,970	28,188	28,152	28,110
	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	11,960	13,394	18,954	22,679	29,954	29,753
	国債整理基金特別会計へ繰入	132,823	137,385	148,223	165,661	175,207	169,394
	土地改良財産共有対価交付金	498	—	—	—	—	—
予備費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
合計	507,947	531,629	545,314	545,154	568,860	568,411	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

4 港湾整備特別会計

(1) 概要

港湾整備事業に関しては「港湾法」(昭和25年法律第218号)に規定されており、政府が一般会計財源により整備を行ってきたが、高度成長期において重要な港湾施設を緊急に整備するため、一部の港湾について受益者負担の導入等を目的として、「特定港湾施設工事特別会計法」(昭和34年法律第68号)により、昭和34年度に特定港湾施設工事特別会計が設置された。特定港湾施設工事特別会計の実体法は「特定港湾施設整備特別措置法」(昭和34年法律第67号)であった。更に、国営港湾建設全般を強化するため、それまで一般会計で設置してきた港湾にも受益者負担の適用範囲を広げ、「港湾整備緊急措置法」(昭和36年法律第24号)に基づく港湾整備5か年計画を的確に実施するため、「港湾整備特別会計法」(同年法律第25号)により、旧特定港湾施設工事特別会計を吸収して昭和36年度に港湾整備特別会計が設置された。港湾整備5か年計画は第1次(昭和36年度～昭和39年度)をスタートに、第9次(平成8年度～平成14年度)まで9回にわたって計画(第9次については7か年計画)が実施され、それぞれの計画に基づいて国が行い、又は国が補助して行う港湾整備事業をこの会計で経理することとしている。

本会計は、国が直轄で行う事業に充てるために必要な財源及び国が管理者に補助するために必要な財源で、一般会計及び産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れたもの並びに国の直轄事業に伴う港湾管理者の負担金等を財源としている。そして、本会計は物流の効率化、国民生活の質の向上に資するため、中枢・中核国際港湾における国際海上コンテナターミナルの整備等を最重点施策として推進する等、効率的・効果的な事業を実施するとともに、港湾整備勘定と特定港湾施設工事勘定に区分経理されている。¹⁾

[参考] 平成元年度の「港湾整備特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 「港湾整備緊急措置法」(昭和36年法律第24号)第3条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第2条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。)で国が施行するものに関する政

府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

- 一 直轄港湾整備事業（港湾整備事業で国が施行するもののうち次に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他港湾の整備のため特に必要のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの（以下「港湾整備関係受託工事」という。）
- 二 特定港湾施設工事等（「特定港湾施設整備特別措置法」（昭和34年法律第67号）第2条に規定する特定港湾施設工事、「企業合理化促進法」（昭和27年法律第5号）第8条第4項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する港湾工事、「公害防止事業費事業者負担法」（昭和45年法律第133号）第2条第2項に規定する公害防止事業である港湾工事で運輸大臣が施行するもの及び「港湾法」（昭和25年法律第218号）第43条の10において準用する「企業合理化促進法」第8条第2項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する開発保全航路に関する工事並びにこれらの工事に関連して施行する港湾整備事業で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの（以下「特定港湾施設関係受託工事」という。）
- 三 一般会計所属港湾関係工事（「港湾法」第2条第5項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、「港湾整備緊急措置法」第2条第1号に規定する政令で定める事業の工事及び「海岸法」（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）の管理
- 四 空港整備特別会計所属空港関係工事（「空港整備法」（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。以下同

じ。)の管理

五 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

五の二 港湾整備事業で「港湾整備緊急措置法」第2条第1号の2に規定するものに係る補助金の交付

六 「港湾整備緊急措置法」第2条第3号の港湾整備事業を行なう者に係る貸付け

七 港湾整備事業で「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」(昭和56年法律第28号)第2条第1項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行するものに係る貸付け

八 港湾整備事業で「港湾整備緊急措置法」第2条第4号に規定するものに係る貸付け

平成元年度の港湾整備特別会計は、昭和61年度を初年度とする第7次港湾整備5か年計画(昭和61年度～平成2年度)の第4年度として、効率的な物流体系の形成、港湾の利用の高度化、豊かな生活空間の形成を目指した施策及び海上交通の安全を確保するための施策の推進に重点を置いて、計画的な事業実施を図ることとしている。²⁾

○ 第7次港湾整備5か年計画の概要(昭和61年度～平成2年度)³⁾

(1) 事業規模

港湾整備事業	2兆5,500億円
災害関連事業・地方単独事業	4,800億円
港湾機能施設整備事業等	5,800億円
調整費	7,900億円
計	4兆4,000億円

(2) この計画における港湾整備の実施目標の概要

- ① 物流の高度化に対応した港湾の整備
- ② エネルギー等資源の安定供給のための港湾の整備
- ③ 地域の産業振興の基盤となる港湾の整備 等

(2) 港湾整備勘定

港湾整備勘定では、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾等を中心として所要の事業を行うこととし、① 港湾事業費、② 港湾事業資金貸付金、③ 埠頭整備等資金貸付金等の予算を計上している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入	3,035億円	(1) 港湾事業費	1,940億円
(一般会計より受入、産業投資特別会計より受入等)		(2) 北海道港湾事業費	595億円
(2) 港湾管理者工事費負担金	742億円	(3) 港湾事業資金貸付金	399億円
収入		(4) 港湾事業等工事諸費	269億円
(3) その他	197億円	(5) 離島港湾事業費	264億円
(受託工事納付金収入、前年度剰余金受入等)		(6) その他	507億円
		(沖縄港湾事業費、受託工事費、離島港湾事業資金貸付金等)	
計	3,975億円	計	3,975億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-13のとおりである。

平成2年度以降、今後とも増大・多様化する港湾整備に対する要請に適切に対応するため、平成3年度を初年度とする第8次港湾整備5か年計画を策定し整備を行った。⁵⁾

○ 第8次港湾整備5か年計画の概要 (平成3年度～平成7年度)

(1) 事業規模

港湾整備事業	3兆5,900億円
災害関連事業・地方単独事業	5,400億円
港湾機能施設整備事業等	9,400億円
調整費	6,300億円
計	5兆7,000億円

(2) この計画における港湾整備の実施目標の概要

- ① 効率的な物流体系の形成をめざした港湾の整備
- ② 快適な旅客交通体系の形成をめざした港湾の整備
- ③ 豊かで潤いに満ちた生活のための港湾の整備 等

更に、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年法律第109号）により、「港湾整備緊急措置法」とともに、特別会計設置法も改正され、「港湾整備5か年計画」は「港湾整備7か年計画」へと計画が2年間延長されることとなった（同法附則第9条～第11条）。それに基づき、同年12月12日に第9次計画の2年間の延長が閣議決定され、第9次計画は平成8年度から平成14年度の計画に変更された。

平成12年度予算は、第9次港湾整備7か年計画の5年度として、物流の効率化及び国民生活の質の向上に資するため、所要の施策を講じ、効率的・効果的な事業実施を図っている。主な事業内容は、新規事業として港湾施設改良費統合補助の創設、その他の既存事業では直轄改修事業で国際海上コンテナターミナルの整備等を図ることとして、所要の事業費等を計上している。⁶⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 他会計より受入 （一般会計より受入等）	3,439億円	(1) 港湾事業費	2,683億円
(2) 港湾管理者工事費負担 金収入	837億円	(2) 北海道港湾事業費	594億円
(3) その他 （受託工事納付金収入等）	261億円	(3) 離島港湾事業費	409億円
		(4) 沖縄港湾事業費	334億円
		(5) その他 （港湾事業等工事諸費、 受託工事費等）	517億円
計	4,537億円	計	4,537億円

○ 第9次港湾整備7か年計画の概要（平成8年度～平成14年度）⁸⁾

(1) 事業規模

港湾整備事業	4兆3,100億円
災害関連事業・地方単独事業	6,800億円
港湾機能施設整備事業等	1兆4,000億円
調整費	1兆1,000億円
計	7兆4,900億円

(2) この計画における港湾整備の実施目標の概要

- ① 国際競争力を有する物流ネットワークの形成
- ② 信頼性の高い空間の創造
- ③ 活力に満ちた地域づくりの推進 等

(3) 特定港湾施設工事勘定

特定港湾施設工事勘定は、受益者負担金又は特別利用料を徴収して、国が直轄で実施する港湾施設（エネルギー港湾、鉄鋼港湾及び物資別専門埠頭港湾）の整備事業を経理する勘定である。同勘定は、受益者から負担金又は特別利用料を徴収するので、他の一般事業（港湾整備勘定で経理する。）と区分経理する必要があるので別勘定としている。⁹⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁰⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 受益者工事費負担金収入	41億円	(1) エネルギー港湾施設工事費	67億円
(2) 一般会計より受入	21億円	(2) 工事諸費港湾整備勘定へ	10億円
(3) 港湾管理者工事費負担金収入	17億円	繰入	
(4) その他	6億円	(3) その他	8億円
(受託工事納付金収入等)		(受託工事費、物資別専門埠頭港湾施設工事費等)	
計	85億円	計	85億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-13のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 受益者工事費負担金収入	85億円	(1) エネルギー港湾施設工事費	155億円
(2) 一般会計より受入	47億円	(2) その他	11億円
(3) 港湾管理者工事費負担金収入	33億円	(工事諸費港湾整備勘定へ	
(4) その他	1億円	繰入、予備費等)	
(前年度剰余金受入、雑収入)			
計	166億円	計	166億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの特定港湾施設工事特別会計と港湾整備特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 727ページ。
- 3) 同上 725ページ。

66 第2章 事業特別会計

- 4) 同上 726-727ページ、『平成元年度特別会計予算書』621-629ページ。
- 5) 『国の予算』平成3年度 725-726ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 564-567ページ。
- 7) 同上 566-567ページ、『平成12年度特別会計予算書』661-668ページ。
- 8) 『国の予算』平成12年度 565ページ。
- 9) 『国の予算』平成元年度 724ページ。
- 10) 平成元年度予算については、『国の予算』平成元年度 726-727ページ、『平成元年度特別会計予算書』630-633ページ。平成12年度予算については、『国の予算』平成12年度 566-567ページ、『平成12年度特別会計予算書』669-671ページ。

表 1-2-13 港湾整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
港湾整備勘定							
歳入	他会計より受入	303,497	304,684	316,866	328,578	346,934	436,768
	一般会計より受入	249,977	252,010	268,021	319,125	339,686	430,126
	産業投資特別会計より受入	52,147	51,177	47,308	8,027	5,781	5,138
	空港整備特別会計より受入	1,373	1,498	1,536	1,426	1,466	1,504
	他勘定より受入						
	特定港湾施設工事勘定より受入	1,035	1,193	1,375	1,665	1,561	1,397
	港湾管理者工事費負担金収入	74,239	75,512	71,132	74,737	78,481	82,721
	償還金収入	—	—	—	—	4,776	92,200
	埠頭整備資金等貸付金償還金	2,099	2,090	1,952	1,706	—	—
	受託工事納付金収入	13,558	16,875	23,122	24,684	37,436	32,488
	前年度剰余金受入	2,440	1,397	2,481	4,546	5,661	5,643
	雑収入	587	930	911	660	768	766
	合 計	397,455	402,681	417,838	436,577	475,616	651,983
歳出	港湾事業費	193,950	196,333	204,350	244,458	261,757	333,853
	北海道港湾事業費	59,535	58,037	57,143	60,503	62,796	68,377
	離島港湾事業費	26,368	26,473	28,346	34,717	37,548	47,864
	沖繩港湾事業費	23,802	23,853	24,918	29,932	31,493	39,974
	埠頭整備等資金貸付金	1,487	2,589	4,820	6,421	7,821	6,637
	北海道埠頭整備資金貸付金	—	—	—	68	440	156
	港湾事業資金貸付金	39,939	39,557	36,014	8,027	5,781	5,138

歳出	北海道港湾事業資金貸付金	2,686	2,021	2,021	—	—	—
	離島港湾事業資金貸付金	5,289	5,363	5,001	—	—	—
	沖縄港湾事業資金貸付金	4,233	4,236	4,272	—	—	—
	受託工事費	12,251	15,386	21,520	22,947	35,308	30,469
	港湾事業等工事諸費	26,915	27,834	28,433	28,504	28,398	27,617
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	—	3,275	90,898
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計	397,455	402,681	417,838	436,577	475,616	651,983
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定港湾施設工事勘定							
歳入	一般会計より受入港湾管理者工事費負担金収入	2,072	2,266	3,215	3,993	4,533	4,983
	受益者工事費負担金収入	1,713	1,977	2,932	3,841	4,543	4,562
	受託工事納付金収入	4,140	4,358	6,453	8,486	8,231	10,735
	前年度剰余金受入	470	50	—	116	—	—
	雑収入	91	226	94	27	33	93
		10	23	68	77	67	56
	合計	8,496	8,900	12,762	16,540	17,406	20,429
歳出	エネルギー港湾施設工事費	6,667	7,345	10,728	13,314	13,561	17,996
	物資別専門埠頭港湾施設工事費	264	220	473	1,017	1,573	150
	受託工事費	430	42	—	104	—	—
	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,034	1,193	1,375	1,665	1,561	1,397
	鉄鋼港湾施設工事費	—	—	85	340	611	786
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	8,496	8,900	12,762	16,540	17,406	20,429
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
港湾整備勘定							
歳入	他会計より受入	384,044	354,146	353,556	328,933	336,066	343,923
	一般会計より受入	343,107	349,204	349,021	325,976	334,052	342,281
	産業投資特別会計より受入	39,305	3,356	2,832	1,515	601	354
	空港整備特別会計より受入	1,631	1,586	1,703	1,442	1,413	1,288
	他勘定より受入 特定港湾施設工事勘定より受入	1,283	1,669	1,402	1,080	1,406	1,058

歳入	港湾管理者工事費負担金収入	83,074	86,593	86,234	86,706	90,591	83,746
	償還金収入	36,559	2,098	2,867	4,265	4,403	5,076
	埠頭整備資金等貸付金償還金	—	—	—	—	—	—
	受託工事納付金収入	42,115	40,877	19,841	13,364	12,606	17,265
	前年度剰余金受入	4,792	3,924	2,648	5,540	3,804	2,051
	雑収入	741	938	935	890	931	588
	合 計	552,609	490,245	467,483	440,778	449,808	453,707
歳出	港湾事業費	266,827	272,568	272,759	261,228	272,384	268,316
	北海道港湾事業費	64,795	65,459	64,679	61,062	61,259	59,433
	離島港湾事業費	38,127	39,118	39,539	37,210	38,470	40,878
	沖繩港湾事業費	32,243	33,137	33,064	31,709	32,761	33,356
	埠頭整備等資金貸付金	7,481	8,404	6,471	7,045	3,562	6,768
	北海道埠頭整備資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	港湾事業資金貸付金	39,305	3,356	2,832	1,515	601	354
	北海道港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沖繩港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	受託工事費	39,837	38,847	18,330	12,190	11,584	16,059
	港湾事業等工事諸費	27,951	27,136	27,076	25,809	25,896	24,952
	産業投資特別会計へ繰入	35,042	1,220	1,733	2,010	2,292	2,591
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計	552,609	490,245	467,483	440,778	449,808	453,707	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
特定港湾施設工事勘定							
歳入	一般会計より受入	5,134	6,435	6,176	4,204	4,868	4,666
	港湾管理者工事費負担金収入	4,751	6,048	5,992	4,179	4,482	3,341
	受益者工事費負担金収入	10,686	14,524	12,183	8,791	10,139	8,533
	受託工事納付金収入	—	—	—	—	—	—
	前年度剰余金受入	70	75	101	78	119	91
	雑収入	56	38	2	23	8	9
合 計	20,697	27,120	24,454	17,275	19,615	16,639	
歳出	エネルギー港湾施設工事費	19,027	25,351	22,952	16,094	18,109	15,481

歳出	物資別専門埠頭港湾施設工事費	—	—	—	—	—	—
	受託工事費	—	—	—	—	—	—
	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,283	1,669	1,402	1,081	1,406	1,058
	鉄鋼港湾施設工事費	287	—	—	—	—	—
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	20,697	27,120	24,454	17,275	19,615	16,639

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」 「予算特集」 各号により作成。

5 空港整備特別会計

民間航空機が利用する空港の整備のため、「空港整備法」(昭和31年法律第80号)が公布され、一般会計を財源として空港整備が行われてきた。昭和42年度には、第1次空港整備5か年計画が策定され、この計画に沿って整備が行われてきたが、空港の整備費の財源につき国の負担と利用者の負担の関係を明らかにし、利用者負担の適正化を通じて所要資金の確保を図る必要性等から、空港の整備と維持運営について経理を明確にすることを目的として、「空港整備特別会計法」(昭和45年法律第25号)が公布され、同日に空港整備特別会計が設置された。その後は、本特別会計により空港整備事業に関する経理が行われることとなった。空港整備特別会計の実体法は「空港整備法」である。¹⁾

[参考] 平成元年度の「空港整備特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 空港整備事業(「空港整備法」(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。)の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業並びにこれらの事業についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで運輸大臣が行うものをいう。以下同じ。)、 「運輸省設置法」(昭和24年法律第157号)第3条の2第1項第168号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設(以下「航空保安職員研修施

設」という。)の管理及び運営並びに航空機を使用して行う航空保安施設(「航空法」(昭和27年法律第231号)第2条第4項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下「飛行検査業務等」という。)で運輸大臣が行うものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が施行するもの(以下「関連工事」という。)
- 二 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「受託工事」という。)及び飛行検査業務等で運輸大臣が委託に基づき行うもの(以下「受託業務」という。)
- 三 前2号に掲げるもののほか、空港整備事業を行う空港事務所等(「運輸省設置法」第52条に規定する空港事務所その他の地方機関で空港に所在するものをいう。以下同じ。)の所掌する事務(以下「空港事務所等所掌事務」という。)

第1次空港整備5か年計画策定後、昭和46年度には第2次空港整備5か年計画が策定され、従来、国が空港及び航空路において無償で提供してきた航空管制、無線、通信業務等の航行援助サービスに対して相応の対価を徴することとして、航行援助施設利用料の導入等、空港整備を計画的に推進するための方策を導入している。²⁾

平成元年度は、第5次空港整備5か年計画(昭和61年11月28日閣議決定)の4年度として所要の事業費を計上することとしている。

平成元年度予算の具体的内容を見ると、(1) 空港整備事業は環境との調和を図りつつ今後の航空輸送需要の増大に対応するとともに、航空の安全強化を図ること、(2) 空港周辺の航空機騒音問題に対処するため、各空港において住宅及び教育施設等の防音工事等を行うこと、(3) 安全の確保及び空域の有効利用を図るため、航空管制施設等の整備拡充及び近代化を行い航空路の整備を行うこととしている。³⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。4)

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 空港使用料収入	1,477億円	(1) 空港整備事業費	1,605億円
(2) 他会計より受入（一般会計より受入等）	1,018億円	(2) 空港等維持運営費	878億円
(3) 前年度剰余金受入	375億円	(3) 新東京国際空港公団等出資	383億円
(4) 借入金	300億円	(4) その他	633億円
(5) その他 (受託工事納付金収入、 地方公共団体工事費負担 金収入等)	329億円	(航空路整備事業費、受託 工事費、空港整備事業資金 貸付金、北海道空港整備事 業費等)	
計	3,499億円	計	3,499億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-14のとおりである。

○ 第5次空港整備5か年計画の概要（昭和61年度～平成2年度）5)

(1) 事業規模

空港の整備	8,000億円
民間出資関連事業の推進 (関西国際空港の整備)	6,500億円
空港周辺環境対策事業の推進	1,700億円
航空保安施設の整備	1,800億円
調整費	1,200億円
計	1兆9,200億円

(2) この計画における事業別の実施目標の概要

- ① 空港の整備
- ② 空港周辺環境対策事業の推進
- ③ 航空保安施設の整備 等

その後、平成3年度を初年度とする第6次空港整備5か年計画を策定して事業を推進することとし、所要の事業費を確保し整備している。また、平成6年度には、従来から地方公共団体に対して行ってきた無利子貸付金の金額を一括繰上げ償還させるとともに、同時に一般会計から建設国債を財源とする資金を受け入れ、地方公共団体に対する同額の助成が行われた。6)

平成8年度を初年度として着手された第7次空港整備5か年計画は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)により、平成9年12月12日に2年延長する閣議決定が行われ、平成8年度から平成14年度の7か年計画へと修正された。⁷⁾

その後、「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」(平成10年法律第36号)により、平成10年5月1日に中部国際空港株式会社が設置された。同年度より中部国際空港への出資金、無利子貸付金及び国の施設整備を合わせた予算計上が行われた。⁸⁾ 中部国際空港は第1種空港に位置づけられた。

平成12年度予算は、第7次空港整備7か年計画の5年度として、空港整備事業では新東京国際空港について、国際交流の拠点としての機能を確保するため、誘導路等の整備や環境対策事業を積極的に実施し、更に関西国際空港については平行滑走路の整備等、第2期事業を推進することとしている。また、環境対策事業にも十分配慮する等、所要の経費を計上している。⁹⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁰⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 空港使用料収入	2,190億円	(1) 空港等維持運営費	1,554億円
(2) 他会計より受入 (一般会計より受入)	1,700億円	(2) 空港整備事業費	974億円
(3) 借入金	360億円	(3) 国債整理基金特別会計へ 繰入	908億円
(4) その他 (前年度剰余金受入、雑収 入等)	691億円	(4) その他 (関西国際空港等整備事業 資金貸付金、新東京国際 空港公団等出資等)	1,505億円
計	4,941億円	計	4,941億円

○ 第7次空港整備5か年計画の改定(2年延長)の概要(平成8年度～平成14年度)¹¹⁾

(1) 事業規模

総額	3兆6,000億円
うち空港整備事業	2兆8,260億円
民間出資関連事業	5,740億円
調整費	2,000億円

(2) この計画における事業別の実施目標の概要

- ① 空港の整備
- ② 空港周辺環境対策事業の推進
- ③ 航空保安施設の整備 等

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの空港整備特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 735ページ。
- 3) 同上 737-739ページ。
- 4) 同上 736-737ページ、『平成元年度特別会計予算書』653-662ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 736ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 575ページ。
- 7) 『国の予算』平成10年度 721ページ。
- 8) 『国の予算』平成11年度 705ページ。中部国際空港は平成17年2月17日開港。
- 9) 『国の予算』平成12年度 576-579ページ。
- 10) 同上 576ページ、『平成12年度特別会計予算書』693-702ページ。
- 11) 『国の予算』平成12年度 575-576ページ。

表 1-2-14 空港整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	他会計より受入	101,754	102,018	106,483	110,723	116,356	139,736
	一般会計より受入	90,485	91,207	96,725	109,790	116,356	139,736
	産業投資特別会計より受入	11,269	10,811	9,758	933	—	—
	空港使用料収入	147,669	156,763	169,299	180,253	192,492	198,746
	地方公共団体工事費負担金収入	11,108	19,582	8,782	6,656	9,381	11,145
	借入金	30,000	41,500	123,500	149,500	146,800	115,400
	空港等財産処分収入	318	6,631	6,445	4,532	14,425	15,765
	償還金収入	320	325	328	316	366	17,669
	受託工事納付金収入	11,341	6,931	2,837	6,386	1,272	2,833
	雑収入	9,937	14,565	18,211	22,131	24,613	20,442
	前年度剰余金受入	37,501	30,520	35,469	23,002	22,656	23,660
	合計	349,948	378,836	471,354	503,499	528,362	545,396

歳出	空港整備事業費	160,547	168,719	227,764	243,208	270,674	274,965
	北海道空港整備事業費	10,140	9,565	10,832	11,482	15,755	21,856
	離島空港整備事業費	2,148	2,262	2,561	2,612	3,137	3,598
	沖縄空港整備事業費	3,105	3,637	3,976	4,287	7,813	14,421
	航空路整備事業費	16,010	21,093	21,261	27,778	23,255	24,710
	新東京国際空港公団出資	38,300	50,100	—	—	—	—
	新東京国際空港公団等出資	—	—	76,800	74,200	52,700	19,900
	航空機騒音対策事業資金貸付金	268	202	174	236	452	262
	空港整備事業資金貸付金	10,746	10,701	9,648	933	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	523	110	110	—	—	—
	関西国際空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	関西国際空港等整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	受託工事費	11,251	6,861	2,820	6,252	1,249	2,801
	空港等整備事業工事諸費	3,045	3,286	3,475	3,507	3,628	3,791
	空港等維持運営費	87,798	94,726	100,405	108,803	120,537	125,477
	離島航空事業助成費	—	—	—	—	57	48
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	—	48	17,452
	国債整理基金特別会計へ繰入	4,066	5,573	8,865	18,200	27,057	34,115
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	664	—	—	—
合計	349,948	378,836	471,354	503,499	528,362	545,396	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	他会計より受入	131,300					
	一般会計より受入	131,300	140,884	153,219	143,360	158,254	170,034
	産業投資特別会計より受入	—	—	—	—	—	—
	空港使用料収入	206,651	213,669	221,451	230,682	214,311	219,033
	地方公共団体工事費負担金収入	13,356	10,679	10,068	5,731	7,875	7,572
	借入金	133,100	130,200	36,000	32,000	33,700	36,000
	空港等財産処分収入	4,015	5,482	4,435	2,480	6,124	7,123
	償還金収入	163	159	120	126	115	98
	受託工事納付金収入	6,678	2,483	4,065	3,110	774	855
	雑収入	24,691	22,297	19,500	19,008	17,930	19,794

歳入	前年度剰余金受入	27,909	36,606	29,356	36,284	27,732	33,581
	合計	547,864	562,459	478,214	472,780	466,815	494,089
歳出	空港整備事業費	267,569	270,525	162,867	119,475	108,973	97,427
	北海道空港整備事業費	22,598	21,071	22,960	16,435	14,757	15,672
	離島空港整備事業費	4,075	5,517	4,926	8,957	6,308	7,241
	沖縄空港整備事業費	21,985	21,323	13,792	7,546	4,297	8,742
	航空路整備事業費	29,980	35,010	39,701	40,838	36,744	30,889
	新東京国際空港公団出資	—	—	—	—	—	—
	新東京国際空港公団等出資	10,400	4,800	10,200	29,014	28,948	37,542
	航空機騒音対策事業資金貸付金	261	429	384	217	373	1,102
	空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	関西国際空港整備事業資金貸付金	—	550	700	15,858	—	—
	関西国際空港等整備事業資金貸付金	—	—	—	—	20,592	40,770
	受託工事費	6,623	2,410	3,959	2,974	713	789
	空港等整備事業工事諸費	3,917	3,910	4,035	3,785	3,780	3,643
	空港等維持運営費	136,624	140,575	147,522	154,100	152,503	155,400
	離島航空事業助成費	—	1,591	1,909	—	2,345	2,119
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	41,832	52,750	63,259	71,581	84,482	90,753
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与と改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	547,864	562,459	478,214	472,780	466,815	494,089	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

6 郵便貯金特別会計

(1) 概要

この会計は、郵便貯金事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、「郵便貯金特別会計法」(昭和26年法律第103号)により昭和26年に設けられたものである。なお、昭和62年度より金融自由化対策資金を創設し、金融自由化対策特別勘定を設け、経理を明確にしている。¹⁾

[参考]平成元年度の「郵便貯金特別会計法」

第1条 (設置)

郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、特別会計を設置する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便貯金事業は一般会計で運営されてきたが、「郵便貯金条例」(明治23年法律第63号)で制度が整備され、また「郵便貯金法」(明治38年法律第23号)により法体系が改められた。郵便貯金事業の郵便貯金受入金は、大正14年度から「預金部預金法」(大正14年法律第25号)により、大蔵省預金部特別会計(「大蔵省預金部特別会計法」(大正14年法律第13号)により設置)の大蔵省預金部に預託され運用されていた。郵便貯金制度は、「郵便貯金法」(昭和22年法律第144号)の成立により一新されたが、貯金受入費用等は一般会計で処理された。大蔵省預金部特別会計は、「資金運用部特別会計法」(昭和26年法律第101号)により廃止され、郵便貯金事業は新たに設置された資金運用部特別会計で経理されることとなった。そして、郵政省が所管する郵便貯金事業を行うため、「郵便貯金特別会計法」(昭和26年法律第103号)に基づき昭和26年度に郵便貯金特別会計が設置された。同会計の実体法は「郵便貯金法」である。所管省庁である逓信省(昭和21年7月1日設置)は、昭和26年6月1日に郵政省の設置に伴い郵政省に移管された。郵便貯金特別会計に受け入れられた郵便貯金はそのまま大蔵省預金部に、また昭和26年4月1日に大蔵省預金部特別会計が資金運用部特別会計に改組された後は、資金運用部に預託を続けてきた。郵便貯金預託金は昭和28年度以降、国会に提出される財政投融资計画の中で主要な資金として運用

されていた。

その後、昭和62年度に郵便貯金事業が金融自由化に適切に対応するため、財政投融资計画の中で資金運用部から郵便貯金特別会計に貸し戻すかたちで郵便貯金特別会計に資金の一部の運用を委ねる制度が導入され、従来の郵便貯金の収支を一般勘定とし、資金運用部から貸し戻された資金を運用するため、金融自由化対策特別勘定が設置された。こうして金融自由化資金を経理する同勘定と、それ以外の郵便貯金の資金を経理する一般勘定とに分けて経理することにより、金融自由化対策資金の経理が明確化されることになった。同勘定への資金運用部からの貸戻しは財政投融资計画に計上されている。²⁾

更に、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第99号）により、平成13年度より資金運用部への預託が財政融資資金への預託に改められ、預託義務が新規の運用から撤廃されることとなった。また、「郵便貯金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第98号）により、平成13年度に金融自由化対策特別勘定が廃止となり、一般勘定の名称も廃止された。その後は単一勘定で経理されることとなり、加えて金融自由化対策資金を廃止し、特別会計に郵便貯金資金を置くこととなった。³⁾ 平成15年4月1日の日本郵政公社の設立に併せて、「日本郵政公社法施行法」（平成14年法律第98号）により、平成15年3月31日に郵便貯金特別会計は廃止された。

郵便貯金特別会計は、郵便貯金という金融債務を形成することで資金を主に預託して運用する金融業務の損益計算を行うものであり、郵便貯金の受入れ・払出しを特別会計の歳入歳出には計上せず、巨額の運用資産を資金運用部に預託した。

（2）一般勘定

この勘定は郵便貯金の資金運用部預託による利子収入等を歳入とし、郵便貯金の支払利子、郵政事業特別会計への繰入金等を歳出としている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

78 第2章 事業特別会計

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業収入	8兆2,184億円	(1) 支払利子	7兆2,834億円
(利子収入、雑収入)		(2) その他	7,532億円
(2) 前年度剰余金受入	9,656億円	(郵便事業特別会計 へ繰入等)	
計	9兆1,840億円	計	8兆 366億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-15のとおりである。

歳入のうち利子収入は、資金運用部預託による利子収入及び預金者貸付金の利子収入見込額を計上、歳出は、通常郵便貯金、積立郵便貯金、定額郵便貯金等の支払利子、郵便貯金業務の取扱費及び同業務に必要な営繕費に要する財源として、郵政事業特別会計に繰り入れるための経費等、所要額を計上している。

郵便貯金については、毎年民業の補充としての官業の在り方、財政投融资制度及び政策金融との整合性、国の会計の在り方等の観点から慎重に検討し、制度改正を行っている。平成元年度から平成12年度の間の主な改正は次のとおりである。⁵⁾

(一般勘定)

- 平成2年度 ・ 国際ボランティア貯金の実施
- ・ 資金運用制度の改善（債券の貸付け、大型私募債への運用）
- 平成3年度 ・ 郵便貯金の預入限度額700万円→1,000万円に引上げ
- 平成4年度 ・ ゆうゆうローンの貸付限度額200万円→300万円に引上げ
- 平成5年度 ・ 財形郵便貯金の預入限度額500万円→550万円に引上げ
- 平成8年度 ・ 「災害ボランティア口座」の制度を創設
- 平成11、12年度
 - ・ 郵便貯金インターネットホームサービスの実証実験の実施

このほかにも制度改正、新規施策の導入も行った。また、一般会計の財源不足に対処するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」（平成10年法律第137号）により、平成10年度から平成14年度まで毎年度2000億円に限り郵便貯金特別会計から一般会計へ繰り入れられている。⁶⁾ この繰入金に相当する金額は、郵便貯金特別会計積立金を減額して整理され、平成12年度まで続いた。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業収入 (利子収入、雑収入)	7兆3,332億円	(1) 支払利子	7兆8,995億円
(2) 前年度繰越金受入	3兆1,010億円	(2) 郵政事業特別会計へ繰入	1兆2,805億円
		(3) その他 (一般会計へ繰入等)	2,156億円
計	10兆4,342億円	計	9兆3,956億円

また、平成元年度末における決算ベースでの一般勘定の総資産は136兆2092億円、うち資金運用部預託金は132兆587億円、負債は定額郵便貯金123兆6664億円等であり、平成12年度末における決算ベースでの一般勘定の総資産は252兆8907億円に増大し、資金運用部預託金は247兆3590億円、負債は定額郵便貯金208兆5801億円等となっている。⁸⁾

(3) 金融自由化対策特別勘定

この勘定は、資金運用部からの借入金、金融自由化対策資金の運用による利子収入等を歳入とし、資金運用部からの借入金の利子、金融自由化対策資金への繰入金等を歳出としている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 借入金	3兆 515億円	(1) 金融自由化対策資金へ繰入	3兆円
(2) 運用収入 (利子収入、売却及償還益金)	2,904億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	3,389億円
(3) 前年度剰余金受入	0億円	(3) その他 (予備費、郵政事業特別会計へ繰入等)	30億円
計	3兆3,419億円	計	3兆3,419億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-15のとおりである。

歳入のうち運用収入は、金融自由化対策資金の運用による利子等の収入見込額及び「郵便貯金特別会計法」(昭和26年法律第103号)に基づく金融自由化対

策資金への繰入れ及び郵便貯金の事業に要する経費の財源に充てるための借入金
金を計上、歳出は金融自由化対策資金への繰入れ及び借入金の償還及び利子並
びに一時借入金の利子の支払財源として国債整理基金特別会計へ繰り入れる経
費等、所要額を計上している。

一般勘定と同様、金融自由化対策特別勘定においても金融自由化に適切に対
応した健全な事業経営の確保に資するため、昭和62年度に創設された金融自由
化対策資金については、平成4年度から平成8年度までの各年度の新規運用額
を拡大することとし、平成4、5年度は4.75兆円、平成6年度から平成8年度
は5兆円とすることとされた。¹⁰⁾

このほか、平成10年度及び平成11年度には先述の「金融自由化対策資金の運
用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」(平成元年法律第62
号)により、簡易保険福祉事業団納付金を歳入に計上していたが、納付はなさ
れなかった。¹¹⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 金融自由化対策資金よ り受入	3兆5,000億円	(1) 国債整理基金特別会計 へ繰入	5兆4,097億円
(2) 運用収入 (利子収入、売却及償 還益金)	2兆167億円	(2) 金融自由化対策資金へ 繰入	2兆円
(3) 借入金	2兆円	(3) その他 (諸支出金、郵政事業 特別会計へ繰入等)	1,014億円
計	7兆5,167億円	計	7兆5,111億円

また、平成元年度末における決算ベースでの金融自由化対策特別勘定の総資
産は7兆5933億円、うち有価証券は7兆1804億円、負債のうち金融自由化対策
資金借入金は7兆5000億円であり、平成12年度末における決算ベースでの総資
産は58兆1887億円、うち有価証券は45兆2039億円、寄託金は10兆5401億円、負
債のうち金融自由化対策資金借入金は57兆3500億円であった。¹³⁾

〔注〕

1) 『国の予算』平成元年度 743ページ。

- 2) 昭和63年度までの郵便貯金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。

郵便貯金特別会計の前史については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第12巻「大蔵省預金部・政府出資」(昭和37年、東洋経済新報社)、通信省編『通信事業史』第2巻「郵便」(昭和15年)、郵政省編『続通信事業史』第7巻「為替貯金」(昭和35年、前島会)を参照。

- 3) 『国の予算』平成13年度 578-580ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 745-746ページ、『平成元年度特別会計予算書』705-707ページ。
- 5) 『ファイナンス』「予算特集」各年、『国の予算』各年度を参照。
- 6) 『平成10年度特別会計予算書』730ページ、『平成12年度特別会計予算書』754ページ、『平成14年度特別会計予算書』126ページ。
- 7) 『国の予算』平成12年度 585ページ、『平成12年度特別会計予算書』747-749ページ。
- 8) 『平成元年度特別会計決算参照書』622ページ、『平成12年度特別会計決算参照書』42ページ。
- 9) 『国の予算』平成元年度 745-746ページ、『平成元年度特別会計予算書』708-710ページ。
- 10) 『国の予算』平成4年度 730ページ。
- 11) 『国の予算』平成10年度 731ページ、『国の予算』平成11年度 713ページ、『平成10年度特別会計決算参照書』615ページ、『平成11年度特別会計決算参照書』623ページ。
- 12) 『国の予算』平成12年度 585-586ページ、『平成12年度特別会計予算書』750-752ページ。
- 13) 『平成元年度特別会計決算参照書』624ページ、『平成12年度特別会計決算参照書』44ページ。

表 1-2-15 郵便貯金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般勘定							
歳入	事業収入	8,218,434	8,232,205	8,879,276	9,613,460	10,050,115	10,257,501
	利子収入	8,214,130	8,227,537	8,874,381	9,608,482	10,044,685	10,252,139
	雑収入	4,304	4,668	4,895	4,978	5,430	5,362
	前年度剰余金受入	965,552	1,066,983	1,305,014	1,827,472	2,626,762	2,537,366
	合計	9,183,985	9,299,188	10,184,290	11,440,932	12,676,877	12,794,867
歳出	支払利子	7,283,354	7,098,947	7,854,977	8,557,092	8,985,546	8,965,620
	諸支出金	862	1,044	1,139	1,578	2,291	3,127
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	郵政事業特別会計へ繰入	739,899	792,993	837,379	946,653	1,033,084	1,112,245
	予備費	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
合計	8,036,614	7,905,484	8,705,995	9,517,824	10,033,421	10,093,492	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
金融自由化対策特別勘定							
歳入	運用収入	290,351	492,211	785,846	1,043,420	1,235,188	1,415,313
	利子収入	288,156	462,690	748,939	1,014,995	1,182,050	1,334,590
	売却及償還益金	2,194	29,470	36,392	27,395	52,623	80,723
	受取手数料	—	52	515	1,030	515	0
	簡易保険福祉事業 団納付金	—	—	—	5,933	2,960	664
	借入金	3,051,500	3,500,900	4,000,000	4,750,000	4,750,000	5,000,000
	前年度剰余金受入	52	48	—	—	—	—
	金融自由化対策資 金より受入	—	12,356	—	—	—	—
合計	3,341,903	4,005,515	4,785,846	5,799,353	5,988,148	6,415,977	
歳出	金融自由化対策資 金へ繰入	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,750,000	4,750,000	5,000,000
	諸支出金	250	500	1,002	2,023	13,557	32,015
	郵政事業特別会計 へ繰入	722	1,109	1,976	1,583	2,347	2,645
	国債整理基金特別 会計へ繰入	338,931	501,906	773,219	1,036,368	1,213,936	1,375,051
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	3,341,903	4,005,515	4,778,197	5,791,973	5,981,839	6,411,711	

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
一般勘定							
歳入	事業収入	10,551,819	10,635,336	10,551,321	9,535,777	8,264,095	7,333,218
	利子収入	10,546,384	10,634,869	10,550,845	9,535,291	8,263,503	7,332,583
	雑収入	5,435	467	475	486	592	634
	前年度剰余金受入	2,756,807	3,172,000	4,453,840	5,539,923	5,228,954	3,100,954
	合計	13,308,626	13,807,336	15,005,161	15,075,700	13,493,049	10,434,172
歳出	支払利子	8,989,843	8,716,064	8,877,012	8,586,575	8,609,496	7,899,465
	諸支出金	8,483	3,268	4,088	3,892	3,425	3,135
	一般会計へ繰入	—	—	—	200,000	200,000	200,000
	郵政事業特別会計へ繰入	1,142,666	1,209,137	1,267,862	1,256,817	1,249,638	1,280,476
	予備費	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
合計	10,153,492	9,940,969	10,161,461	10,059,784	10,075,059	9,395,577	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金融自由化対策特別勘定							
歳入	運用収入	1,636,084	1,801,136	2,205,039	2,112,615	2,129,510	2,016,712
	利子収入	1,512,387	1,528,518	1,890,033	1,809,587	1,767,945	1,729,504
	売却及償還益金	123,697	272,618	315,006	303,028	361,565	287,208
	受取手数料	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団納付金	2,286	—	281	3,188	2,065	—
	借入金	5,000,000	5,000,000	7,500,000	8,000,000	8,500,000	2,000,000
	前年度剰余金受入	—	—	—	—	—	—
	金融自由化対策資 金より受入	—	—	2,023,045	2,500,000	3,000,000	3,500,000
	合計	6,638,370	6,801,136	11,728,365	12,615,803	13,631,575	7,516,712
歳出	金融自由化対策資 金へ繰入	5,000,000	5,000,000	7,500,000	8,000,000	8,500,000	2,000,000
	諸支出金	49,849	60,206	79,030	80,215	72,743	97,562
	郵政事業特別会計へ繰入	3,053	2,895	2,769	2,548	3,085	2,333
	国債整理基金特別 会計へ繰入	1,579,136	1,730,715	4,144,285	4,518,184	5,051,268	5,409,682
	予備費	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	1,500
合計	6,634,038	6,795,816	11,728,084	12,602,447	13,628,596	7,511,078	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

第3章 保険特別会計

第1節 保険特別会計の概要

保険特別会計のスキームは、政府が民間と保険契約を結び、民間から保険料を特別会計に受け入れ、保険事故等が発生したときに政府が当該保険事故に保険金を支払うというものである。保険が市場として成立している分野においては、政府が直接関わる必要性は乏しいため、保険が市場として成立しにくい分野において政府が保険を引き受けることになる。本章では保険特別会計を、社会保険関係の特別会計、農林水産業・貿易保険関係の特別会計及びその他の保険関係の特別会計に分類して説明する。

まず、社会保険関係の特別会計は、医療、年金、失業、労働災害等を保険するもので、国民全般の生活に関わり、社会のセーフティーネットを政府が直接引き受けることから、最も重要な保険事業といえることができる。この特別会計には医療・失業・労災等の短期給付を行うものと、退職後の年金を中心とした長期給付を行うものがある。年金保険については、多数の国民による長期の年金掛金の拠出と長期の給付が行われるという性格から、特別会計の積立金は巨額に上ることになる。

次に農林水産業の特別会計は、必ずしも資産規模の大きくない農林漁業事業者に対して、自然災害等により事故が発生した場合における保険金の支払と事業円滑化のための保険を引き受けるものである。貿易保険関係の特別会計は貿易に伴う事故に関わる保険であるが、二つの特別会計は共に保険が市場として成立しにくい分野であることから、政府が保険を引き受けるものである。

最後に、これらには含まれない保険特別会計をその他の保険関係の特別会計として分類した。

まず、社会保険関係の特別会計について述べると、健康保険と年金保険を統

合し、厚生保険特別会計が昭和19年度に設置され、健康勘定と年金勘定の二つの勘定で発足した。その後、民間給与と生活者の加入増大に伴い、事業規模が拡大していったが、平成元年度以降では短期給付の政府管掌健康保険を経理する健康勘定、長期給付の会社員等の年金を経理する年金勘定、児童手当の財源受入と支給について経理する児童手当勘定、及び特別会計全体の業務取扱費等を経理する業務勘定がある。このほか平成2年度から平成8年度の間、各制度の年金給付に要する費用に係る負担を各制度間において調整を行うために制度間調整勘定を設置し経理されている。

次に船員保険特別会計は、保険事故率等がほかの業種とは異なる船員の職域保険として昭和15年度に設置され、健康保険と年金保険を経理したが、昭和19年度に船員保険勘定として厚生保険特別会計に統合された。その後、昭和22年度に船員保険特別会計として再度分離され、船員の疾病部門、失業部門及び職務上年金部門から構成される総合社会保険として経理されている。

次に昭和36年度設置の国民年金特別会計は、農業従事者・自営業者を中心とした公的年金制度として導入された。同特別会計は国民年金勘定と無拠出者への年金支給を行う福祉年金勘定に分かれていたが、昭和61年度に国民年金制度はすべての国民を対象に基礎年金給付を行う制度に改められ、基礎年金勘定が設置された。国民年金勘定の積立金の資産規模も、厚生保険特別会計の年金勘定と同様に多額なものとなっている。

最後に、労働保険特別会計は、昭和22年度に設置された失業保険特別会計と労働者災害補償保険特別会計を昭和47年度に統合したもので、雇用勘定、労災勘定及び労働保険料を徴収する徴収勘定よりなっている。雇用勘定では昭和52年10月1日から新たに雇用安定事業が実施されることに伴い、そのための資金を確保するための仕組みとして雇用安定資金が創設された。なお、同特別会計の仕組みは、徴収勘定において労働保険料及び郵政事業特別会計からの印紙保険料に係る受入金等を歳入金として収納し、これを労災保険に係る分は労災勘定に、雇用保険に係る分は雇用勘定に繰り入れる制度である。

農林水産業については、農林漁業の事業者の災害・その他事故による経営を支える制度として、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、森林保険特別会計、及び農業共済再保険特別会計の3つの会計を政府が経理している。

まず、漁船再保険及漁業共済保険特別会計は昭和12年度に漁船再保険特別会

計として発足し、その後の昭和42年度に「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）の改正に基づき異常損害部分については、漁業共済に係るもの、また養殖共済に係るものにも事業を拡張し、漁船再保険及漁業共済保険特別会計に改組された。平成元年度から平成12年度におけるこの特別会計の勘定は、通常事故を保険する漁船普通保険勘定、だ捕等の政治的事故を保険する漁船特殊保険勘定、漁船員の給与支給を保険する漁船乗組員給与保険勘定、漁業の共済保険を經理する漁業共済保険勘定、及び事務取扱費を經理する業務勘定の5勘定に区分されている。漁船普通保険勘定、漁業共済保険勘定以外の3勘定の予算規模は少額であるが、例えば漁船特殊保険勘定が扱うだ捕事件被害保険については事件の発生を予測できず、民間では保険の引受けが難しいため存続してきた。

次に農業共済再保険特別会計は、昭和4年度に設置された家畜再保険特別会計と昭和14年度に設置された農業再保険特別会計を昭和19年度に統合し、農業家畜再保険特別会計として設置された。その後、昭和22年度に「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農業災害補償制度の一環として政府が行う農業共済の再保険事業を一般会計と区分して經理するために設置され、現在の名称に改められた。平成元年度から平成12年度におけるこの特別会計の勘定は、財源調整機能を持つ再保険金支払基金勘定、農業再保険を引き受ける農業勘定、家畜再保険を引き受ける家畜勘定、果樹共済の再保険を引き受ける果樹勘定、他の農産物共済を保険する園芸施設勘定、及び特別会計の経費等を經理する業務勘定の6つである。農業共済再保険特別会計には、予算が少額にとどまる勘定が含まれているが、漁船再保険及漁業共済保険特別会計と同様に民間では保険の引受けが難しいため存続してきた。

3つ目は森林保険特別会計である。昭和12年度に設置された森林火災保険特別会計は林齢によって保険の対象を制限していたが、昭和27年度からは林齢制限を廃止し、更に昭和36年度には火災以外の保険事業にまで保険の範囲を拡大し、その名称が森林保険特別会計と改められた。

次に、貿易を支援する特別会計として、民間の保険では引き受けにくい長期プラント輸出や政治リスクを引き受ける貿易保険特別会計がある。本特別会計は、昭和25年度に設置された輸出信用保険特別会計を昭和28年度に輸出保険特別会計に改め、更に昭和62年度に貿易保険特別会計に改めたものである。

その他の保険関係の特別会計として、簡易生命保険特別会計、自動車損害賠償責任再保険特別会計及び地震再保険特別会計がある。

簡易生命保険特別会計については、大正5年度に設置された簡易生命保険特別会計と大正15年度に設置された郵便年金特別会計が昭和19年度に統合され、簡易生命保険及郵便年金特別会計となり、簡易生命保険勘定及び郵便年金勘定に区分の上経理され存続してきた。その後、平成3年度に簡易保険と郵便年金の制度を統合し、併せて青壮年期の死亡保障と老後の生存保障を総合的に提供する生涯保障保険として設けることとし、これに伴い勘定区分も廃止された。

次に、昭和30年度に設置された自動車損害賠償責任再保険特別会計についてみると、自動車所有者から損害保険会社が引き受ける強制自動車事故保険制度の再保険を政府が引き受けるものである。この特別会計では、保険勘定で自動車損害賠償責任再保険を経理し、保障勘定でひき逃げ等の事故被害者に対する保障金の支払、業務勘定で再保険、保険及び保障事務に必要な事務費等が経理されている。

最後に、地震再保険特別会計は、我が国は地震の多発する国であり、震災時における被災者の生活の安定に資することを目的としており、民間損害保険会社では引き受けきれない大きな地震被害に対して政府が再保険を引き受け、損害を保険するものである。

第2節 社会保険関係特別会計

1 厚生保険特別会計

(1) 概要

この会計は「健康保険法」、「厚生年金保険法」及び「児童手当法」に基づいて、政府が管掌する健康保険事業、厚生年金保険事業及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区別して経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「厚生保険特別会計法」

第1条（設置）

健康保険事業（「老人保健法」（昭和57年法律第80号）ノ規定ニ依ル拠出金及「国民健康保険法」（昭和33年法律第192号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ納付ヲ含む以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（「国民年金法」（昭和34年法律第141号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含む以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ経理ヲ明確ニスル為通ジテノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ経理ス

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

政府が経理していた健康保険としては、「健康保険特別会計法」（大正15年法律第26号）により、大正15年度に健康保険特別会計が設置され、また「職員健康保険特別会計法」（昭和15年法律第12号）により、昭和15年度に職員健康保険特別会計が設置された。後者は昭和18年度末で廃止され、昭和19年度より前者に統合された。

年金保険制度としては、「労働者年金保険特別会計法」（昭和17年法律第29号）により、昭和17年度に労働者年金保険特別会計が設置された。同特別会計法の実体法は、「労働者年金保険法」（昭和16年法律第60号）である。更に、「厚生保険特別会計法」（昭和19年法律第10号）により昭和19年度に厚生保険特別会計が設置され、同特別会計は健康勘定、年金勘定、船員勘定、及び業務勘定に区分

された。健康勘定は健康保険特別会計を吸収したものであり、年金勘定は労働者年金保険特別会計を吸収したものである。また、船員勘定は「船員保険特別会計法」（昭和15年法律第13号）により設置されていた船員保険特別会計を吸収したものである。こうして厚生保険特別会計は、会社員・船員の短期給付の健康保険及び長期給付の年金保険を経理する特別会計となった。年金勘定の実体法は、「労働者年金保険法中改正法律」（昭和19年法律第21号）により「厚生年金保険法」に改正された。その後、「船員保険特別会計法」（昭和22年法律第236号）により、船員保険特別会計が職域の保険制度として厚生保険特別会計から分離した。年金勘定の実体法は改正され、「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）に改められた。¹⁾

サンフランシスコ講和条約発効後には「健康保険法」により、職域ごとに健康保険組合を組織する体制に移行し、企業の健康保険組合と公的共済組合が整備された。これに伴い健康保険組合加入者に対しては同組合が保険者となり、零細企業の従業者に対しては政府が保険者となった。後者については、政府管掌健康保険として厚生保険特別会計健康勘定で経理された。更に、「日雇労働者健康保険法」（昭和28年法律第207号）に基づき、昭和28年度に日雇労働者健康保険を経理する日雇健康勘定が厚生保険特別会計に設置された。また、「児童手当法」（昭和46年法律第73号）により、昭和46年度に児童手当の収支を経理する児童手当勘定が追加された。その後、日雇健康保険勘定の収支が悪化したため、「健康保険法等の一部を改正する法律」（昭和59年法律第77号）により、「日雇労働者健康保険法」が廃止されたことに伴い、日雇健康勘定は昭和59年6月末で廃止され、健康勘定に吸収された。

厚生年金積立金は加入者の増加に伴い、毎年度の残高は増加を続け、その全額を資金運用部に預託して運用していた。しかし、従来から高齢化社会の進展に対応する年金財政の強化のため、有利な運用を求める声も考慮し、昭和62年度に「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律」（昭和62年法律第59号）が施行されたことを機会に、厚生年金積立金の一部を資金運用部からの借入金として調達し、年金福祉事業団において、年金の財政基盤の強化に資することを目的とした年金財源強化事業が創設された。²⁾

以下、厚生保険特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

(2) 健康勘定

健康保険制度は事業所に使用される被用者を被保険者とし、これら被保険者の業務外の傷病、死亡及び分娩、被扶養者の傷病、死亡及び分娩に関して療養の給付等の保険給付を行う制度であり、一般会計と区分して経理している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入、一般会計より受入等)	4兆6,846億円	(1) 保険給付費	3兆4,089億円
(2) 借入金	1兆4,345億円	(2) 借入金償還金	1兆4,099億円
(3) 積立金より受入	400億円	(3) 老人保健拠出金	9,530億円
(4) 雑収入	288億円	(4) 退職者給付拠出金	2,215億円
		(5) その他 (諸支出金、保健施設費等業務勘定へ繰入、予備費)	1,946億円
計	6兆1,879億円	計	6兆1,879億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

なお、歳入のうち、① 保険収入は(i)「健康保険法」の規定に基づく保険料収入、(ii)「健康保険法」等に基づく保険給付費及び老人保健拠出金に対する国庫補助金等の一般会計からの受入見込額を計上、② 借入金は「厚生保険特別会計法」の規定に基づく借入金の平成元年度末の見込額、また、歳出のうち、保険給付費の内訳は、医療給付費3兆402億円、現金給付費3687億円であり、借入金償還金は昭和63年度に借り入れた借入金の償還金を計上している。

平成元年度の政府管掌健康保険の決算ベースにおける被保険者数等は次のとおりとなっている。⁴⁾

・被保険者数	1,726万人
・保険料収入	4兆856億円
・保険給付費	3兆3,335億円

平成元年度以降、健康保険については順次制度改正等を行ってきており、平成4年度には「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成4年法律第7号)により、特別会計の設置法を改正した。これに基づき、従来の健康勘定の積立金

に代えて中期的な財政運営の安定化を図るため、事業運営安定資金を創設し、当初予算において、事業運営安定資金へ繰入320億円が計上されている。⁵⁾ その後、平成4年度補正予算において事業運営安定資金への繰入金は762億円に増額され、⁶⁾ 平成4年度末の事業運営安定資金の残高は1兆4756億円となった。⁷⁾ また、平成4年度以降、昭和48年度末の累積収支不足額及び旧日雇健康保険事業に係る累積債務については、発生利子の全額を一般会計から受け入れることにより、債務額が一定に維持されている。

平成5年度においては、高額療養費の自己負担限度額の引上げ、「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律」（平成5年法律第9号）に基づき、1300億円を控除した国庫補助の繰入れ等が行われた。また、同年度には事業運営安定資金への繰入れ70億円が計上されている。⁸⁾

平成6年度予算においては、入院時の食事に係る給付の見直し等の制度改革を行うほか、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）に基づき、1200億円を控除した国庫補助の繰入れを行うこととした。また、単年度で収支不足が生じたため、事業運営安定資金からの受入見込額2070億円が計上されている。⁹⁾

平成7年度及び平成8年度においても、健康勘定には事業運営安定資金からの受入れが行われている。また、平成8年度以降、昭和48年度末の累積収支不足額及び旧日雇健康保険事業に係る累積債務については、発生利子の全額を一般会計から受け入れることにより、債務額が一定に維持されている。

平成9年には、「介護保険法」（平成9年法律第123号）が制定され、平成12年4月1日に介護保険制度が導入された。また、「介護保険法施行法」（平成9年法律第124号）により、厚生保険特別会計の設置法が一部改正され、第3条に「介護保険法」の規定による納付金が追加された。

平成11年度の第2次補正予算で、「昭和62年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（昭和62年法律第51号）、「昭和63年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（昭和63年法律第52号）、「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成元年法律第42号）、「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律」（平成5年法律第9号）、及び「平成6年度

における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)に基づき、一般会計から4183億円を受け入れるとともに、高齢者の薬剤一部負担に関する臨時特例措置の実施に伴う国庫補助金の受入見込額を増額する一方で、事業運営安定資金からの繰入れを減額している。¹⁰⁾

このほか、平成元年度以降、① 医療費の患者負担の見直し(1割から2割へ引上げ、平成9年度)、② 診療報酬の改定(平成2年度、4年度、6年度、8年度、10年度、12年度)、③ 保険料率の引上げ、保険料負担の変更などについて見直しを図りつつ保険給付費の抑制を図っているが、被保険者の増加等により保険給付費は増加し続けている。¹¹⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入、一般会 計より受入等)	7兆3,446億円	(1) 保険給付費	4兆2,930億円
(2) 借入金	1兆4,792億円	(2) 老人保健拠出金	2兆2,008億円
(3) 事業運営安定資金よ り受入	2,692億円	(3) 借入金償還金	1兆4,792億円
(4) その他 (雑収入、運用収入)	174億円	(4) 退職者給付拠出金	5,109億円
計	9兆1,105億円	(5) 介護納付金	3,943億円
		(6) その他 (保険事業費等業務勘 定へ繰入等)	2,322億円
		計	9兆1,105億円

平成12年度の損失は2794億円、前年度までの繰越損失は7754億円を計上しており、この合計1兆548億円を次年度繰越損失として処理した。¹³⁾

(3) 年金勘定

厚生年金保険制度は、労働者とその遺族のための拠出制の被用者年金制度である。政府が保険者となり、法人の事業所又は事務所及び常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所(農林業、水産業、料理飲食業等は除かれる。)又は事務所に使用される65歳未満の者はすべて被保険者となる。ただし、共済組合の組合員については適用が除外される。これら被保険者の老齢、障害及び死亡について、それぞれ定められた額の支給を行う制度で、一般会計と区分して経理

している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	18兆2,879億円	(1) 保険給付費	10兆 179億円
(保険料収入、国民年金特別会計より受入等)		(2) 国民年金特別会計へ繰入	3兆4,973億円
(2) 雑収入	97億円	(3) 予備費	5,009億円
		(4) その他	1,503億円
		(福祉施設費等業務勘定へ繰入、諸支出金)	
計	18兆2,976億円	計	14兆1,664億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

歳入のうち保険収入は、保険料収入、運用収入、国民年金特別会計より受入、一般会計より受入等である。

保険収入のうち保険料収入は、被保険者種別ごとに、被保険者数に平均標準報酬月額を乗じ、更に保険料率及び収納率を乗じたものを年額として算定したものである。また、一般会計より受入は、「厚生年金保険法」及び「厚生保険特別会計法」に基づき国庫負担金として一般会計から受け入れるものである。その内訳は、厚生年金保険の管掌者が負担する基礎年金拠出額の3分の1、保険給付費のうち昭和36年4月前の被保険者期間を計算の基礎とする費用の100分の20及び旧国民年金の嵩上げ相当の費用の4分の1等である。

厚生年金の保険料収入は巨額であるため、その積立金もまた巨額である。平成元年度の運用利益（利子収入）は3兆9159億円、年度末の積立金は65兆6126億円となっており、¹⁵⁾ 積立金は資金運用部に預託され、財政投融资計画の中で運用されている。

平成元年度の厚生年金保険の実績は、事業所132万か所、被保険者2992万人、保険料収入10兆4910億円、給付額9兆6284億円という巨額の事業であった。¹⁶⁾

平成7年度予算においては、国債整理基金特別会計への財源充当のため、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、平成7年度に「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）に規定する一般会計か

ら年金勘定へ繰り入れる国庫負担額のうち、経過国庫負担額の2分の1の範囲内で繰入額の一部を繰り延べることにした。¹⁷⁾

平成8年度予算から平成10年度予算までの間は、それぞれの年度の特例法に基づき「国民年金法等の一部を改正する法律」の規定する国庫負担について、各年度それぞれ平成8年度8000億円、平成9年度7200億円、平成10年度7000億円を控除した額を一般会計から受け入れることとしている。¹⁸⁾ こうした巨額の積立金を抱えている年金勘定は、短期的には資金不足が発生しないため、一般会計からの受入金を減額して後日受け入れることで、一般会計の財源不足を調整していた。

公的年金制度については、就業構造や産業構造の変化等に対応し、長期的に安定した制度とする必要性から平成8年3月には日本たばこ産業共済組合等旧公共企業体3共済を厚生年金と統合するなど、今後の各制度の費用負担の平準化の方向性を示す「公的年金制度の再編成の推進について」が閣議決定され、¹⁹⁾「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成8年法律第83号）により、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の被保険者は、平成9年4月1日に厚生年金保険特別会計年金勘定に移管された。この移管に伴い、国家公務員等共済組合連合会は国家公務員共済組合連合会に改称した。

なお、このほか平成元年度以降平成12年度までの間、年金についても制度等の改正を行っているが、主なものは次のとおりである。²⁰⁾

- ・平成4年度……年金額改定（3.3%）（平成4年4月実施）
- ・平成5年度……年金額改定（1.6%）（平成5年4月実施）
- ・平成6年度……財政再計算の年にあたり、次のような改定を行っている
 - i) 在職高齢年金の改善
 - ii) ネット所得スライドの導入
 - iii) 雇用保険との調整（失業給付を受けている場合は年金の支給停止等）等
- ・平成7年度……年金額改定（0.7%）（平成7年4月実施）
 - （注）完全自動物価スライドの導入
- ・平成8年度……保険料の改定（16.5%→17.35%）（平成8年10月実施）
- ・平成10年度……社会保険事務費について見直し（一部保険料財源化）
- ・平成11年度……新規受給者平均年金額の引上げ（0.6%）等

このような制度改正等を取り入れつつも受給者等の増加もあり、給付費等が膨らんでいる。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²¹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	31兆6,728億円	(1) 保険給付費	19兆5,898億円
(2) 雑収入 (保険料収入、一般会 計より受入等)	126億円	(2) 国民年金特別会計へ 繰入	9兆1,272億円
		(3) 予備費	5,880億円
		(4) その他 (福祉施設費等業務勘 定へ繰入、諸支出金)	3,504億円
計	31兆6,854億円	計	29兆6,555億円

歳入のうち保険収入は、保険料収入、運用収入、国民年金特別会計より受入、一般会計より受入等である。

年金勘定における平成12年度の利益は1兆9978億円となり、年度末積立金残高は134兆7988億円に膨れ上がっていった。²²⁾

(4) 児童手当勘定

児童手当制度は、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、昭和47年1月から実施され、一般会計と区分して経理されている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業主拠出金収入 (業務勘定より受入、事 業主拠出金収入等)	838億円	(1) 被用者児童手当交付金	880億円
(2) 一般会計より受入	359億円	(2) 非被用者児童手当交付金	341億円
(3) その他 (前年度剰余金受入、積 立金より受入等)	204億円	(3) その他 (業務取扱費、福祉施設 費、予備費等)	181億円
計	1,402億円	計	1,402億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

歳入のうち事業主拠出金収入とは、被用者児童手当給付費の財源の一部、特例給付給付費の財源及び児童育成事業費に充てられるもので、拠出金率は1000分の0.9であり、平成4年度には1000分の1.2、平成5年度からは1000分の1.1となっている。一般会計より受入は児童手当の支給に要する費用の一部と児童手当及び特例給付の事務の執行に要する費用に充てるための国庫負担金である。²⁴⁾

歳出のうち被用者児童手当交付金とは、被用者に対する児童手当の支給に要する費用のうち、国庫負担金及び事業主拠出金を財源とする額及び特例給付の支給に要する費用を市町村に交付する経費であり、非被用者児童手当交付金は被用者以外の者に対する児童手当の支給に要する費用のうち、国庫負担金を財源とする額を市町村に対して交付する経費である。

児童手当については、制度創設後、見直しが検討され、平成4年1月から児童1人以上を養育している者を対象とするとともに、義務教育就学前までとされていた期間を3歳未満に短縮した。更に、総合的少子化対策の一環として3歳までとされていた期間を、義務教育就学前までとする改正が行われ、平成12年6月1日から施行された。また、支給月額についても見直しが行われ、制度発足当初、義務教育終了前の第3子以降の児童につき3000円であったが、平成3年の改正で第1子及び第2子については5000円、第3子以降については1万円が支給されている。所得制限についても強化され、平成12年度においては432.5万円等となっている。²⁵⁾

これらの改正等により、平成12年度の歳入歳出予算は次のとおりとなっている。²⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業主拠出金収入 (業務勘定より受入、事業主拠出金収入等)	1,458億円	(1) 被用者児童手当交付金	1,892億円
(2) 一般会計より受入	1,285億円	(2) 非被用者児童手当交付金	420億円
(3) その他 (積立金より受入、前年度剰余金受入等)	56億円	(3) その他 (児童育成事業費、業務取扱費等)	487億円
計	2,798億円	計	2,798億円

(5) 制度間調整勘定

制度間調整事業は、被用者年金制度間の給付と負担の両面にわたる調整を図るため、被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまで各制度の年金給付に要する費用に係る負担を各制度間において調整するものである。平成元年12月に成立した「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」(平成元年法律第87号)に基づき、平成2年4月、厚生保険特別会計に制度間調整勘定が設置された。

[参考1] 「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」

第24条

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第87号以下特別措置法ト称ス)ニ依ル制度間調整事業ノ經理ハ当分ノ間第1条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ於イテ行フモノトス

第25条

本会計ニ前条ノ制度間調整事業ノ經理ヲ明確ニスル為第2条ニ規定スル各勘定ノ外制度間調整勘定ヲ設ク

[参考2] 平成2年度の「厚生保険特別会計法」

第2条

本会計ハ之ヲ健康勘定、年金勘定、児童手当勘定及業務勘定ニ区分ス

平成2年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 年金勘定より受入	4兆4,874億円	(1) 年金勘定へ繰入	4兆4,115億円
(2) 国家公務員等共済組合 連合会等拠入金収入	1兆1,178億円	(2) 国家公務員等共済組 合連合会等交付金	1兆1,937億円
計	5兆6,052億円	計	5兆6,052億円

(注) 平成3年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

歳入は「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」の規定により、調整交付金の財源として年金勘定、国家公務員等共済組合連合会等から受け入れるものである。歳出は、同法の規定により調整対象給付費の財源とし

て年金勘定への繰入れ及び国家公務員等共済組合連合会等へ交付するものである。

なお、制度間調整勘定は、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成8年法律第82号）の規定により平成9年度から年金勘定において会計処理が行われることとなり廃止された。

（6）業務勘定

この勘定は、健康保険及び厚生年金保険の事業運営のための業務取扱費の財源に充てるため、一般会計から受け入れる収入、保健事業費、福祉施設事業費等の事務・事業を実施するため、他勘定より受け入れる財源等を歳入としている。また、健康保険及び厚生年金保険の被保険者及び被扶養者に対する福祉を増進するため、医療施設等を整備するための福祉施設費、厚生年金保険被保険者の資格記録事務、年金給付のための裁定及び支払事務等に要する経費、収納された児童手当拠出金収入の児童手当勘定への繰入れ、健康保険の被保険者等に対して、健康を保持増進し、疾病予防等を行うための経費などを歳出としている。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁸⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入 (年金勘定より受入、健康勘定より受入)	1,950億円	(1) 福祉施設費	1,486億円
(2) 一般会計より受入	857億円	(2) 業務取扱費	935億円
(3) 児童手当収入 (児童手当拠出金収入等)	808億円	(3) 児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	798億円
(4) その他 (雑収入、前年度剰余金受入)	96億円	(4) 保健施設費	409億円
		(5) その他 (年金福祉事業団出資、施設整備費等)	83億円
計	3,711億円	計	3,711億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-1のとおりである。

100 第3章 保険特別会計

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入 (年金勘定より受入、健康勘定より受入)	3,738億円	(1) 福祉施設事業費	2,244億円
(2) 児童手当収入 (児童手当拠入金収入等)	1,437億円	(2) 児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	1,419億円
(3) 一般会計より受入	854億円	(3) 業務取扱費	1,406億円
(4) その他 (特別保健福祉事業資金より受入、雑収入等)	341億円	(4) 保健事業費	991億円
		(5) その他 (特別保健福祉事業費補助、年金福祉事業団出資、施設整備費等)	309億円
計	6,369億円	計	6,369億円

平成12年度における特別保健福祉事業資金の残高は、1兆5075億円となっている。²⁹⁾

〔注〕

- 1) 昭和26年度までの厚生保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。

公的共済組合は、「国家公務員共済組合法」(昭和23年法律第69号)による国家公務員共済組合(「国家公務員共済組合法」(昭和33年法律第128号)による全部改正、昭和58年法律第82号で「国家公務員等共済組合法」に改正)、「地方公務員共済組合法」(昭和37年法律第152号)による地方公務員共済組合(昭和39年法律第152号で「地方公務員等共済組合法」に改正)、「私立学校教職員共済組合法」(昭和28年法律第245号)による私立学校教職員共済組合、「農林漁業団体職員共済組合法」(昭和33年法律第99号)による農林漁業団体職員共済組合が存在していた。

年金福祉事業団は「年金福祉事業団法」(昭和36年法律第180号)に基づき、昭和36年11月25日設立の厚生保険特別会計出資法人。

厚生年金保険の平成元年度までの制度については、厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編『厚生年金保険二十五年史』(昭和43年、厚生団)を参照。健康保険の昭和63年度までの制度については、国民健康保険中央会編『国民健康保険五十年史』(平成元年、ぎょうせい)を参照。

- 3) 『平成元年度特別会計予算書』247-251ページ、『国の予算』平成元年度 828、830-

- 832ページ。
- 4) 『国の予算』平成5年度 813-814ページ。
 - 5) 『平成4年度特別会計予算書』248ページ、『国の予算』平成4年度 812-813ページ。
 - 6) 補正予算で事業運営安定資金への繰入金を442億円に増額した。『国の予算』平成5年度 1058ページ。
 - 7) 『平成4年度特別会計決算参照書』184ページ。
 - 8) 『国の予算』平成5年度 815-817ページ。
 - 9) 『国の予算』平成6年度 824-825ページ。
 - 10) 『国の予算』平成12年度 913-914ページ。
 - 11) 『厚生白書』平成2年版 144ページ、『ファイナンス』各年度を参照。
 - 12) 『平成12年度特別会計予算書』249-253ページ、『国の予算』平成12年度 662-663ページ。
 - 13) 『平成12年度特別会計決算参照書』231-232ページ。
 - 14) 『平成元年度特別会計予算書』252-255ページ、『国の予算』平成元年度 828、832-833ページ。
 - 15) 『平成元年度特別会計決算参照書』184、189ページ。
 - 16) 『国の予算』平成3年度 828ページ。
 - 17) 『国の予算』平成7年度 104ページ。
 - 18) 『国の予算』平成8年度 107ページ、『国の予算』平成9年度 101ページ、『国の予算』平成10年度 98ページ。
 - 19) 『国の予算』平成8年度 95ページ、『国の予算』平成10年度 87ページ。
 - 20) 『ファイナンス』各年度を参照。
 - 21) 『平成12年度特別会計予算書』254-258ページ、『国の予算』平成12年度 663-665ページ。
 - 22) 『平成12年度特別会計決算参照書』233、237ページ。
 - 23) 『平成元年度特別会計予算書』256-260ページ、『国の予算』平成元年度 833-835ページ。
 - 24) 『国の予算』平成4年度 816ページ、『国の予算』平成5年度 820ページ。
 - 25) 『国の予算』平成12年度 85-86ページ。
 - 26) 『平成12年度特別会計予算書』259-263ページ、『国の予算』平成12年度 665-667ページ。
 - 27) 『平成2年度特別会計予算書』256-257ページ、『国の予算』平成2年度 823ページ。
 - 28) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』261-266ページ、『国の予算』平成元年度 835-837ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』264-270ページ、『国の予算』平成12年度 667-669ページ。
 - 29) 『平成12年度特別会計決算参照書』240ページ。

表 1-3-1 厚生保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
健康勘定							
歳入	保険収入	4,684,626	5,162,090	5,540,000	6,065,930	6,419,112	6,628,855
	保険料収入	3,957,873	4,324,394	4,636,196	5,206,878	5,643,336	5,812,832
	一般会計より受入	723,434	835,747	901,720	857,539	774,347	814,717
	日雇拋出金収入	3,319	1,949	2,084	1,513	1,428	1,306
	運用収入	—	—	—	58,398	67,328	62,107
	事業運営安定資金より受入	—	—	—	—	—	206,959
	借入金	1,434,504	1,455,646	1,499,216	1,481,160	1,479,228	1,479,228
	雑収入	28,808	31,343	40,112	12,903	14,613	14,285
	業務勘定より受入	—	4,017	—	—	—	—
	積立金より受入	40,000	—	—	—	—	—
合計	6,187,937	6,653,096	7,079,328	7,618,391	7,980,281	8,391,434	
歳出	保険給付金	3,408,880	3,637,497	3,845,465	—	—	—
	保険給付費	—	—	—	4,145,313	4,384,926	4,614,042
	老人保険拋出金	953,031	1,146,712	1,256,445	1,389,304	1,509,124	1,634,361
	老人保健拋出金	—	—	—	—	—	—
	退職者給付拋出金	221,510	236,480	270,126	297,950	316,642	379,002
	介護納付金	—	—	—	—	—	—
	保健施設費等業務勘定へ繰入	69,349	72,098	77,730	119,366	142,117	150,780
	保健事業費等業務勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—
	事業運営安定資金へ繰入	—	—	—	32,000	7,014	—
	借入金償還金	1,409,897	1,429,231	1,464,967	1,481,160	1,479,228	1,479,228
	諸支出金	75,270	81,077	104,595	93,298	81,231	69,021
	予備費	50,000	50,000	60,000	60,000	60,000	65,000
合計	6,187,937	6,653,096	7,079,328	7,618,391	7,980,281	8,391,434	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年金勘定							
歳入	保険収入	18,287,874	25,670,470	29,214,558	32,196,706	33,961,151	36,019,403
	保険料収入	10,958,676	12,899,436	14,006,276	15,503,924	16,304,427	17,719,925
	一般会計より受入	1,659,313	2,144,172	2,373,857	2,605,962	2,837,695	2,979,058
	制度間調整勘定より受入	—	4,411,515	5,949,639	6,612,548	7,023,734	7,602,798
	船員保険特別会計より受入	14,350	13,806	14,328	15,634	15,493	15,588
	国民年金特別会計より受入	1,787,781	2,212,160	2,294,102	2,503,170	2,681,529	2,509,286

歳入	抛出金収入	—	—	—	—	—	—
	存続組合等納付金	—	—	—	—	—	—
	旧制度間調整法調整抛出金収入	—	—	—	—	—	—
	運用収入	3,867,754	3,989,380	4,576,355	4,955,468	5,098,272	5,192,747
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	37,759	18,491	1,834
	雑収入	9,695	9,618	12,770	13,580	10,686	12,325
	合 計	18,297,570	25,680,087	29,227,328	32,248,045	33,990,329	36,033,562
	歳出	保険給付費	10,017,924	10,858,671	11,819,600	12,681,812	13,636,354
制度間調整勘定へ繰入		—	4,487,408	6,040,639	6,703,571	7,101,150	7,680,478
国民年金特別会計へ繰入		3,497,268	4,264,604	4,844,427	5,514,754	6,026,131	6,317,128
旧制度間調整法調整交付金		—	—	—	—	—	—
福祉施設費等業務勘定へ繰入		125,693	133,063	149,750	153,262	161,005	179,763
諸支出金		24,587	32,130	38,018	39,062	49,534	64,162
予備費		500,900	542,900	591,000	634,100	681,800	724,000
合 計		14,166,372	20,318,776	23,483,435	25,726,561	27,655,975	29,444,742
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童手当勘定							
歳入	事業主抛出金収入	83,813	91,271	97,746	149,206	143,874	146,518
	業務勘定より受入	79,786	86,898	93,085	142,958	137,864	140,363
	船員保険特別会計より受入	4	7	2	3	1	1
	事業主抛出金収入	4,024	4,366	4,659	6,244	6,008	6,154
	一般会計より受入	35,937	28,485	29,076	44,197	32,453	10,675
	積立金より受入	7,400	3,400	2,900	5,250	6,637	34,856
	雑収入	1,467	1,456	1,578	1,708	1,890	675
	前年度剰余金受入	11,554	14,660	12,198	11,214	11,563	17,445
	合 計	140,172	139,272	143,498	211,574	196,417	210,168
歳出	被用者児童手当交付金	87,964	90,130	94,771	149,995	144,728	120,143
	非被用者児童手当交付金	34,101	30,739	28,022	38,721	28,855	19,397
	業務取扱費	8,158	8,131	9,013	7,994	7,941	5,926
	諸支出金	380	382	518	767	584	296
	福祉施設費	5,870	6,290	7,473	8,397	9,109	—
	児童育成事業費	—	—	—	—	—	60,205
	予備費	3,700	3,600	3,700	5,700	5,200	4,200
	合 計	140,172	139,272	143,498	211,574	196,417	210,168

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
制度間調整勘定							
歳入	拠出金等収入	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
	年金勘定より受入	—	4,487,408	6,040,639	6,703,571	7,101,150	7,680,478
	国家公務員等共済組合連合会等拠出金収入	—	1,117,802	1,506,473	1,667,154	1,765,361	1,914,978
	合計	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
歳出	調整対象給付費繰入及交付金	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
	国家公務員等共済組合連合会等交付金	—	1,193,695	1,597,473	1,758,177	1,842,777	1,992,658
	年金勘定へ繰入	—	4,411,515	5,949,639	6,612,548	7,023,734	7,602,798
	合計	—	5,605,210	7,547,113	8,370,725	8,866,511	9,595,456
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	85,663	91,823	97,784	104,455	108,274	115,117
	他勘定より受入	195,042	205,162	227,481	272,628	303,122	330,543
	健康勘定より受入	69,349	72,098	77,730	119,366	142,117	150,780
	年金勘定より受入	125,693	133,063	149,750	153,262	161,005	179,763
	児童手当収入	80,829	88,031	94,335	140,357	136,429	141,936
	特別保健福祉事業資金より受入	—	75,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	雑収入	7,248	7,257	8,197	7,868	7,419	7,837
	前年度剰余金受入	2,308	1,014	1,320	4,680	2,903	215
	合計	371,090	468,286	514,117	614,988	643,147	680,648
歳出	業務取扱費	93,509	98,358	105,564	111,235	113,847	121,373
	施設整備費	2,510	2,613	2,733	2,925	3,071	3,115
	保健施設費	40,938	43,917	49,342	62,706	74,619	82,940
	保健事業費	—	—	—	—	—	—
	福祉施設費	148,593	155,673	172,432	204,069	222,506	241,451
	特別保健福祉施設費	—	3,494	7,679	6,752	2,257	2,462
	特別保健福祉事業費補助	—	65,855	74,857	75,781	80,275	80,154
	年金福祉事業団出資	5,149	5,222	5,336	5,490	5,635	5,796
	特別保健福祉事業費健康勘定へ繰入	—	4,017	—	—	—	—
	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	79,786	86,898	93,085	142,958	137,864	140,363
	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	—	1,634	2,464	2,467	2,468	2,384

歳出	特別保健福祉事業 資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
	諸支出金	5	5	5	5	5	10
	予備費	600	600	600	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	20	—	—	—
	合計	371,090	468,286	514,117	614,988	643,147	680,648
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
健康勘定							
歳入	保険収入	6,806,821	6,851,847	7,186,804	7,174,870	7,113,320	7,344,633
	保険料収入	5,826,325	5,904,636	6,261,311	6,268,020	6,179,749	6,364,520
	一般会計より受入	979,137	946,010	924,751	906,149	932,964	979,467
	日雇抛入金収入	1,360	1,201	741	701	607	645
	運用収入	47,512	10,026	10,091	11,291	7,018	2,469
	事業運営安定資金 より受入	416,076	650,696	—	—	305,707	269,218
	借入金	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228
	雑収入	14,719	13,907	14,318	13,834	15,420	14,944
	業務勘定より受入	—	—	—	—	—	—
	積立金より受入	—	—	—	—	—	—
合計	8,764,357	9,005,704	8,690,441	8,679,223	8,920,693	9,110,492	
歳出	保険給付金	—	—	—	—	—	—
	保険給付費	4,750,378	4,900,463	4,580,007	4,379,946	4,382,644	4,292,968
	老人保険抛入金	1,830,223	1,950,227	—	—	—	—
	老人保健抛入金	—	—	1,953,708	2,127,496	2,354,412	2,200,831
	退職者給付抛入金	406,219	388,125	394,765	418,518	479,292	510,949
	介護納付金	—	—	—	—	—	394,314
	保健施設費等業務 勘定へ繰入	155,411	—	—	—	—	—
	保健事業費等業務 勘定へ繰入	—	158,411	158,435	158,266	152,102	149,996
	事業運営安定資金 へ繰入	—	—	580	38,510	—	—
	借入金償還金	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228	1,479,228
	諸支出金	72,898	59,250	53,718	37,259	33,015	42,207
	予備費	70,000	70,000	70,000	40,000	40,000	40,000
合計	8,764,357	9,005,704	8,690,441	8,679,223	8,920,693	9,110,492	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
年金勘定							
歳入	保険収入	39,073,724	40,277,883	34,194,659	33,152,647	32,400,772	31,672,785
	保険料収入	19,727,682	20,311,585	21,518,243	21,710,405	20,986,569	20,955,017
	一般会計より受入	2,829,544	2,516,904	2,711,454	2,830,224	3,635,619	3,720,886

歳入	制度間調整勘定より受入	8,424,011	9,244,154	—	—	—	—
	船員保険特別会計より受入	15,539	15,518	15,238	14,982	15,014	14,674
	国民年金特別会計より受入	2,568,888	2,549,117	2,551,660	2,497,384	2,303,640	1,957,355
	拠出金収入	—	—	27,333	32,717	32,717	32,717
	存続組合等納付金	—	—	1,144,551	618,578	621,225	602,015
	旧制度間調整法調整拠出金収入	—	—	531,091	92,944	27,549	—
	運用収入	5,508,060	5,640,605	5,695,089	5,355,413	4,778,439	4,390,121
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
	雑収入	11,910	13,993	13,255	13,009	12,904	12,617
	合計	39,085,634	40,291,876	34,207,914	33,165,656	32,413,676	31,685,402
歳出	保険給付費	15,670,303	16,618,858	18,065,165	18,794,431	19,099,266	19,589,807
	制度間調整勘定へ繰入	8,474,774	9,294,865	—	—	—	—
	国民年金特別会計へ繰入	7,015,433	7,411,965	7,724,025	8,321,471	8,823,469	9,127,240
	旧制度間調整法調整交付金	—	—	539,531	93,002	27,589	—
	福祉施設費等業務勘定へ繰入	188,174	205,817	234,770	234,393	229,866	223,766
	諸支出金	68,574	79,028	100,093	106,955	119,565	126,664
	予備費	783,500	830,900	903,300	564,000	573,000	588,000
	合計	32,200,758	34,441,433	27,566,886	28,114,252	28,872,755	29,655,477
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
児童手当勘定							
歳入	事業主拠出金収入	148,010	149,501	149,716	151,578	145,899	145,838
	業務勘定より受入	141,510	142,863	145,679	147,439	141,863	141,858
	船員保険特別会計より受入	1	1	0	0	0	0
	事業主拠出金収入	6,499	6,637	4,037	4,139	4,036	3,980
	一般会計より受入	14,391	26,231	27,940	25,427	28,063	128,453
	積立金より受入	16,216	9,781	—	2,998	20,712	5,198
	雑収入	150	0	0	250	97	73
	前年度剰余金受入	12,410	1,704	122	1,103	1,880	287
	合計	191,177	187,217	177,778	181,356	196,651	279,849
歳出	被用者児童手当交付金	119,638	115,963	119,753	119,449	126,743	189,188
	非被用者児童手当交付金	18,708	19,919	19,947	19,391	20,834	41,965

歳出	業務取扱費	6,017	5,976	6,104	5,993	6,083	14,552
	諸支出金	268	158	186	37	15	16
	福祉施設費	—	—	—	—	—	—
	児童育成事業費	42,347	41,901	28,288	32,986	39,376	28,428
	予備費	4,200	3,300	3,500	3,500	3,600	5,700
	合計	191,177	187,217	177,778	181,356	196,651	279,849
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
制度間調整勘定							
歳入	拠出金等収入	10,590,929	11,619,333	—	—	—	—
	年金勘定より受入	8,474,774	9,294,865	—	—	—	—
	国家公務員等共済組合連合会等拠出金収入	2,116,154	2,324,467	—	—	—	—
	合計	10,590,929	11,619,333				
歳出	調整対象給付費繰入及交付金	10,590,929	11,619,333	—	—	—	—
	国家公務員等共済組合連合会等交付金	2,166,918	2,375,179	—	—	—	—
	年金勘定へ繰入	8,424,011	9,244,154	—	—	—	—
	合計	10,590,929	11,619,333	—	—	—	—
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	117,833	121,609	122,586	80,869	84,984	85,374
	他勘定より受入	343,586	364,228	393,205	392,659	381,968	373,762
	健康勘定より受入	155,411	158,411	158,435	158,266	152,102	149,996
	年金勘定より受入	188,174	205,817	234,770	234,393	229,866	223,766
	児童手当収入	143,131	144,523	147,365	149,177	143,674	143,697
	特別保健福祉事業資金より受入	85,000	85,000	60,000	62,000	32,000	18,800
	雑収入	7,966	9,268	10,448	12,428	12,451	13,275
	前年度剰余金受入	1,757	2,647	7,436	5,207	3,237	1,978
	合計	699,272	727,275	741,040	702,340	658,314	636,886
	歳出	業務取扱費	125,650	131,108	135,734	138,414	139,999
施設整備費		3,273	3,822	6,174	6,018	5,921	3,555
保健施設費		—	—	—	—	—	—
保健事業費		86,746	88,178	92,400	96,605	99,897	99,119
福祉施設費		—	—	—	—	—	—
福祉施設事業費		250,302	269,093	293,499	241,973	229,898	224,409
特別保健福祉施設費		—	—	—	—	—	—
特別保健福祉事業費		7,839	7,782	5,500	5,500	1,300	1,300
特別保健福祉事業費補助		74,886	75,111	53,156	55,269	30,073	15,246

歳出	年金福祉事業団出資 特別保健福祉事業 費健康勘定へ繰入	6,178	6,597	6,939	9,276	8,121	7,923
	児童手当拠出金 児童手当勘定へ繰入	141,510	142,863	145,679	147,439	141,863	141,858
	特別保健福祉事業 費船員保険特別会 計へ繰入	2,275	2,107	1,344	1,231	627	2,254
	特別保健福祉事業 資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
	諸支出金	13	14	15	15	15	15
	予備費	600	600	600	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	699,272	727,275	741,040	702,340	658,314	636,886

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 船員保険特別会計

この会計は、「船員保険法」(昭和14年法律第73号)に基づく船員保険事業を
経理するため、一般会計と区別して設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「船員保険特別会計法」

第1条 (設置)

「船員保険法」による船員保険事業(「老人保健法」(昭和57年法律第80号)
の規定による拠出金及び「国民健康保険法」(昭和33年法律第192号)の規定
による納付金の納付を含む。以下同じ。)を運営するため、特別会計を設置し、
その歳入を以てその歳出に充てる。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

従業員の職務の性格からリスクが異なる職域保険として、「船員保険特別会
計法」(昭和15年法律第13号)に基づき、昭和15年度より船員保険特別会計が設
置された。同特別会計の実体法は「船員保険法」(昭和14年法律第73号)である。
その後、特別会計の戦時統合の中でこの特別会計は昭和18年度末に廃止され、
昭和19年度より厚生保険特別会計船員勘定に切り替えられた。更に「船員保険
特別会計法」(昭和22年法律第236号)により、昭和22年11月1日から、職域保
険として分立し、船員保険特別会計が再設された。¹⁾

船員保険は、職務外の疾病及び職務上の疾病を經理する疾病部門、失業部門及び職務上年金部門から構成される社会保険である。なお、職務外年金部門については、昭和61年4月から厚生年金保険制度に統合されたことから、これに係る經理は厚生保険特別会計に移管された。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入、一般会計より受入、運用収入)	1,230億円	(1) 保険給付費	803億円
(2) 積立金より受入	16億円	(2) 老人保健拠出金	157億円
(3) その他 (雑収入、児童手当収入等)	7億円	(3) 諸支出金	147億円
		(4) 福祉施設費	82億円
		(5) その他 (業務取扱費、退職者給付拠出金等)	65億円
計	1,253億円	計	1,253億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-2のとおりである。

歳入のうち、保険料収入は、疾病部門及び年金部門の被保険者数、平均標準報酬月額等を積算の基礎として算出するものであり、一般会計より受入は、失業保険及び年金保険の給付費に対する国庫負担金、疾病部門に対する国庫補助金及び業務取扱費の財源の一部を一般会計から受け入れるものである。

歳出のうち、保険給付費は医療給付費と現金給付費を合わせた疾病保険給付費、失業保険給付費、年金保険給付費の合計額であり、老人保健拠出金は「老人保健法」に基づく老人保健拠出金である。

平成2年には「厚生保険特別会計法の一部を改正する法律」(平成2年法律第3号)により、厚生保険特別会計業務勘定に特別保健福祉事業資金が設置され、特別保健福祉事業として、「厚生保険特別会計法」の規定による拠出の一部に充てるため、船員保険特別会計への繰入金が規定された。船員保険特別会計では特別保健福祉事業による助成の受入見込額を歳入項目である厚生保険特別会計より受入として計上し、³⁾ 以後も続いている。

また、平成9年度に「介護保険法」(平成9年法律第123号)が制定され、平成12年4月1日に介護保険制度が導入された。また、「介護保険法施行法」(平成9年法律第124号)により、「船員保険特別会計法」が一部改正され、同法第

3条に「介護保険法」の規定による納付金が追加された。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	881億円	(1) 保険給付費	507億円
(保険料収入、一般会計よ り受入、運用収入)		(2) 老人保健拠出金	150億円
(2) 積立金より受入	39億円	(3) 諸支出金	149億円
(3) 厚生保険特別会計より受入	23億円	(4) 福祉事業費	61億円
(4) その他	17億円	(5) 介護納付金	34億円
(雑収入等)		(6) その他	60億円
		(退職者給付拠出金、業務 取扱費等)	
計	960億円	計	960億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの船員保険特別会計については、厚生省保険局・社会保険庁医療保険部編『船員保険三十年史』（昭和47年、船員保険会）を参照。船員保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』279-284ページ、『国の予算』平成元年度 838-841ページ。
- 3) 『平成2年度特別会計予算書』269、288ページ、『国の予算』平成2年度 827-829ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』289-294ページ、『国の予算』平成12年度 670-672ページ。

表 1-3-2 船員保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	保険収入	123,007	102,947	104,816	108,807	111,342	109,077
	保険料収入	112,878	93,814	95,422	98,510	100,263	98,403
	一般会計より受入	7,957	7,056	6,951	7,227	7,243	7,044
	運用収入	2,172	2,077	2,442	3,070	3,836	3,630
	児童手当収入	4	7	2	3	1	1

歳入	厚生保険特別会計より受入	—	1,634	2,464	2,467	2,468	2,384
	積立金より受入	1,586	2,396	—	—	—	—
	雑収入	733	991	1,356	2,548	3,833	3,372
	前年度剰余金受入	0	—	—	—	—	—
	合計	125,330	107,976	108,638	113,824	117,645	114,833
歳出	保険給付費	80,302	66,329	65,485	68,082	68,844	66,856
	老人保健拠出金	15,670	14,655	13,668	13,782	14,748	14,920
	退職者給付拠出金	2,676	2,190	1,791	2,543	2,563	2,894
	介護給付金	—	—	—	—	—	—
	業務取扱費	2,731	2,796	2,900	2,974	3,015	2,965
	諸支出金	14,652	14,098	14,622	15,821	15,676	15,746
	福祉施設費	8,195	6,900	7,080	8,483	9,900	9,274
	福祉事業費	—	—	—	—	—	—
	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	4	7	2	3	1	1
	予備費	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	12	—	—	—
合計	125,330	107,976	106,560	112,688	115,749	113,655	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	保険収入	107,945	104,148	99,882	95,982	91,677	88,114
	保険料収入	96,552	92,956	88,670	85,545	81,539	79,091
	一般会計より受入	6,874	6,799	6,711	5,996	6,280	5,913
	運用収入	4,520	4,393	4,501	4,441	3,859	3,110
	児童手当収入	1	1	0	0	0	0
	厚生保険特別会計より受入	2,275	2,107	1,344	1,231	627	2,254
	積立金より受入	—	—	—	—	4,627	3,945
	雑収入	1,884	1,829	1,646	1,480	1,525	1,710
	前年度剰余金受入	—	—	—	—	0	—
合計	112,105	108,085	102,873	98,694	98,456	96,024	
歳出	保険給付費	65,156	62,250	56,787	53,338	53,431	50,671
	老人保健拠出金	15,129	15,586	15,535	15,213	17,429	14,959
	退職者給付拠出金	3,039	2,800	2,576	2,581	2,953	3,003
	介護給付金	—	—	—	—	—	3,406
	業務取扱費	2,981	2,885	2,810	2,682	2,644	2,544
	諸支出金	15,692	15,659	15,377	15,130	15,149	14,854
	福祉施設費	—	—	—	—	—	—
	福祉事業費	7,630	7,376	6,948	6,597	6,350	6,085
	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	1	1	0	0	0	0
	予備費	1,000	1,000	900	500	500	500

歳出	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	110,627	107,557	100,935	96,042	98,456	96,024

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

3 国民年金特別会計

(1) 概要

この特別会計は老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする国民年金事業を、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「国民年金特別会計法」

第1条（設置）

「国民年金法」（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）による国民年金事業を経営するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

自営業者及び零細企業の従業員は、企業の従業員を対象とする厚生年金や船員を対象とする船員保険及び政府が管掌する年金共済に加入しておらず、公的年金保険の適用を受けていなかった。これら自営業者等のほかに、既に高齢に達して新たに公的年金に加入する資格をほぼ失っていた国民も公的年金の対象とすることで、国民皆年金を実現させる必要があった。

「国民年金法」（昭和34年法律第141号）が公布され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が導入される運びとなった。その導入に先行して昭和34年11月より、一般会計の負担により無拠出の福祉年金が導入された。

この拠出制の年金制度を経理するため、「国民年金特別会計法」（昭和36年法律第63号）に基づき、昭和36年度に国民年金特別会計が設置された。この結果、国民年金については、拠出に基づく国民年金勘定、一般会計からの受入れを財源として給付する無拠出者を対象とした福祉年金勘定、及び業務経費を経理する業務勘定の三つに区分して経理することとなった。こうして自営業者等に対

する年金制度が導入され、国民皆年金制度へと大きく前進した。

その後、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）が昭和61年4月1日に施行され、国民年金制度はすべての国民を対象に基礎年金給付を行う制度に改められ、その費用については各公的年金制度が負担する拠出金等をもって賄うものとされた。これに伴い、基礎年金に係る拠出金、繰入金の受入れ及び基礎年金の給付等について、他の諸費用と明確に区分して経理を行うため、昭和61年には新たに基礎年金勘定を設置している。

更に「年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律」（昭和62年法律第59号）が施行されたことを機会に、厚生保険特別会計年金勘定と同様に、国民年金積立金の一部を資金運用部からの借入金として調達し、年金福祉事業団において年金の財政基盤の強化に資することを目的とした年金財源強化事業が創設されている。¹⁾

以下、国民年金特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を説明する。

(2) 基礎年金勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 拠出金等収入	6兆2,777億円	(1) 基礎年金相当給付費	5兆2,819億円
(2) 前年度剰余金受入	1,677億円	繰入及交付金	
(3) その他	493億円	(2) 基礎年金給付費	1兆1,123億円
(運用収入、雑収入)		(3) その他	1,005億円
		(予備費、諸支出金)	
計	6兆4,947億円	計	6兆4,947億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

この勘定の歳入は、「国民年金特別会計法」（昭和36年法律第63号）及び「国民年金法」等に基づく基礎年金給付等に要する費用に充てるための国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定及び国家公務員等共済組合連合会等から受け入れる拠出金等収入と国民年金勘定から移換された、いわゆる任意加入妻に係る積立金等を資金運用部に預託する運用収入等を主たるものとしている。

一方、歳出は老齢基礎年金、障害基礎年金等の基礎年金給付費、基礎年金相当給付費財源の国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに

国家公務員等共済組合連合会等への交付金が大部分を占めている。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 拠出金等収入	13兆7,817億円	(1) 基礎年金給付費	8兆5,354億円
(2) 前年度剰余金受入	5,141億円	(2) 基礎年金相当給付費	5兆2,962億円
(3) その他	370億円	繰入及交付金	
(運用収入、雑収入)		(3) その他	5,013億円
		(予備費、諸支出金)	
計	14兆3,329億円	計	14兆3,329億円

平成12年度末における基礎年金勘定の総資産1兆7336億円のうち積立金として7246億円が（一部繰替利用を除く。）資金運用部に預託されている。⁴⁾

(3) 国民年金勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	5兆5,746億円	(1) 国民年金給付費	3兆988億円
(基礎年金勘定より受		(2) 基礎年金勘定へ繰入	1兆9,684億円
入、保険料収入、一般		(3) その他	2,017億円
会計より受入、運用収		(予備費、福祉施設	
入)		費等業務勘定へ繰入)	
(2) 雑収入	67億円		
計	5兆5,813億円	計	5兆2,689億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

この勘定の歳入については、「国民年金法」に基づく第1号被保険者（農業、自営業等のもので日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者等）が納付する保険料と「国民年金法」等の規定に基づき一般会計から繰り入れられる国庫負担金、国民年金給付費のうち基礎年金に相当する部分に要する費用として基礎年金勘定より受け入れるもの等を主としている。

一方、歳出は老齢年金を柱として、各種の年金、一時金等「国民年金法」等の規定に基づく国民年金給付費と基礎年金給付費等のうち国民年金の管掌者たる政府が負担すべき部分の額等について、基礎年金勘定へ繰り入れるものが大

部分を占めている。

なお、平成元年度末における国民年金勘定の総資産4兆4433億円のうち、積立金として2兆9409億円（一部繰替使用を除く。）が資金運用部に預託され、財政投融资計画に基づき運用されていた。⁶⁾

平成4年度の歳入予算において、年金福祉事業団からの国庫納付金約20億円を計上したが、⁷⁾ これ以降、平成12年度まで国庫納付はされなかった。

平成6年度予算においては、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律」（昭和58年法律第46号）に基づく平準化措置による額から「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）に基づき加算しないこととした額（2082億円）を控除している。⁸⁾

同様に、平成7年度予算においても、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律」（昭和58年法律第46号）に基づき加算しないこととした額（2372億円）を控除している。

なお、平成8年度（2621億円）、平成9年度（948億円）にも同様の処理を行い、毎年度の繰入額がなだらかに推移するように平準化を行うこととされた。

また、平成9年度決算以降は、国民年金勘定の決算剰余金の次年度への繰入れを停止し、剰余金全額を積立金に計上した。⁹⁾ こうした決算剰余金の次年度への繰入れ停止は平成12年度まで続いた。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁰⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 保険収入 （基礎年金勘定より 受入、保険料収入、 一般会計より受入、 運用収入）	6兆4,169億円	(1) 基礎年金勘定へ繰入	3兆 925億円
(2) 雑収入	43億円	(2) 国民年金給付費	2兆7,354億円
計	6兆4,212億円	(3) その他 （予備費、福祉施設費 等業務勘定へ繰入、 諸支出金）	1,846億円
		計	6兆 125億円

平成12年度末における国民年金勘定の総資産11兆8498億円のうち、積立金として9兆4617億円が資金運用部に預託され（一部繰替利用を除く。）、¹¹⁾ 財政投融资計画に基づき運用されており、総資産及び積立金ともに平成元年度末に比べ大きく膨れ上がっている。

(4) 福祉年金勘定

この勘定は、老齢福祉年金に係る収支を経理するものである。

福祉年金の給付に要する費用は、すべて国庫が負担している。なお、この年金は全額国庫負担による無拠出の年金であるため、受給権者の所得、配偶者や扶養義務者の所得の多寡、あるいは公的年金受給資格の有無等によって、支給制限が行われる。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	4,323億円	(1) 福祉年金給付費	4,335億円
(2) 前年度剰余金受入	30億円	(2) その他	22億円
(3) 雑収入	4億円	(予備費、諸支出金)	
計	4,357億円	計	4,357億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	684億円	(1) 福祉年金給付費	687億円
(2) 前年度剰余金受入	5億円	(2) その他	3億円
(3) 雑収入	2億円	(予備費、諸支出金)	
計	690億円	計	690億円

(5) 業務勘定

この勘定は、国民年金事業を円滑に運営するために必要な経費を一般会計等から受け入れ、国民年金印紙の売さばきによる収入をもって国民年金勘定へ保険料を繰り入れるなど、国民年金業務の収支を経理するものである。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 印紙売捌収入	1兆4,792億円	(1) 印紙収入国民年金 勘定へ繰入	1兆4,362億円
(2) 一般会計より受入	1,187億円	(2) 業務取扱費	1,196億円
(3) その他 (国民年金勘定より 受入等)	333億円	(3) その他 (予備費、福祉施設 費等)	754億円
計	1兆6,312億円	計	1兆6,312億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-3のとおりである。

歳入は、「国民年金法」第92条の規定による国民年金印紙の売捌代金、国民年金事業の事務の執行に要する費用及び市町村に対して交付する費用に充てるための国庫負担金として、一般会計から受け入れたもの等である。

歳出は、「国民年金法」第92条の規定により、国民年金印紙による納付の方法によって納付された保険料を国民年金勘定へ繰り入れる経費、国民年金事業を執行するために必要な事務費及び国民年金事業の事務の一部を行う市町村に対して交付する事務取扱費に要する費用である業務取扱費等である。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 印紙売捌収入	2兆 903億円	(1) 印紙収入国民年金 勘定へ繰入	2兆 693億円
(2) 一般会計より受入	1,141億円	(2) 業務取扱費	1,673億円
(3) その他 (国民年金勘定より 受入等)	743億円	(3) その他 (予備費、福祉施設 費等)	421億円
計	2兆2,787億円	計	2兆2,787億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの国民年金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。昭和63年度までの国民年金制度については、社会保険庁運営部年金管理課・年金指導課編『国民年金三十年のあゆみ』(平成2年、ぎょうせい)を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』325-328ページ、『国の予算』平成元年度 842-843ページ。

- 3) 『平成12年度特別会計予算書』341-344ページ、『国の予算』平成12年度 674-675ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計決算参照書』296、301ページ。
- 5) 『平成元年度特別会計予算書』329-332ページ、『国の予算』平成元年度 843-845ページ。
- 6) 『平成元年度特別会計決算参照書』248、252ページ。
- 7) 『国の予算』平成4年度 825ページ。
- 8) 『国の予算』平成8年度 110ページ。
- 9) 『平成9年度特別会計決算参照書』232ページ。
- 10) 『平成12年度特別会計予算書』345-348ページ、『国の予算』平成12年度 675-676ページ。
- 11) 『平成12年度特別会計決算参照書』298、302ページ。
- 12) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』333-335ページ、『国の予算』平成元年度 845ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』349-351ページ、『国の予算』平成12年度 676-677ページ。
- 13) 『平成元年度特別会計予算書』336-340ページ、『国の予算』平成元年度 845-846ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』352-356ページ、『国の予算』平成12年度 677-678ページ。

表 1-3-3 国民年金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基礎年金勘定							
歳入	拠出金等収入	6,277,716	6,986,056	7,752,872	8,682,612	9,449,008	10,034,771
	運用収入	46,937	56,822	52,111	56,086	55,407	54,141
	雑収入	2,329	3,180	3,642	5,043	5,980	5,187
	前年度剰余金受入	167,706	389,064	291,071	382,280	361,459	509,166
	合計	6,494,688	7,435,122	8,099,697	9,126,021	9,871,854	10,603,265
歳出	基礎年金給付費	1,112,277	1,256,377	1,555,394	2,176,399	2,867,511	3,623,199
	基礎年金相当給付費繰入及交付金	5,281,889	5,973,074	6,400,097	6,677,298	6,783,245	6,634,391
	諸支出金	721	772	605	224	399	474
	予備費	99,800	204,900	143,600	272,100	220,700	345,200
	合計	6,494,688	7,435,122	8,099,697	9,126,021	9,871,854	10,603,265

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国民年金勘定							
歳入	保険収入	5,574,612	5,711,427	6,193,956	6,407,303	6,592,043	6,580,365
	保険料収入	1,535,974	1,541,159	1,639,772	1,743,859	1,920,761	2,064,506
	一般会計より受入	951,411	954,757	1,068,288	1,155,029	1,238,236	1,088,933
	基礎年金勘定より受入	2,942,511	3,041,094	3,279,589	3,269,394	3,161,432	3,132,807
	運用収入	144,717	174,417	206,307	239,021	271,614	294,119
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	1,983	1,050	111
	雑収入	6,718	6,445	5,205	5,227	5,108	5,525
合計	5,581,330	5,717,872	6,199,161	6,414,513	6,598,201	6,586,001	
歳出	国民年金給付費	3,098,787	3,261,991	3,399,903	3,414,489	3,351,596	3,329,625
	基礎年金勘定へ繰入	1,968,368	1,850,325	1,967,398	2,127,928	2,320,881	2,537,141
	諸支出金	15,212	18,535	17,997	17,805	19,550	21,416
	福祉施設費等業務勘定へ繰入	31,647	33,050	36,126	37,043	38,626	41,546
	予備費	154,900	163,100	170,000	170,700	167,600	166,500
合計	5,268,914	5,327,001	5,591,424	5,767,965	5,898,253	6,096,229	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
福祉年金勘定							
歳入	一般会計より受入	432,300	342,051	290,234	239,649	210,804	195,272
	雑収入	446	551	528	618	749	684
	前年度剰余金受入	2,971	2,556	1,798	2,381	921	929
	合計	435,716	345,158	292,560	242,648	212,474	196,886
歳出	福祉年金給付費	433,510	343,453	291,055	241,443	211,369	195,881
	諸支出金	6	6	6	5	6	6
	予備費	2,200	1,700	1,500	1,200	1,100	1,000
合計	435,716	345,158	292,560	242,648	212,474	196,886	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	118,686	126,181	137,186	143,911	147,233	154,727
	印紙売捌収入	1,479,200	1,477,586	1,579,956	1,674,978	1,838,905	1,988,719
	国民年金勘定より受入	31,647	33,050	36,126	37,043	38,626	41,546
	雑収入	753	766	660	747	807	980
	前年度剰余金受入	923	214	712	1,688	2,225	1,398
	合計	1,631,209	1,637,798	1,754,640	1,858,367	2,027,797	2,187,371

歳出	業務取扱費	119,569	126,348	137,721	145,485	149,378	156,213	
	施設整備費	292	314	337	361	387	393	
	印紙収入国民年金勘定へ繰入	1,436,200	1,434,585	1,533,955	1,626,177	1,785,304	1,930,818	
	諸支出金	1	1	1	1	1	1	
	福祉施設費	30,918	32,325	35,404	36,365	37,965	40,909	
	年金福祉事業団出資	729	726	721	678	661	637	
	予備費	43,500	43,500	46,500	49,300	54,100	58,400	
	合計	1,631,209	1,637,798	1,754,640	1,858,367	2,027,797	2,187,371	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
基礎年金勘定								
歳入	拠出金等収入	11,030,491	11,515,040	11,873,078	12,659,570	13,260,583	13,781,719	
	運用収入	63,997	51,875	52,425	43,849	32,670	30,259	
	雑収入	5,932	6,814	6,792	7,702	7,726	6,758	
	前年度剰余金受入	516,544	644,913	621,733	611,078	527,378	514,129	
	合計	11,616,963	12,218,642	12,554,028	13,322,199	13,828,357	14,332,865	
歳出	基礎年金給付費	4,464,489	5,127,707	5,911,398	6,763,034	7,633,167	8,535,351	
	基礎年金相当給付費繰入及交付金	6,837,772	6,679,047	6,259,867	6,083,284	5,769,469	5,296,171	
	諸支出金	403	289	1,262	481	321	343	
	予備費	314,300	411,600	381,500	475,400	425,400	501,000	
	合計	11,616,963	12,218,642	12,554,028	13,322,199	13,828,357	14,332,865	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
国民年金勘定								
歳入	保険収入	6,847,965	7,094,853	6,844,034	6,802,307	6,584,547	6,416,883	
	保険料収入	2,162,647	2,261,830	2,320,069	2,344,753	2,258,105	2,190,433	
	一般会計より受入	1,184,556	1,467,872	1,332,231	1,326,490	1,322,664	1,363,651	
	基礎年金勘定より受入	3,186,850	3,039,463	2,845,968	2,784,985	2,674,774	2,570,129	
	運用収入	313,912	325,688	345,767	346,079	329,004	292,670	
	年金福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—	
	雑収入	5,600	5,291	5,334	5,007	4,578	4,357	
	合計	6,853,565	7,100,144	6,849,368	6,807,314	6,589,125	6,421,239	
	歳出	国民年金給付費	3,369,632	3,221,490	3,068,978	2,984,142	2,850,984	2,735,355
		基礎年金勘定へ繰入	2,705,517	2,732,338	2,837,750	2,963,265	2,971,637	3,092,488
諸支出金		22,059	29,754	31,524	39,743	38,473	28,769	
福祉施設費等業務勘定へ繰入		44,098	54,490	58,588	58,272	60,098	73,884	
予備費		168,500	161,100	153,400	90,000	86,000	82,000	
合計		6,309,806	6,199,172	6,150,240	6,135,422	6,007,192	6,012,496	

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
福祉年金勘定							
歳入	一般会計より受入	173,766	143,792	107,996	88,828	80,734	68,369
	雑収入	647	474	289	290	202	152
	前年度剰余金受入	1,032	716	551	586	302	494
	合計	175,445	144,982	108,836	89,704	81,238	69,015
歳出	福祉年金給付費	174,539	144,227	108,280	89,298	80,832	68,670
	諸支出金	6	5	6	6	6	6
	予備費	900	750	550	400	400	340
	合計	175,445	144,982	108,836	89,704	81,238	69,015
業務勘定		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	159,984	162,198	163,648	130,304	127,178	114,084
	印紙売捌収入	2,080,856	2,174,334	2,257,825	2,236,285	2,128,369	2,090,281
	国民年金勘定より受入	44,098	54,489	58,588	58,272	60,098	73,884
	雑収入	873	878	906	897	696	424
	前年度剰余金受入	1,545	2,395	3,672	3,152	3,668	18
	合計	2,287,356	2,394,294	2,484,639	2,428,910	2,320,009	2,278,691
歳出	業務取扱費	161,495	164,516	167,065	167,761	170,610	167,326
	施設整備費	407	455	661	301	43	34
	印紙収入国民年金勘定へ繰入	2,020,255	2,111,033	2,192,063	2,214,283	2,107,368	2,069,280
	諸支出金	1	1	1	1	1	1
	福祉施設費	43,450	53,813	57,851	23,970	20,405	20,470
	年金福祉事業団出資	649	676	737	94	82	80
	予備費	61,100	63,800	66,261	22,500	21,500	21,500
	合計	2,287,356	2,394,294	2,484,639	2,428,910	2,320,009	2,278,691

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

4 労働保険特別会計

(1) 概要

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)、「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)等に基づく労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「労働保険特別会計法」

第1条（設置）

「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

昭和22年に失業保険事業等の経理を明確にするため、失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が設置された。昭和42年に「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）及び「失業保険法」（昭和22年法律第146号）の一部を改正する法律に基づき、従業員5人未満の事業所に対しても両保険が適用されることとなった。これらの保険料の徴収事務が飛躍的に増大すると見込まれたため、徴収手続を一本化する方針が打ち出された。しかし、保険料徴収法案の国会への提出は遅れ、ようやく昭和44年3月に国会に提出されたが審議未了で廃案となった。その後、第62回国会において「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号）が成立し、公布された。この法律は昭和47年4月1日に施行の予定であり、それに伴い両特別会計を統合する特別会計法が必要となったため、第68回国会に「労働保険特別会計法」（昭和47年法律第18号）が提出され、可決された。

昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

労働保険特別会計は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

労働災害の危険を保険する社会保険として、「労働者災害扶助責任保険特別会計法」（昭和6年法律第56号）により、昭和6年度に労働者災害扶助責任保険特別会計が設置された。同特別会計の実体法は「労働者災害扶助法」（昭和6年法律第54号）であった。その後、「労働者災害補償保険特別会計法」（昭和22

年法律第51号)により、昭和22年7月1日に労働者災害補償保険特別会計が設置され、既存の労働者災害扶助責任保険特別会計は廃止された。同特別会計の実体法は「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)であった。また、「失業保険特別会計法」(昭和22年法律第157号)により昭和22年11月1日に失業保険特別会計が設置された。同特別会計の実体法は「失業保険法」(昭和22年法律第146号)であった。こうして昭和22年に労働災害及び失業に関する社会保険制度が充実された。¹⁾

更に、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」により、両特別会計の保険料の徴収が整備されるとともに、「労働保険特別会計法」により、既存の両特別会計が廃止され、昭和47年4月1日に新たに設置された労働保険特別会計に吸収された。

労働災害保険については労災勘定、失業保険については失業勘定、また保険料の徴収については徴収勘定でそれぞれ区分して経理されることとなった。その後、「雇用保険法」が公布され、昭和50年4月1日に施行された。併せて従来の「失業保険法」が廃止されるとともに、「労働保険特別会計法」も改正され、失業勘定は雇用勘定に改称された。また「雇用保険法等の一部を改正する法律」(昭和52年法律第43号)により、雇用安定事業が実施されることとなり、昭和52年度に雇用勘定に雇用安定資金を設置して、資金を繰り入れた。²⁾

以下、労働保険特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を説明する。

(2) 労災勘定

この勘定は、徴収勘定で収納される労働保険料のうち労災保険に係る部分について、同勘定からの受入金等を歳入とし、労災保険に係る保険給付費、労働福祉事業費等を歳出として経理しているものである。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	1兆9,935億円	(1) 保険給付費	8,464億円
(徴収勘定より受入、 支払備金受入等)		(2) 労働福祉事業費	2,226億円
(2) 雑収入	578億円	(3) その他	1,844億円
		(徴収勘定へ繰入、予 備費、業務取扱費等)	
計	2兆 513億円	計	1兆2,534億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-4のとおりである。

歳入のうち、徴収勘定より受入は、労災保険に係る保険料、その他の歳入として延納金等の雑収入、労災保険事業に要する費用の一部補助としての一般会計からの受入金等を計上している。

歳出は、労災保険の保険給付費、被災労働者等援護のための事業である特別支給金等の労働福祉事業費、徴収関係事務費等の財源として徴収勘定への繰入金等の所要額を計上している。

平成元年度以降の制度改正の主な動きをみると、平成2年度においては、高齢化の進展等経済社会の変化等に対応するための法改正が行われ、①年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善、②長期療養者の休業（補償）給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入等を行った。また、平成8年度においては、「労働災害補償保険法」による二段階の審査請求手続の趣旨を生かすため、審査官決定遅延時の救済規定を創設する法改正を行っている。⁴⁾ その後も制度の見直し等を行い、施策の充実を図っている。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (徴収勘定より受入、 支払備金受入等)	1兆6,066億円	(1) 保険給付費	8,940億円
(2) 雑収入	2,159億円	(2) 労働福祉事業費	2,764億円
		(3) その他 (徴収勘定へ繰入、業 務取扱費、労働福祉事 業団出資等)	2,043億円
計	1兆8,225億円	計	1兆3,747億円

(3) 雇用勘定

この勘定は、労災勘定と同様、徴収勘定で収納される労働保険料等のうち、雇用保険に係る部分について同勘定からの受入金等を歳入とし、労働者が失業した場合に必要な失業給付費、雇用安定等事業費等を歳出として経理している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (徴収勘定より受入、	2兆 576億円	(1) 失業給付費	1兆3,953億円
		(2) 雇用安定等事業費	5,109億円

一般会計より受入)		(3) 予備費	3,000億円
(2) 雇用安定資金より受入	1,980億円	(4) 雇用促進事業団出資	817億円
(3) 運用収入	936億円	(5) その他	738億円
(4) その他	124億円	(業務取扱費、徴収勘定へ繰入等)	
(積立金より受入等)			
計	2兆3,616億円	計	2兆3,616億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-4のとおりである。

歳入には、雇用保険に係る保険料、雇用保険印紙の売さばき代金の郵政事業特別会計からの受入金及び延納金等の雑収入を受け入れる徴収勘定より受入、一般被保険者の求職者給付、高年齢継続被保険者の求職者給付、短期雇用特例被保険者の求職者給付については4分の1、日雇労働被保険者の求職者給付については3分の1に相当する額を保険給付財源とし、また、保険事業の執行経費の一部を業務取扱費財源として一般会計から受け入れる一般会計より受入等がある。

歳出には、雇用失業情勢等を基礎として一般被保険者の求職者給付を見込み、高年齢継続被保険者の求職者給付、雇用安定等給付金等の雇用安定等事業費等の所要額を計上している。

雇用保険制度については、度重なる制度改正等が行われている。

平成元年には、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律」(平成元年法律第36号)が公布され、パートタイム労働者に対する適用及び給付の特例が創設された(平成元年10月1日施行)。⁷⁾

平成4年には「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(平成4年法律第8号)の成立により国庫負担率の暫定的引下げ(25%→22.5%)、⁸⁾その後、平成6年度予算において、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)により、「雇用保険法」に規定する一般会計から雇用勘定への繰入れについては、「雇用保険法」に規定する額の合算額から300億円を控除して繰り入れるものとし、後日、300億円を一般会計より雇用勘定に受け入れた。⁹⁾また、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成6年法律第57号)が成立し、高齢者や女性の職業生活の円滑な継続を援助、促進するための「雇用継続給付」の創設及び失業給付の改善等の改正が行われた。¹⁰⁾

同様に平成7年度予算においても、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、一般会計から雇用勘定への繰入れについては、「雇用保険法」に規定する額の合算額から300億円を控除して繰り入れるものとし、後日、300億円を一般会計より雇用勘定に受け入れるものとした。¹¹⁾

平成10年には、教育訓練給付及び介護休業給付の創設並びに失業等給付に係る国庫負担の更なる暫定引下げ等の改正が行われた。¹²⁾

平成12年には、育児休業給付・介護休業給付の充実、雇用保険率及び失業等給付に係る国庫負担率の見直し等の改正を行っている。¹³⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入	2兆1,637億円	(1) 失業等給付費	2兆8,176億円
(徴収勘定より受入、 一般会計より受入)		(2) 雇用安定等事業費	6,568億円
(2) 積立金より受入	1兆4,828億円	(3) 予備費	2,300億円
(3) 雇用安定資金より受入	1,546億円	(4) 業務取扱費	948億円
(4) その他	713億円	(5) その他	732億円
(運用収入、雑収入)		(雇用・能力開発機構 出資、他勘定へ繰入、 施設整備費)	
計	3兆8,725億円	計	3兆8,725億円

なお、平成元年度末の雇用安定資金の残高は、雇用勘定への繰入れが続いてきたことから4326億円となっており、雇用勘定における積立金残高は1兆6670億円であった。¹⁵⁾ また、平成12年度末における雇用安定資金の残高は、景気低迷の中の雇用支援で雇用勘定への繰入れが続いたため、3792億円となっている。同様に雇用勘定における積立金についても雇用勘定への多額の繰入れが行われたため、その残高は7000億円である。¹⁶⁾

(4) 徴収勘定

この勘定は、労災・雇用両保険事業に係る保険料が労働保険料として一本化され、両保険事業の事務のうち徴収事務等については、一体として収入支出の経理を行うことが必要となったことから、設けられたものである。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁷⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入等)	3兆1,156億円	(1) 他勘定へ繰入 (雇用勘定へ繰入、労 災勘定へ繰入)	3兆1,179億円
(2) 他勘定より受入 (労災勘定より受入等)	878億円	(2) その他	888億円
(3) その他 (雑収入等)	33億円	(保険料返還金、業務 取扱費等)	
計	3兆2,066億円	計	3兆2,066億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-4のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険収入 (保険料収入等)	3兆1,756億円	(1) 他勘定へ繰入 (雇用勘定へ繰入、労 災勘定へ繰入)	3兆1,767億円
(2) 他勘定より受入 (労災勘定より受入等)	1,245億円	(2) その他	1,249億円
(3) その他 (雑収入等)	15億円	(保険料返還金、業務 取扱費等)	
計	3兆3,016億円	計	3兆3,016億円

歳入のうち、保険料収入は、労働保険料、郵政事業特別会計からの印紙保険料に係る受入金や、徴収関係事務費等の財源としての労災勘定及び雇用勘定からの受入金等である。

歳出は、収納した労働保険料等を労災勘定及び雇用勘定へそれぞれ繰り入れる繰入金、徴収関係事務費等の所要額を計上している。

〔注〕

- 1) 労災保険と失業保険を経理する特別会計の設置については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編

『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

- 3) 『平成元年度特別会計予算書』729-733ページ、『国の予算』平成元年度 875-876ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 693ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計予算書』767-772ページ、『国の予算』平成12年度 709-710ページ。
- 6) 『平成元年度特別会計予算書』734-738ページ、『国の予算』平成元年度 876-878ページ。
- 7) 『国の予算』平成12年度 698ページ。
- 8) 『国の予算』平成4年度 849ページ、『ファイナンス』（平成4年3月）33ページを参照。
- 9) 『国の予算』平成6年度 873ページ。
- 10) 『国の予算』平成10年度 844ページ。
- 11) 『国の予算』平成7年度 861ページ。
- 12) 『国の予算』平成10年度 844ページ。
- 13) 『国の予算』平成12年度 698ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』773-778ページ、『国の予算』平成12年度 710-713ページ。
- 15) 『平成元年度特別会計決算参照書』675-676ページ。
- 16) 『平成12年度特別会計決算参照書』330-331ページ。
- 17) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』739-742ページ、『国の予算』平成元年度 878-879ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』779-782ページ、『国の予算』平成12年度 713ページ。

表 1-3-4 労働保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
労災勘定							
歳入	保険収入	1,993,515	2,129,524	2,256,541	2,210,942	2,136,082	2,058,628
	徴収勘定より受入	1,356,525	1,602,253	1,801,836	1,807,991	1,786,501	1,734,281
	一般会計より受入	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	未経過保険料受入	31,477	41,658	52,246	62,509	66,556	71,065
	支払備金受入	604,206	484,307	401,152	339,135	281,718	251,975
	雑収入	57,803	83,817	140,855	191,937	219,806	242,615
	合 計	2,051,318	2,213,342	2,397,396	2,402,879	2,355,888	2,301,243
歳出	保険給付費	846,411	875,466	836,017	849,060	859,489	879,749
	業務取扱費	37,970	41,369	43,267	45,590	47,555	49,470
	施設整備費	1,683	1,422	1,551	1,660	2,195	2,952
	労働福祉事業費	222,559	242,061	247,780	244,320	252,569	269,290

歳出	労働福祉事業団出資	25,413	29,575	23,355	25,673	27,752	41,668
	徴収勘定へ繰入	69,396	78,805	84,618	85,432	86,874	130,959
	予備費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	給与改善予備費	—	—	579	—	—	—
	合計	1,253,431	1,318,697	1,287,167	1,301,735	1,326,434	1,424,088
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
雇用勘定							
歳入	保険収入	2,057,623	2,268,035	2,424,090	2,237,523	2,111,025	2,073,849
	徴収勘定より受入	1,761,351	1,973,710	2,134,186	1,955,073	1,831,175	1,823,999
	一般会計より受入	296,272	294,325	289,904	282,450	279,850	249,850
	運用収入	93,557	120,513	165,511	217,028	268,741	289,249
	積立金より受入	7,983	—	—	—	277,035	439,156
	雇用安定資金より受入	198,022	34,374	—	—	27,503	180,985
	雑収入	4,451	9,113	11,533	11,853	10,036	11,007
合計	2,361,636	2,432,034	2,601,134	2,466,404	2,694,340	2,994,246	
歳出	失業給付費	1,395,295	1,388,440	1,377,836	1,503,202	1,691,412	1,806,663
	失業等給付費	—	—	—	—	—	—
	業務取扱費	51,892	53,705	56,057	58,678	59,947	63,843
	施設整備費	3,496	3,546	3,840	5,887	9,377	11,746
	雇用安定等事業費	510,865	412,419	398,683	400,130	467,015	604,693
	雇用促進事業団出資	81,716	67,841	64,675	75,673	84,539	92,244
	雇用・能力開発機構出資	—	—	—	—	—	—
	徴収勘定へ繰入	18,371	20,010	21,110	21,766	22,050	25,057
	他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—
	雇用安定資金へ繰入	—	—	20,932	34,792	0	—
	予備費	300,000	300,000	300,000	300,000	360,000	390,000
給与改善予備費	—	—	1,189	—	—	—	
合計	2,361,636	2,245,962	2,244,322	2,400,129	2,694,340	2,994,246	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
徴収勘定							
歳入	保険収入	3,115,565	3,551,488	3,920,683	3,760,917	3,615,948	3,556,727
	保険料収入	3,112,864	3,548,980	3,918,679	3,759,280	3,614,627	3,555,486
	印紙収入	2,701	2,509	2,004	1,637	1,321	1,241
	他勘定より受入	87,767	98,815	105,728	107,198	108,924	156,016
	労災勘定より受入	69,396	78,805	84,618	85,432	86,874	130,959
	雇用勘定より受入	18,371	20,010	21,110	21,766	22,050	25,057
	雑収入	2,311	3,048	2,870	2,147	1,728	1,553
	前年度剰余金受入	1,004	21,788	13,218	450	306	195
合計	3,206,647	3,675,139	4,042,499	3,870,712	3,726,906	3,714,491	

歳出	保険料返還金	58,136	66,316	70,353	70,352	71,139	115,452
	業務取扱費	29,635	31,860	34,972	36,296	37,091	39,759
	他勘定へ繰入	3,117,876	3,575,963	3,936,021	3,763,064	3,617,676	3,558,280
	労災勘定へ繰入	1,356,525	1,602,253	1,801,836	1,807,991	1,786,501	1,734,281
	雇用勘定へ繰入	1,761,351	1,973,710	2,134,186	1,955,073	1,831,175	1,823,999
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	153	—	—	—
	合計	3,206,647	3,675,139	4,042,499	3,870,712	3,726,906	3,714,491
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
労災勘定							
歳入	保険収入	1,834,582	1,839,111	1,874,553	1,785,199	1,681,348	1,606,633
	他勘定より受入	—	—	—	—	—	1,349,299
	徴収勘定より受入	1,565,224	1,586,851	1,606,223	1,529,136	1,433,428	—
	一般会計より受入	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	未経過保険料受入	62,056	56,000	53,769	52,178	46,617	40,692
	支払備金受入	205,995	194,953	213,254	202,578	199,996	215,335
	雑収入	272,291	280,397	279,664	264,651	238,771	215,911
	合計	2,106,873	2,119,508	2,154,217	2,049,850	1,920,119	1,822,543
歳出	保険給付費	884,845	893,480	897,164	902,152	902,592	894,042
	業務取扱費	50,465	51,473	53,015	53,866	54,930	55,432
	施設整備費	3,950	3,487	4,188	4,184	4,454	5,447
	労働福祉事業費	279,832	289,163	301,817	287,891	284,536	276,389
	労働福祉事業団出資	31,393	34,000	34,387	29,226	27,778	25,839
	他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	99,561
	徴収勘定へ繰入	132,609	117,071	114,366	97,634	98,085	—
	予備費	50,000	50,000	50,000	18,000	18,000	18,000
給与改善予備費	—	—	—	—	—	—	
合計	1,433,094	1,438,674	1,454,937	1,392,953	1,390,375	1,374,710	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
雇用勘定							
歳入	保険収入	2,127,538	2,148,049	2,176,658	2,230,942	2,174,115	2,163,726
	他勘定より受入	—	—	—	—	—	1,827,447
	徴収勘定より受入	1,872,529	1,857,382	1,884,496	1,936,250	1,863,746	—
	一般会計より受入	255,009	290,667	292,162	294,692	310,369	336,279
	運用収入	290,687	254,689	204,374	139,228	107,352	56,689
	積立金より受入	549,162	743,849	838,476	919,293	1,183,277	1,482,845
	雇用安定資金より受入	118,861	104,728	37,343	—	143,521	154,613
	雑収入	9,559	8,558	9,758	11,971	18,555	14,606
合計	3,095,807	3,259,873	3,266,609	3,301,434	3,626,820	3,872,478	

歳出	失業給付費	—	—	—	—	—	—
	失業等給付費	1,924,160	2,063,939	2,125,503	2,399,487	2,588,401	2,817,632
	業務取扱費	85,667	85,049	89,364	89,686	91,350	94,805
	施設整備費	14,095	15,851	16,948	15,709	15,640	13,551
	雇用安定等事業費	572,959	558,665	512,216	495,047	656,490	656,799
	雇用促進事業団出資	84,530	79,247	67,318	52,259	35,181	—
	雇用・能力開発機構出資	—	—	—	—	—	34,775
	徴収勘定へ繰入	24,396	27,122	25,260	24,753	24,758	—
	他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	24,916
	雇用安定資金へ繰入	—	—	—	14,493	—	—
	予備費	390,000	430,000	430,000	210,000	215,000	230,000
給与改善予備費	—	—	—	—	—	—	
合計	3,095,807	3,259,873	3,266,609	3,301,434	3,626,820	3,872,478	
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
徴収勘定							
歳入	保険収入	3,436,326	3,442,782	3,489,267	3,464,028	3,295,951	3,175,631
	保険料収入	3,435,097	3,441,731	3,488,359	3,463,323	3,294,995	3,174,676
	印紙収入	1,229	1,051	908	705	956	955
	他勘定より受入	157,005	144,194	139,626	122,387	122,843	124,478
	労災勘定より受入	132,609	117,071	114,366	97,634	98,085	99,561
	雇用勘定より受入	24,396	27,122	25,260	24,753	24,758	24,916
	雑収入	1,428	1,450	1,452	1,358	1,224	1,115
	前年度剰余金受入	187	274	230	237	243	399
合計	3,594,946	3,588,700	3,630,574	3,588,010	3,420,261	3,301,622	
歳出	保険料返還金	115,881	102,847	97,360	80,196	80,639	82,335
	業務取扱費	40,311	40,621	41,496	41,428	41,447	41,541
	他勘定へ繰入	3,437,754	3,444,232	3,490,719	3,465,386	3,297,175	3,176,746
	労災勘定へ繰入	1,565,225	1,586,851	1,606,223	1,529,136	1,433,428	1,349,299
	雇用勘定へ繰入	1,872,529	1,857,382	1,884,496	1,936,250	1,863,746	1,827,447
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	3,594,946	3,588,700	3,630,574	3,588,010	3,420,261	3,301,622	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

第3節 農林水産業関係保険特別会計

1 農業共済再保険特別会計

(1) 概要

農業経営は自然環境の変動の影響を受けやすく、民間で保険を提供することが難しい。この会計は、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)に基づき農業災害補償制度の一環として政府が行う農業共済再保険事業(保険事業を含む)を一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

当初、対象は農作物・家畜等に限定されていたが、その後、国の責任分担の引下げなどを図りつつ、果樹、園芸施設等を対象に追加するなどの見直しが行われた。

[参考] 平成元年度の「農業共済再保険特別会計法」

第1条 (設置)

農業共済再保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

家畜の飼育に係る損害については、「家畜再保険特別会計法」(昭和4年法律第11号)により、昭和4年度に家畜再保険特別会計が設置され、政府による家畜再保険の引受けが開始された。そのスキームは、相互保険を行う家畜保険組合が家畜保険を引き受け、その再保険を家畜再保険特別会計が引き受けるというものであった。なお、家畜再保険特別会計の実体法は「家畜保険法」(昭和4年法律第19号)である。

農作物に係る損害については、「農業再保険特別会計法」(昭和14年法律第6号)により、昭和14年度に農業再保険特別会計が設置された。そのスキームは、家畜再保険特別会計と同様に、相互保険を行う農業保険組合が農業保険を引き受け、その再保険を農業再保険特別会計が引き受けるものであった。農業再保

険特別会計の実体法は「農業保険法」(昭和13年法律第68号)である。

昭和19年には特別会計の戦時統合の一環として「農業家畜再保険特別会計法」(昭和19年法律第11号)により、4月1日に家畜再保険特別会計と農業再保険特別会計が統合され、農業家畜再保険特別会計が設置された。同特別会計においては、農業再保険は農業勘定、家畜再保険は家畜勘定、業務取扱経費は業務勘定として、それぞれ経理された。

戦後の昭和22年には、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)により、「農業家畜再保険特別会計法」は「農業共済再保険特別会計法」に改称され、それに伴い、農業家畜再保険特別会計は農業共済再保険特別会計に改称された。同特別会計では、農業勘定で農業共済と蚕繭共済の再保険事業を、家畜勘定で家畜共済の再保険事業を、業務勘定で業務取扱費をそれぞれ経理した。

昭和26年度には、農業共済再保険特別会計の財源不足を調整するため、一般会計からの財源繰入れによる再保険金支払基金勘定が設置された。

昭和42年には、「果樹保険臨時措置法」(昭和42年法律第93号)で「農業共済再保険特別会計法」は改正され、臨時果樹勘定が追加された。更に、昭和47年に「農業共済再保険特別会計法」(昭和47年法律第71号)が改正され、臨時果樹勘定は本格的な果樹共済の導入のため果樹勘定に改められた。

また、「畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法」(昭和48年法律第79号)により「農業共済再保険特別会計法」が改正され、臨時畑作勘定が追加された。その後、昭和54年度には、「農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律」(昭和53年法律第57号)により、畑作物共済と園芸施設共済に対する恒久的な再保険を実施することとなり、臨時畑作勘定のうち畑作物共済に係るものは農業勘定に統合され、園芸施設共済に係るものは園芸施設勘定で経理されることとなった。¹⁾

なお、平成5年には、「農業災害補償法の一部を改正する法律」(平成5年法律第35号)に基づき、農作物共済、蚕繭共済及び畑作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化等を実施し、国庫負担の圧縮を行った。²⁾

次に、農業共済再保険特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

(2) 再保険金支払基金勘定

この勘定は、農作物共済、畑作物共済、家畜共済、果樹共済等に係る異常災

害の発生に伴う農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の支払財源の不足に充てるための財源の一部を一般会計から受け入れ、これを財源として、異常災害の発生に伴い農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の支払財源に不足を生じた場合に、これらの勘定に繰り入れるものである。³⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業共済再保険金支払 基金収入 (前年度繰越資金受入)	120億円	(1) 再保険金支払財源他勘 定へ繰入 (果樹勘定へ繰入、園芸 施設勘定へ繰入)	122億円
(2) 雑収入	2億円		
計	122億円	計	122億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業共済再保険金支払 基金収入 (前年度繰越資金受入)	118億円	(1) 再保険金支払財源他勘 定へ繰入 (果樹勘定へ繰入、農業 勘定へ繰入、園芸施設 勘定へ繰入)	118億円
(2) 雑収入	0億円		
計	118億円	計	118億円

(3) 農業勘定

この勘定は、農作物共済、蚕繭共済、畑作物共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金、水稻病虫害防止費補助金の財源等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会等補助及交付金等を歳出としている。⁵⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業再保険収入 (一般会計より受入、 再保険料等)	518億円	(1) 農業再保険費	398億円
(2) 雑収入	0 億円	(2) 農業共済組合連合会等 補助及交付金 (農業共済組合連合会等 交付金等)	118億円
計	518億円	(3) 予備費	3 億円
		計	518億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

平成6年度には、平成5年産米の減収に伴い緊急特別的に輸入される米穀の売買により生ずる利益に相当する金額については、「農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律」(平成5年法律第95号)に基づき、農業勘定が食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定より2117億円を受け入れ、同額を国債整理基金特別会計に繰り入れた。⁷⁾ また、平成5年度から借入金の利子相当額を一般会計から受け入れることとなり、平成6年度には同法に基づく再保険金支払財源不足金借入金利子83億円が一般会計からの受入れに上乗せされ、⁸⁾ この措置はその後平成12年度まで続いた。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 農業再保険収入 (一般会計より受入、 再保険料等)	447億円	(1) 農業再保険費	367億円
(2) その他 (借入金、支払基金受 入等)	101億円	(2) 農業共済組合連合会等 補助及交付金 (農業共済組合連合会 等交付金等)	76億円
計	547億円	(3) 国債整理基金特別会計 へ繰入	62億円
		(4) その他 (予備費)	40億円
		計	546億円

(4) 家畜勘定

この勘定は、家畜共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金、家畜共済損害防止事業交付金の

財源等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会等交付金等を歳出としている。¹⁰⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 家畜再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	412億円	(1) 家畜再保険費	228億円
(2) 雑収入	6億円	(2) 農業共済組合連合会 等交付金	60億円
		(3) その他 (予備費)	60億円
計	418億円	計	349億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 家畜再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	467億円	(1) 家畜再保険費	237億円
(2) 雑収入	0億円	(2) 農業共済組合連合会 等交付金	103億円
		(3) 予備費	33億円
計	467億円	計	373億円

(5) 果樹勘定

この勘定は、果樹共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金の財源のほか、再保険金支払基金勘定からの受入金等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会交付金等を歳出としている。¹²⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 支払基金受入	117億円	(1) 予備費	130億円
(2) 果樹再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	79億円	(2) 果樹再保険費	34億円
		(3) 農業共済組合連合会 交付金	9億円

(3) 雑収入	0 億円		
計	196億円	計	173億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 果樹再保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	86億円	(1) 予備費	65億円
(2) 支払基金受入	65億円	(2) 果樹再保険費	39億円
(3) 雑収入	0 億円	(3) 農業共済組合連合会 等交付金	8 億円
計	151億円	計	113億円

(6) 園芸施設勘定

この勘定は、園芸施設共済について、農業共済組合連合会が納付する再保険料、一般会計から受け入れる共済掛金国庫負担金の財源等を歳入とし、再保険金、農業共済組合連合会等交付金等を歳出としている。¹⁴⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁵⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 園芸施設再保険収入 (一般会計より受入等)	27億円	(1) 農業共済組合連合会 交付金	18億円
(2) 支払基金受入	5 億円	(2) 予備費	10億円
(3) 雑収入	3 億円	(3) 園芸施設再保険費	6 億円
計	35億円	計	34億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 園芸施設再保険収入 (一般会計より受入等)	41億円	(1) 農業共済組合連合会 等交付金	25億円
(2) 支払基金受入	13億円	(2) 予備費	20億円
(3) 雑収入	0 億円	(3) 園芸施設再保険費	9 億円
計	54億円	計	53億円

(7) 業務勘定

この勘定は、農業共済再保険特別会計の運営事務費等を経理するもので、一般会計からの受入金等を歳入とし、再保険業務に要する人件費、事務費等を歳出としている。¹⁶⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁷⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	12億円	(1) 農業共済再保険業務費	12億円
(2) その他 (雑収入等)	0 億円	(2) 予備費	0 億円
計	12億円	計	12億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	14億円	(1) 農業共済再保険業務費	14億円
(2) その他 (雑収入等)	0 億円	(2) 予備費	0 億円
計	14億円	計	14億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの農業共済再保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)及び全国共済農業協同組合連合会編『全共連三十五年史』(昭和62年)を参照。
- 2) 『国の予算』平成6年度 842ページ。
- 3) 『国の予算』平成元年度 847ページ。
- 4) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』403-404ページ、『国の予算』平成元年度 847ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』425-426ページ、『国の予算』平成12年度 679ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 848ページ。

- 6) 『平成元年度特別会計予算書』405-407ページ、『国の予算』平成元年度 848ページ。
- 7) 『国の予算』平成6年度 842-843ページ、924-925ページ。
- 8) 同上 843ページ。
- 9) 『平成12年度特別会計予算書』427-430ページ、『国の予算』平成12年度 679-680ページ。
- 10) 『国の予算』平成元年度 849ページ。
- 11) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』408-410ページ、『国の予算』平成元年度 848-849ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』431-433ページ、『国の予算』平成12年度 680ページ。
- 12) 『国の予算』平成元年度 849ページ。
- 13) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』411-413ページ、『国の予算』平成元年度 849ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』434-436ページ、『国の予算』平成12年度 681ページ。
- 14) 『国の予算』平成元年度 849-850ページ。
- 15) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』414-416ページ、『国の予算』平成元年度 849ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』437-439ページ、『国の予算』平成12年度 681ページ。
- 16) 『国の予算』平成元年度 850ページ。
- 17) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』417-419ページ、『国の予算』平成元年度 850ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』440-442ページ、『国の予算』平成12年度 681-682ページ。

表 1-3-5 農業共済再保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位:百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
再保険金支払基金勘定							
歳入	農業共済再保険金支払基金収入	12,023	13,236	14,335			
	一般会計より受入	100	100	—	—	—	—
	前年度繰越資金受入	11,923	13,136	14,355	2,401	10,481	7,810
	雑収入	210	232	251	42	183	137
	合計	12,234	13,468	14,585	2,443	10,665	7,947
歳出	再保険金支払財源他勘定へ繰入	12,234	13,468	12,868			
	農業勘定へ繰入	—	5,543	4,880	124	2,718	499
	家畜勘定へ繰入	—	—	—	—	—	1,620
	果樹勘定へ繰入	11,734	7,425	7,489	1,992	7,491	5,491
	園芸施設勘定へ繰入	500	500	500	248	456	337
合計	12,234	13,468	12,868	2,363	10,665	7,947	

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
農業勘定							
歳入	農業再保険収入	51,824	51,412	50,303	48,810	48,600	269,659
	再保険料	3,827	4,028	4,779	4,480	5,408	7,590
	一般会計より受入	47,670	47,084	45,266	44,073	42,936	50,139
	前年度繰越資金受入	326	300	258	257	255	215
	食糧管理特別会計より受入	—	—	—	—	—	211,715
	支払基金受入	—	5,543	4,880	124	2,718	499
	借入金	—	—	—	—	—	124,265
	雑収入	1	1	920	21	868	1
	合計	51,825	56,956	56,103	48,954	52,185	394,424
歳出	農業再保険費	39,754	39,096	38,328	37,016	36,595	37,870
	農業共済組合連合会等補助及交付金	11,769	12,059	11,719	11,538	11,790	11,586
	水稲病虫害防止費補助金	684	717	663	684	685	685
	農業共済組合連合会等交付金	11,085	11,342	11,056	10,854	11,105	10,901
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	344,250
	予備費	300	5,800	5,800	400	3,800	500
	合計	51,823	56,955	55,847	48,954	52,185	394,206
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
家畜勘定							
歳入	家畜再保険収入	41,222	42,165	45,616	48,642	52,676	53,155
	再保険料	1,666	2,016	1,700	1,816	1,595	1,427
	一般会計より受入	27,475	28,171	30,641	32,613	35,277	35,889
	前年度繰越資金受入	12,081	11,978	13,275	14,214	15,804	15,839
	支払基金受入	—	—	—	—	—	1,620
	雑収入	623	702	693	456	333	127
	合計	41,844	42,867	46,309	49,098	53,009	54,902
歳出	家畜再保険費	22,840	23,399	26,866	28,496	30,333	30,952
	農業共済組合連合会等交付金	6,027	6,628	7,070	7,597	7,974	8,156
	家畜共済損害防止事業交付金	685	704	731	776	822	850
	農業共済組合連合会等交付金	5,343	5,924	6,339	6,821	7,152	7,306
	予備費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,000
	合計	34,868	36,027	39,935	42,093	44,307	43,108

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
果樹勘定							
歳入	果樹再保険収入	7,857	7,244	5,557	5,020	5,961	7,301
	再保険料	170	127	265	280	294	251
	一般会計より受入	4,393	3,689	2,683	2,881	3,662	4,918
	前年度繰越資金受入	3,294	3,428	2,609	1,858	2,005	2,132
	支払基金受入	11,734	7,425	7,489	1,992	7,491	5,491
	雑収入	14	15	11	8	9	9
	合 計	19,605	14,684	13,057	7,020	13,461	12,801
歳出	果樹再保険費	3,373	3,603	2,758	2,217	2,568	2,848
	農業共済組合連合会交付金	901	874	874	850	1,213	1,828
	農業共済組合連合会等交付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	13,000	7,500	7,500	2,000	7,500	5,500
	合 計	17,274	11,977	11,132	5,067	11,281	10,176
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
園芸施設勘定							
歳入	園芸施設再保険収入	2,663	2,788	2,969	3,011	3,269	3,896
	一般会計より受入	2,358	2,517	2,669	2,726	2,956	3,638
	前年度繰越資金受入	305	271	300	285	314	258
	支払基金受入	500	500	500	248	456	337
	雑収入	339	357	375	247	318	337
	合 計	3,502	3,645	3,844	3,506	4,043	4,570
歳出	園芸施設再保険費	560	552	529	503	481	576
	農業共済組合連合会交付金	1,828	1,943	2,186	2,202	2,521	2,919
	農業共済組合連合会等交付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	1,000	1,000	1,000	800	1,000	1,000
	合 計	3,388	3,495	3,714	3,506	4,002	4,495
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425	1,424
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425	1,424
歳出	農業共済再保険業務費	1,231	1,279	1,336	1,446	1,424	1,423
	予備費	1	1	1	1	1	1
	合 計	1,232	1,280	1,337	1,447	1,425	1,424

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
再保険金支払基金勘定							
歳入	農業共済再保険金支払基金収入						
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
	前年度繰越資金受入	4,325	6,865	8,888	10,388	9,346	11,810
	雑収入	76	101	125	83	14	6
	合計	4,401	6,966	9,013	10,471	9,360	11,816
歳出	再保険金支払財源他勘定へ繰入	4,401	6,966	9,013	10,471	9,360	11,816
	農業勘定へ繰入	299	499	1,299	2,299	1,300	4,000
	家畜勘定へ繰入	1,114	480	—	—	—	—
	果樹勘定へ繰入	2,988	5,987	7,486	7,592	7,299	6,499
	園芸施設勘定へ繰入	—	—	228	580	761	1,316
	合計	4,401	6,966	9,013	10,471	9,360	11,816
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
農業勘定							
歳入	農業再保険収入	58,230	55,497	55,296	48,354	47,646	44,657
	再保険料	7,846	7,510	8,891	6,982	7,933	7,641
	一般会計より受入	49,231	47,833	46,206	41,151	39,544	36,883
	前年度繰越資金受入	217	154	199	221	169	134
	食糧管理特別会計より受入	936	—	—	—	—	—
	支払基金受入	299	499	1,299	2,300	1,300	4,000
	借入金	147,562	125,176	95,504	53,728	27,247	6,062
	雑収入	1	1	1	1	0	0
	合計	206,092	181,173	152,100	104,383	76,193	54,719
歳出	農業再保険費	39,263	40,295	42,245	37,575	37,250	36,728
	農業共済組合連合会等補助及交付金	11,071	10,372	9,678	9,105	9,609	7,637
	水稻病虫害防止費補助金	685	617	689	482	474	331
	農業共済組合連合会等交付金	10,386	9,755	8,989	8,623	9,135	7,306
	国債整理基金特別会計へ繰入	155,304	129,808	98,656	55,233	27,900	6,214
	予備費	300	500	1,300	2,300	1,300	4,000
		合計	205,938	180,975	151,879	104,213	76,059

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
家畜勘定							
歳入	家畜再保険収入	56,707	56,049	51,720	49,092	48,858	46,675
	再保険料	1,277	921	270	674	776	155
	一般会計より受入	39,689	38,531	34,891	33,403	33,682	32,325
	前年度繰越資金受入	15,741	16,597	16,559	15,015	14,400	14,195
	支払基金受入	1,114	480	—	—	—	—
	雑収入	75	143	282	281	69	26
	合 計	57,896	56,672	52,002	49,373	48,927	46,700
歳出	家畜再保険費	31,481	31,674	28,826	26,752	26,488	23,738
	農業共済組合連合会等交付金	8,506	8,210	7,780	7,734	7,942	10,280
	家畜共済損害防止事業交付金	856	858	827	819	894	822
	農業共済組合連合会等交付金	7,650	7,352	6,953	6,915	7,048	9,458
	予備費	2,000	4,000	6,000	4,600	4,600	3,300
	合 計	41,987	43,884	42,606	39,086	39,030	37,318
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
果樹勘定							
歳入	果樹再保険収入	8,330	9,577	9,506	9,025	8,908	8,610
	再保険料	4	2	27	45	56	53
	一般会計より受入	5,701	5,936	5,371	5,055	4,866	4,588
	前年度繰越資金受入	2,625	3,639	4,108	3,925	3,986	3,969
	支払基金受入	2,988	5,987	7,486	7,592	7,298	6,499
	雑収入	12	13	14	8	2	1
	合 計	11,330	15,577	17,006	16,625	16,208	15,110
歳出	果樹再保険費	2,996	4,273	4,074	4,028	4,069	3,948
	農業共済組合連合会交付金	—	—	—	—	—	—
	農業共済組合連合会等交付金	1,871	1,292	1,158	910	879	844
	予備費	3,000	6,000	7,500	7,600	7,300	6,500
	合 計	7,867	11,565	12,732	12,538	12,248	11,292
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
園芸施設勘定							
歳入	園芸施設再保険収入	4,572	4,778	4,452	4,276	4,227	4,068
	一般会計より受入	4,169	4,247	3,910	3,757	3,735	3,573
	前年度繰越資金受入	403	531	542	519	492	495

歳入	支払基金受入	—	—	228	579	761	1,316
	雑収入	327	301	318	202	40	13
	合計	4,899	5,079	4,998	5,057	5,028	5,397
歳出	園芸施設再保険費	849	992	982	940	917	862
	農業共済組合連合会交付金	3,187	3,245	2,948	2,839	2,818	—
	農業共済組合連合会等交付金	—	—	—	—	—	2,480
	予備費	800	800	1,000	1,200	1,200	2,000
	合計	4,836	5,037	4,930	4,979	4,935	5,343
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	0	0	0	0	0	0
	合計	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403
歳出	農業共済再保険業務費	1,438	1,476	1,535	1,531	1,515	1,402
	予備費	1	1	1	1	1	1
	合計	1,439	1,477	1,536	1,532	1,516	1,403

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

2 森林保険特別会計

この会計は、「森林火災国営保険法」(昭和12年法律第25号)に基づき、森林の火災を保険事故とする国営の保険事業として昭和12年に開始され、その経理を一般会計と区分して行うために「森林火災保険特別会計法」(昭和12年法律第26号)により設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「森林保険特別会計法」

第1条 (設置)

森林保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

この保険事業は、当初林齢20年以下の幼齢林を保険の目的としていたが、昭和27年度からは林齢21年以上のものについても適用することとし、林齢による制限を廃止した。昭和36年度には、火災のほかに気象災(風害、水害、雪害、

干害、凍害及び潮害)を保険事故に加えることとした。この制度改正に伴い、「森林火災国営保険法」を「森林国営保険法」に、「森林火災保険特別会計法」を「森林保険特別会計法」にそれぞれ改称した。

その後、昭和53年度には、噴火災が保険事故に追加され、更に平成7年度からは森林国営保険事業と全森連共済事業の一体的運営を行う森林共済セット保険の導入がなされた。¹⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

○ 平成元年度			
	(歳 入)		(歳 出)
(1) 森林保険収入	113億円	(1) 森林保険費	22億円
(前年度繰越資金		(2) 予備費	20億円
受入、保険料)		(3) 森林保険業務費	12億円
(2) 雑収入	6億円		
計	118億円	計	54億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-6のとおりである。

○ 平成12年度			
	(歳 入)		(歳 出)
(1) 森林保険収入	112億円	(1) 森林保険費	17億円
(前年度繰越資金		(2) 予備費	14億円
受入、保険料)		(3) 森林保険業務費	12億円
(2) 雑収入	1億円		
計	113億円	計	44億円

〔注〕

- 『国の予算』平成12年度 682ページ。昭和63年度までの森林保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49~63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』429-431ページ、『国の予算』平成元年度 851ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』453-455ページ、『国の予算』平成12年度 683ページ。

表 1-3-6 森林保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	森林保険収入	11,286	12,644	13,050	13,295	13,238	12,791
	保険料	2,878	3,012	3,282	3,308	3,332	3,037
	前年度繰越資金受入	8,409	9,632	9,768	9,988	9,906	9,754
	雑収入	555	587	662	755	790	720
	合 計	11,842	13,231	13,712	14,050	14,028	13,511
歳出	森林保険費	2,151	2,207	2,238	2,271	2,280	2,193
	森林保険業務費	1,213	1,252	1,330	1,383	1,440	1,377
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	6	—	—	—
	合 計	5,365	5,459	5,575	5,654	5,720	5,570
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	森林保険収入	12,380	12,392	12,520	12,663	12,028	11,188
	保険料	2,934	3,148	3,316	3,402	2,909	2,724
	前年度繰越資金受入	9,446	9,244	9,204	9,261	9,119	8,464
	雑収入	656	638	537	452	257	93
	合 計	13,036	13,030	13,057	13,115	12,285	11,281
歳出	森林保険費	2,112	2,121	2,161	2,195	2,049	1,723
	森林保険業務費	1,347	1,359	1,394	1,375	1,286	1,228
	予備費	2,000	2,000	2,000	1,400	1,400	1,400
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	5,459	5,480	5,555	4,970	4,735	4,351

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

3 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

(1) 概要

この会計は、座礁やだ捕などの不慮の事故による漁船の損害を保険の仕組みで補てんする漁船損害等補償制度における国の再保険事業、及び異常の事象又は不慮の事故による漁獲減少や養殖施設の損壊などによる漁業者の損失を共済の仕組みで補てんする漁業災害補償制度における国の保険事業について、その収支を一般会計と区分して経理するために設置された。

〔参考〕平成元年度の「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」

第1条（設置）

「漁船損害等補償法」ニ依ル漁船保険再保険事業等及「漁業災害補償法」ニ依ル漁業共済保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

漁船保険は事故率が高く、民間が行うと保険料率が著しく高くなってしまふ。そこで、「漁船再保険特別会計法」（昭和12年法律第24号）により漁船再保険特別会計が設置され、漁船保険組合の引き受けた漁船保険を政府が漁船再保険として引き受ける体制となった。漁船再保険特別会計の実体法は「漁船保険法」（昭和12年法律第23号）である。¹⁾

戦時中は漁船の戦争危険が増大したため、「漁船保険法」に基づき昭和17年4月1日から漁船の戦争保険の引受けを開始し、漁船保険組合が引き受けた漁船戦争保険の7割を漁船再保険特別会計が再保険として引き受けた。²⁾

戦後、昭和22年2月12日に漁船戦争保険は廃止されたが、漁船再保険特別会計による漁船保険組合に対する再保険制度はそのまま存続した。

昭和27年には、「漁船損害補償法」（昭和27年法律第28号）の公布により「漁船保険法」が廃止されたため、「漁船損害補償法」が漁船再保険特別会計の実体法となった。併せて法律第47号で「漁船再保険特別会計法」も改正され、通常の漁船の滅失・沈没等を対象とする普通保険勘定と、戦争・変乱等の事故を保険する特殊保険勘定及び業務経費を経理する業務勘定に区分して経理されることとなった。

更に、昭和27年12月23日法律第321号で、「漁船再保険特別会計法」が改正され、新たに漁船乗組員給与保険を経理する給与保険勘定が設置された。給与保険勘定の実体法は「漁船乗組員給与保険法」（昭和27年法律第212号）である。

その後、漁船に関する事故のみならず、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）により、漁業災害にも保険の適用範囲が拡大された。昭和42年8月1日に「漁船再保険特別会計法」は「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」と改称され、漁船再保険及漁業共済保険特別会計に「漁業災害補償法」を実体法とする漁業共済保険勘定が追加された。併せて、これまでの普通保険勘定は漁

船普通保険勘定に、特殊保険勘定は漁船特殊保険勘定に、また、給与保険勘定は漁船乗組員給与保険勘定にそれぞれ改称されたが、業務勘定はそのまま存続した。こうして漁船に係る保険のために設置された特別会計は漁業災害補償にまで業務を広げることとなった。

その後、「漁船損害補償法の一部を改正する法律」(昭和56年法律第31号)により、昭和56年10月1日以降、本特別会計の漁船普通保険勘定に漁船保険組合から漁船保険中央会への再保険を取り込んだ。実体法は「漁船損害補償法」から「漁船損害等補償法」に改称された。³⁾

次に、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の予算について勘定ごとに概要を述べる。なお、平成元年度以降、本特別会計の予算は小規模で推移している。

(2) 漁船普通保険勘定

この勘定については、加入実績・純保険料率改定等を考慮して、普通損害保険(通常・異常)、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険料、一般会計からの受入金等を歳入とし、漁船再保険費等を歳出としている。⁴⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 漁船再保険収入	377億円	(1) 漁船再保険費	215億円
(前年度繰越資金受入、 再保険料、一般会計 より受入)		(2) 予備費	70億円
		(3) 漁船保険振興費	11億円
(2) 雑収入	23億円	(4) 漁船保険中央会交付金	6億円
計	399億円	計	302億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 漁船再保険収入	193億円	(1) 漁船再保険費	80億円
(前年度繰越資金受入、 一般会計より受入、 再保険料)		(2) 漁船保険中央会交付金	70億円
		(3) 予備費	40億円
(2) 雑収入	8億円	(4) 漁船保険振興費	5億円
計	201億円	計	195億円

(3) 漁船特殊保険勘定

この勘定は、漁船のだ捕、抑留等を保険事故とする保険事業で、特殊再保険料等を歳入とし、漁船特殊再保険費等を歳出としている。⁶⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

○ 平成元年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	漁船特殊再保険収入 (特殊再保険料等)	2億円	(1) 漁船特殊再保険費 2億円
(2)	雑収入	2億円	(2) その他 (予備費、漁船保険振興費) 2億円
	計	4億円	計
			3億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

○ 平成12年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	漁船特殊再保険収入 (特殊再保険料等)	2億円	(1) 漁船特殊再保険費 2億円
(2)	雑収入	1億円	(2) その他 (予備費、漁船保険振興費) 1億円
	計	3億円	計
			3億円

(4) 漁船乗組員給与保険勘定

この勘定は、「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づき、漁船保険組合の行う漁船乗組員の抑留を保険事故とする漁船乗組員給与保険に係る再保険事業であり、大部分を占める給与再保険料等を歳入とし、給与再保険費等を歳出としている。⁸⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

○ 平成元年度			
	(歳入)		(歳出)
(1)	給与再保険収入 (給与再保険料等)	2,729万円	(1) 予備費 3,000万円
(2)	雑収入	3,482万円	(2) 給与再保険費 2,252万円
	計	6,211万円	計
			5,252万円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 給与再保険収入 (給与再保険料等)	2,729万円	(1) 予備費	3,000万円
(2) 雑収入	2,973万円	(2) 給与再保険費	2,252万円
計	5,702万円	計	5,252万円

(5) 漁業共済保険勘定

この勘定は、昭和42年度第4四半期から発足したものであり、一般会計からの受入金等を主な財源とした歳入、漁業共済組合連合会交付金等を歳出として
いる。¹⁰⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 漁業共済保険収入 (一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)	81億円	(1) 漁業共済組合連合 会交付金	51億円
(2) 雑収入	0億円	(2) 漁業共済保険費	19億円
計	82億円	(3) 予備費	2億円
		計	72億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

平成5年には、すけとうだら、しらすの不漁による著しい漁獲金額の減少、平成6年には台風等による定置網漁業の著しい漁獲金額の減少等により、漁業共済保険勘定の収支は急激に悪化した。このため、「漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」(平成7年法律第7号)により、平成6年度第1次補正予算で一般会計より92億円を受け入れ、平成5年度決算の結了に伴い前年度繰越資金受入15億円を修正減額し、保険金71億円を追加する等、保険支払財源の不足を補てんする措置を講じている。¹²⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 漁業共済保険収入	104億円	(1) 漁業共済組合連合 会交付金	51億円
(一般会計より受入、 前年度繰越資金受入等)		(2) 漁業共済保険費	32億円
(2) 雑収入	0億円	(3) 予備費	2億円
計	104億円	計	85億円

(6) 業務勘定

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

○ 平成元年度

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入	10億円	(1) 業務取扱費	10億円
(2) その他 (雑収入等)	0億円	(2) 予備費	0億円
計	10億円	計	10億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-7のとおりである。

○ 平成12年度

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入	12億円	(1) 業務取扱費	12億円
(2) その他 (雑収入等)	0億円	(2) 予備費	0億円
計	12億円	計	12億円

[注]

- 昭和期までの漁船損害保険については、漁船保険中央会編『漁船損害補償制度史』第1巻「本編」(昭和41年)を参照。戦前までの漁船再保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)を参照。戦時国営損害保険としては、「損害保険国営再保険特別会計法」(昭和15年法律第72号)による損害保険国営再保険特別会計の設置(昭和15年度)がある。
- 占領期の漁船再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 講和後から昭和63年度までの漁船再保険及漁業共済再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・

歳出	給与改善予備費	—	—	3	—	—	—
	合計	30,176	29,858	29,573	29,629	29,467	29,732
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
漁船特殊保険勘定							
歳入	漁船特殊再保険収入	205	205	205	205	205	205
	特殊再保険料	169	169	169	169	169	169
	前年度繰越資金受入	36	36	36	36	36	36
	雑収入	165	177	190	186	189	179
	合計	370	382	394	391	394	384
歳出	漁船特殊再保険費	169	169	169	169	169	169
	漁船保険振興費	75	76	76	76	76	76
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	344	345	345	345	345	345
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
漁船乗組員給与保険勘定							
歳入	給与再保険収入	27	27	27	27	27	27
	給与再保険料	23	23	23	23	23	23
	前年度繰越資金受入	5	4	5	5	5	4
	雑収入	35	38	41	43	45	43
	合計	62	65	68	70	72	70
歳出	給与再保険費	23	23	23	23	23	23
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	30	30	30	30	30	30
	合計	53	53	53	53	53	53
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
漁業共済保険勘定							
歳入	漁業共済保険収入	8,143	7,658	7,892	9,371	9,015	9,937
	保険料	0	0	0	0	0	0
	一般会計より受入	6,830	6,762	6,749	7,040	7,199	7,409
	前年度繰越資金受入	1,313	896	1,143	2,330	1,815	2,528
	雑収入	10	8	10	20	17	22
	合計	8,153	7,666	7,902	9,391	9,032	9,959
歳出	漁業共済保険費	1,896	1,699	1,796	1,892	1,898	2,051
	漁業共済組合連合会交付金	5,084	4,997	4,912	5,174	5,185	5,338
	予備費	200	200	200	200	200	200
	合計	7,180	6,896	6,908	7,266	7,282	7,589

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	955	972	1,000	1,028	1,073	1,103
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	0	0	—	—	—	—
	前年度繰越資金受入	—	—	0	0	0	0
	合 計	955	972	1,000	1,028	1,073	1,103
歳出	業務取扱費	953	970	998	1,026	1,071	1,101
	予備費	2	2	2	2	2	2
	合 計	955	972	1,000	1,028	1,073	1,103
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船普通保険勘定							
歳入	漁船再保険収入	36,670	38,516	39,773	38,531	32,235	19,262
	再保険料	13,532	14,305	14,477	13,549	8,196	1,693
	一般会計より受入	6,813	7,634	7,565	6,990	7,282	7,648
	前年度繰越資金受入	16,325	16,577	17,731	17,992	16,757	9,921
	積立金より受入	—	—	—	—	1,316	—
	雑収入	2,157	1,818	1,618	1,232	972	849
	合 計	38,827	40,334	41,391	39,763	34,523	20,111
歳出	漁船再保険費	20,347	21,848	26,690	24,923	21,993	8,024
	漁船保険振興費	1,217	1,240	1,242	846	610	546
	漁船保険中央会交付金	867	852	853	957	4,890	6,952
	予備費	7,000	7,000	7,000	4,000	4,000	4,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	29,431	30,940	35,785	30,726	31,493	19,522
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船特殊保険勘定							
歳入	漁船特殊再保険収入	205	205	205	205	205	205
	特殊再保険料	169	169	169	169	169	169
	前年度繰越資金受入	36	36	36	36	36	36
	雑収入	177	142	133	110	103	109
	合 計	382	347	338	315	308	314
歳出	漁船特殊再保険費	169	169	162	169	169	169
	漁船保険振興費	76	76	76	68	62	61
	予備費	100	100	100	70	70	70
	合 計	345	345	338	307	301	301

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁船乗組員給与と保険勘定							
歳入	給与と再保険収入	27	27	27	27	27	27
	給与と再保険料	23	23	23	23	23	23
	前年度繰越資金受入	4	4	4	4	4	5
	雑収入	45	38	35	28	28	30
	合計	72	65	62	55	55	57
歳出	給与と再保険費	23	23	23	23	23	23
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	30	30	30	30	30	30
	合計	53	53	53	53	53	53
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
漁業共済保険勘定							
歳入	漁業共済保険収入	10,994	11,194	13,200	11,223	11,049	10,355
	保険料	0	0	0	0	0	0
	一般会計より受入	7,822	7,997	7,984	7,831	7,450	7,433
	前年度繰越資金受入	3,172	3,197	5,216	3,392	3,599	2,922
	雑収入	24	20	27	12	12	7
合計	11,018	11,214	13,227	11,235	11,061	10,362	
歳出	漁業共済保険費	2,616	2,792	3,842	2,769	3,161	3,154
	漁業共済組合連合会交付金	5,569	5,631	5,646	5,506	5,209	5,110
	予備費	200	200	200	200	200	200
	合計	8,385	8,623	9,688	8,475	8,570	8,464
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	一般会計より受入	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	—	0	0	0	0	0
	前年度繰越資金受入	0	—	—	—	—	—
合計	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229	
歳出	業務取扱費	1,145	1,216	1,213	1,170	1,211	1,228
	予備費	2	2	2	1	1	1
	合計	1,147	1,218	1,215	1,171	1,212	1,229

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

4 貿易保険特別会計

戦争や政治的な騒乱等の事故を保険する制度は、戦争保険と通称されるが、¹⁾ プラント輸出等を行う場合の戦争や政治的な騒乱等の事故を担保するような保険は民間では引き受けにくい。この会計は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済されない危険を保険する貿易再保険制度の実施に当たり、「貿易保険法」（昭和25年法律第67号）に基づいて行う貿易保険事業の経理を明らかにするために設けられた。

〔参考〕平成元年度の「貿易保険特別会計法」

第1条（設置）

「貿易保険法」（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）による貿易保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

貿易保険特別会計の前身である輸出信用保険特別会計は、「輸出信用保険法」（昭和25年法律第67号）に基づき、輸出貿易に伴う信用保険事業を経理するため、「輸出信用保険特別会計法」（昭和25年法律第68号）により設置された。

その後、「輸出信用保険法の一部を改正する法律」（昭和28年法律第79号）により、「輸出保険法」と「輸出保険特別会計法」に改称され、それに併せ、輸出信用保険特別会計は輸出保険特別会計に改称された。

昭和59年度においては、債務返済の繰延べを実施する国の著しい増加、それに伴う貿易保険特別会計の保険金支払いの急増、資金不足に対処するため、「輸出保険特別会計法」の一部改正により、借入規定の整備を行った。また同時に委託販売輸出保険、海外広告保険の廃止、輸出代金保険及び輸出手形保険のてん補率引上げ等、昭和58年度までの保険制度の見直しを行い、「輸出保険法」の一部を改正した。

昭和62年度には、企業が行う対外取引の多様化や我が国の大幅な貿易黒字の縮小等を目指して、前払輸入保険及び仲介貿易保険の創設、海外投資保険の拡充、輸出金融保険の廃止並びに多数国間投資保証機関等との再保険制度の創設

を内容とする「輸出保険」制度の「貿易保険」制度への拡充を行った。すなわち、「輸出保険法の一部を改正する法律」（昭和62年法律第3号）により、「輸出保険法」が「貿易保険法」に、「輸出保険特別会計法」が「貿易保険特別会計法」に改正され、輸出保険特別会計は貿易保険特別会計と改称された（昭和62年4月1日）。²⁾

次に、貿易保険特別会計の予算についてその概要を述べる。

平成元年度予算については、保険契約の限度額の引上げを行うと同時に、保険料率の引上げや利用率の向上による適正な保険料収入の確保、債権回収の徹底による回収金収入の向上等、貿易保険運営の充実及び適正化を図ることに主眼を置き編成している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 借入金	6,738億円	(1) 国債整理基金特別会計 へ繰入	4,798億円
(2) 保険及再保険収入	1,245億円	(2) 保険及再保険費	2,972億円
(3) 雑収入	78億円	(3) 予備費	300億円
(4) 一般会計より受入	32億円	(4) 事務取扱費	24億円
計	8,093億円	計	8,093億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-8のとおりである。

歳入は、保険種別ごとに保険金額を推定し、この保険金額に引上げを踏まえた保険料率、最近の実績による事故率、回収率を勘案して保険料収入等を計上するとともに、債務繰延べの頻発による保険金支払いの急増を主因とする資金不足に対処するため、資金運用部からの借入金を計上している。

平成4年度には、ポーランド、エジプト及び最貧国に対する債務救済措置等を実施するため、一般会計から206億円を資本として受け入れた。⁴⁾ また、平成5年度には、多額の貿易黒字に象徴される我が国の経済力に見合った発展途上国等への資金の流れを確保するため、海外事業資金貸付保険の創設、及び海外投資保険のてん補率の上限の引上げを行った。

平成12年度予算については、保険契約の限度額を設定するとともに、債権回収の徹底による回収金収入の向上、債務救済措置の実施のための一般会計からの資本繰入れ等により、貿易保険運営の充実及び適正化を図ることとしている。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険及再保険収入	693億円	(1) 保険及再保険費	640億円
(2) 雑収入	462億円	(2) 国債整理基金特別会計 へ繰入	348億円
(3) 一般会計より受入	106億円	(3) 予備費	110億円
		(4) 事務取扱費	71億円
計	1,261億円	計	1,169億円

歳入は、保険種別ごとに保険金額を推定し、最近の実績による保険料率と事故率及び回収率を勘案し、それぞれ保険料収入、回収金等を計上、また特別分としてロシア、パキスタン等リスク関係国等については、一定額の回収金等を計上している。歳出は、歳入と同様の手法で支払保険金等について所要額を計上するとともに、資金運用部からの借入金に伴う国債整理基金特別会計への繰入額を計上している。なお、重債務貧困国等に対する債務救済措置の実施のため、一般会計から106億円を資本として受け入れることとしている。

〔注〕

- 1) 国内の戦争という例外的な状況を保険する制度として、「損害保険国営再保険特別会計法」(昭和15年法律第72号)による損害保険国営再保険特別会計の設置が挙げられる(昭和15年度に導入)。同特別会計の実体法は「損害保険国営保険法」(昭和15年法律第71号)である。その後、同特別会計は昭和20年4月1日に損害保険中央会による戦争損害再保険に切り替えられたが、損害保険中央会は同年9月に事業を停止した。
- 2) 昭和63年度までの輸出信用保険特別会計、輸出保険特別会計及び貿易保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、『国の予算』平成12年度 686-687ページを参照。また、貿易保険制度については、貿易保険機構『貿易保険40年のあゆみ』(平成2年)を参照。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』589-593ページ、『国の予算』平成元年度 855-856ページ。
- 4) 『国の予算』平成4年度 837ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計予算書』627-631ページ、『国の予算』平成12年度 687-688ページ。

表 1-3-8 貿易保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	保険及再保険収入	124,565	92,625	98,985	129,829	91,297	86,055
	借入金	673,782	530,815	908,049	980,458	835,987	843,811
	雑収入	7,797	46,500	108,816	31,914	39,607	19,555
	一般会計より受入	3,200	3,650	8,500	20,600	22,822	24,250
	前年度剰余金受入	—	22,934	—	—	—	—
	合 計	809,344	696,524	1,124,350	1,162,800	989,713	973,671
歳出	保険及再保険費	297,199	349,104	274,166	202,041	231,007	122,846
	事務取扱費	2,356	3,452	4,671	4,720	4,915	5,051
	国債整理基金特別会計へ繰入	479,789	313,968	815,494	926,039	723,791	815,774
	予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	給与改善予備費	—	—	19	—	—	—
	合 計	809,344	696,524	1,124,350	1,162,800	989,713	973,671
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	保険及再保険収入	86,197	83,634	82,379	78,782	83,757	69,336
	借入金	692,391	592,571	455,178	248,415	143,050	—
	雑収入	33,282	38,294	47,778	57,161	58,153	46,208
	一般会計より受入	24,816	25,188	22,709	14,220	11,600	10,600
	前年度剰余金受入	—	—	—	—	—	—
	合 計	836,686	739,686	608,044	398,578	296,560	126,144
歳出	保険及再保険費	110,049	97,006	86,715	79,765	98,326	63,968
	事務取扱費	4,960	5,106	5,333	5,429	5,923	7,095
	国債整理基金特別会計へ繰入	691,677	607,575	485,995	293,385	172,311	34,814
	予備費	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	11,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	836,686	739,686	608,044	398,578	296,560	116,877

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

第4節 その他の保険特別会計

1 簡易生命保険及郵便年金特別会計

(1) 概要

この会計は、簡易生命保険事業及び郵便年金事業を経営するために設けられたもので、事業の区分に応じて保険勘定と年金勘定に分かれている。

〔参考〕平成元年度の「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」

第1条（設置）

簡易生命保険事業及郵便年金事業ヲ経営スル為通ジテノ特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便局が窓口となり少額の保険料で政府が生命保険を提供する制度として、「簡易生命保険特別会計法」（大正5年法律第43号）により、大正5年8月に簡易生命保険特別会計が設置された。

また、郵便局が窓口となる年金保険制度として、郵便年金があった。郵便年金は、「郵便年金法」（大正15年法律第39号）及び「郵便年金特別会計法」（同日法律第40号）により、郵便年金特別会計が設置されたことに始まる（大正15年度）。

その後、特別会計の戦時統合で、「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」（昭和19年法律第12号）により、簡易生命保険特別会計と郵便年金特別会計は簡易生命保険及郵便年金特別会計となった。同特別会計においては、簡易生命保険事業は保険勘定、郵便年金事業は年金勘定に、それぞれ区分経理された。なお、戦後、実体法については、簡易生命保険事業は「簡易生命保険法」（昭和24年法律第68号）に、また、郵便年金事業は「郵便年金法」（昭和24年法律第69号）に、それぞれ改められた。

簡易生命保険積立金と郵便年金積立金の運用については、昭和18年1月18日に大蔵省と逓信省との間に締結された「簡易生命保険積立金及び郵便年金関係

資金預金部預入ニ関スル基本協定」により、大蔵省預金部に預託するものとされ、統合運用されてきた。その後、昭和26年度に資金運用部特別会計が設置されたことから、同特別会計への預託に切り替えられ、「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律」(昭和27年法律第210号)の規定により郵政大臣がこれを管理するとともに、确实かつ有利な方法で公共の利益になるよう運用することとなっている。この積立金の運用は、財政投融资の一環として重要な地位を占めている。¹⁾

なお、この特別会計は「簡易生命保険法の一部を改正する法律」(平成2年法律第50号)により、平成3年4月1日から簡易生命保険及郵便年金特別会計を簡易生命保険特別会計に改めるとともに、保険勘定及び年金勘定の勘定区分は廃止されている。²⁾

次に、簡易生命保険及郵便年金特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

(2) 保険勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険料収入	7兆3,847億円	(1) 保険費	5兆1,025億円
(2) 運用収入	2兆6,199億円	(2) 郵政事業特別会計	5,234億円
(3) 簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	227億円	へ繰入	
(4) 雑収入	10億円	(3) 簡易保険郵便年金 福祉事業団交付金	212億円
		(4) その他	130億円
		(簡易保険郵便年金福祉事業団出資金等)	
計	10兆 284億円	計	5兆6,600億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-9のとおりである。

この勘定の歳入は、保険料(死亡率、解約失効率等を基礎)及び積立金から生ずる収入(有価証券利子、地方公共団体貸付利子)等を歳入とし、保険金(被保険者の死亡、契約の満期等に伴う保険金)や還付金(保険契約の解除、失効若しくは変更等に伴う還付金)の支払い、郵政事業特別会計への繰入金等を歳出としている。

(3) 年金勘定

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 掛金収入	3,020億円	(1) 年金費	523億円
(2) 運用収入	610億円	(2) 郵政事業特別会 計へ繰入	137億円
(3) その他 (簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金等)	32億円	(3) その他 (予備費)	1億円
計	3,662億円	計	661億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-9のとおりである。

この勘定は、掛金及び積立金から生ずる収入等を歳入とし、年金、返還金及び郵政事業特別会計への繰入金等を歳出としている。このうち、郵政事業特別会計への繰入は、保険及び年金事業の業務取扱費及びこれらの業務に必要な営繕費の財源に充てるためのものである。

平成3年度から勘定区分を廃止した簡易生命保険特別会計は、その後も制度改正等を行ってきているが、それらの改正に当たっては、郵便貯金と同様、官業の在り方、財政投融资制度及び政策金融との整合性等の観点から慎重な検討が行われている。平成元年度以後の主な改正は次のとおりである。⁵⁾

- 平成3年度 ・年金の加入限度額の初年度年額の引上げ（72万円→90万円）
- 平成4年度 ・積立金の運用範囲の拡大
- 平成5年度 ・かんぽ健康増進支援事業の新設
- 平成6年度 ・指定単運用制度の改善等の資金運用制度の改善・充実
- 平成8年度 ・夫婦年金保険の改善
- 平成10年度 ・為替リスクの管理手法の充実
- 平成11年度 ・金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡保資金の運用の充実を図るため、特定目的会社等の発行する資産担保証券の運用を適用対象化
- 平成12年度 ・簡易保険資金運用制度の改善

勘定区分廃止後の簡易生命保険特別会計の平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 保険料収入	15兆9,121億円	(1) 保険費	14兆3,692億円
(2) 運用収入	3兆6,733億円	(2) 郵政事業特別会計へ 繰入	7,962億円
(3) 雑収入	23億円	(3) 諸支出金	6,323億円
		(4) 簡易保険福祉事業団 交付金	289億円
		(5) その他 (簡易保険福祉事業 団出資金、予備費)	187億円
計	19兆5,878億円	計	15兆8,454億円

歳入は、既契約・新規契約に係る保険料収入、有価証券利子、地方公共団体貸付利子などの運用収入等を計上している。歳出は、保険契約の解除、失効若しくは変更等に伴う還付金の支払い、被保険者の死亡、契約の満期等に伴う保険金又は年金の支払いに必要な保険金及び年金等の所要額を計上している。

なお、財政投融资として重要な地位を占めている簡易生命保険金積立金は平成12年度末には115兆5930億円に達し、有価証券6兆6196億円、貸付金31兆3402億円、簡易保険福祉事業団運用寄託金13兆311億円等の金融資産を保有している。⁷⁾

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの簡易生命保険及郵便年金特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。簡易生命保険と郵便年金事業全般については、簡易保険事業70周年記念事業史編さん委員会編『簡易生命保険郵便年金事業史—創業七十周年記念』(昭和62年)を参照。
- 2) 『国の予算』平成3年度 857ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』717-720ページ、『国の予算』平成元年度 860-861ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計予算書』721-723ページ、『国の予算』平成元年度 861-862ページ。
- 5) 『ファイナンス』「予算特集」各年、『国の予算』各年度を参照。
- 6) 『平成12年度特別会計予算書』759-761ページ、『国の予算』平成12年度 690-691ページ。
- 7) 『平成12年度特別会計決算参照書』56-59ページ。

表 1-3-9 簡易生命保険及郵便年金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険勘定							
歳入	保険料収入	7,384,706	8,162,216	8,822,081	9,560,976	11,435,137	13,380,494
	運用収入	2,619,931	2,894,801	3,445,650	3,695,296	3,802,993	3,730,766
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	22,750	51,785	17,112	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団納付金	—	—	—	3,934	2,018	—
	雑収入	1,027	1,102	1,302	1,367	1,420	1,582
	合計	10,028,413	11,109,904	12,286,145	13,261,573	15,241,568	17,112,842
歳出	保険費	5,102,472	5,442,323	5,861,213	6,564,767	7,290,727	9,091,501
	諸支出金	—	192,544	216,152	251,092	340,284	586,857
	郵政事業特別会計 へ繰入	523,381	559,253	648,949	687,319	737,203	762,881
	簡易保険郵便年金 福祉事業団出資金	10,961	10,799	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団出資金	—	—	11,595	35,897	39,357	29,072
	簡易保険郵便年金 福祉事業団交付金	21,214	21,199	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団交付金	—	—	22,485	25,307	26,889	28,418
	予備費	2,000	2,000	2,020	2,020	2,020	2,020
	給与改善予備費	—	—	169	—	—	—
	合計	5,660,028	6,228,118	6,762,583	7,566,403	8,436,480	10,500,749
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年金勘定							
歳入	掛金収入	301,979	420,294	—	—	—	—
	運用収入	61,037	94,996	—	—	—	—
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	3,163	7,087	—	—	—	—
	雑収入	32	25	—	—	—	—
	合計	366,211	522,401	—	—	—	—
歳出	年金費	52,309	74,745	—	—	—	—
	諸支出金	—	7,469	—	—	—	—
	郵政事業特別会計 へ繰入	13,727	16,571	—	—	—	—
	予備費	20	20	—	—	—	—
	合計	66,056	98,805	—	—	—	—

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保険勘定							
歳入	保険料収入	15,153,392	15,683,219	15,573,236	15,432,171	15,765,741	15,912,136
	運用収入	4,118,281	4,097,377	4,348,631	4,152,067	3,887,875	3,673,310
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団納付金	—	—	—	—	—	—
	雑収入	1,632	2,004	2,290	2,614	2,440	2,343
	合計	19,273,305	19,782,599	19,924,157	19,586,852	19,656,056	19,587,789
歳出	保険費	10,708,197	11,852,767	12,366,090	12,604,633	13,711,449	14,369,212
	諸支出金	687,762	740,100	685,854	669,708	690,634	632,309
	郵政事業特別会計 へ繰入	794,667	819,346	827,314	837,047	837,286	796,230
	簡易保険郵便年金 福祉事業団出資金	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団出資金	27,808	15,020	8,932	8,918	22,176	16,698
	簡易保険郵便年金 福祉事業団交付金	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団交付金	30,139	31,092	31,738	31,127	31,089	28,922
	予備費	2,020	2,020	2,020	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	12,250,594	13,460,345	13,921,947	14,153,433	15,294,634	15,845,371	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
年金勘定		—	—	—	—	—	—
歳入	掛金収入	—	—	—	—	—	—
	運用収入	—	—	—	—	—	—
	簡易保険郵便年金 福祉事業団納付金	—	—	—	—	—	—
	雑収入	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—
歳出	年金費	—	—	—	—	—	—
	諸支出金	—	—	—	—	—	—
	郵政事業特別会計 へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

(注) 平成3年度以降は「簡易生命保険特別会計」に一本化。勘定区分も廃止されているが、便宜上「保険勘定」欄に数値を記載している。

2 地震再保険特別会計

日本は地震が頻発する国であり、地震に対する保険の需要はあるものの、巨大震災被害が発生した場合には民間損害保険では保険金の支払いに耐えられない。この会計は、一定額以上の巨額な地震による損害を国により再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり、「地震再保険特別会計法」（昭和41年法律第74号）に基づき、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするために設けられた。

〔参考〕平成元年度の「地震再保険特別会計法」

第1条（設置）

「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和19年に、「戦時特殊損害保険法」（昭和19年法律第18号、同年4月25日施行）により地震保険を規定し、民間損害保険会社に地震保険を引き受けさせ、その地震保険収支損益の全額を政府の一般会計に帰属させることで、地震保険を実質的に政府がすべて引き受ける制度が導入された。ただし、地震による損害保険の範囲は限定されていた。なお、この地震保険は戦時期に導入された戦争保険に追加的に組み込まれた例外的な導入であり、戦後、「戦時死亡傷害保険法及戦時特殊損害保険法廃止等ニ関スル法律」（昭和20年法律第63号）により、「戦時特殊損害保険法」は廃止されたため、政府のかかわる地震保険制度は消滅した。¹⁾

その後、昭和41年には地震保険の民間元受保険業者と政府との間の地震再保険を制度化するため、「地震保険に関する法律」が制定され、政府が地震再保険を引き受けることとなった。この地震再保険の経理を行うため、「地震再保険特別会計法」（昭和41年法律第74号）により、地震再保険特別会計が設置された。「地震保険に関する法律」では政府が引き受ける再保険の対象法人を民間損害保険会社若しくは他の法律に基づき火災に係る共済事業を行う法人で大蔵

大臣が指定するもの（同法第2条第1項）とした上で、保険被害の対象項目を地震、噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失等によるものとした（同条第2項）。また、居住用建物又は生活用動産を保険の目的とし、支払保険金は1契約物件ごとに主契約である保険金額の30%以上50%以下の額の範囲内で選択できることとし、限度額を政府の再保険金額としている。

昭和53年には、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときから一定期間は、原則として地震保険契約を締結できないこととされた。²⁾

次に、地震再保険特別会計の予算についてその概要を述べる。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 雑収入	147億円	(1) 再保険費	246億円
(2) 再保険料収入	100億円	(2) その他	0億円
		(事務取扱費等)	
計	247億円	計	247億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-10のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 再保険料収入	360億円	(1) 再保険費	547億円
(2) 雑収入	189億円	(2) その他	1億円
		(事務取扱費等)	
計	548億円	計	548億円

この特別会計の歳入は、過去の契約高の実績を基礎として算出している再保険料収入、資金運用部に預託することにより生ずる利子収入等を計上している。歳出は、「地震保険に関する法律」に基づく再保険金の支払いに必要な再保険費、地震再保険事業の事務取扱に必要な人件費等の事務取扱費等の所要額を計上している。

再保険金について、異常な大地震が発生し、再保険費に不足を生ずる場合に

は、「地震再保険特別会計法」第13条の規定による借入金等により歳入を増加させ、それを財源として特別会計予算総則（平成元年度は第12条、平成12年度は第13条）に規定する弾力条項を発動し、必要とする再保険金の支払いを行うこととしている。

なお、1回の地震等により支払うべき再保険金の総額は、特別会計予算総則の規定により平成元年度が1兆2715億円、平成12年度が3兆4891億円までとなっている。⁴⁾

また、「地震再保険特別会計法」の規定では、この特別会計の人件費、事務費等の事務取扱費を一般会計から受け入れるものとされているが、国の財政収支の改善に資するため、昭和57年度以降一般会計からの受入れは停止されている。平成元年度及び平成2年度は、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」（平成元年法律第22号）により受入れを停止し、平成3年度及び平成4年度は「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」（平成3年法律第15号）等に基づき受入れを停止している。⁵⁾

更に、平成5年度から平成12年度までの間は、「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」（平成5年法律第8号）により、「地震再保険特別会計法」附則第2項が改正され、当分の間、借入金のある年度を除き、一般会計からの受入れを行わないこととされた。⁶⁾

平成7年1月の阪神・淡路大震災の際には、地震再保険金として平成7年度決算において57億円余、平成8年度で3億円余を支出した。⁷⁾ 地震保険制度に対する国民の意識・要望の変化に対応して、平成7年度第2次補正予算において平成8年1月以降、地震保険金額の限度額引上げ（建物1000万円→5000万円、家財500万円→1000万円）等の制度改善を行うとともに、政府及び民間損害保険会社の保険金支払限度額を1兆8000億円から3兆1000億円へと引き上げた。⁸⁾

また、阪神・淡路大震災の被災を踏まえて1回の地震等により支払うべき保険金の総額は増額され、平成12年度予算では限度額は3兆4891億円となった（「平成12年度特別会計予算総則」第15条）。このように、地震保険の元受保険が増大したため、平成12年度末における地震再保険特別会計の決算での責任準備金は7433億円に増大した。⁹⁾

〔注〕

- 1) 「戦時特殊損害保険法」は戦争被害も想定したが、損害保険国営再保険特別会計（「損害保険国営再保険特別会計法」（昭和15年法律第72号）による設置。）の戦争保険とは別枠の戦争保険等の引受スキームを導入したものである。「損害保険中央会法」（昭和20年法律第12号）により損害保険中央会が設置され（同年4月1日）、同会が戦時特殊損害保険の元受保険を引き受けたが、同年12月29日に「戦時特殊損害保険法」は廃止された。損害保険国営再保険特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）を参照。損害保険中央会については、閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』（昭和29年）を参照。
- 2) 昭和63年度までの地震再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）、『国の予算』平成12年度 658ページを参照。
- 3) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』191-193ページ、『国の予算』平成元年度 827ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』189-191ページ、『国の予算』平成12年度 659ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 827ページ、『国の予算』平成12年度 659ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 827ページ、『国の予算』平成3年度 824ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 659ページ。
- 7) 『平成7年度特別会計決算参照書』117ページ、『平成8年度特別会計決算参照書』115ページ。
- 8) 『国の予算』平成8年度 1094ページ。
- 9) 『平成12年度特別会計決算参照書』152ページ。

表 1-3-10 地震再保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	再保険料収入	9,999	9,935	9,978	10,109	11,213	11,078
	雑収入	14,652	15,330	17,129	18,460	19,586	20,416
	合計	24,651	25,265	27,107	28,569	30,799	31,494
歳出	再保険費	24,602	25,213	27,049	28,506	30,734	31,427
	事務取扱費	49	52	57	63	65	66
	予備費	0	0	0	0	0	1
	給与改善予備費	—	—	1	—	—	—
	合計	24,651	25,265	27,107	28,569	30,799	31,494

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	再保険料収入	12,389	27,533	28,369	31,643	35,485	35,957
	雑収入	21,690	22,360	21,988	21,555	19,536	18,854
	合 計	34,079	49,893	50,357	53,198	55,021	54,811
歳出	再保険費	34,010	49,826	50,287	53,127	54,948	54,739
	事務取扱費	68	67	69	71	73	72
	予備費	1	1	1	1	1	1
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	34,079	49,893	50,357	53,198	55,021	54,811

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」「予算特集」各号により作成。

3 自動車損害賠償責任再保険特別会計

(1) 概要

自動車事故の損害賠償の保険制度として民間損害保険会社の自動車保険が市場として成り立ってきたが、自動車の激増に伴う自動車事故の累増に対応して被害者の保護を図るため、賠償責任を充実させることとし、民間自動車損害賠償保険の再保険を政府が引き受けることとした。この会計は、同制度の経理を明らかにするために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「自動車損害賠償責任再保険特別会計法」

第1条 (設置)

「自動車損害賠償保障法」(昭和30年法律第97号。以下「法」という。)による自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び自動車損害賠償保障事業に関する政府の経理を明確にするため、自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和30年に「自動車損害賠償責任再保険特別会計法」(昭和30年法律第134号)により、自動車損害賠償責任再保険特別会計が設置された(同年8月5日)。本特別会計の実体法は「自動車損害賠償保障法」(昭和30年法律第97号)である。なお、この特別会計は、当初から自動車損害賠償責任再保険を引き受ける保険勘定と、ひき逃げ等の事故の被害者に政府から保障金を支払う保障勘定、及び

業務取扱費等を経理する業務勘定に分けて経理されてきた。¹⁾

次に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の予算について、勘定ごとに概要を述べる。

(2) 保険勘定

この勘定は、保険制度が強制保険であることから、保険料は営利目的が介入しないように定められている。また、保険金額については、社会情勢の変化に照らし逐次引き上げられてきているが、平成元年度における保険料及び保険金額は昭和60年4月に改定されたものと同額である。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。²⁾

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	1兆7,970億円	(1) 再保険及保険費	5,243億円
(2) 再保険料及保険料収入	6,083億円	(2) 予備費	800億円
(3) 雑収入	1,006億円	(3) 他勘定へ繰入 (保障勘定へ繰入等)	34億円
計	2兆5,059億円	計	6,077億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-11のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	2兆132億円	(1) 再保険及保険費	5,737億円
(2) 再保険料及保険料収入	4,458億円	(2) 予備費	500億円
(3) 一般会計より受入	2,000億円	(3) 他勘定へ繰入 (保障勘定へ繰入等)	17億円
(4) その他 (雑収入、償還金収入)	430億円		
計	2兆7,019億円	計	6,253億円

再保険料及保険料収入及び再保険及保険費は、自動車損害賠償保険の元受保険の6割を政府が再保険をしていることに伴う再保険料収入等及び再保険金の支払い等である。

なお、保険事故の支払いに備えるため、当該年度で生じた剰余金は「自動車

損害賠償責任再保険特別会計法」の規定により、翌年度の歳入に繰り入れることとなっている（同法第11条）。

また、保険勘定においては、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）に基づき、平成6年度に一般会計に繰り入れた財源のうち2000億円を平成12年度に一般会計から受け入れることとしている。³⁾

この勘定の資産及び負債については、平成元年度末（決算ベース）では総資産2兆3257億円、負債は積立金8665億円、支払備金6982億円、未経過再保険料及保険料5546億円等となっている。⁴⁾平成12年度末（決算ベース）では総資産は3兆1647億円、負債は積立金2兆902億円、支払備金6660億円、未経過再保険料及保険料4055億円等となっている。⁵⁾

（3）保障勘定

この勘定は、ひき逃げ事故や無保険車による事故の被害者は責任保険で救済されないため、政府はすべての自動車から徴収した賦課金を財源として保障事業を行い、責任保険に準じて被害者に対し直接に損害をてん補するものである。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。⁶⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	1,057億円	(1) 保障費	76億円
(2) 雑収入	67億円	(2) 業務勘定へ繰入	14億円
(3) 賦課金収入	31億円	(3) 予備費	10億円
(4) 保険勘定より受入	30億円		
計	1,185億円	計	100億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-11のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	785億円	(1) 保障費	96億円
(2) 雑収入	22億円	(2) 業務勘定へ繰入	22億円
(3) 賦課金収入	19億円	(3) 予備費	5億円
(4) 保険勘定より受入	13億円		
計	838億円	計	123億円

保障勘定においても保険勘定と同様、当該年度で生じた剰余金は、法律の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとなっている。

(4) 業務勘定

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入	18億円	(1) 業務取扱費	11億円
(2) その他	0億円	(2) 保障業務委託費	6億円
(前年度剰余金受入等)		(3) その他(予備費)	0億円
計	18億円	計	18億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-3-11のとおりである。

○ 平成12年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入	25億円	(1) 業務取扱費	17億円
(2) その他	0億円	(2) 保障業務委託費	9億円
(前年度剰余金受入等)		(3) 予備費	0億円
計	25億円	計	25億円

なお、平成6年度において「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成6年法律第43号)に基づき、一般会計へ8100億円(保険勘定7800億円、保障勘定300億円)を繰り入れている。⁸⁾

なお、この繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入

金に相当する額及び繰入れがなかったとした場合に生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計に繰り入れることとしている。

また、平成7年度においても「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）に基づき、一般会計へ3100億円（保険勘定2910億円、保障勘定190億円）を繰り入れている。⁹⁾

この繰入金については平成6年度と同様の処理をし、一般会計からこの特別会計に繰り入れている。

上記の繰入金の一部（1544億円）については、平成8年度補正予算において一般会計から受け入れている。¹⁰⁾ また、平成12年度当初予算において、前述のとおり保険勘定で2000億円を受け入れている。¹¹⁾

〔注〕

- 1) 設立経緯と昭和63年度までの自動車損害賠償責任再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』607-610ページ、『国の予算』平成元年度 858ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』645-648ページ、『国の予算』平成12年度 689ページ。
- 3) 『平成12年度特別会計予算書』646ページ、『国の予算』平成12年度 688ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計決算参照書』528ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計決算参照書』631ページ。
- 6) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』611-613ページ、『国の予算』平成元年度 858ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』649-651ページ、『国の予算』平成12年度 689ページ。
- 7) 平成元年度については、『平成元年度特別会計予算書』614-616ページ、『国の予算』平成元年度 858ページ。平成12年度については、『平成12年度特別会計予算書』652-654ページ、『国の予算』平成12年度 689ページ。
- 8) 『国の予算』平成6年度 852ページ。
- 9) 『国の予算』平成7年度 840-841ページ。
- 10) 『国の予算』平成9年度 1052ページ。
- 11) 『国の予算』平成12年度 688-689ページ。

表 1-3-11 自動車損害賠償責任再保険特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険勘定							
歳入	再保険料及保険料収入	608,330	639,635	590,323	585,673	517,065	486,712
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
	償還金収入	—	11	19	9	14	—
	雑収入	100,569	112,453	124,071	141,959	145,204	146,189
	前年度剰余金受入	1,797,015	1,957,792	2,211,235	2,477,512	2,672,542	2,741,103
	合計	2,505,914	2,709,891	2,925,648	3,205,153	3,334,825	3,374,004
歳出	再保険及保険費	524,322	551,973	623,515	562,174	607,069	609,829
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	780,000
	他勘定へ繰入	3,391	3,572	3,563	3,692	3,087	2,912
	保障勘定へ繰入	2,980	3,128	3,062	3,140	2,607	2,364
	業務勘定へ繰入	411	444	501	552	481	548
	予備費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	給与改善予備費	—	—	53	—	—	—
	合計	607,713	635,546	707,131	645,866	690,157	1,472,741
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保障勘定							
歳入	保障事業収入						
	賦課金収入	3,063	3,181	3,321	3,475	3,005	2,764
	保険勘定より受入	2,980	3,128	3,062	3,140	2,607	2,364
	雑収入	6,686	6,564	6,738	7,136	7,258	7,277
	前年度剰余金受入	105,738	108,524	113,166	118,155	124,569	128,482
	合計	118,468	121,398	126,287	131,906	137,438	140,887
歳出	保障費	7,643	8,348	8,335	7,962	8,130	8,362
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	30,000
	業務勘定へ繰入	1,356	1,411	1,630	1,927	1,913	1,882
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計	9,999	10,759	10,965	10,889	11,043	41,244
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	他勘定より受入	1,767	1,855	2,131	2,479	2,393	2,431
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	1	1	1	1	63	1
		合計	1,768	1,856	2,132	2,480	2,456

歳出	業務取扱費	1,128	1,194	1,281	1,407	1,404	1,454
	保障業務委託費	640	661	838	1,072	1,051	977
	予備費	1	1	1	1	1	1
	給与改善予備費	—	—	12	—	—	—
	合計	1,768	1,856	2,132	2,480	2,456	2,432
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保険勘定							
歳入	再保険料及保険料収入	496,022	497,571	499,538	447,913	448,713	445,756
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	200,000
	償還金収入	—	18	37	3	—	17
	雑収入	110,211	93,733	92,863	75,280	54,616	42,959
	前年度剰余金受入	2,044,848	1,794,604	1,973,060	2,085,065	2,078,677	2,013,193
合計	2,651,081	2,385,926	2,565,498	2,608,261	2,582,007	2,701,925	
歳出	再保険及保険費	610,735	609,238	609,296	580,553	576,012	573,662
	一般会計へ繰入	291,000	—	—	—	—	—
	他勘定へ繰入	2,916	2,972	2,935	1,665	1,679	1,663
	保障勘定へ繰入	2,413	2,431	2,447	1,312	1,316	1,308
	業務勘定へ繰入	503	541	487	353	362	355
	予備費	80,000	80,000	80,000	50,000	50,000	50,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	984,651	692,210	692,230	632,218	627,691	625,324	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
保障勘定							
歳入	保障事業収入						
	賦課金収入	2,815	2,825	2,827	1,901	1,904	1,875
	保険勘定より受入	2,414	2,431	2,447	1,312	1,316	1,308
	雑収入	5,871	4,967	4,512	3,774	2,949	2,177
	前年度剰余金受入	102,809	85,190	85,901	85,622	83,466	78,464
合計	113,909	95,413	95,688	92,609	89,635	83,824	
歳出	保障費	8,444	8,868	9,343	9,763	9,969	9,598
	一般会計へ繰入	19,000	—	—	—	—	—
	業務勘定へ繰入	1,954	2,038	2,042	2,071	2,182	2,192
	予備費	1,000	1,000	1,000	500	500	500
合計	30,398	11,906	12,385	12,333	12,651	12,290	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定							
歳入	他勘定より受入	2,457	2,579	2,529	2,424	2,544	2,547
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	前年度剰余金受入	1	1	1	1	1	1
	合計	2,458	2,580	2,530	2,425	2,545	2,548

歳出	業務取扱費	1,460	1,578	1,529	1,530	1,640	1,656
	保障業務委託費	997	1,001	1,000	894	904	891
	予備費	1	1	1	1	1	1
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	2,458	2,580	2,530	2,425	2,545	2,548

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」「予算特集」各号により作成。

第4章 管理特別会計

第1節 管理特別会計の概要

管理特別会計とは、特定の行政目的を遂行するため、物又は营造を管理し、一般会計と区分して経理することを目的として設置された特別会計である。なお、この管理特別会計の内容別分類は、『国の予算』による分類で区分している。本章では、流通・資金管理特別会計とその他の管理特別会計に区分して解説する。

流通・資金管理特別会計には、食糧管理特別会計と外国為替資金特別会計がある。食糧管理特別会計は、「食糧管理のためにする食糧、農産物等、輸入飼料の買入、売渡、交換、貸付、交付、加工等」を行うことを目的とするものである。外国為替資金特別会計は、外国為替資金を設置し、外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするものであって、外国為替等の売買に伴って生じる利益の歳入組入金等を歳入とし、事務取扱費等を歳出とするもので、「資金を保有し運用する場合」に該当するものと整理される。また、その他の管理特別会計は、農業経営基盤強化措置、国立病院、国立学校、自動車検査登録、特許、及び登記の各特別会計があるが、これらの6特別会計は、いずれも特別の法律で規定された特定事業の収支を管理するものである。以下、各特別会計について述べることにする。

商品の流通管理を行うのは、食糧管理特別会計のみである。この会計は、政府が法律に基づき食糧・飼料を市中から独占的に買い上げ、それを売り払い、あるいは貯蔵等に関する経理を明らかにすることを目的にしている。

食糧管理特別会計の歴史は、大正10年に設置された米穀需給調節特別会計にさかのぼる。その後、昭和17年に戦時中の食糧の統制と管理を目的とした「食糧管理法」が制定され、米、麦及び輸入食糧等の主要食糧について国家による

一元的な直接統制が行われることとなった。戦後、食糧需給事情の緩和とともに、昭和24年からは、いも類の統制が撤廃、昭和26年には雑穀が統制から外され、更に、麦については昭和27年から直接統制が廃止され、間接統制へと移行した。その後も甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉等がこの会計の取扱対象として加わることとなった。同特別会計は、このように、管理目的の異なった多くの物資を取り扱うようになったが、昭和32年度まではそれぞれについて経理区分が行われず、すべての物資が一括して経理されてきた。昭和32年度には消費者米価引上げ問題に関連して部門ごとの損益の分析、コスト計算を明確にすべきとの要請があり、昭和33年度以降、管理している食糧等の種類別に、国内産米についての国内米管理勘定、国内産麦についての国内麦管理勘定、輸入食糧についての輸入食糧管理勘定、でん粉等についての農産物等安定勘定、各勘定の資金調整のための調整勘定、事務費を経理するための業務勘定、そして、昭和39年度には輸入飼料の売買について経理する輸入飼料勘定、砂糖類勘定（昭和40年度廃止）が設けられ、昭和41年度からは7勘定に区分して経理されることとなった。

昭和26年度に設置された外国為替資金特別会計は、外国為替資金の運営に伴って生ずる外国為替等の売買益、保有資金の運用益等を歳入とし、外国為替資金の円資金調達のために発行される外国為替資金証券の割引料、外国為替資金の運営上必要な事務取扱費等の諸支出金を歳出として経理している。なお、外国為替等の売買そのものは歳入歳出外とし、売買に伴う損益のみを歳入歳出に計上している。政府による為替管理が撤廃された後も政府の為替市場への介入等の役割を期待されて存続している。また、食糧管理特別会計と外国為替資金特別会計は、共に短期証券を発行できる旨が特別会計設置法に規定されており、この点が資金調達上の特徴となっている。

その他の特別会計では、昭和21年度に設置された自作農創設特別措置特別会計が昭和60年度に改組されて農業経営基盤強化措置特別会計となり、農家の経営力量の向上を目指して農地保有合理化促進対策費補助金の交付や無利子融資による資金供給等を行ってきた。また、昭和24年度に設置された国立病院特別会計は、多数の国立病院の事業資産を保有し、事業の収支を経理してきたが、昭和43年度より療養所の経理をこの会計で行うこととなり、事業の区分に応じて病院勘定と療養所勘定に分けられている。昭和39年度に設置された国立学校

特別会計も国立大学等の多数の事業資産を抱え、事業の収支を経理してきた。国立病院特別会計は、多数の医療従事公務員を、また国立学校特別会計は多数の教育従事公務員を抱えており、現業公務員を抱える事業特別会計に近い性格を有している。ただし、医療と教育は企業的経営になじまない面もあり、両特別会計設置法でも「企業的に運営」との規定は与えられておらず、本章でも管理特別会計に分類している。昭和60年度に設置された登記特別会計は、登記関係手数料収入と登記事務費用を主に管理する特別会計である。昭和59年度に設置された特許特別会計は、特許料・登録料等を歳入とし、その事務費用を主に管理する特別会計である。また、昭和39年度に設置された自動車検査登録特別会計は、自動車検査及び登録手数料収入等を歳入とし、検査事務費用を主に管理する特別会計である。いずれも当初は一般会計で経理してきたが、その後事務処理手数料を歳入とする特別会計に分離された。登記、特許、自動車検査登録の3つの特別会計は、印紙収入等の歳入で歳出を賄い、不足する部分について一般会計からの受入れで補てんしている。また、3つの特別会計のいずれも、印紙収入等のみでは存立し得ないが、区分経理することでより効率的な処理が期待されている。¹⁾

〔注〕

- 1) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、財政金融法規研究委員会編『財政金融法規解説全集 財政編Ⅱ』(昭和45年、大成出版社)を参照。

第2節 流通・資金管理特別会計

1 食糧管理特別会計

(1) 概要

この会計は、食糧の需給及び価格の安定のための食糧、「農産物価格安定法」(昭和28年法律第225号)により政府の買入れる農産物等、及び「飼料需給安定法」(昭和27年法律第356号)第3条に規定する飼料需給計画に基づき政府が買入れる輸入飼料の買入、売渡、交換等の輸入に係る納付金の受入に関する一切の歳入歳出を、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。昭和33年度からは6勘定で区分経理され、その管理している食糧等の種類によって、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定に分けられ、更に人件費、事務費等を管理するための業務勘定と各勘定に対する運転資金の調達、返済等を管理するための調整勘定とが設けられている。また、昭和39年度には新たに輸入飼料勘定と砂糖類勘定(砂糖類勘定は40年度限りで廃止)が設けられ、昭和41年度からは上記7勘定で経理されることとなった。

[参考] 平成元年度の「食糧管理特別会計法」

第1条 (設置)

食糧管理ノ為ニスル食糧、「農産物価格安定法」(昭和28年法律第225号)ニ依リ政府ノ買入ルル農産物等(以下農産物等ト謂フ)及「飼料需給安定法」(昭和27年法律第356号)第3条ニ規定スル飼料需給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)ノ買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造及貯蔵並「農産物検査法」(昭和26年法律第144号)ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

食糧の安定的な需給調節のため、「米穀需給調節特別会計法」（大正10年法律第37号）が公布され、大正10年度に米穀需給調節特別会計が設置された。同特別会計は米価の下落局面で買い入れ、上昇局面で売却するという米の部分管理を行うものであった。また、同特別会計の実体法は「米穀法」（大正10年法律第36号）であった。その後、食糧統制が強められ、実体法は「米穀統制法」（昭和8年法律第24号）、「米穀配給統制法」（昭和14年法律第81号）等を経て、昭和17年に戦時中の食糧の統制と管理を目的とした「食糧管理法」（昭和17年法律第40号）が制定され、国家による主要食糧の一元的な直接統制が行われることとなった。これに伴って、「米穀需給調節特別会計法」は「食糧管理特別会計法」に改められ、米穀需給調節特別会計は食糧管理特別会計となった。第二次世界大戦後も食糧難の時期が続いたため、食糧管理特別会計はそのまま存続していたが、昭和24年12月からは、いも類、昭和26年3月には雑穀が「食糧管理法」の統制から解除された。昭和27年度には、麦についての直接統制が廃止され、申込みに応じて全量を買付けの間接統制に移行した。その後、「食糧管理法」以外の食糧市場に介入する法律、すなわち「農産物価格安定法」（昭和28年法律第225号）、及び「飼料需給安定法」（昭和27年法律第356号）等により、甘しょでん粉、馬鈴薯でん粉、輸入飼料等も同特別会計の管理の対象となった。また、昭和33年度には同特別会計に勘定区分が導入された。¹⁾

平成元年度当初に存在する勘定としては、「食糧管理法」に基づく食糧の売買等を管理する国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定（この3勘定は食糧管理勘定と総称される）、このほか、「農産物価格安定法」に基づき、甘しょ生切干、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、なたね及び大豆について、必要な時期に価格暴落を防止し、買入れと売渡しを管理する農作物等安定勘定、「飼料需給安定法」に基づく輸入飼料の売買を管理する輸入飼料勘定、各勘定に対する運転資金の調達、返済等を管理する調整勘定及び人件費、事務費等を管理する業務勘定に区分されていた。²⁾

ウルグアイ・ラウンド最終合意に基づき、平成7年1月1日に世界貿易機関（WTO）が設立され、同機関の附属協定群が発効されたことにより、日本の食糧生産を取り巻く環境が激変した。³⁾ このような状況を踏まえ、政府は新たな基準による米の政府買入価格の決定や米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画の策定等を行い、食糧需給に与える影響を緩和するため、「主要食糧の需

給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)を公布し、平成7年11月1日に施行した(輸出入関係規定は同年4月1日施行)。これにより、「食糧管理法」が廃止され、同法が食糧管理特別会計の新たな実体法となった。この法律では、集荷・販売業者について、従来の指定及び許可制を登録制に改めるとともに、流通ルートの弾力化等の大幅な緩和策を講じた。また、自主流通米を米流通の主体とし、入札を通じて米取引の指標となる適正な価格形成を図るため、財団法人自主流通米価格形成センターに法的な位置付けを与えた。⁴⁾

平成7年には、「食糧管理特別会計法」が改正され、第1条の目的を「食糧管理」から「食糧ノ需給及価格ノ安定」に改め、貯蔵のほか、麦等の輸入に係る納付金の受入れを追加した(第1条)。また、食糧管理勘定においては、売渡代金のほか、麦等(飼料用を除く)の輸入に係る納付金を加え(第6条第1項)、更に国内米管理勘定においては、輸入食糧管理勘定よりの受入金をその歳入とし、輸入食糧管理勘定においては国内米管理勘定への繰入金を歳出として、歳入歳出項目を追加した(同条第2項)。このほか国内米管理勘定への繰入金については、同勘定における備蓄に係る損失を補てんするため、輸入食糧管理勘定における輸入に係る米穀等の売買により、生ずる利益の額を国内米管理勘定における備蓄に係る損失の額を限度として、輸入食糧管理勘定より繰り入れるとの項を追加した(同条第3項)。また輸入米の売買差益を備蓄に係る損失に充当するような措置を講じた。

国際的には、多角的な貿易交渉を行うガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、平成6年4月に最終合意がなされた。その合意を受け、米の輸入については、関税化の特例措置が適用され、6年間は関税化を行わず、ミニマム・アクセスを受け入れたが、麦は関税化措置を受け入れ、国境措置としての数量制限が関税化された。その後、ウルグアイ・ラウンド農業合意において選択した米の関税化の特例措置(ミニマム・アクセスの選択)については、法的整備が必要であり、その法的整備を行うことを内容としたものが「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」(平成11年法律第29号、同年4月1日施行)である。⁵⁾

次に食糧管理特別会計の予算について、それぞれの勘定ごとに概要を述べる。

(2) 国内米管理勘定

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入 (調整勘定より受入)	1兆2,829億円	(1) 返還金等他勘定へ繰入 (調整勘定へ繰入、業務 勘定へ繰入)	8,818億円
(2) 食糧管理収入 (国内米売払代)	7,431億円	(2) 国内米買入費	6,976億円
(3) その他 (雑収入)	87億円	(3) その他 (国内米管理費、予備費)	4,554億円
計	2兆348億円	計	2兆348億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表1-4-2のとおりである。

なお、平成元年度の食糧管理勘定の損益については、米に係る財政負担が行革審答申等において見直しを迫られているなどの事情を考慮し、政府買入数量の圧縮（昭和63年度の289万tに対し、平成元年度は250万t）、管理費の節約、定員削減の推進等を図り、極力その縮減・合理化に努めることとされた。⁷⁾

表 1-4-1 生産者米価（政府買入価格）と消費者米価（政府売渡価格）の改定率の推移⁸⁾

	(平均玄米60kg 当たり)	
	生産者米価	消費者米価
平成3年度	0.65%引下げ	1.0%引下げ
平成4年度	据置	0.44%引下げ
平成5年度～8年度	据置	据置
平成9年度	1.1%引下げ	0.1%引下げ
平成10年度	2.5%引下げ	1.5%引下げ
平成11年度	1.75%引下げ	1.04%引下げ
平成12年度	2.7%引下げ	1.6%引下げ

(出所) 農林水産省総合食料局編「米価に関する資料」

平成7年度に「食糧管理法」による米の全量管理が廃止され、食糧管理の範囲が急速に縮小したため、食糧管理特別会計の予算規模は国内米管理勘定を中心に縮小をたどった。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 他勘定より受入 (調整勘定より受入)	1兆1,167億円	(1) 返還金等他勘定へ繰入 (調整勘定へ繰入、業務 勘定へ繰入)	9,317億円
(2) 食糧管理収入 (国内米売払代)	2,810億円	(2) 国内米管理費	2,428億円
(3) 雑収入	28億円	(3) その他 (国内米買入費、予備費)	2,260億円
計	1兆4,005億円	計	1兆4,005億円

平成12年度の国内米の政府買入予定数量の圧縮（平成元年度250万t、平成11年度75万t、平成12年度50万t）と同時に国内の米消費量の減退等も影響し、予算規模は縮小されている。¹⁰⁾

(3) 国内麦管理勘定

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

○ 平成元年度

(歳入)		(歳出)	
(1) 他勘定より受入 (調整勘定より受入)	2,099億円	(1) 国内麦買入費	1,900億円
(2) 食糧管理収入 (国内麦売払代)	615億円	(2) 返還金等他勘定へ繰入 (調整勘定へ繰入、業務 勘定へ繰入)	388億円
(3) 雑収入	0億円	(3) その他 (予備費、国内麦管理費)	426億円
計	2,714億円	計	2,714億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-2のとおりである。

○ 平成12年度

(歳入)		(歳出)	
(1) 他勘定より受入 (調整勘定より受入)	1,075億円	(1) 国内麦管理費	813億円
(2) 食糧管理収入 (国内麦売払代)	125億円	(2) 予備費	200億円
(3) 雑収入	0億円	(3) その他 (返還金等他勘定へ繰入、 国内麦買入費)	187億円
計	1,200億円	計	1,200億円

(4) 輸入食糧管理勘定

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 食糧管理収入 (輸入食糧売払代)	2,816億円	(1) 予備費	2,000億円
(2) 他勘定より受入 (調整勘定より受入)	2,575億円	(2) 返還金等他勘定へ繰入 (調整勘定へ繰入、業務 勘定へ繰入)	1,841億円
(3) 雑収入	0 億円	(3) 輸入食糧買入費	1,466億円
		(4) 輸入食糧管理費	84億円
計	5,392億円	計	5,392億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-2のとおりである。

平成5年度には国内産米の作柄が冷害により極端に落ち込んだため、政府は食糧管理特別会計を通じた米の輸入に踏み切った。米の内外価格差によって輸入食糧勘定は多額の利益を計上したが、他方、冷害による農業被害を補償したため、農業共済再保険特別会計に多額の損失が発生した。この結果、農業共済再保険特別会計の赤字補てんとして、「農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律」(平成5年法律第95号)により、平成6年度に輸入食糧勘定から農業共済再保険特別会計農業勘定に2117億円を繰り入れている。¹³⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 食糧管理収入 (輸入食糧売払代)	3,508億円	(1) 輸入食糧買入費	2,118億円
(2) 他勘定より受入 (調整勘定より受入)	2,253億円	(2) 予備費	1,800億円
(3) その他 (輸入食糧納付金収入、 雑収入)	7 億円	(3) 返還金等他勘定へ繰入 (調整勘定へ繰入、業務 勘定へ繰入)	1,588億円
		(4) 輸入食糧管理費	262億円
計	5,768億円	計	5,768億円

(5) 農産物等安定勘定

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁵⁾

○ 平成元年度				
	(歳入)		(歳出)	
(1)	他勘定より受入 (調整勘定より受入)	43億円	(1) 予備費 (2) その他	40億円 3億円
(2)	雑収入	0億円	(農産物等買入費等)	
	計	43億円	計	43億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-2のとおりである。

○ 平成12年度				
	(歳入)		(歳出)	
(1)	他勘定より受入 (調整勘定より受入)	23億円	(1) 予備費 (2) その他	20億円 3億円
(2)	雑収入	0億円	(農産物等買入費等)	
	計	23億円	計	23億円

(6) 輸入飼料勘定

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁶⁾

○ 平成元年度				
	(歳入)		(歳出)	
(1)	輸入飼料売払代	1,003億円	(1) 輸入飼料買入費	916億円
(2)	他勘定より受入 (調整勘定より受入)	757億円	(2) 予備費 (3) その他	500億円 347億円
(3)	その他 (他会計より受入等)	3億円	(返還金等他勘定へ繰入等)	
	計	1,763億円	計	1,763億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-2のとおりである。

○ 平成12年度				
	(歳入)		(歳出)	
(1)	輸入飼料売払代	752億円	(1) 輸入飼料買入費	560億円
(2)	他勘定より受入 (調整勘定より受入)	415億円	(2) 予備費 (3) その他	300億円 348億円
(3)	その他 (他会計より受入等)	40億円	(返還金等他勘定へ繰入等)	
	計	1,207億円	計	1,207億円

(7) 業務勘定

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁷⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入	1,430億円	(1) 事務費	1,153億円
(国内米管理勘定より受入、調整勘定より受入等)		(2) 返還金調整勘定へ繰入	223億円
(2) その他	58億円	(3) その他	111億円
(雑収入等)		(サイロ及倉庫運営費、予備費)	
計	1,488億円	計	1,488億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-2のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他勘定より受入	1,358億円	(1) 事務費	1,153億円
(国内米管理勘定より受入、輸入食糧管理勘定より受入等)		(2) 返還金調整勘定へ繰入	381億円
(2) その他	233億円	(3) その他	57億円
(雑収入等)		(予備費、サイロ及倉庫運営費)	
計	1,591億円	計	1,591億円

(8) 調整勘定

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁸⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 食糧証券及借入金収入	1兆4,862億円	(1) 食糧買入費等財源他	1兆8,626億円
(2) 他勘定より受入	1兆339億円	勘定へ繰入	
(3) 他会計より受入	2,319億円	(2) 国債整理基金特別会	8,894億円
		計へ繰入	
計	2兆7,520億円	計	2兆7,520億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-2のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 食糧証券及借入金収入	1兆3,018億円	(1) 食糧買入費等財源他	1兆5,274億円
(2) 他勘定より受入	1兆 603億円	勘定へ繰入	
(3) その他	2,239億円	(2) 国債整理基金特別会	1兆 585億円
(他会計より受入等)		計へ繰入	
計	2兆5,860億円	計	2兆5,860億円

なお、「食糧管理特別会計法」において、食糧等の買入代金の財源に充てるため、食糧証券を発行することを認めている。そのため、この勘定は、その発行及び償還を国債整理基金特別会計を通じて行っており、それらに伴う食糧証券発行収入、事業勘定より受入、及び業務勘定より受入等を歳入とし、食糧証券償還及び割引差額、事業勘定へ繰入、及び業務勘定へ繰入を歳出に計上している。¹⁹⁾

〔注〕

- 1) 『国の予算』平成12年度 741-742ページ。戦時・戦後の食糧管理特別会計については、食糧庁編『食糧管理史』、『食糧管理史』（総論）、『食糧管理史』（各論）を参照。昭和63年度までの食糧管理特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年度、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 907ページ。
- 3) ウルグアイ・ラウンドの最終合意と世界貿易機関設立及び同機関の附属協定群については、大蔵省関税局年報編集委員会編『大蔵省関税局年報』平成8年版（平成8年、日本関税協会）124-152ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 742-744ページ。既に平成2年には財団法人自主流通米価格形成機構が設立され、一定量の自主流通米の入札取引を行い、自主流通米の価格指標を示す体制が導入されていた。
- 5) 『国の予算』平成7年度 900-901ページ、『国の予算』平成12年度 743ページ。
- 6) 『平成元年度特別会計予算書』351-353ページ。
- 7) 『国の予算』平成元年度 513ページ。
- 8) 『ファイナンス』「予算特集」各年を参照。
- 9) 『平成12年度特別会計予算書』367-369ページ。

- 10) 『国の予算』平成11年度 486ページ、『国の予算』平成12年度 480ページ。
- 11) 『平成元年度特別会計予算書』354-356ページ、『平成12年度特別会計予算書』370-373ページ。
- 12) 『平成元年度特別会計予算書』357-359ページ。
- 13) 『国の予算』平成6年度 842-843、912、924-925ページ、『平成6年度特別会計予算書』405-408ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』374-377ページ。
- 15) 『平成元年度特別会計予算書』360-362ページ、『平成12年度特別会計予算書』378-380ページ。
- 16) 『平成元年度特別会計予算書』363-366ページ、『平成12年度特別会計予算書』381-384ページ。
- 17) 『平成元年度特別会計予算書』367-371ページ、『平成12年度特別会計予算書』385-389ページ。
- 18) 『平成元年度特別会計予算書』372-375ページ、『平成12年度特別会計予算書』390-393ページ。
- 19) 『国の予算』平成12年度 759-760ページ。

表 1-4-2 食糧管理特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国内米管理勘定							
歳入	食糧管理収入						
	国内米売払代	743,137	712,569	557,756	615,988	554,018	347,688
	調整勘定より受入	1,282,940	1,071,907	1,095,725	963,710	895,704	835,890
	他勘定より受入	—	—	—	—	—	—
	雑収入	8,700	9,685	9,780	9,575	8,200	7,446
	合 計	2,034,777	1,794,160	1,663,261	1,589,272	1,457,921	1,191,024
歳出	国内米買入費	697,625	586,592	577,234	740,655	659,789	710,604
	国内米管理費	225,376	227,261	231,094	226,861	254,462	213,868
	返還金等他勘定へ繰入	881,776	750,307	624,933	471,756	393,671	166,552
	予備費	230,000	230,000	230,000	150,000	150,000	100,000
	合 計	2,034,777	1,794,160	1,663,261	1,589,272	1,457,921	1,191,024
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国内麦管理勘定							
歳入	食糧管理収入						
	国内麦売払代	61,487	56,023	54,128	42,088	41,817	35,607
	調整勘定より受入	209,902	199,562	187,963	184,153	179,569	181,362
	雑収入	21	31	55	70	64	54
	合 計	271,410	255,616	242,146	226,311	221,450	217,023

歳出	国内麦買入費	190,012	177,699	168,045	157,824	155,240	154,585
	国内麦管理費	12,589	11,918	10,870	10,404	10,555	10,403
	返還金等他勘定へ繰入	38,809	35,999	33,231	28,083	25,656	22,035
	予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	合計	271,410	255,616	242,146	226,311	221,450	217,023
	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
輸入食糧管理勘定							
歳入	食糧管理収入						
	輸入食糧売払代	281,645	273,665	257,129	255,323	270,027	733,350
	輸入麦等納付金収入	—	—	—	—	—	—
	輸入食糧納付金収入	—	—	—	—	—	—
	調整勘定より受入	257,475	227,695	203,711	225,800	198,177	223,523
	雑収入	31	28	22	8	6	6
合計	539,151	501,388	460,862	481,131	468,211	956,879	
歳出	輸入食糧買入費	146,613	144,756	112,478	134,905	151,480	334,377
	輸入食糧管理費	8,394	8,276	7,786	8,175	9,095	48,076
	農業共済再保険特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	211,715
	返還金等他勘定へ繰入	184,144	148,356	140,599	138,051	127,636	82,711
	予備費	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	280,000
	合計	539,151	501,388	460,862	481,131	468,211	956,879
	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
農産物等安定勘定							
歳入	調整勘定より受入	4,315	4,303	4,295	4,293	4,293	2,293
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合計	4,315	4,303	4,295	4,293	4,293	2,293
歳出	農産物等買入費	284	279	272	270	269	269
	農産物等管理費	10	10	10	10	10	10
	返還金等他勘定へ繰入	21	14	14	14	13	14
	予備費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000
	合計	4,315	4,303	4,295	4,293	4,293	2,293
	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
輸入飼料勘定							
歳入	輸入飼料売払代	100,263	101,057	99,880	98,533	97,197	87,321
	輸入麦等納付金収入	—	—	—	—	—	—
	一般会計より受入	300	300	300	300	300	300
	調整勘定より受入	75,750	75,603	75,493	76,248	74,707	73,992
	雑収入	9	9	6	4	3	3
	合計	176,322	176,968	175,679	175,085	172,206	161,616

歳出	輸入飼料買入費	91,608	91,964	89,204	91,904	87,173	80,127
	輸入飼料管理費	17,152	17,127	17,471	17,470	17,865	17,554
	返還金等他勘定へ繰入	17,562	17,876	19,004	15,711	17,169	13,935
	予備費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	合計	176,322	176,968	175,679	175,085	172,206	161,616
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務勘定							
歳入	他勘定より受入	142,979	160,248	142,487	157,728	151,376	136,540
	検査印紙収入	5,550	5,819	5,829	5,786	5,671	5,616
	雑収入	252	523	175	274	142	1,316
	合計	148,781	166,590	148,490	163,789	157,189	143,472
歳出	事務費	115,331	126,216	116,297	124,060	117,084	115,881
	サイロ及倉庫運営費	9,128	7,763	2,714	2,112	4,848	8,513
	返還金等他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—
	返還金調整勘定へ繰入	22,322	29,611	25,145	32,617	30,256	14,078
	予備費	2,000	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000
	給与改善予備費	—	—	1,335	—	—	—
合計	148,781	166,590	148,490	163,789	157,189	143,472	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調整勘定							
歳入	一般会計より受入	232,000	232,000	210,000	207,000	210,000	190,000
	他勘定より受入	1,033,885	860,969	732,191	567,373	479,916	186,849
	食糧証券及借入金収入	1,486,150	1,288,750	1,295,050	1,195,530	1,102,820	1,077,860
	雑収入	—	—	—	—	—	—
	合計	2,752,035	2,381,719	2,237,241	1,969,903	1,792,736	1,454,709
歳出	国債整理基金特別会計へ繰入	889,422	763,597	638,302	476,830	403,395	113,585
	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,862,613	1,618,122	1,598,938	1,493,073	1,389,341	1,341,124
	合計	2,752,035	2,381,719	2,237,241	1,969,903	1,792,736	1,454,709
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
国内米管理勘定							
歳入	食糧管理収入						
	国内米売払代	287,223	402,666	379,285	412,373	399,119	280,974
	調整勘定より受入	—	—	—	—	—	—
	他勘定より受入	979,934	985,149	1,071,459	1,157,569	1,062,687	1,116,690
	雑収入	7,162	4,299	4,320	4,118	3,467	2,845
合計	1,274,319	1,392,114	1,455,064	1,574,060	1,465,273	1,400,509	

歳出	国内米買入費	501,125	409,803	351,454	263,606	194,237	126,022
	国内米管理費	220,583	219,530	219,661	296,924	273,429	242,763
	返還金等他勘定へ繰入	442,611	562,781	683,949	913,530	897,607	931,724
	予備費	110,000	200,000	200,000	100,000	100,000	100,000
	合計	1,274,319	1,392,114	1,455,064	1,574,060	1,465,273	1,400,509
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
国内麦管理勘定							
歳入	食糧管理収入						
	国内麦売払代	29,940	27,784	23,559	26,626	25,940	12,493
	調整勘定より受入	149,568	147,848	122,190	121,520	122,485	107,486
	雑収入	38	15	13	7	7	1
合計	179,546	175,647	145,762	148,153	148,432	119,980	
歳出	国内麦買入費	124,823	121,364	101,469	103,292	103,879	7,051
	国内麦管理費	8,768	8,521	8,158	7,070	6,906	81,267
	返還金等他勘定へ繰入	15,955	15,762	16,135	17,791	17,647	11,662
	予備費	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000
合計	179,546	175,647	145,762	148,153	148,432	119,980	
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
輸入食糧管理勘定							
歳入	食糧管理収入						
	輸入食糧売払代	380,209	348,860	388,949	370,579	373,446	350,778
	輸入麦等納付金収入	155	151	73	143	—	—
	輸入食糧納付金収入	—	—	—	—	369	452
	調整勘定より受入	431,618	312,109	186,917	211,674	233,047	225,296
	雑収入	7	104	138	138	323	273
合計	811,989	661,224	576,077	582,534	607,185	576,799	
歳出	輸入食糧買入費	223,511	243,908	233,612	239,871	246,739	211,822
	輸入食糧管理費	30,735	27,394	33,138	26,760	29,513	26,175
	農業共済再保険特別会計へ繰入	936	—	—	—	—	—
	返還金等他勘定へ繰入	306,807	99,922	129,327	135,903	150,933	158,802
	予備費	250,000	290,000	180,000	180,000	180,000	180,000
合計	811,989	661,224	576,077	582,534	607,185	576,799	
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
農産物等安定勘定							
歳入	調整勘定より受入	2,289	2,287	2,294	2,289	2,287	2,286
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合計	2,289	2,287	2,294	2,289	2,287	2,286

	歳出	農産物等買入費	266	265	270	265	261	258
		農産物等管理費	10	10	10	10	10	10
		返還金等他勘定へ繰入	13	12	14	14	16	18
		予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		合 計	2,289	2,287	2,294	2,289	2,287	2,286
			平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
輸入飼料勘定								
	歳入	輸入飼料売払代	90,025	111,625	96,791	101,079	89,219	75,229
		輸入麦等納付金収入	42	40	35	49	1	2
		一般会計より受入	300	300	4,000	4,000	4,000	4,000
		調整勘定より受入	73,104	74,848	50,841	50,034	46,552	41,501
		雑収入	2	3	3	3	17	16
		合 計	163,473	186,816	151,670	155,165	139,789	120,748
	歳出	輸入飼料買入費	81,391	90,743	75,629	84,628	70,869	55,991
		輸入飼料管理費	17,674	17,623	16,909	15,444	14,544	13,227
		返還金等他勘定へ繰入	14,408	28,450	29,132	25,093	24,376	21,530
		予備費	50,000	50,000	30,000	30,000	30,000	30,000
		合 計	163,473	186,816	151,670	155,165	139,789	120,748
			平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
業務勘定								
	歳入	他勘定より受入	141,250	160,893	165,344	158,820	154,011	135,808
		検査印紙収入	5,871	4,995	4,980	4,799	5,067	5,105
		雑収入	1,839	231	1,923	5,729	3,179	18,217
		合 計	148,960	166,119	172,247	169,348	162,257	159,130
	歳出	事務費	105,589	114,441	117,383	114,517	115,545	115,261
		サイロ及倉庫運営費	12,056	2,423	1,875	900	769	725
		返還金等他勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—
		返還金調整勘定へ繰入	26,315	44,255	47,989	48,931	40,943	38,144
		予備費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
		合 計	148,960	166,119	172,247	169,348	162,257	159,130
			平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
調整勘定								
	歳入	一般会計より受入	183,000	177,000	175,000	243,444	243,343	223,879
		他勘定より受入	701,769	639,044	791,858	1,034,807	1,021,037	1,060,259
		食糧証券及借入金収入	1,272,790	1,392,270	1,307,630	1,350,280	1,265,470	1,301,810
		雑収入	—	—	—	—	46	31
		合 計	2,157,559	2,208,314	2,274,488	2,628,531	2,529,896	2,585,979

歳出	国債整理基金特別会計へ繰入	484,137	637,317	790,131	1,033,080	1,019,310	1,058,533
	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,673,422	1,570,997	1,484,357	1,595,451	1,510,586	1,527,446
	合 計	2,157,559	2,208,314	2,274,488	2,628,531	2,529,896	2,585,979

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 外国為替資金特別会計

この会計は、政府の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、「外国為替資金特別会計法」(昭和26年法律第56号)に基づき設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「外国為替資金特別会計法」

第1条 (設置)

政府の行う外国為替等(「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和24年法律第228号)第6条第1項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権(外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権(同項第13号に規定する債権をいう。)をいう。以下同じ。)並びに特別引出権(国際通貨基金協定第15条に規定する特別引出権をいう。以下同じ。)並びに対外支払の決済上必要な金銀地金をいう。以下同じ。)の売買(「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」(昭和27年法律第191号)第17条の規定による取引を含む。以下同じ。)及びこれに伴う取引(国際通貨基金とのその他の取引を含む。)を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和24年に、「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和24年法律第228号)により、「外国為替管理法」を廃止し、外国為替等の売買を政府が一元的に管理する制度が導入された。併せて「外国為替特別会計法」(昭和24年法律第227号)により、外国為替特別会計が設置された。¹⁾しかし、外国為替特別会計においては、実

際の為替取引額が予算の額と大きく乖離することから、「外国為替資金特別会計法」により、昭和26年度から歳入歳出の計上方法を変更するとともに、名称も外国為替資金特別会計と改めた。この特別会計の実体法も「外国為替及び外国貿易管理法」である。外国為替資金は、外国為替等及び円資金の双方からなっており、これに属する外国為替等の受払いは、特別会計の歳入歳出とは切り離されている。昭和24年4月には1ドル360円の固定相場制を採用し、その後の国際通貨基金への加盟を経て、高度成長期に外国為替取引を段階的に自由化したため、政府が行う取引のウェイトは低下した。昭和46年8月のニクソンショックを経て、昭和48年の変動相場制への移行により、外国為替取引は急拡大した。²⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 運用収入	1兆2,804億円	(1) 国債整理基金特別会計へ繰入	6,358億円
(2) 外国為替等売買差益	1,300億円	(2) 予備費	4,500億円
(3) 雑収入	0億円	(3) その他	44億円
		(諸支出金、事務取扱費)	
計	1兆4,104億円	計	1兆 902億円

(注) 平成元年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-3のとおりである。

歳入は、外国為替資金の保有する外貨を外貨預金及び外貨証券等の形で運用し、また、この会計の決算上の剰余金を積立金として資金運用部に預託して運用することより生ずる利子収入と、外国為替資金が行う外国為替等の売買により生ずる差益を主なものとする。歳出は、円資金調達のため発行する外国為替資金証券の支払利子相当額の繰入れ、及び日銀が買い取った基金通貨代用証券の支払利子等の国債整理基金特別会計への繰入れと、予備費及び外国為替等の売買手数料等である。

円資金調達のための外国為替証券の発行・償還は、外国為替資金特別会計で実施しているが、平成元年度には外国為替資金特別会計の決算において多額の決算剰余金が発生した。外国為替売買等による差益が生じる年度は多く、各年度の決算剰余金については、「外国為替資金特別会計法」第13条の規定に基づ

き、一般会計に繰り入れている。⁴⁾

その後も決算剰余金が発生するたびに一般会計への繰入れが続き、一般会計に繰り入れない決算剰余金は積立金として積み立てられている。

また、外国為替の購入とその残高の増大に伴い、外国為替証券発行残高も増大した。平成元年度における外国為替資金特別会計の総資産は25兆2714億円となり、その内訳は円貨預け金7兆514億円、外国為替等繰越評価損7兆2595億円、外貨証券6兆9750億円等であった。総負債は、外国為替資金証券1兆670億円、積立金5兆8775億円等であった。⁵⁾

平成2年にいわゆる湾岸戦争が勃発し、日本政府は国際連合加盟国軍を支援するため、湾岸平和基金に対し、資金を拠出した。「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」(平成3年法律第2号)に基づき、平成2年度第2次補正予算において、外国為替資金特別会計から一般会計に1125億円を繰り入れた。⁶⁾

平成4年度予算において、外国為替等売買差益1500億円を計上していたが、⁷⁾ 外国為替相場の変動に伴い評価損が発生したことから、決算では逆に155億円の外国為替等売買差損補填金を計上し、差損の処理を行った。また、同年度の決算では、4347億円の決算剰余金を計上している。⁸⁾

同様に外国為替相場の変動により差益を計上できない年度もあった。平成7年度予算においては、1500億円の外国為替等売買差益を計上したが、⁹⁾ 売買損失が発生したため、決算では外国為替等売買差損補填金866億円を計上した。¹⁰⁾ また、同年度予算においては、国債償還財源を補充するため、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成7年法律第60号)に基づき、この会計から一般会計に3500億円を繰り入れ、¹¹⁾ 同年度決算において6782億円の決算剰余金を計上した。¹²⁾

平成8年度予算においても同様に、「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(平成8年法律第41号)に基づき、この会計から一般会計に2000億円を繰り入れている。そのほか、同年度予算において、外国為替等売買差益1500億円を計上しているが、決算では同差益は244億円となった。¹³⁾ その後も「外国為替資金特別会計法」第13条の規定に基づき、一

般会計への繰入れを続けている。

平成11年度決算においては、9104億円の外国為替等売買差益を生じている。¹⁴⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 運用収入	1兆6,145億円	(1) 予備費	4,500億円
(2) 外国為替等売買差益	1,500億円	(2) 国債整理基金特別会計 へ繰入	2,411億円
(3) 雑収入	0億円	(3) その他	89億円
		(諸支出金、事務取扱費)	
計	1兆7,645億円	計	7,000億円

平成12年度末における外国為替資金特別会計の総資産は58兆4081億円に増大しており、その内訳は、外貨証券26兆5787億円、円貨預け金11兆9681億円、外国為替等繰越評価損8兆6366億円、外貨預け金7兆812億円等である。また、総負債の内訳は、外国為替資金証券43兆8065億円、積立金9兆8731億円等となっている。¹⁶⁾

〔注〕

- 1) 戦時統制の時期においても、外国為替の全額について政府管理は行われず、政府が金塊現送や外国為替の売買により対外収支尻を調整していた。戦時期の外国為替管理については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第13巻「国際金融・貿易」（昭和38年、東洋経済新報社）を参照。昭和24年5月28日勅令により、貿易特別会計に外国為替資金が設置され、政府が外国為替の売買を開始したが、昭和24年12月に外国為替特別会計として分離された。
- 2) 昭和63年度までの外国為替資金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、同第15巻「国際金融・貿易」（昭和51年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、同第11巻「国際金融・対外関係事項(1)」（平成11年、東洋経済新報社）、同第12巻「国際金融・対外関係事項(2)」（平成4年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）、同第7巻「国際金融・対外関係事項・関税行政」（平成16年、東洋経済新報社）を参照。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』159-161ページ、『国の予算』平成元年度 882ページ。

- 4) 『平成元年度特別会計決算参照書』89ページ。
- 5) 同上 94ページ。
- 6) 『国の予算』平成3年度 1094ページ。
- 7) 『国の予算』平成4年度 863ページ。
- 8) 『平成4年度特別会計決算参照書』89、92ページ。
- 9) 『国の予算』平成7年度 867ページ。
- 10) 『平成7年度特別会計決算参照書』92ページ。
- 11) 『国の予算』平成7年度 867ページ。
- 12) 『平成7年度特別会計決算参照書』94ページ。
- 13) 『国の予算』平成8年度 888ページ、『平成8年度特別会計決算参照書』90ページ。
- 14) 『平成11年度特別会計決算参照書』88ページ。
- 15) 『平成12年度特別会計予算書』165-167ページ、『国の予算』平成12年度 716ページ。
- 16) 『平成12年度特別会計決算参照書』130ページ。

表 1-4-3 外国為替資金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	外国為替等売買差益	130,000	150,000	150,000	150,000	150,000	125,000
	運用収入	1,280,357	1,524,910	1,556,872	1,451,102	1,033,670	827,641
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合計	1,410,357	1,674,910	1,706,872	1,601,102	1,183,670	952,641
歳出	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	事務取扱費	636	670	713	788	870	932
	諸支出金	3,788	4,194	4,771	4,977	5,744	4,366
	国債整理基金特別会計へ繰入	635,812	898,247	1,337,314	1,270,331	795,452	510,510
	予備費	450,000	450,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	給与改善予備費	—	—	4	—	—	—
	合計	1,090,236	1,353,111	1,642,802	1,576,096	1,102,067	815,808
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	外国為替等売買差益	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	運用収入	1,145,247	1,090,755	1,586,041	1,635,544	1,565,378	1,614,512
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合計	1,295,247	1,240,755	1,736,041	1,785,544	1,715,378	1,764,512
歳出	一般会計へ繰入	350,000	200,000	—	—	—	—
	事務取扱費	1,098	1,067	1,141	1,200	1,253	1,365
	諸支出金	3,843	3,857	4,414	4,660	6,327	7,528
	国債整理基金特別会計へ繰入	485,544	361,740	197,487	206,316	209,777	241,101
	予備費	300,000	300,000	450,000	450,000	450,000	450,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	1,140,484	866,664	653,043	662,176	667,356	699,993

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

第3節 その他の管理特別会計

1 農業経営基盤強化措置特別会計

この会計は、農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置（自作農創設のため政府の行う土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収、使用、売渡し等）及び「農業改良資金助成法」（昭和31年法律第102号）に規定する農業改良資金の貸付けに関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「農業経営基盤強化措置特別会計法」

第1条（設置）

第1項 農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び「農業改良資金助成法」（昭和31年法律第102号）第3条の規定による貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 自作農創設のため政府の行う土地、権利又は立木、工作物その他の物件（以下「農地等」という。）の買収、使用、売渡し、賃貸等
- 二 農地保有合理化法人（「農地法」（昭和27年法律第229号）第3条第2項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。）の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

第二次世界大戦後、地主制による土地所有関係を改める占領期の農地改革として、「自作農創設特別措置法」（昭和21年法律第43号）等により、地主の土地を買い付けて小作人に譲渡する制度が導入された。政府による土地の売買を経理するため、「自作農創設特別措置特別会計法」（昭和21年法律第44号）により、昭和21年12月29日に自作農創設特別措置特別会計が設置された。¹⁾ 農地改革の

目的がほぼ遂行された後、「自作農創設特別措置法」は「農地法」（昭和27年法律第229号）に改められ、自作農を中心とした農地制度が維持・強化されることとなった。その後、自作農創設事業がほぼ終了したこともあり、「農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律」（昭和60年法律第38号）により、特別会計設置法が「農業経営基盤強化措置特別会計法」に改正され、それに伴い昭和60年度より農業経営基盤強化措置特別会計と改称された。併せて「農業改良資金助成法」（昭和31年法律第102号）に基づく農業改良資金助成事業も同特別会計の事業となった。²⁾ なお、農業経営基盤強化措置特別会計の自作農創設特別措置特別会計との違いは、実体法を「農地法」と「農業改良資金助成法」とし、新たに農地保有合理化促進対策として、農業経営規模拡大、農地集団化、農地保有の合理化を促進し、また農業改良資金の県への無利子融資による資金供給を規定したことである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	209億円	(1) 農業改良資金貸付金	175億円
(2) 自作農創設特別措置収入 (農地等売却収入、農地等貸 付収入)	74億円	(2) 農地保有合理化促進 対策費	100億円
(3) その他 (積立金より受入、雑収入等)	50億円	(3) その他 (事務取扱費、農地 等買入諸費等)	58億円
計	333億円	計	333億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-4のとおりである。

平成元年度における自作農創設特別措置関係の農地売渡計画は、既墾地457ha、未墾地1033ha等、合計1530haであった。また、農地買収計画は、既墾地391ha、未墾地240ha等、合計671haであった。⁴⁾

その後、「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律」（平成5年法律第70号）により、「農用地利用増進法」（昭和55年法律第65号）が「農業経営基盤強化促進法」に改正され、併せて特別会計設置法も改正された。これに伴い、「農業経営基盤強化促進法」が、農業経営基盤強化措置特別会計の行う農地保有合理化措置を規定するものとなった。

平成6年度には、就農支援資金制度が導入された。これは、ウルグアイ・ラ

ウンド農業合意関連対策の一環として、農内、農外からの新規就農者、特に将来効率的かつ安定的な農業経営に発展する可能性の高い青年の新規就農者の増大を図るため、「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)を制定し、認定就農者に対して就農の準備を行うための資金の貸付けを、各都道府県の青年農業者育成センターを通じて行う制度である。⁵⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	629億円	(1) 農業改良資金貸付金	400億円
(2) 一般会計より受入	199億円	(2) 農地保有合理化促進 対策費	391億円
(3) 償還金収入	71億円	(3) 就農支援資金貸付金	167億円
(4) その他 (自作農創設特別措置 収入等)	92億円	(4) その他 (事務取扱費、農地等 買入諸費等)	33億円
計	991億円	計	991億円

平成12年度の自作農創設特別措置関係の農地売渡計画は、既墾地54ha、未墾地235ha等、合計324haを予定していた。また、農地買収計画は、既墾地22ha、未墾地15ha等、合計72haであり、平成元年度に比べると事業規模は一段と縮小した。⁷⁾

〔注〕

- 1) 農地改革と自作農創設特別措置特別会計については、農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』(昭和26年、農政調査会)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 昭和27年以降昭和63年度までの自作農創設特別措置特別会計と農業経営基盤強化措置特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』457-462ページ、『国の予算』平成元年度 934-935ページ。

- 4) 『国の予算』平成元年度 935-936ページ。
 5) 『国の予算』平成7年度 913ページ。
 6) 『平成12年度特別会計予算書』485-491ページ、『国の予算』平成12年度 762ページ。
 7) 『国の予算』平成12年度 762-763ページ。

表 1-4-4 農業経営基盤強化措置特別会計歳入歳出総計

当初予算 (単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	自作農創設特別措置収入	7,420	7,567	7,867	7,110	8,030	8,232
	農地等売払収入	6,755	6,857	7,109	6,335	7,184	7,329
	農地等貸付収入	666	711	758	775	846	903
	償還金収入	229	1,356	2,333	3,255	4,128	5,569
	一般会計より受入	1,000	1,200	1,200	1,500	5,500	8,386
	積立金より受入	1,811	768	308	—	680	2,793
	雑収入	1,992	1,914	1,963	1,928	1,895	1,796
	前年度剰余金受入	20,870	15,906	18,600	19,977	15,960	19,703
合 計	33,323	28,712	32,271	33,770	36,193	46,479	
歳出	事務取扱費	2,746	2,904	2,955	3,098	3,459	3,857
	農地等買入諸費	2,250	2,293	2,844	2,871	2,802	2,491
	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入	467	386	283	418	382	358
	農地保有合理化促進対策費	10,018	11,434	11,999	12,855	19,731	23,939
	農業改良資金貸付金	17,543	11,394	13,890	14,228	9,519	15,534
	就農支援資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	300	300	300	300	300	300
	合 計	33,323	28,712	32,271	33,770	36,193	46,479
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	自作農創設特別措置収入	7,917	7,329	6,532	6,603	6,274	5,734
	農地等売払収入	6,942	6,328	5,509	5,571	5,237	4,715
	農地等貸付収入	975	1,001	1,023	1,032	1,037	1,020
	償還金収入	6,219	7,394	6,988	7,469	9,230	7,136
	一般会計より受入	11,342	18,500	17,521	15,492	16,755	19,945
	積立金より受入	4,019	7,050	1,358	249	2,689	2,527
	雑収入	1,645	1,508	1,490	1,583	1,252	933
	前年度剰余金受入	19,492	44,521	27,766	54,993	35,198	62,868
合 計	50,634	86,302	61,655	86,389	71,398	99,144	

歳出	事務取扱費	3,834	3,846	3,323	2,805	2,763	2,750
	農地等買入諸費	1,135	850	528	518	406	405
	元他会計所属農地売払 収入等他会計へ繰入	249	181	146	120	85	52
	農地保有合理化促進対 策費	29,675	36,291	34,213	32,278	36,080	39,141
	農業改良資金貸付金	14,041	38,831	21,460	43,952	29,531	39,993
	就農支援資金貸付金	1,400	6,003	1,685	6,616	2,433	16,703
	予備費	300	300	300	100	100	100
	合 計	50,634	86,302	61,655	86,389	71,398	99,144

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 国立病院特別会計

(1) 概要

この会計は、「国立病院特別会計法」(昭和24年法律第190号)に基づき、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターの事業を円滑に運営し、その経理の適正を図るため、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「国立病院特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この法律において「国立病院」、「国立療養所」又は「国立高度専門医療センター」とは、それぞれ厚生省に置かれる国立病院、国立療養所(らい療養所を除く。)又は国立高度専門医療センターをいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

旧陸軍病院や旧海軍病院については、戦後に厚生省が引き継ぎ、一般会計で経理してきた。これらを区分経理するため、「国立病院特別会計法」により、昭和24年7月1日に国立病院特別会計が設置された。更に、一般会計で経理されていた国立療養所の経理を、昭和43年度から同特別会計で行うこととなり、

病院事業を病院勘定と新たに追加された療養所事業を経理する療養所勘定とに区分して経理する体制となった。¹⁾

国立病院・療養所については、行政改革の一環として、また、その機能の充実強化を図るため、昭和61年度を初年度として、おおむね10年間を目途に施設の統合及び経営移譲による再編成を推進することとした。また、再編成の円滑な実施等を図るため、国立病院等の資産の譲渡価格の割引及び助成措置等を内容とする「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」（昭和62年法律第106号）が昭和62年10月に公布、施行された。この再編成計画は平成7年度で10年目を迎えたにもかかわらず、計画を大幅に下回る達成状況（約20%）であったことから、平成8年5月には「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律」（平成8年法律第43号）等により、国立病院等の資産の譲渡を支援し、再編成を促進した。厚生省は、平成8年11月には「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」を改定し、閣議報告した。更に、平成9年12月の行政改革会議最終報告、「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）、及び平成11年1月「中央省庁等改革に関する大綱」により、政策医療を担い得ない施設については、統廃合又は経営移譲の対象施設として追加することとし、国立病院の再編成を一層促進することとなった。²⁾

次に、国立病院特別会計の予算について、それぞれの勘定ごとに概要を述べる。

（2）病院勘定

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 診療収入	3,298億円	(1) 病院経営費	3,720億円
(2) 一般会計より受入	777億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	371億円
(3) 借入金	252億円	(3) 施設整備費	294億円
(4) その他 (積立金より受入、雑収入)	97億円	(4) その他 (看護婦等養成費、予備費)	38億円
計	4,424億円	計	4,424億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-5のとおりである。

歳入の診療収入は、国立病院等の入院患者、外来患者数（一日平均）、患者一人当たりの診療点数（診療実績）等を勘案して算出、一般会計より受入は「国立病院特別会計法」の規定により、病院経営費については本省・地方医務局管理経費及び医療機器整備費等の経費等について見込額を受け入れることとしている。歳出は病院一般経営費、一般行政費等の病院経営費、看護婦等養成費、施設整備費等の所要額を計上している。

平成元年度の決算では51億円を積立金として積み立て、損益計算上における利益234億円をこの勘定の基金に組み入れて整理することとした。他方、借入金残高は3395億円となっている。⁴⁾

また、事業規模についてみると、平成元年度予算においては、国立病院等99施設、入院患者定床3.5万床、一日平均外来患者4.1万人と予定された。また、定員は2.4万人と見込まれた。⁵⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 診療収入	4,333億円	(1) 病院経営費	4,710億円
(2) 一般会計より受入	809億円	(2) 施設整備費	747億円
(3) 借入金	664億円	(3) 国債整理基金特別 会計へ繰入	587億円
(4) その他 (積立金より受入、雑 収入)	297億円	(4) その他 (看護婦等養成費、 予備費)	59億円
計	6,103億円	計	6,103億円

平成12年度末の決算で積立金残高が106億円となる一方で、借入金残高は6781億円となっている。⁷⁾

また、事業規模について、平成12年度予算では事業再編が進捗し、国立病院等76施設、入院患者定床3.2万床、一日平均外来患者3.9万人を予定した。定員は2.5万人と見込まれた。⁸⁾

(3) 療養所勘定

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 診療収入	2,513億円	(1) 療養所経営費	3,203億円
(2) 一般会計より受入	813億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	283億円
(3) その他 (積立金より受入、借入金等)	409億円	(3) 施設整備費	216億円
		(4) その他 (看護婦等養成費、予備費)	34億円
計	3,735億円	計	3,735億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-5のとおりである。

歳入及び歳出の計上の考え方は、病院勘定と同様である。

平成元年度の決算では、73億円を積立金として積み立て、損益計算上における利益36億円を基金に組み入れて整理することとした。他方、借入金残高は2523億円となった。¹⁰⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 診療収入	3,426億円	(1) 療養所経営費	3,875億円
(2) 一般会計より受入	595億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	317億円
(3) 借入金	278億円	(3) 施設整備費	306億円
(4) その他 (積立金より受入、雑収入)	230億円	(4) その他 (看護婦等養成費、予備費)	31億円
計	4,529億円	計	4,529億円

平成12年度の決算では、積立金残高が56億円となる一方で、借入金残高は2655億円となった。¹²⁾

また、事業規模についてみると、平成12年度予算においては、国立療養所等で123施設、病床数4.1万床が予定された。定員は2.6万人と見込まれた。¹³⁾

[注]

- 1) 昭和63年度までの国立病院特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27~48年度』第5巻「特別会計・政府関係

機関・国有財産』（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

- 2) 『国の予算』平成12年度 731-735ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』291-296ページ、『国の予算』平成元年度 902-904ページ。国立病院特別会計借入金は資金運用部財政投融资計画に計上されている（同上1010ページ）。
- 4) 『平成元年度特別会計決算参照書』207、220、225ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 901-902ページ。
- 6) 『平成12年度特別会計予算書』301-307ページ、『国の予算』平成12年度 736-739ページ。
- 7) 『平成12年度特別会計決算参照書』270、275ページ。
- 8) 『国の予算』平成12年度 736ページ。
- 9) 『平成元年度特別会計予算書』297-302ページ、『国の予算』平成元年度 904-906ページ。
- 10) 『平成元年度特別会計決算参照書』213、223ページ。
- 11) 『平成12年度特別会計予算書』308-313ページ、『国の予算』平成12年度 739-741ページ。
- 12) 『平成12年度特別会計決算参照書』263、273、276ページ。
- 13) 『国の予算』平成12年度 739ページ。

表 1-4-5 国立病院特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
病院勘定							
歳入	診療収入	329,795	339,202	341,891	351,280	367,815	381,854
	一般会計より受入	77,717	84,466	104,395	119,299	122,044	121,528
	借入金	25,200	24,000	31,300	34,700	57,300	56,500
	積立金より受入	5,758	5,233	5,145	4,302	5,940	16,287
	雑収入	3,899	5,289	5,641	7,174	8,347	8,745
	合計	442,369	458,190	488,372	516,756	561,446	584,914
歳出	病院経営費	372,037	385,965	406,496	424,427	443,548	465,413
	看護婦等養成費	3,739	3,883	4,133	4,422	4,874	5,248
	施設整備費	29,430	29,913	37,406	45,655	68,647	68,091
	国債整理基金特別会計へ繰入	37,063	38,330	40,237	42,153	44,277	46,062
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	442,369	458,190	488,372	516,756	561,446	584,914

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
療養所勘定							
歳入	診療収入	251,319	257,943	262,240	267,013	270,980	282,368
	一般会計より受入	81,291	97,163	114,391	121,254	126,140	137,271
	借入金	18,800	17,000	15,700	16,100	7,500	21,500
	積立金より受入	19,605	8,431	7,316	5,980	4,549	7,944
	雑収入	2,508	5,103	6,717	14,697	24,129	3,357
	合 計	373,523	385,640	406,364	425,044	433,298	452,440
歳出	療養所経営費	320,286	332,243	352,152	367,259	375,216	389,430
	看護婦等養成費	3,292	3,400	3,583	3,710	3,825	3,924
	施設整備費	21,583	20,938	20,457	23,010	22,794	27,506
	国債整理基金特別会計へ繰入	28,262	28,959	30,072	30,965	31,363	31,480
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合 計	373,523	385,640	406,364	425,044	433,298	452,440
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
病院勘定							
歳入	診療収入	392,934	405,872	431,459	439,668	430,370	433,275
	一般会計より受入	127,324	117,243	94,964	85,360	83,331	80,902
	借入金	54,500	51,600	62,200	60,200	65,000	66,400
	積立金より受入	8,458	20,156	32,990	40,126	27,859	22,074
	雑収入	16,059	20,051	8,229	7,558	7,410	7,654
	合 計	599,275	614,922	629,842	632,912	613,970	610,305
歳出	病院経営費	474,059	479,685	494,156	497,994	477,691	471,016
	看護婦等養成費	5,464	4,795	5,214	4,927	4,580	5,748
	施設整備費	71,307	80,162	78,580	76,607	75,688	74,711
	国債整理基金特別会計へ繰入	48,345	50,180	51,792	53,284	55,911	58,730
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合 計	599,275	614,922	629,842	632,912	613,970	610,305
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
療養所勘定							
歳入	診療収入	297,873	302,636	323,297	339,343	342,188	342,565
	一般会計より受入	121,281	102,329	85,190	61,441	58,470	59,474
	借入金	15,200	6,100	15,300	16,300	23,600	27,800
	積立金より受入	10,228	33,212	28,695	42,501	30,420	19,109
	雑収入	6,329	5,877	4,754	5,509	3,383	3,971
	合 計	450,911	450,154	457,236	465,094	458,061	452,919
歳出	療養所経営費	392,624	393,154	399,499	405,777	398,447	387,481
	看護婦等養成費	3,942	3,771	3,772	3,493	3,159	3,045
	施設整備費	22,117	20,886	21,920	23,983	25,003	30,580

歳出	国債整理基金特別会計へ繰入	32,128	32,243	31,945	31,741	31,353	31,713
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	450,911	450,154	457,236	465,094	458,061	452,919

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

3 国立学校特別会計

この会計は、国立の大学、高等専門学校、附属学校、大学附属病院及び研究所等学校運営の円滑化、弾力化及び施設の速やかな整備充実を図ることを目的とし、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「国立学校特別会計法」

第1条（設置）

国立学校（「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）第2条第1項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

第二次世界大戦後、国立学校は「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）により、法的に整備された。その後、国立学校の改善充実を求める声が高まり、一部受益者負担を導入の上、国立学校、大学附属病院及び研究所等の学校運営の円滑化、弾力化及び施設の速やかな整備充実を図ることを目的として「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）により、昭和39年度に国立学校特別会計が設置された。¹⁾

本特別会計は、学生等から徴収する授業料、入学金及び検定料の収入、大学附属病院における診療収入、学校財産処分収入等の自己調達財源のほか、一般会計からの受入れを歳入とし、また、国立大学、大学附属病院、研究所等の教職員の給与、施設設備や運営等に要する経費を歳出として計上している。²⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入 (歳出総額を賄うための不足額)	1兆1,408億円	(1) 国立学校 (運営費、施設費等)	1兆1,189億円
(2) 附属病院収入	4,065億円	(2) 大学附属病院 (管理経費、患者医療費等)	571億円
(3) 授業料及入学検定料	1,825億円	(3) 施設整備費 (附属病院施設整備等)	1,419億円
(4) その他 (雑収入、前年度剰余金受入等)	1,825億円	(4) その他 (国債整理基金特別会計へ繰入等)	1,944億円
計	1兆9,123億円	計	1兆9,123億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表1-4-7のとおりである。

平成元年度の国立学校規模についてみると、大学は96校、短期大学は38校であり、職員数は国立学校9.4万人、大学附属病院3.2万人、研究所0.8万人であった。⁴⁾

なお、平成元年度は決算において剰余金を生じたので、そのうち210億円を積立金として計上した。⁵⁾

平成4年には、「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」(平成4年法律第37号)により、当分の間、「国立学校設置法」に規定する特別施設整備事業を計画的に推進するため、新たに特別施設整備資金を設けることとされた。この特別施設整備資金の設置は、国立学校の施設のうち、老朽化、狭隘化が特に著しく、かつ、教育研究に優れた実績を上げている大学の学部・研究所等の改築、改修・移転等による計画的な整備を行うために設置されたものである。また、この資金の財源を確保するため、土地等の有効活用に関する国立大学等への助言、特定学校財産の管理・処分及び資金で行う特別施設整備事業に係る調査等の業務を行う機関として「国立学校財務センター」を創設し、運営に当たらせている。この資金の用途等についてみると、歳出予算は特別施設整備費として203億円を計上し、その財源は資金運用部からの借入金200億円と特別施設整備資金より受入2.5億円が計上されている。⁶⁾ 歳入及び歳出については資金からの受入金を歳入とし、資金への繰入金を歳出とする、と新たに規定された(附則第9項)。

平成8年度予算には、施設整備について、主要プロジェクトの施設の計画的整備を進めるとともに、学部学科の新設改組に伴う整備、新構想大学の整備、教育効果の適正化を図るための分散施設の統合整備等に積立金215億円を取り崩すなど所要額を計上している。⁷⁾

平成10年度予算では、国立大学等における産学連携の推進や外部資金の活性化を図るため、受託研究関係経費を新たに「産学連携等研究費」として予算化している。⁸⁾ また、平成10年度の緊急経済対策の一環として、平成10年度第3次補正予算において、一般会計より受入、資金運用部資金からの借入金を財源として、国立大学等の施設及び設備の整備費等を上乘せしたほか、新たに船舶建造費として36億円が計上されている。⁹⁾

なお、このほか、国立学校においては社会・経済情勢の変化や自己財源の確保の必要性から学生納付金を改定している。平成元年度から12年度までの改定内容は次のようになっている。¹⁰⁾

表 1-4-6 納付金の改定率の推移

	授業料 (学部の場合)	入学金	検定料
平成元年度	平成元年度入学者から 1.07%の引上げ	—	—
平成2年度	—	平成2年度入学者から 14.4%の引上げ	—
平成3年度	平成3年度入学者から 10.6%の引上げ	—	—
平成4年度	—	平成4年度入学者から 15%の引上げ	平成4年度入学志願者 から2000円の引上げ
平成5年度	平成5年度入学者から 9.6%の引上げ	—	—
平成6年度	—	平成6年度入学者から 13%の引上げ	平成6年度入学志願者 から2000円の引上げ
平成7年度	平成7年度入学者から 8.7%の引上げ	専修学校の入学者につい ても適用(2万円徴収)	—
平成8年度	—	平成8年度入学者から 3.8%引上げ	平成8年度入学志願者 から2000円の引上げ
平成9年度	平成9年度入学者から 4.8%の引上げ	—	

平成10年度	—	平成10年度入学者から 1.9%の引上げ	平成10年度入学志願者 から2000円の引上げ
平成11年度	平成11年度入学者から 2.0%の引上げ	—	—
平成12年度	—	平成12年度入学者から 0.7%の引上げ	—

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入 (歳出総額を賄うた めの不足額)	1兆5,530億円	(1) 国立学校 (運営費、施設費等)	1兆5,878億円
(2) 附属病院収入	5,409億円	(2) 大学附属病院 (管理経費、患者医 療費等)	6,099億円
(3) 授業料及入学検定料	3,352億円	(3) 研究所 (管理経費、学術研 究経費等)	1,947億円
(4) その他 (雑収入、前年度剰 余金受入等)	2,737億円	(4) その他 (施設整備費、国債 整理基金特別会計 へ繰入等)	3,104億円
計	2兆7,028億円	計	2兆7,028億円

平成12年度における国立学校の数は114校（うち大学99校）で、短期大学の閉鎖により四年制の大学数が増加（平成元年度に比し3校増加）しているが、一方、短期大学は平成元年度に比し23校減少している。また、職員の定員は国立学校9.5万人、大学附属病院3.1万人、研究所0.8万人であり、平成元年度と比べると、職員の定員は国立学校では増加しているが、大学附属病院、研究所ではほぼ横ばいとなっている。¹²⁾

〔注〕

- 1) 国立学校特別会計とその前史については、大蔵省編『明治財政史』第3巻「会計法規(三)・予算決算」(明治37年)、大蔵省編『明治大正財政史』第2巻「会計制度」(昭和11年、財政経済学会)、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』

第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。昭和27年度以降昭和63年度までの国立学校特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。

- 2) 『国の予算』平成元年度 886-887ページ、『ファイナンス』平成元年5月号。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』223-231ページ、『国の予算』平成元年度 886-887ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 883ページ。
- 5) 『平成元年度特別会計決算参照書』151ページ。
- 6) 『国の予算』平成4年度 864-865、868、870ページ。国立病院特別会計借入金は資金運用部の財政投融资資金計画に計上されている(同上 996ページ)。
- 7) 『国の予算』平成8年度 892、894ページ。
- 8) 『国の予算』平成10年度 865-866ページ。
- 9) 『国の予算』平成11年度 1041ページ。
- 10) 『ファイナンス』「予算特集」各年を参照。
- 11) 『平成12年度特別会計予算書』221-230ページ、『国の予算』平成12年度 720-721ページ。
- 12) 『国の予算』平成12年度 717-718ページ。

表 1-4-7 国立学校特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	一般会計より受入	1,140,799	1,199,785	1,265,945	1,379,635	1,461,992	1,520,352
	借入金	52,900	52,300	55,900	75,900	61,400	86,000
	附属病院収入	406,493	414,763	406,781	412,381	422,577	438,872
	授業料及入学検定料	182,454	200,058	216,607	230,404	251,418	271,779
	学校財産処分収入	31,891	44,138	36,841	10,741	3,425	5,399
	特定学校財産処分収入	—	—	—	—	40,000	—
	特別施設整備資金より受入	—	—	—	385	—	1,321
	産学連携等研究収入	—	—	—	—	—	—
	雑収入	55,370	62,689	70,162	76,024	78,849	81,831
	前年度剰余金受入	38,292	6,816	31,872	31,799	32,102	36,185
積立金より受入	4,064	8,276	8,710	—	—	—	
合 計	1,912,263	1,988,825	2,092,819	2,217,269	2,351,763	2,441,739	
歳出	国立学校	1,118,866	1,183,305	1,253,893	1,335,508	1,411,594	1,459,756
	大学附属病院	457,119	462,506	476,670	494,214	511,140	531,887
	研究所	139,919	145,830	152,697	157,053	160,722	160,946

歳出	産業連携等研究費	—	—	—	—	—	—
	施設整備費	141,888	144,225	152,871	149,208	161,722	195,567
	特別施設整備費	—	—	—	20,252	20,275	20,382
	船舶建造費	2,580	107	160	460	1,280	1,707
	特別施設整備資金へ繰入	—	—	—	—	18,797	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	51,391	52,352	56,028	60,074	65,733	70,994
	特別借入金償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	500	500	500	500	500	500
合 計	1,912,263	1,988,825	2,092,819	2,217,269	2,351,763	2,441,739	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	1,557,599	1,569,822	1,554,981	1,533,503	1,553,705	1,553,028
	借入金	76,000	87,000	92,200	91,000	79,100	66,500
	附属病院収入	451,023	464,797	486,029	506,793	527,255	540,894
	授業料及入学検定料	290,457	309,718	323,886	334,513	338,729	335,180
	学校財産処分収入	5,122	6,201	20,052	6,866	22,585	12,775
	特定学校財産処分収入	21,774	22,669	18,195	16,160	9,210	2,160
	特別施設整備資金より受入	1,449	4,067	3,665	10,863	1,041	3,407
	産学連携等研究収入	—	—	—	55,074	67,453	71,677
	雑収入	83,257	102,686	116,837	66,021	65,680	65,537
	前年度剰余金受入	49,776	52,153	60,094	67,003	59,415	44,684
積立金より受入	—	21,480	8,900	13,132	1,900	7,000	
合 計	2,536,457	2,640,593	2,684,839	2,700,928	2,726,073	2,702,841	
歳出	国立学校	1,505,168	1,561,663	1,615,188	1,573,238	1,591,304	1,587,786
	大学附属病院	547,230	558,672	578,983	591,274	607,033	609,920
	研究所	167,710	172,314	179,830	182,919	196,968	194,740
	産業連携等研究費	—	—	—	51,788	63,494	65,727
	施設整備費	219,758	244,000	193,791	175,907	164,050	138,442
	特別施設整備費	20,382	20,375	30,572	30,572	—	—
	船舶建造費	1,282	1,278	—	—	1,822	778
	特別施設整備資金へ繰入	—	—	—	—	—	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	74,427	81,791	85,975	94,730	100,902	99,297
	特別借入金償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	5,651
予備費	500	500	500	500	500	500	
合 計	2,536,457	2,640,593	2,684,839	2,700,928	2,726,073	2,702,841	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

4 自動車検査登録特別会計

この会計は、自動車の検査・登録、指定自動車整備事業の指定、自動車重量税の納付の確認、及び税額の認定の事務に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「自動車検査登録特別会計法」

第1条（設置）

「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）の規定による自動車の検査及び登録並びに指定自動車整備事業の指定並びに「自動車重量税法」（昭和46年法律第89号）の規定による自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

自動車保有台数の増大が続き、自動車の車検登録業務を拡充させるため、「自動車検査登録特別会計法」（昭和39年法律第48号）により、昭和39年度に自動車検査登録特別会計が設置された。自動車の検査登録については、「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）が、自動車重量税の納付事務については「自動車重量税法」（昭和46年法律第89号）がそれぞれ実体法である。¹⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 検査登録印紙収入	294億円	(1) 業務取扱費	292億円
(2) 前年度剰余金受入	90億円	(2) 施設整備費	53億円
(3) その他 (一般会計より受入等)	18億円	(3) その他 (予備費)	5億円
計	403億円	計	349億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-8のとおりである。

歳入は、自動車の検査及び登録手数料で、この会計で発行する検査登録印紙の売払代として受け入れる検査登録印紙収入、及び自動車重量税の納付の確認等の事務に要する経費の財源を賄うための一般会計からの受入等で構成されて

いる。歳出は、自動車の検査及び登録を行うために必要な人件費、一般管理費等の業務取扱費と施設整備費等の所要額を計上している。

なお、平成元年度において、特別会計で行う検査対象車両は4155万台、検査件数は2383万件、登録件数は2010万件を予定していた。³⁾

平成2年度以降も自動車保有台数は増大を続けており、平成12年度において特別会計で行う検査対象車両は5466万台、検査件数は2905万件、登録件数は2023万件を予定していた。⁴⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 検査登録印紙収入	439億円	(1) 業務取扱費	433億円
(2) 前年度剰余金受入	140億円	(2) 施設整備費	72億円
(3) その他	22億円	(3) 予備費	4億円
(一般会計より受入等)			
計	600億円	計	509億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの自動車検査登録特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』645-648ページ、『国の予算』平成元年度 939ページ。
- 3) 『国の予算』平成元年度 938-939ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 765ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計予算書』685-688ページ、『国の予算』平成12年度 766ページ。

表 1-4-8 自動車検査登録特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	検査登録印紙収入	29,398	30,880	34,881	38,124	37,096	42,743
	一般会計より受入	1,706	1,805	1,950	2,096	2,155	2,204
	雑収入	138	141	145	149	163	93
	前年度剰余金受入	9,021	7,046	4,364	6,516	7,600	3,350
	合 計	40,262	39,873	41,340	46,885	47,014	48,390

歳出	業務取扱費	29,167	30,687	32,941	34,777	36,748	38,453
	施設整備費	5,250	5,747	6,048	6,089	6,153	6,307
	給与改善予備費	—	—	277	—	—	—
	予備費	500	500	500	500	500	500
	合計	34,917	36,933	39,767	41,366	43,401	45,260
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	検査登録印紙収入	44,394	46,978	46,916	48,580	46,160	43,853
	一般会計より受入	2,241	2,282	2,313	2,102	2,121	2,082
	雑収入	134	129	126	120	111	71
	前年度剰余金受入	7,104	9,420	14,857	16,652	17,522	14,005
	合計	53,873	58,809	64,212	67,455	65,914	60,011
歳出	業務取扱費	39,962	39,639	41,117	41,808	42,445	43,316
	施設整備費	6,927	7,462	7,782	7,235	7,234	7,174
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	予備費	500	500	500	400	400	400
	合計	47,389	47,601	49,399	49,444	50,079	50,890

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

5 特許特別会計

この会計は、特許等の工業所有権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した迅速かつ円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図るとともに、その経理を明確にするため、一般会計と区分するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「特許特別会計法」

第1条（設置）

特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

日本の知的所有権は、「特許法」（昭和34年法律第121号）、「実用新案法」（昭和34年法律第123号）、「意匠法」（昭和34年法律第125号）、「商標法」（昭和34年法律第127号）による登録制度により保護されてきた。また、国際出願については、「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律」（昭和53年法律第30号）により、

日本での出願を外国で出願したものとする体制が築かれた。その後、特許ほか工業所有権の出願件数の増大に伴い、その円滑な事務処理が必要となったため、「特許特別会計法」(昭和59年法律第24号)が公布され、同年7月1日に特許特別会計が設置された。同時に「各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律」(昭和59年法律第23号)も公布され、特許等の各種の行政事務手数料の改定が行われた。¹⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 特許印紙収入 (特許料・登録料及び 手数料収入)	513億円	(1) 事務取扱費 (人件費、一般管理費 等)	453億円
(2) 前年度剰余金受入	83億円	(2) 施設整備費	97億円
(3) その他 (雑収入等)	14億円	(3) その他 (予備費等)	12億円
計	610億円	計	562億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-9のとおりである。

平成元年度の出願件数を、特許34.0万件、実用新案19.5万件、意匠5.4万件、商標17.2万件、合計76.1万件と見込んでいた。³⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 特許印紙収入	908億円	(1) 事務取扱費	1,034億円
(2) 前年度剰余金受入	749億円	(2) その他	6億円
(3) その他 (雑収入等)	45億円	(予備費等)	
計	1,702億円	計	1,041億円

平成12年度の出願件数見込みは、特許41.8万件、実用新案1.1万件、意匠3.8万件、商標12.9万件、合計59.6万件であった。⁵⁾

〔注〕

- 1) 特許特別会計の設立と昭和63年度までの概要については、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国

有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。

- 2) 『平成元年度特別会計予算書』599-602ページ、『国の予算』平成元年度 937ページ。
- 3) 『国の予算』平成元年度 937ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』637-641ページ、『国の予算』平成12年度 764-765ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 764ページ。

表 1-4-9 特許特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	特許印紙収入	51,275	54,552	59,271	63,558	82,408	71,060
	特許料等収入	—	—	—	—	—	—
	一般会計より受入	13	14	15	16	16	17
	雑収入	1,420	1,281	1,302	4,229	4,322	3,358
	前年度剰余金受入	8,313	4,182	1,964	4,414	614	17,210
	合計	61,021	60,028	62,552	72,216	87,361	91,645
歳出	事務取扱費	45,351	57,007	60,609	70,698	72,167	74,498
	業務取扱費	—	—	—	—	—	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	410	425	750	613	225	42
	施設整備費	9,687	—	—	—	—	—
	予備費	800	800	800	800	800	800
	給与改善予備費	—	—	296	—	—	—
	合計	56,247	58,232	62,454	72,111	73,193	75,340
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	特許印紙収入	74,628	81,351	76,822	75,693	90,584	90,804
	特許料等収入	—	782	6,575	938	1,180	1,183
	一般会計より受入	17	17	17	17	17	17
	雑収入	1,474	1,296	1,765	915	1,267	3,271
	前年度剰余金受入	21,631	24,745	43,405	55,243	58,471	74,884
	合計	97,749	108,191	128,584	132,805	151,519	170,159
歳出	事務取扱費	75,506	77,322	85,694	90,751	98,701	103,443
	業務取扱費	—	—	—	—	—	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	64	62	45	42	33	42
	施設整備費	—	804	545	—	—	—
	予備費	800	800	800	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	76,371	78,988	87,084	91,393	99,335	104,085

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

6 登記特別会計

この会計は、登記申請、登記簿謄抄本の交付申請等の大幅な増加に対処するため、早急に事務のコンピュータ化を図る等その事務処理体制の改善を行うことによって登記制度を円滑、適正に運営し、一般会計と区分するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「登記特別会計法」

第1条（設置）

登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

日本の登記制度は昭和25年度の税制改正に伴い改められ、登記台帳の管理事務が税務署から登記所に移管され、登記簿管理と台帳管理の一元化が実現した。その後、昭和37年には、不動産の区分所有に関する不動産登記制度の改正、昭和46年には根抵当権が確立され、登記簿制度の複雑化が進んだ。他方、不動産登記申請件数及び登記簿謄本の交付件数が持ち家の増加等により増え続けていた。こうした登記事務の増大に対処するため、「登記特別会計法」（昭和60年法律第54号）が公布され、昭和60年7月1日に登記特別会計が設置された。また、登記の事務処理体制の機械化に伴う登記簿の磁気ディスク化に対処するため、「電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律」（昭和60年法律第33号）が公布され、事務処理体制が整備された。¹⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入 (登記等の事務に要する経費)	580億円	(1) 事務取扱費 (登記所等管理経費、 登記審査等事務経費 等)	993億円
(2) 登記印紙収入 (謄抄本交付、閲覧等 の手数料収入)	425億円	(2) 施設整備費	85億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	92億円	(3) その他 (予備費等)	11億円
計	1,098億円	計	1,089億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-4-10のとおりである。

平成元年度の登記事件数等(決算ベース)は、登記申請等事件2752万件、謄抄本交付等事件5億4061万件、合計5億6813万件となっていた。³⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 登記手数料収入 (謄抄本交付、閲覧等 の手数料収入)	1,041億円	(1) 事務取扱費 (登記所等管理経費、 登記審査等事務経費 等)	1,737億円
(2) 一般会計より受入 (登記等の事務に要する経費)	763億円	(2) 施設整備費	70億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	40億円	(3) その他 (予備費等)	9億円
計	1,844億円	計	1,816億円

平成12年度の登記事件数等(決算ベース)は、登記申請等事件2872万件、謄抄本交付等事件4億3406万件、合計4億6278万件となっていた。⁵⁾

〔注〕

- 1) 登記特別会計の設置と昭和63年度までの概要については、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』105-108ページ、『国の予算』平成元年度 881ページ。
- 3) 『国の予算』平成3年度 878-879ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』107-110ページ、『国の予算』平成12年度 715ページ。

5) 『国の予算』平成14年度 682-683ページ。

表 1-4-10 登記特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	登記印紙収入	42,535	58,980	72,474	70,386	86,765	83,274
	登記情報提供手数料収入	—	—	—	—	—	—
	一般会計より受入	58,014	61,808	65,533	68,470	68,607	71,292
	雑収入	137	182	156	82	106	82
	前年度剰余金受入	9,097	4,227	4,593	4,673	1,911	9,028
	合 計	109,783	125,197	142,756	143,611	157,389	163,676
歳出	事務取扱費	99,319	111,883	125,036	132,732	140,247	150,457
	施設整備費	8,495	9,400	9,657	8,488	7,985	7,938
	国債整理基金特別会計 へ繰入	92	172	178	352	314	146
	給与改善予備費	—	—	257	—	—	—
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合 計	108,906	122,455	136,128	142,572	149,546	159,541
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	登記印紙収入	86,313	86,584	92,182	115,161	111,951	102,920
	登記情報提供手数料収入	—	—	—	—	—	1,133
	一般会計より受入	72,327	73,567	73,314	73,059	75,856	76,285
	雑収入	134	209	461	483	561	107
	前年度剰余金受入	8,256	13,424	17,598	15,402	14,483	3,925
	合 計	167,030	173,784	183,555	204,105	202,851	184,370
歳出	事務取扱費	155,890	160,784	170,152	182,383	185,249	173,671
	施設整備費	8,702	7,215	10,120	9,975	10,114	6,966
	国債整理基金特別会計 へ繰入	235	158	134	111	96	233
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	予備費	1,000	1,000	1,000	700	700	700
	合 計	165,827	169,157	181,406	193,169	196,159	181,571

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

第5章 融資特別会計と整理特別会計

第1節 融資特別会計と整理特別会計の概要

融資特別会計とは、国が政策的な要請から投融資事業を行う場合に、その投融資事業の経理を明確にするために設けられている特別会計で、次の3特別会計がこれに属するとして整理されている。

資金運用部特別会計は、大正14年度に設置された大蔵省預金部特別会計の後身で、資金運用部資金（郵便貯金、厚生年金、国民年金その他の政府の特別会計の積立金、余裕金等の預託金）を財政投融資計画等に基づき、国の特別会計、政府関係機関、公団、事業団、地方公共団体等に対して融資するなど、その運用に伴う歳入・歳出を経理するために設けられたものである。昭和26年度に従来の預金制度から預託制度に切り替わり、特別会計に改組された。昭和28年度には財政投融資計画の国会提出が開始され、資金運用部資金は財政投融資計画の資金融資の中では最大の規模となっていった。その後、郵便貯金及び公的年金の積立金残高が増大するにつれて、資金運用部特別会計の預託額も更に増大した。なお、前身の大蔵省預金部特別会計と同様に資金運用部特別会計は、資金運用部資金の損益面を経理し、資金運用部に対する預託金の預託や資金運用部資金の貸付け等は、歳入歳出外として取り扱っている。

次に、昭和28年度に設置された産業投資特別会計は、昭和24年度に創設された米国対日援助見返資金特別会計を前身として、¹⁾ 同会計等からの資産を資本として、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資を行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。この会計は、承継資産の運用から生ずる収入金、一般会計からの受入金等を財源として投資（出資金、貸付金）を行っている。

昭和62年度第1次補正予算により産業投資特別会計は出資のほか、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）に基づき、従来の産業投資特別会計の事業を産業投資勘定とした上で、新たに社会資本整備勘定を設け、無利子貸付金等を実施することとなった。この社会資本整備勘定においては、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する額を一般会計から受け入れる一方で、道路・下水道等の社会基盤整備のための公共事業特別会計や地方公共団体等に対する貸付金等を歳出予算に計上している。

都市開発資金融通特別会計は、都市基盤整備のため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるものを先行的に買い取る地方公共団体に対して貸し付ける資金の経理を明確にするために設けられたもので、産業投資特別会計の社会基盤整備勘定と同様に、一般会計からの受入れ等の財源を歳入に、都市開発資金貸付金等を歳出に計上している。

整理特別会計は、一定の資金の売払いを整理してその経理状況を明確にするための特別会計であって、その会計自体としては事業や融資を行うものではなく、次の5特別会計がこれに属するとして整理されている。

国債整理基金特別会計は、一般会計又は特別会計から受け入れた資金等を国債整理基金として、これを国債の償還発行に関する国債、借入金等の償還、利子及び割引料の支払い並びに償還、発行等に関する事務取扱費に充て、もって国債の整理状況を明らかにしようとする会計である。

交付税及び譲与税配付金特別会計は、国税収入の地方への移転制度である。このようなシステムは特別会計の形をとる以前から創出され、その後改正されてきたが、こうした特別会計制度をとることにより制度的に安定した。本特別会計の構成は、歳入面では国税5税の一定割合を地方交付税交付金財源として一般会計から繰り入れるほか、地方道路税、自動車重量税等を地方譲与税配付金財源として歳入に計上し、地方公共団体に配付される。このほか、昭和35年度より交通違反反則金を財源として取り入れる交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を明確にするため、交付税及び譲与税配付金勘定と交通安全対策

特別交付金勘定の2勘定を設けている。

電源開発促進対策特別会計は、電源開発促進税収入を財源として、電源開発促進対策を行うために設けられたもので、電源立地対策は電源立地勘定で、電源多様化対策は電源多様化勘定に区分して経理している。

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計は、石油税収入相当額のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てる額を一般会計から受け入れるほか、原油等関税収入を財源として、産炭地域を中心とした石炭対策の着実な推進を図るための施策を実施する石炭勘定と石油及びエネルギー需給構造高度化対策を実施する石油及び石油代替エネルギー勘定に分けて経理している。平成5年度より特別会計の名称が石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に変更され、石油及び石油代替エネルギー勘定が石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に改められた。

特定国有財産整備特別会計は昭和44年度に設置されたもので、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産、その他この会計に所属する資産の処分による収入金、一般会計からの受入等を財源として、特定国有財産整備計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用等を明らかにしようとする会計である。

〔注〕

- 1) 米国対日援助見返資金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)・企業財務・見返資金」(昭和58年、東洋経済新報社)を参照。

第2節 融資特別会計

1 資金運用部特別会計

この会計は、資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「資金運用部特別会計法」

第1条（設置）

資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便貯金、郵便振替貯金等は、大正14年度より「預金部預金法」（大正14年法律第25号）に基づき、大蔵省預金部資金として預金部資金運用委員会に付議の上、運用され、その損益は、「大蔵省預金部特別会計法」（大正14年法律第13号）により経理された。

昭和20年以降、第二次世界大戦等で発生した貸付け等に係る多額の損失を処理した後、昭和26年に「資金運用部資金法」（昭和26年法律第100号）及び「資金運用部特別会計法」（昭和26年法律第101号）の制定により、新たに資金運用部資金が設置されるとともに、同資金の損益を経理する特別会計として資金運用部特別会計が設置された。

戦時期に預金部資金に統合運用されていた簡易生命保険及郵便年金特別会計積立金は昭和28年度より分離され、独自運用されたが、郵便貯金、その他の政府の特別会計の積立金、特別会計の余裕金等は引き続き資金運用部にそのまま預託され、統合運用された。

昭和48年度から、資金運用部に集められた資金のうち運用期間が5年以上の預託金については、長期運用が国民経済の中で果たす資源配分機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、「資金運用部資金並びに

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭和48年法律第7号)に基づき、簡易生命保険積立金等とともに、運用対象ごとに国会の議決を経るものとされた。

昭和62年には、郵便貯金特別会計に金融自由化対策特別勘定が設置され、郵便貯金から資金運用部に預託された資金の一部を財政投融資計画に沿って同勘定が資金運用部から借り入れ、運用する仕組みが創設された。加えて、厚生年金特別会計年金勘定と国民年金特別会計国民年金勘定の一部資金を、年金福祉事業団を通じた運用を認めたことなどにより、これまで一元的に運用されてきた資金運用部資金の運用業務の見直しが行われた。また、同年には「資金運用部資金法の一部を改正する法律」(昭和62年法律第2号)により、資金運用部への預託金利の法定制限(下限6%)が撤廃されたため、預託金利は市場金利等を参酌して政令で定めるものとされ、金利の市場連動性が高まった。¹⁾

資金運用部特別会計の予算は、資金運用部資金の運用利殖金収入等をもって歳入とし、預託金利子等の諸支出金及び事務費等をもって歳出としている。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 資金運用収入 (運用利殖金収入)	13兆9,523億円	(1) 諸支出金 (預託金利子等)	13兆9,487億円
(2) その他 (他会計より受入等)	0 億円	(2) その他 (事務費、予備費)	36億円
計	13兆9,523億円	計	13兆9,523億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-1のとおりである。

なお、平成元年度末の総資産は230兆1262億円であり、うち有価証券70兆3313億円、貸付金159兆6965億円となっている。総負債等は230兆1262億円であり、そのうち預託金が226兆8096億円、更に預託金の大半を占める郵便貯金及郵便振替が131兆3365億円となっている。このほか、簡易生命保険及郵便年金特別会計4兆1315億円、厚生保険特別会計67兆7133億円、国民年金特別会計4兆5417億円等となっている。³⁾

平成元年以降、特に目新しい制度改正等を行われていないが、郵便貯金残高及び年金積立金の増加等に伴い資金運用部への預託額は増え続け、歳入歳出の

規模は拡大し続けている。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 資金運用収入 (運用利殖金収入)	16兆3,673億円	(1) 諸支出金 (預託金利子等)	14兆7,383億円
(2) その他 (雑収入等)	27億円	(2) その他 (事務費、予備費)	64億円
計	16兆3,700億円	計	14兆7,447億円

平成12年度末の総資産は439兆6626億円であり、うち有価証券85兆9558億円、貸付金345兆9849億円となっている。総負債等は439兆6626億円であり、そのうち預託金が427兆8506億円であり、預託金の大半を占める郵便貯金及郵便振替が247兆79億円、そのほか簡易生命保険特別会計4兆1329億円、厚生保険特別会計131兆5206億円、国民年金特別会計11兆720億円等となっている。⁵⁾

また、平成12年には財政投融资制度の改革が行われ、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第99号)が成立し、平成13年4月1日に施行された。平成13年から「資金運用部特別会計法」は「財政融資資金特別会計法」に改称され、これに伴い資金運用部資金特別会計は財政融資資金特別会計に改称された。平成13年度からは財政投融资計画の見直しにより、郵便貯金及び年金積立金の預託義務は廃止され、市場原理に則した財政投融资機関債券の発行によるか、特別会計による財政投融资債券を発行することにより資金調達を行い、政策コスト分析を実施して、特殊法人等のディスクロージャーを促進することとされた。加えて、従来の資金運用部預託に代わり、特別会計の発行する国債を財源とした歳入歳出外資金の繰入れと、その歳入歳出外資金を財政投融资計画に沿って運用するという新たな制度に移行した。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの資金運用部特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、同第8巻「財政投融资」(平成12年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、同第5巻「国債・財政投融资」(平成16

年、東洋経済新報社)を参照。年金福祉事業団は「年金福祉事業団法」(昭和36年法律第180号)により昭和36年11月25日に設置され、平成13年4月1日に年金資金運用基金の設立により解散した。

- 2) 『平成元年度特別会計予算書』143-145ページ、『国の予算』平成元年度 941-942ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計決算書』70ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』147-149ページ、『国の予算』平成12年度 768ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計決算書』108ページ。

表 1-5-1 資金運用部特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位:百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	資金運用収入	13,952,285	14,449,960	16,094,794	17,431,768	18,153,532	18,513,887
	一般会計より受入	2	2	2	2	2	2
	雑収入	0	9,271	0	0	0	0
	合計	13,952,287	14,459,234	16,094,796	17,431,770	18,153,534	18,513,889
歳出	事務費	3,490	4,083	4,254	4,416	5,067	5,443
	諸支出金	13,948,697	14,455,050	16,090,398	17,427,254	18,148,368	18,508,347
	預託金利子	13,648,670	14,155,023	15,790,370	17,127,225	17,848,339	18,208,317
	その他	300,027	300,028	300,028	300,029	300,029	300,029
	予備費	100	100	100	100	100	100
	給与改善予備費	—	—	44	—	—	—
	合計	13,952,287	14,459,234	16,094,796	17,431,770	18,153,534	18,513,889
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	資金運用収入	19,265,732	19,386,187	19,537,702	18,883,991	17,619,613	16,367,250
	一般会計より受入	2	2	2	2	—	—
	雑収入	0	30	0	0	1,350	2,718
	合計	19,265,734	19,386,219	19,537,704	18,883,993	17,620,963	16,369,968
歳出	事務費	5,448	5,333	5,566	6,185	6,170	6,327
	諸支出金	19,260,186	19,380,786	19,532,038	18,877,728	16,578,441	14,738,267
	預託金利子	18,910,157	19,030,756	18,882,008	18,127,693	15,628,407	13,888,233
	その他	350,029	350,030	650,030	750,035	950,034	850,034
	予備費	100	100	100	80	80	80
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	19,265,734	19,386,219	19,537,704	18,883,993	16,584,691	14,744,673

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 産業投資特別会計

(1) 概要

この会計は、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資を行うことにより、国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「産業投資特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資（出資及び貸付けをいう。以下同じ。）を行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律」（昭和33年法律第178号）第1条第1項及び「外貨公債の発行に関する法律」（昭和38年法律第63号）第1条第1項の公債（以下「外貨債」という。）の発行による収入金、米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第3条の2に規定する資金（以下「資金」という。）からの受入金、一般会計からの歳入への繰入金等を財源として、投資を行うものとする。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

産業投資特別会計は「米国対日援助見返資金特別会計法」（昭和24年法律第40号）により設置された米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産及び一般会計からの承継資産（日本開発銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金）をもって、「産業投資特別会計法」（昭和28年法律第122号）に基づき、同年8月1日に設置された。¹⁾

産業投資特別会計は、米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産（出資・融資）の運用等では財源に不足が生じるため、昭和28年度に特別減税国債を発行して財源を確保し、昭和29年度には前年度に廃止された緊要物資輸入基金特別会計の整理残余金を受け入れ、昭和31年度から37年度には特定物資納付

金処理特別会計の得た納付金を、更に同特別会計廃止の際の残余現金をそれぞれ受け入れた。²⁾ 昭和33年度には電源開発会社の貸付金に充当するための資金需要があり、「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外債債の発行に関する法律」(昭和33年法律第178号)が公布され、特別会計の負担で外債を発行することが可能となった。

その後、昭和62年度補正予算において、緊急経済対策の実施等のため、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号)に基づき、新たに社会資本整備勘定を設置し、従来の出資業務を産業投資勘定で取り扱うこととした。この社会資本整備勘定は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の一部に相当する財源を一般会計から受け入れ、それを歳入とし、公共事業資金貸付金や民間能力活用施設整備事業資金貸付金等を歳出とするもので、その経理を明確にするために設けられた。³⁾

以下、歳入歳出予算について、それぞれの勘定ごとに概要を述べる。

(2) 産業投資勘定

この勘定は、技術開発、中小企業対策、地域開発等の推進を図ることとして、基盤技術研究促進センター出資金、中小企業信用保険公庫出資金を始めとした出資、基盤技術研究促進センター貸付金等を柱とした歳出予算を計上している。

これらの事業を行うための財源は、日本開発銀行及び日本輸出入銀行からの納付金、日本電信電話株式会社等からの配当金等である。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	443億円	(1) 産業投資支出	852億円
(2) 運用収入	405億円	(出資金、貸付金)	
(配当金収入、納付金等)		(2) その他	13億円
(3) その他	17億円	(予備費等)	
(資産処分収入等)			
計	865億円	計	865億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-2のとおりである。

平成4年度補正予算では、総合経済対策の一環として、同勘定において一般

会計から151億円を受け入れ、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の行う事業に要する資金に充てるため、同公庫・両銀行への出資を行った。⁵⁾

平成5年度第2次補正予算では、緊急経済対策の一環として、同勘定において一般会計から120億円を受け入れ、沖縄振興開発金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の行う事業に要する資金に充てるため、同公庫・両銀行への出資を行った。⁶⁾

なお、このほか平成5年度では第1次補正予算、第3次補正予算においても総合的な経済対策の一環等として一般会計から所要の資金を受け入れ、日本開発銀行等へ出資を行っている。

また、平成10年度当初予算では、一般会計の財源が逼迫する中、産業投資勘定から一般会計へ繰入114億円を計上した。⁷⁾しかし、同年度の補正予算において、総合経済対策の一環として、同勘定において一般会計から153億円余を受け入れ、日本開発銀行及び地域振興整備公団の行う事業に必要な資金に充てるため、同銀行・同公団への出資を行った。なお、当初予算において計上していた一般会計への繰入れを全額修正減少した。⁸⁾

更に、平成10年度第3次補正予算において、緊急経済対策の一環として、同勘定において、一般会計から3671億円を受け入れ、北海道東北開発公庫、日本開発銀行の行う事業に要する資金に充てるため、同公庫・同銀行への出資を行った。⁹⁾

なお、平成11年10月1日には北海道東北開発公庫及び日本開発銀行が解散したが、「日本政策投資銀行法」(平成11年法律第73号)に基づき、日本政策投資銀行が業務を承継した。同法の規定により、北海道東北開発公庫と日本開発銀行に対する出資金のうち、出資に至っていない金額がある場合には、その金額を日本政策投資銀行に対する出資金に加えるものとした。¹⁰⁾

平成11年度第2次補正予算においては、経済新生対策の一環として行われる中小企業等金融対策の推進を図るため、同勘定において一般会計から1102億円を受け入れ、日本政策投資銀行及び産業基盤整備基金の行う事業に要する資金に充てるため、同銀行等への出資を行った。¹¹⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 前年度剰余金受入	698億円	(1) 産業投資支出	1,100億円
(2) その他	409億円	(出資金、貸付金)	
(運用収入、雑収入)		(2) その他	7億円
		(予備費等)	
計	1,107億円	計	1,107億円

(3) 社会資本整備勘定

平成元年度においては、道路整備事業資金貸付金、都市計画事業資金貸付金等の特定の公共事業資金貸付金、民間能力活用施設整備事業資金貸付金の事業を実施することとし、歳出予算を計上している。これらの事業を行うための財源は、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する財源を一般会計から受け入れているものである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入	1兆3,000億円	(1) 道路整備事業資金貸付金	3,270億円
(一般会計より受入)		(2) 都市計画事業資金貸付金	1,911億円
(2) その他	2億円	(3) 治水事業資金貸付金	1,547億円
(雑収入)		(4) 土地改良事業資金貸付金	1,416億円
		(5) 住宅建設等事業資金貸付金	757億円
		(6) その他	4,101億円
		(治山事業資金貸付金等)	
計	1兆3,002億円	計	1兆3,002億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-2のとおりである。

平成元年度末の総資産は2兆9583億円、うち主な構成項目は、他会計への繰入金1兆4676億円、貸付金1兆3061億円であった。総負債等は、一般会計より受入2兆9583億円等であった。¹⁴⁾

平成2年度より社会資本整備勘定は、社会基盤整備の貸付けの償還財源として、道路整備特別会計と都市開発資金融通特別会計からの受入れを開始し、この償還財源を一般会計に繰り入れている。

平成5年度当初予算では、一般会計へ繰入961億円を計上していたが、同年度の第2次補正予算において面的開発公共事業資金貸付金の全部又は一部につ

いて償還期限を繰り上げて償還させることに伴い、2兆4838億円を一般会計に繰り入れた。¹⁵⁾

平成6年度当初予算では、一般会計へ繰入2兆2914億円を計上していたが、その太宗は面的開発公共事業資金貸付金の繰上償還金2兆2641億円であった。¹⁶⁾

平成7年度には国債整理基金特別会計の償還財源の確保のため、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平成7年法律第60号)により、社会資本整備勘定の貸付金を繰上げ償還させることができるものとした。これにより、国債整理基金特別会計への繰戻しを増加させることが可能となった。他方、既に実施されている社会資本整備事業に支障が生じないように、社会資本整備勘定が繰上償還された貸付金と同等の貸付措置を行うこととし、一般会計から相当額を繰り入れるものとした。貸付金の回収、すなわち償還金収入は、平成6年度当初予算の1兆1434億円から平成7年度には4471億円に減少する一方、一般会計より受入が1725億円から1兆2812億円に急増した。これを財源に道路整備事業資金、都市計画事業資金、民間能力活用施設整備事業資金等の各種貸付金の事業を実施することで、社会資本整備勘定による公共事業の下支えを行った。また、国債整理基金特別会計への繰戻しの財源とした一般会計へ繰入が平成6年度の2兆2914億円から平成7年度には1兆1489億円に減少した。¹⁷⁾

平成12年度には、道路整備事業資金貸付金等の収益回収型の公共事業資金貸付金、民間能力活用施設整備事業資金貸付金の事業を実施することとし、歳出予算を計上している。これらの事業を行うための財源は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金特別会計から受け入れた一般会計からの受入金等である。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁸⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 他会計より受入	2,063億円	(1) 一般会計へ繰入	1,080億円
(一般会計より受入、道路整備特別会計より受入等)		(2) 道路整備事業資金貸付金	905億円
(2) 償還金収入	507億円	(3) 民間能力活用施設整備事業資金貸付金	651億円
(3) その他	106億円	(4) その他	40億円
(前年度剰余金受入等)		(住宅建設等事業資金貸付金等)	
計	2,677億円	計	2,677億円

平成12年度末の社会資本整備勘定の総資産は1兆6409億円で、このうち、他会計への繰入金金が1兆351億円、貸付金が5383億円であった。総負債等は、一般会計より受入が1兆6407億円等であった。¹⁹⁾

〔注〕

- 1) 米国対日援助見返資金特別会計の設置と産業投資特別会計への改組については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)・企業財務・見返資金」(昭和58年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 昭和27年度以降の産業投資特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財政投融资計画と産業投資特別会計については、同第8巻「財政投融资」(平成12年、東洋経済新報社)を参照。緊要物資輸入基金特別会計、特定物資納付金処理特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)を参照。
- 3) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)参照。昭和49年度から63年度までの財政投融资計画中の産業投資特別会計については、同第5巻「国債・財政投融资」(平成16年、東洋経済新報社)を参照。『昭和62年度特別会計補正予算書』61-80ページ、『国の予算』昭和62年度 1096ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計予算書』165-168ページ、『国の予算』平成元年度 942-943ページ。
- 5) 『国の予算』平成5年度 1056-1057ページ。
- 6) 『国の予算』平成6年度 1103-1104ページ。
- 7) 『国の予算』平成10年度 913ページ。
- 8) 『国の予算』平成10年度 1094ページ。
- 9) 『国の予算』平成11年度 1041ページ。
- 10) 日本政策投資銀行の設立については、本書の第2部「政府関係機関」を参照。
- 11) 『国の予算』平成12年度 912ページ。

240 第5章 融資特別会計と整理特別会計

- 12) 『平成12年度特別会計予算書』171-174ページ、『国の予算』平成12年度 769ページ。
 13) 『平成元年度特別会計予算書』169-184ページ、『国の予算』平成元年度 943-944ページ。
 14) 『平成元年度特別会計決算参照書』115ページ。
 15) 『国の予算』平成6年度 1104ページ。
 16) 『国の予算』平成6年度 934ページ。
 17) 『国の予算』平成7年度 922ページ。
 18) 『平成12年度特別会計予算書』175-180ページ、『国の予算』平成12年度 769-770ページ。
 19) 『平成12年度特別会計決算参照書』145ページ。

表 1-5-2 産業投資特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
産業投資勘定							
歳入	運用収入	40,511	41,881	41,028	40,115	39,187	37,102
	運用金回収	846	658	1,201	1,190	2,227	3,142
	利子収入	112	67	159	617	1,050	1,379
	納付金	15,553	14,346	12,896	11,536	9,139	5,809
	配当金収入	24,000	26,810	26,772	26,772	26,772	26,772
	前年度剰余金受入	44,272	21,618	25,741	19,267	19,800	19,889
	雑収入	0	0	215	11	2	2
	資産処分収入	1,683	1,869	—	—	—	—
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
合計	86,466	65,368	66,984	59,393	58,989	56,993	
歳出	産業投資支出	85,200	64,100	65,700	58,100	57,700	55,700
	貸付金	8,200	6,100	4,900	5,200	5,900	6,500
	出資金	77,000	58,000	60,800	52,900	51,800	49,200
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	事務費	59	62	77	86	83	87
	国債整理基金特別会計へ繰入	7	7	7	6	6	6
	予備費	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	給与改善予備費	—	—	1	—	—	—
合計	86,466	65,368	66,984	59,393	58,989	56,993	

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
社会資本整備勘定							
歳入	他会計より受入		1,300,878	1,302,135	223,025	234,315	1,320,151
	一般会計より受入	1,300,000	1,300,000	1,300,000	216,647	186,622	172,541
	国有林野事業特別会計より受入	—	—	—	—	2,310	64,186
	港湾整備特別会計より受入	—	—	—	—	3,275	90,898
	空港整備特別会計より受入	—	—	—	—	48	17,452
	道路整備特別会計より受入	—	371	713	3,617	29,894	618,727
	治水特別会計より受入	—	—	—	334	10,299	353,455
	都市開発資金融通特別会計より受入	—	507	1,422	2,427	1,867	2,892
	償還金収入	—	140	2,469	7,026	48,325	1,143,392
	前年度剰余金受入	—	593	—	29	42	400
	雑収入	247	254	261	246	246	252
	合計	1,300,247	1,301,865	1,304,865	230,326	282,928	2,464,195
	歳出	治水事業資金貸付金	154,700	151,608	142,528	10,644	5,165
急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金		6,577	6,332	5,982	50	17	—
治山事業資金貸付金		28,709	28,444	29,072	2,016	617	—
海岸事業資金貸付金		12,202	11,703	11,396	826	347	53
道路整備事業資金貸付金		326,995	327,241	333,252	106,718	95,656	90,535
港湾事業資金貸付金		39,939	39,557	36,014	8,027	5,781	5,138
漁港施設整備事業資金貸付金		20,910	21,049	22,088	2,859	1,488	—
漁港漁村整備事業資金貸付金		—	—	—	—	—	1,355
空港整備事業資金貸付金		10,746	10,701	9,648	933	0	—
住宅建設等事業資金貸付金		75,667	78,377	78,377	2,159	1,771	1,539
都市計画事業資金貸付金		191,135	196,395	194,107	5,353	3,583	3,066
環境衛生施設整備事業資金貸付金		29,489	29,760	31,142	7	1	—
農業生産基盤整備事業資金貸付金		—	—	35,885	2,342	585	9

歳出	農村整備事業資金貸付金	—	—	99,863	3,246	1,017	15
	農地等保全事業資金貸付金	—	—	11,128	555	217	9
	土地改良事業資金貸付金	141,617	139,789	—	—	—	—
	農用地開発事業資金貸付金	3,027	2,294	—	—	—	—
	造林事業資金貸付金	6,623	6,617	6,790	5	0	—
	林道事業資金貸付金	12,732	12,472	12,350	718	315	112
	森林開発公団事業資金貸付金	2,259	2,261	2,319	—	—	—
	工業用水道事業資金貸付金	2,302	2,151	2,353	—	—	—
	沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	3,362	3,649	4,268	—	—	—
	新幹線鉄道整備事業資金貸付金	5,000	7,100	12,807	—	—	—
	北海道治水事業資金貸付金	20,185	20,096	20,096	—	—	—
	北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	199	195	195	—	—	—
	北海道治山事業資金貸付金	2,333	2,335	2,335	—	—	—
	北海道海岸事業資金貸付金	815	803	803	—	—	—
	北海道道路整備事業資金貸付金	45,836	44,919	44,919	—	—	—
	北海道港湾事業資金貸付金	2,686	2,021	2,021	—	—	—
	北海道漁港施設整備事業資金貸付金	2,745	2,747	2,747	—	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	523	110	110	—	—	—
	北海道住宅建設事業資金貸付金	1,581	1,635	1,635	—	—	—
	北海道都市計画事業資金貸付金	7,428	7,618	7,625	—	—	—
北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金	—	—	1,320	—	—	—	
北海道農村整備事業資金貸付金	—	—	4,435	—	—	—	
北海道土地改良事業資金貸付金	7,280	6,179	—	—	—	—	

歳出	北海道農用地開発事業資金貸付金	72	36	—	—	—	—
	北海道造林事業資金貸付金	591	594	594	—	—	—
	北海道林道事業資金貸付金	443	711	711	—	—	—
	北海道沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	570	395	—	—	—	—
	離島振興事業資金貸付金	18,999	19,234	17,299	—	—	—
	水資源開発事業資金貸付金	13,966	13,915	14,393	189	62	119
	沖縄開発事業資金貸付金	28,675	27,899	26,284	—	—	—
	公共施設整備事業等資金調整貸付金	1,082	1,058	1,109	—	—	—
	森林環境整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	一般会計へ繰入	—	1,611	4,604	13,433	96,060	2,291,402
	事務費	246	254	260	245	245	251
	海外事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
予備費	1	1	1	1	1	1	
給与改善予備費	—	—	0	—	—	—	
合計	1,300,247	1,301,865	1,304,865	230,326	282,928	2,464,195	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
産業投資勘定							
歳入	運用収入	37,410	39,228	39,649	40,257	61,785	40,870
	運用金回収	3,879	4,441	4,875	5,390	5,859	6,320
	利子収入	1,653	1,800	1,799	1,773	1,683	1,560
	納付金	5,106	4,998	4,187	4,306	4,239	4,203
	配当金収入	26,772	27,988	28,788	28,788	50,004	28,788
	前年度剰余金受入	29,481	27,064	26,047	35,344	42,519	69,837
	雑収入	2	1	1	1	1	1
	資産処分収入	—	—	—	—	—	—
	一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
合計	66,893	66,292	65,698	75,601	104,305	110,708	
歳出	産業投資支出	65,600	65,000	64,400	63,500	103,600	110,000
	貸付金	6,800	7,400	7,400	7,400	7,700	7,200
	出資金	58,800	57,600	57,000	56,100	95,900	102,800
	一般会計へ繰入	—	—	—	11,400	—	—

歳出	事務費	87	86	91	94	98	103
	国債整理基金特別会計へ繰入	6	6	6	6	6	5
	予備費	1,200	1,200	1,200	600	600	600
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	66,893	66,292	65,698	75,601	104,305	110,708
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
社会資本整備勘定							
歳入	他会計より受入	1,981,704	193,375	203,352	193,084	203,407	206,319
	一般会計より受入	1,281,226	171,541	171,541	159,533	159,533	159,533
	国有林野事業特別会計より受入	113	8	8	8	8	—
	港湾整備特別会計より受入	35,042	1,220	1,732	2,010	2,292	2,591
	空港整備特別会計より受入	—	—	—	—	—	—
	道路整備特別会計より受入	617,393	17,562	24,811	28,140	35,457	39,649
	治水特別会計より受入	15,495	925	1,321	1,235	916	959
	都市開発資金金融通特別会計より受入	32,435	2,119	3,939	2,159	5,201	3,587
	償還金収入	447,084	28,099	33,907	39,177	46,130	50,698
	前年度剰余金受入	1,298	—	—	15,442	7,031	10,558
	雑収入	129	99	99	94	92	84
合計	2,430,215	221,574	237,358	247,798	256,660	267,659	
歳出	治水事業資金貸付金	14,425	837	837	38	243	168
	急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	治山事業資金貸付金	106	—	—	—	—	—
	海岸事業資金貸付金	527	53	—	—	—	—
	道路整備事業資金貸付金	693,861	90,653	91,864	89,716	90,336	90,545
	港湾事業資金貸付金	39,305	3,356	2,832	1,515	601	354
	漁港施設整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	漁港漁村整備事業資金貸付金	8,023	1,596	1,234	1,011	1,011	663
	空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	住宅建設等事業資金貸付金	13,917	1,363	1,363	1,268	1,268	1,522

	都市計画事業資金貸付金	32,739	3,520	3,246	753	842	1,049
	環境衛生施設整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	農業生産基盤整備事業資金貸付金	537	—	—	—	—	12
	農村整備事業資金貸付金	196	—	—	—	12	—
	農地等保全事業資金貸付金	525	—	—	12	—	—
	土地改良事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	農用地開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	造林事業資金貸付金	20	—	—	—	—	—
	林道事業資金貸付金	2,448	150	—	—	—	—
	森林開発公団事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	工業用水道事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
歳出	新幹線鉄道整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道治水事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道治山事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道海岸事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道道路整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道漁港施設整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道住宅建設事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道都市計画事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—

歳出	北海道農業生産基盤整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道農村整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道土地改良事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道農用地開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道造林事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道林道事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道沿岸漁場整備開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島振興事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	水資源開発事業資金貸付金	2,050	13	15	—	—	—
	沖縄開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	公共施設整備事業等資金調整貸付金	—	—	—	—	—	—
	森林環境整備事業資金貸付金	—	—	150	120	120	120
	民間能力活用施設整備事業資金貸付金	472,546	70,000	70,000	65,100	65,100	65,100
	一般会計へ繰入	1,148,861	49,934	65,718	88,170	97,035	108,043
	事務費	128	98	98	94	91	83
	海外事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	1	1	1	1	1	1
給与改善予備費	—	—	—	—	—	—	
合計	2,430,215	221,574	237,358	247,798	256,660	267,659	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

3 都市開発資金融通特別会計

この会計は、「都市開発資金の貸付けに関する法律」（昭和41年法律第20号）第1条第1項から第4項までの規定による地方公共団体に対する貸付け等に関する政府の経理を明確にするため設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「都市開発資金融通特別会計法」

第1条（設置）

「都市開発資金の貸付けに関する法律」（昭和41年法律第20号）第1条第1項の規定による地方公共団体に対する貸付け及び同条第2項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

「都市開発資金の貸付けに関する法律」を実体法として、都市開発資金融通特別会計が「都市開発資金融通特別会計法」（昭和41年法律第50号）に基づき昭和41年度に設置された。¹⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 借入金	576億円	(1) 都市開発資金貸付金	631億円
(2) 運用収入 (運用金回収等)	368億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰 入	313億円
(3) その他 (産業投資特別会計より受 入等)	105億円	(3) その他 (都市開発資金特別貸付金 等)	105億円
計	1,049億円	計	1,049億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-3のとおりである。

歳入は資金運用部資金からの借入見込額、都市開発資金貸付金の回収見込額、産業投資特別会計からの受入見込額を計上し、歳出は地方公共団体が行う工場等の移転跡地又は都市施設等用地の買取りに要する貸付金、借入金の償還及び利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入等、所要額を計上している。

平成元年度の総資産はそれまでの連年にわたる長期融資で膨らみ、貸付金残高は2743億円、負債は借入金2501億円、一般会計より受入（貸付金財源受入）116億円及び産業投資特別会計より受入（貸付金財源受入）95億円であった。³⁾

都市開発資金融通特別会計の予算規模は平成元年度以降、漸増してきたが、平成7年度当初予算の2451億円をピークに、以後減少している。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 運用収入 (運用金回収等)	817億円	(1) 国債整理基金特別会計へ繰 入	882億円
(2) 借入金	320億円	(2) 都市開発資金貸付金	517億円
(3) 前年度剰余金受入	169億円	(3) その他	46億円
(4) その他 (他会計より受入等)	139億円	(産業投資特別会計へ繰入 等)	
計	1,445億円	計	1,445億円

予算規模が縮小する一方で、長期貸付けが毎年度続けられたため、平成12年度末の貸付金残高は5297億円へと増大した。負債については、借入金3447億円、一般会計より受入（貸付金財源受入）2077億円、産業投資特別会計より受入（貸付金財源受入）227億円となっている。⁵⁾

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの都市開発資金融通特別会計の設立と歳入歳出については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』845-848ページ、『国の予算』平成元年度 944-945ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計決算参照書』876ページ。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』881-885ページ、『国の予算』平成12年度 771ページ。
- 5) 『平成12年度特別会計決算参照書』853ページ。

表 1-5-3 都市開発資金融通特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	一般会計より受入	—	2,500	4,300	5,700	7,800	7,600
	産業投資特別会計より受入	10,480	9,667	6,717	4,672	3,636	3,119
	借入金	57,600	59,200	63,500	77,900	107,700	111,600
	運用収入	36,751	38,747	52,543	63,611	67,179	71,453
	償還金収入	—	507	1,422	2,427	1,867	2,892
	前年度剰余金受入	49	42	54	58	59	57
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合 計	104,881	110,663	128,536	154,368	188,241	196,721
歳出	都市開発資金貸付金	63,100	63,700	74,800	93,600	121,200	121,700
	都市開発資金特別貸付金	10,480	9,667	6,717	4,672	3,636	3,119
	都市開発事業用地取得 推進資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	事務取扱費	3	4	4	5	5	5
	産業投資特別会計へ繰入	—	507	1,422	2,427	1,867	2,892
	国債整理基金特別会計 へ繰入	31,277	36,765	45,573	53,644	61,513	68,985
	予備費	20	20	20	20	20	20
	合 計	104,881	110,663	128,536	154,368	188,241	196,721
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	7,650	7,700	6,900	4,500	7,300	9,300
	産業投資特別会計より受入	33,266	3,573	3,246	753	842	1,049
	借入金	90,000	76,800	76,700	70,000	46,700	32,000
	運用収入	81,607	97,295	84,098	81,355	80,618	81,698
	償還金収入	32,435	2,119	3,939	2,159	5,201	3,587
	前年度剰余金受入	161	354	11,951	10,389	22,325	16,889
	雑収入	0	0	0	0	0	0
	合 計	245,120	187,841	186,834	169,156	162,986	144,523
歳出	都市開発資金貸付金	100,050	98,700	91,400	77,750	65,250	51,700
	都市開発資金特別貸付金	33,266	3,573	3,246	753	842	1,049
	都市開発事業用地取得 推進資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	事務取扱費	7	8	8	8	10	9
	産業投資特別会計へ繰入	32,435	2,119	3,939	2,159	5,201	3,587
	国債整理基金特別会計 へ繰入	79,342	83,421	88,221	88,476	91,673	88,168
	予備費	20	20	20	10	10	10
	合 計	245,120	187,841	186,834	169,156	162,986	144,523

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

第3節 整理特別会計

1 国債整理基金特別会計

この会計は、「国債整理基金特別会計法」(明治39年法律第6号)に基づき、一般会計又は特別会計から受け入れた資金等を国債整理基金として、これを国債の償還発行に関する費途(国債、借入金、短期証券の償還、利子の支払い及び割引料の償還、発行等に関する事務取扱費)に充て、もって国債の整理状況を明らかにするため、一般会計と区分して設けられたものである。¹⁾

[参考] 平成元年度の「国債整理基金特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 国債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第2項 国債整理基金ハ国債ノ償還発行ニ関スル費途ニ使用スルモノトス

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入、 交付税及び譲与税配付 金特別会計より受入等)	21兆1,059億円	(1) 国債整理基金支出 (債務償還費、利 子及割引料等)	39兆2,863億円
(2) 公債金	14兆1,939億円	(2) 一般会計へ繰入	1兆3,000億円
(3) その他 (資産処分収入等)	5兆2,865億円		
計	40兆5,863億円	計	40兆5,863億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-4のとおりである。

歳入は、国債、借入金及び短期証券の償還、国債及び借入金の利子並びに短期証券の割引料等の支払財源に充てるため、一般会計及び関係各特別会計から

受け入れる収入、「国債整理基金特別会計法」等の規定により発行する国債の収入見込額である公債金、資産処分収入等を歳入に計上している。一方、歳出は、国債償還、借入金償還等の債務償還費、国債利子等、借入金利子、融通証券割引料等の利子及割引料、国債事務取扱費等を計上している。

なお、平成元年度の一般会計より受入のうち、国債の償還財源については、「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成元年法律第42号）の規定により、前年度首国債総額（割引国債に係る発行価格差減額を除く。）の100分の1.6に相当する額及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する額を受入れを行わないこととされていた。

平成元年度の国債整理基金特別会計の内国債の残高は、昭和63年度末の159兆円から平成元年度には163兆円へと増大している。³⁾

平成2年1月には、いわゆる湾岸戦争が勃発し、日本政府は当該地域の平和回復活動を支援するため、緊急に資金を拠出することとなった。その財源として、「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」（平成3年法律第2号）により、平成2年度内に臨時特別公債を発行することとなった。この臨時特別公債の償還財源のため、同法に基づき、法人臨時特別税と石油臨時特別税を創設した。法人臨時特別税は、平成3年度内に終了する事業年度の法人税に対し付加的に課税するものである。また、石油臨時特別税は平成3年度内に採取場から移出した原油、輸入石油製品及びガス状炭化水素に対し、採取者を納税義務者として付加的に課税するものである。⁴⁾

平成3年度の歳入予算には、法人臨時特別税4360億円及び石油臨時特別税2160億円を計上し、償還財源に充てた。更に、同年度においては、湾岸地域の復興支援の財源として発行した国債が単年度のみでの税収では償還できないため、臨時特別公債借換公債金として5970億円の借換国債を予算に計上した。⁵⁾

平成4年度には法人臨時特別税50億円及び石油臨時特別税120億円を計上したが、この税収で償還できない未償還国債については、752億円の臨時特別公債借換公債金を計上した。⁶⁾ 同様に、平成5年度にも160億円の臨時特別公債借換公債金を計上して借換えを行い、⁷⁾ 平成6年度には全額の償還を終えた。

平成3年度の一般会計における決算剰余金について、「財政法」第6条第1項において2分の1を下回らない償還財源の繰入れが規定されているが、一般

会計の財源が逼迫していることから、「平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」（平成4年法律第102号）により、平成4年度当初予算ではこの繰入れを停止した。平成5年度当初予算においても、「平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」（平成5年法律第98号）により、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れを停止した。

更には、平成6年度当初予算においても、「平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成6年法律第43号）により、前年度と同様に一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入れを停止した。また、平成6年度には「決算調整資金に関する法律」（昭和53年法律第4号）に基づき、国債整理基金特別会計から決算調整資金に繰り入れた金額を翌年度に一般会計から決算調整資金に繰り入れる規定となっているところを、翌々年度に遅らせた。

平成6年度の一般会計における決算剰余金についても、「平成六年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」（平成7年法律第114号）により、平成6年度における繰入れを停止した。平成7年度当初予算についても、「平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）により、平成7年度の国債償還のための定率繰入れを停止した。

平成10年度には、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（平成10年法律第136号）により、国が承継することとされた債務及び「国有林野事業の改革のための特別措置法」（平成10年法律第134号）によって、一般会計に帰属することとされた債務により一般会計の負担が増加するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」（平成10年法律第137号）に基づき、たばこ特別税が創設され、国債整理基金特別会計の歳入として計上されることとなった。⁸⁾

平成9年度までは、国債整理基金特別会計が保有する株式の売却収入を予算に計上した場合でも、市場の株価に与える影響を考慮して、実際は株式の売却を見送ってきたが、平成10年度には同特別会計が保有する株式の売却を再開した。平成10年度の当初予算においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入4240億円を計上し、同年度の補正予算で8480億円に増額、結果的に8550億円の

株式売払収入を実現した。⁹⁾

平成10年度においては、帝都高速度交通営団に対する一般会計所属の出資証券持分9372億円が「国債整理基金特別会計法」附則第17条の規定により無償譲渡され、国債整理基金特別会計に帰属した。¹⁰⁾ これは、「日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に構すべき特別措置に関する法律」（平成2年法律第45号）により帝都高速度交通営団の出資持分が一般会計に帰属したが、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づき「国債整理基金特別会計法」が改正され、政府に譲渡された帝都高速度交通営団に対する出資持分は国債の元金償還に充てるべき資金の充実に資するため、無償で一般会計から国債整理基金特別会計に所属替えされたことによるものである。

平成11年度当初予算においては、日本電信電話株式会社の株式売払収入7240億円を計上し、実際の売却によって1兆6580億円の株式売却収入を得た。¹¹⁾ この売却収入については、「預金保険法」（昭和46年法律第34号）の改正（「預金保険法の一部を改正する法律」（平成10年法律第133号））により、金融危機対策として預金保険機構に対し交付された国債7兆円及び「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第5号）の規定により同機構に交付された国債3兆円の償還に充当することとされた。¹²⁾ このほか、平成11年度には預金保険機構への交付公債の償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計へ2兆5000億円が繰り入れられ、交付した公債の優先償還に充当されている。¹³⁾

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入	62兆5,085億円	(1) 国債整理基金支出	117兆6,601億円
(交付税及び譲与税配 付金特別会計より受 入、一般会計より受 入等)		(国債事務取扱手数料、 債務償還費等)	
(2) 公債金	53兆2,605億円	(2) 一般会計へ繰入	1,595億円
(3) その他	7兆 506億円		
(前年度剰余金受入等)			
計	122兆8,196億円	計	117兆8,196億円

歳入のうち、他会計より受入は、一般会計から21兆9653億円、交付税及び譲与税配付金特別会計から30兆8716億円、郵便貯金特別会計から5兆4097億円等であり、その他に含まれるものは、日本電信電話株式会社の株式売払収入、国債整理基金の余裕金の運用収入等である。歳出は、国債償還、借入金償還等の債務償還費、国債利子、借入金利子等の利子及割引料のほか、政府短期証券償還等を計上している。

平成12年度当初予算では、資産処分収入として、日本電信電話株式会社の株式売払収入1兆4392億円を見込んでいた。この株式売払収入は預金保険機構に交付した国債の償還財源に優先的に割り当てられることとされていたが、株価低迷の中での売却実施となったため、実際の株式売払収入は9490億円となっている。¹⁵⁾

なお、平成11年度の一般会計における決算剰余金については、「平成十一年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」（平成12年法律第132号）により、「財政法」に基づく国債整理基金特別会計への繰入れを停止している。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの国債整理基金特別会計における歳入歳出と国債発行償還制度については、明治財政史編纂会編『明治財政史』第8巻「国債(一)」（明治37年、丸善）、同第9巻「国債(二)・準備金」（明治37年、丸善）、大蔵省編『明治大正財政史』第2巻「会計制度」（昭和11年、財政経済学会）、同第11巻「国債（上）」（昭和11年、財政経済学会）、同第12巻「国債（下）」（昭和12年、財政経済学会）、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第6巻「国債」（昭和29年、東洋経済新報社）、同第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、同第11巻「政府債務」（昭和58年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、同第7巻「国債」（平成9年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）、同第5巻「国債・財政投融资」（平成16年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』149-156ページ、『国の予算』平成元年度 955-956ページ。
- 3) 『国の予算』平成3年度 948ページ。
- 4) 法人臨時特別税は、平成3年度内に事業年度を終了した法人の基準法人税額から300万円を控除した額を課税標準として2.5%の税率で課税したもの。石油臨時特別税は、

平成3年度内に採取場から原油・輸入石油製品及びガス状炭化水素を移出した者に対し、石油税の5割相当額を課税したもの。『国の予算』平成3年度 1085-1087ページ。

- 5) 『国の予算』平成3年度 950ページ。
- 6) 『国の予算』平成4年度 934ページ。
- 7) 『国の予算』平成5年度 937ページ。
- 8) 『国の予算』平成11年度 909ページ。日本国有鉄道清算事業団は「日本国有鉄道清算事業団法」（昭和61年法律第90号）に基づき、昭和62年4月1日に設置、平成10年10月22日に解散した。
- 9) 『平成10年度特別会計予算書』154ページ、『平成10年度特別会計補正予算（特第1号）』37ページ、『平成10年度特別会計決算参照書』78ページ。
- 10) 『平成10年度特別会計決算参照書』81ページ。帝都高速度交通営団は「帝都高速度交通営団法」（昭和16年法律第51号）により、昭和16年7月4日に設置された。平成14年法律第188号で「帝都高速度交通営団法」が廃止され、東京地下鉄株式会社が設立された。
- 11) 『平成11年度特別会計予算書』154ページ、『国の予算』平成11年度 910ページ、『平成11年度特別会計決算参照書』80ページ。
- 12) 『国の予算』平成11年度 910ページ。預金保険機構は「預金保険法」（昭和46年法律第34号）に基づき、昭和46年7月1日設置された。
- 13) 『国の予算』平成11年度 910ページ。
- 14) 『平成12年度特別会計予算書』153-161ページ、『国の予算』平成12年度 781-782ページ。
- 15) 『平成12年度特別会計決算参照書』118ページ。

表 1-5-4 国債整理基金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	他会計より受入	21,105,867	22,074,919	23,544,086	23,273,730	23,437,506	24,269,756
	一般会計より受入	11,664,867	14,288,586	15,834,275	16,423,320	15,383,177	14,344,251
	臨時特別公債償還財 源一般会計より受入	—	—	201,705	24,000	59,170	15,991
	交付税及び譲与税配 付金特別会計等より 受入	9,441,000	7,786,332	7,508,106	6,826,410	7,995,159	9,909,514
	租税	—	—	—	—	—	—
	法人臨時特別税	—	—	436,000	5,000	—	—
	石油臨時特別税	—	—	216,000	12,000	—	—
	公債金	14,193,946	17,027,691	17,625,520	18,498,025	21,802,331	23,388,015
	公債金	14,193,946	17,027,691	17,028,553	18,422,866	21,786,342	23,388,015
	臨時特別公債借換公 債金	—	—	596,967	75,159	15,989	—

歳入	株式売払収入	2,823,600	—	—	580,000	278,800	624,000
	配当金収入	23,200	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	運用収入	129,593	107,858	147,926	143,032	99,382	32,017
	前年度剰余金受入	2,310,000	2,460,000	2,600,000	3,216,647	3,186,622	3,672,541
	雑収入	64	64	65	70	85	85
	合計	40,586,270	41,694,532	44,593,597	45,752,504	48,828,726	52,010,414
歳出	国債償還	18,579,157	21,415,949	21,732,627	25,654,328	25,796,352	26,188,610
	臨時特別公債償還	—	—	1,450,671	158,159	75,159	15,991
	食糧証券償還	852,200	719,950	592,300	441,240	382,310	88,000
	借入金償還	6,997,450	5,137,518	4,728,077	4,114,739	4,920,012	7,154,920
	国債利子等支払	10,093,166	9,923,034	10,575,251	10,759,742	10,461,709	10,432,384
	借入金利子支払	1,677,753	1,812,064	2,193,329	2,402,198	2,661,861	2,916,060
	短期証券割引料	954,044	1,294,943	1,918,703	1,888,821	1,234,592	908,204
	国債事務取扱諸費	95,273	91,073	102,637	104,176	101,454	120,515
	株式売払経費	37,227	—	—	12,454	8,655	13,189
	一般会計へ繰入	1,300,000	1,300,000	1,300,000	216,647	186,622	172,541
	合計	40,586,270	41,694,532	44,593,597	45,752,504	45,828,726	48,010,414
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	他会計より受入	27,232,902	34,799,099	41,219,363	43,701,246	50,860,571	62,508,456
	一般会計より受入	13,221,300	16,375,197	16,802,329	17,262,816	19,831,923	21,965,341
	臨時特別公債償還財 源一般会計より受入	—	—	—	—	—	—
	交付税及び譲与税配 付金特別会計等より 受入	14,011,602	18,423,902	24,417,034	26,438,430	31,028,648	40,543,115
	租税	—	—	—	120,200	267,500	271,600
	法人臨時特別税	—	—	—	—	—	—
	石油臨時特別税	—	—	—	—	—	—
	公債金	25,877,758	26,560,998	31,438,242	42,851,734	40,081,472	53,260,538
	公債金	25,877,758	26,560,998	31,438,242	42,851,734	40,081,472	53,260,538
	臨時特別公債借換公 債金	—	—	—	—	—	—
	株式売払収入	544,288	333,600	332,400	424,000	724,000	1,439,200
	配当金収入	20,423	20,000	20,267	20,267	34,667	14,267
	運用収入	39,811	38,756	31,085	33,777	33,823	165,947
	前年度剰余金受入	4,172,541	4,671,541	4,671,541	4,659,533	5,174,181	5,159,533
雑収入	85	85	85	85	85	85	
	合計	57,887,808	66,424,079	77,712,982	91,810,842	97,176,299	122,819,625
歳出	国債償還	27,408,530	30,608,546	35,848,037	40,951,868	45,408,571	63,613,768
	臨時特別公債償還	—	—	—	—	—	—
	食糧証券償還	466,870	626,130	784,360	1,029,600	1,014,590	1,054,430
	借入金償還	10,499,541	15,533,386	21,169,822	29,662,792	30,730,795	38,473,163

歳出	国債利子等支払	10,563,223	10,730,111	10,779,861	10,729,980	10,700,539	10,199,198
	借入金利子支払	3,327,942	3,541,546	3,915,246	3,722,701	3,543,728	3,523,831
	短期証券割引料	806,337	565,272	386,161	385,786	394,035	446,542
	国債事務取扱諸費	135,646	143,148	147,478	155,214	208,027	324,089
	株式売払経費	7,178	4,399	10,476	13,368	16,481	25,071
	一般会計へ繰入	172,541	171,541	171,541	159,533	159,533	159,533
	合計	53,387,808	61,924,079	73,212,982	86,810,842	92,176,299	117,819,625

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 概要

この会計は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税の配付に関する経理を明確にし、一般会計と区分するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「交付税及び譲与税配付金特別会計法」

第1条 (設置)

地方交付税及び地方譲与税の配付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

国税収入の地方財源への移転制度は、「地方分与税分与金特別会計法」(昭和15年法律第67号)によって、昭和15年度に設置された地方分与税分与金特別会計に始まった。更に、「地方配付税法」(昭和23年法律第111号)により、「地方分与税分与金特別会計法」が「地方配付税配付金特別会計法」に改称され、昭和23年度より地方配付税配付金特別会計が設置されたことにより、国税収入の地方への移転制度は充実した。その後、地方配付税配付金特別会計は廃止され、地方への国税の財源移転制度は一般会計による地方平衡交付金制度に改められた。¹⁾

昭和29年5月に「交付税及び譲与税配付金特別会計法」(昭和29年法律第103号)が公布され、昭和29年度に交付税及び譲与税配付金特別会計が設置され、国税3税(所得税、法人税及び酒税)と譲与税の地方移転制度が確立した。²⁾ 国税3税を地方に移転する地方交付税については、「地方交付税法」(昭和25年法

律第211号)で規定され、譲与税については、「地方道路譲与税法」(昭和30年法律第113号)により地方道路譲与税が、「特別とん譲与税法」(昭和32年法律第77号)により特別とん譲与税が、「石油ガス譲与税法」(昭和40年法律第157号)により石油ガス譲与税が、「自動車重量譲与税法」(昭和46年法律第90号)により自動車重量譲与税が、「航空機燃料譲与税法」(昭和47年法律第13号)により航空機燃料譲与税がそれぞれ規定され、特別会計に譲与税として繰り入れられた後、同財源を地方公共団体等に配付する制度として対象税目が広がっていった。

このほか「道路交通法」(昭和35年法律第105号)により、交通違反反則金の経理については交付税及び譲与税配付金特別会計で経理していたが、昭和58年度から交通安全対策特別交付金の用途を拡大するとともに、その経理を明確にするため、交通安全対策特別交付金勘定が設置され、従来の交付税及び譲与税配付金の経理は交付税及び譲与税配付金勘定となった。³⁾

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を述べる。

(2) 交付税及び譲与税配付金勘定

本勘定は、地方交付税交付金等の財源に充てるため、歳入については、租税収入や一般会計からの受入(「交付税及び譲与税配付金特別会計法」に基づく。)等を財源とし、歳出は、「地方交付税法」に基づき算出した地方交付税交付金、地方特例交付金、「地方道路譲与税法」等の各譲与税法による地方譲与税譲与金等である。⁴⁾

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入)	13兆3,688億円	(1) 地方交付税交付金	12兆1,089億円
(2) 借入金	3兆5,942億円	(2) 国債整理基金特別会 計へ繰入	4兆9,231億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	1兆6,525億円	(3) その他 (地方譲与税譲与金等)	1兆4,568億円
計	18兆6,156億円	計	18兆4,889億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-5のとおりである。

このうち、一般会計より受入は国税3税の収入見込額の100分の32、消費税

の収入見込額（消費譲与税を除く。）の100分の24及びたばこ税の収入見込額の100分の25に相当する額である。⁶⁾平成元年度以降、消費税収入の5分の1に相当する額をこの勘定に受け入れ、「消費譲与税法」（昭和63年法律第111号）に基づき、消費譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与する新たな制度の導入により収支の改善が見込まれ、借入金は前年度当初予算の5兆9139億円から平成元年度には3兆5942億円へと大きく減少した。また、その他の税収については、地方道路税の全額、石油ガス税収入の2分の1、航空機燃料税収入の13分の2、自動車重量税収入の4分の1、特別とん税全額を受け入れている。このほか、借入金は資金運用部からの借入れであり、翌年度には国債整理基金特別会計へ償還するものである。交付税及び譲与税配付金勘定から地方への財源移転については、税収で不足する部分を借入金で賄っており、平成元年度末の借入金残高は2兆9846億円となっている。⁷⁾

平成2年度及び平成3年度の予算では、安定的な消費税収入により、借入金規模を前年度予算に対して減少させることができていた。しかし、平成4年度予算では、地方交付税交付金を前年度当初予算の14兆8404億円から15兆6792億円に増加した結果、資金運用部からの借入金は、平成4年度当初予算では6177億円となり、前年度当初予算に比べて37.2%増加している。同年度補正予算後では、所得税及び法人税の減収による地方交付税交付金の減少を補うため、資金運用部資金からの借入金を大幅に増額した結果、2兆1859億円となっている。⁸⁾

地方財政の安定を図るための地方交付税の増額が地方公共団体等から求められ、平成6年度には「地方税法等の一部を改正する法律」（平成6年法律第101号）により特別会計の設置法を改正した。第3条で規定する消費税の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入率を24%から29.5%に引き上げ、安定的な税収が見込める消費税の財源移転を増加させた。このため、一般会計より受入の予算額は、平成6年度の12兆7578億円から平成7年度には13兆2154億円に増大した。一方、地方交付税交付金は、平成6年度当初予算の15兆5020億円から平成7年度予算の16兆1529億円に増大、資金運用部からの借入金も6兆7135億円から10兆7725億円へと増加し、予算規模も21兆8313億円から26兆4351億円へと膨れ上がった。⁹⁾

その後も交付税及び譲与税配付金勘定は、毎年行われる資金運用部資金からの借入れの増大により予算規模を拡大し、地方交付税交付金を増額させてきた。平成11年度には「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成11年法律第16号）により、特別会計設置法の本則である法人税の本勘定への繰入率32%の特例として、当分の間、繰入率を35.8%（平成11年度は32.5%）とした。この改正により、平成11年度予算においては、法人税収入の32.5%が一般会計から本勘定に繰り入れられたが、所得税及び法人税の減税が実施されたことから、一般会計から本勘定への繰入額は、平成10年度の15兆8702億円から平成11年度には13兆5230億円へと減少した。このほか平成11年度においては、地方への財源移転額を極力維持し、地方特例交付金の財源に充てるため、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、地方特例交付金6399億円を一般会計から受け入れ、平成11年度分の都道府県並びに市町村及び特別区に交付する地方特例交付金として歳出に同額を計上することとしている。それでも財源は不足し、資金運用部からの借入金は平成10年度の19兆901億円から平成11年度には29兆6050億円へと大幅に増加している。¹⁰⁾

平成12年度も平成11年度と同様、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、一般会計から地方特例交付金9140億円を受け入れ、平成12年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として同額を計上することとしている。資金運用部からの借入金も、平成11年度に比べて、8兆5000億円強増加し、当初予算ベースでは38兆1318億円となっている。

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹¹⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 借入金	38兆1,318億円	(1) 国債整理基金特別会計へ繰入	30兆8,716億円
(2) 他会計より受入 （一般会計より受入）	14兆9,304億円	(2) 地方交付税交付金	21兆4,107億円
(3) その他 （租税、前年度剰余金受入等）	8,985億円	(3) その他 （地方特例交付金、地方道路譲与税譲与金等）	1兆5,311億円
計	53兆9,607億円	計	53兆8,135億円

(3) 交通安全対策特別交付金勘定

本勘定は、交通反則者納金等を財源として地方公共団体への交通安全対策特別交付金の交付等を経理している。

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 交通反則者納金	995億円	(1) 交通安全対策特別交付金	953億円
(2) 前年度剰余金受入	85億円	(2) 諸支出金	54億円
(3) 雑収入	7億円	(3) 予備費	3億円
計	1,088億円	計	1,010億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-5のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 交通反則者納金	916億円	(1) 交通安全対策特別交付金	882億円
(2) その他 (前年度譲与金受入等)	77億円	(2) 諸支出金	31億円
		(3) 予備費	2億円
計	993億円	計	915億円

〔注〕

- 1) 昭和20年度までの地方への財源移転制度については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第5巻「租税」(昭和32年、東洋経済新報社)、同第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)を参照。占領期の地方への財源移転制度については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第16巻「地方財政」(昭和53年、東洋経済新報社)、同第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 併せて「地方財政平衡交付金法」は昭和29年法律第101号で改正され、「地方財政法」に改められた。
- 3) 昭和29年度以降の交付税及び譲与税配付金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。『国の予算』昭和58年度 934-936ページ。
- 4) 『平成元年度特別会計予算書』97-101ページ、『国の予算』平成元年度 952-953ページ。実際には地方交付税交付金の特例措置額230億円を加算した額から、昭和60年度特例措置額に係る減額230億円を控除した額となっている。
- 5) 『平成元年度特別会計予算書』97-101ページ、『国の予算』平成元年度 952-953ページ。

- 6) 『国の予算』平成元年度 952ページ。
 7) 『平成元年度特別会計決算参照書』22ページ、『国の予算』平成2年度 940ページ。
 8) 『国の予算』平成4年度 931-932ページ、『国の予算』平成5年度 1052、1055-1056ページ。
 9) 『平成6年度特別会計予算書』95-99ページ、『平成7年度特別会計予算書』93-97ページ、『国の予算』平成7年度 931-932ページ。
 10) 『国の予算』平成11年度 906-907ページ、『平成11年度特別会計予算書』97-101ページ。
 11) 『国の予算』平成12年度 778-779ページ、『平成12年度特別会計予算書』99-103ページ。
 12) 平成元年度予算については、『平成元年度特別会計予算書』102-104ページ、『国の予算』平成元年度 953ページ。平成12年度予算については、『平成12年度特別会計予算書』104-106ページ、『国の予算』平成12年度 779ページ。

表 1-5-5 交付税及び譲与税配付金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
交付税及び譲与税配付金勘定							
歳入	一般会計より受入	13,368,840	15,275,090	15,974,910	15,771,880	15,617,350	12,757,751
	租税	1,457,000	1,924,700	1,855,800	1,889,300	1,998,900	1,975,700
	消費税	904,500	1,330,000	1,236,000	1,242,000	1,364,000	1,435,000
	地方道路税	327,200	346,000	366,400	382,800	362,100	256,000
	石油ガス税	17,000	17,000	17,000	16,000	16,000	15,000
	航空機燃料税	10,700	11,100	11,800	12,500	13,600	14,400
	自動車重量税	186,300	209,300	213,300	224,700	230,700	244,000
	特別とん税	11,300	11,300	11,300	11,300	12,500	11,300
	借入金	3,594,235	1,574,035	450,240	617,678	2,128,101	6,713,521
	前年度剰余金受入	195,501	137,119	214,614	293,908	297,014	384,370
雑収入	2	2	2	2	2	2	
合計	18,615,578	18,910,946	18,495,566	18,572,768	20,041,367	21,831,344	
歳出	地方交付税交付金	12,108,903	13,759,444	14,840,362	15,679,199	15,435,122	15,501,954
	地方特例交付金	—	—	—	—	—	—
	地方譲与税譲与金	1,453,400	1,840,900	1,774,600	1,883,800	1,950,900	1,926,200
	地方譲与税譲与金等	—	—	—	—	—	—
	消費譲与税譲与金	904,500	1,260,300	1,162,100	1,245,000	1,296,800	1,372,400
	地方道路譲与税譲与金	326,000	338,100	359,100	376,900	382,200	272,600
	石油ガス譲与税譲与金	16,700	16,900	17,000	16,300	16,000	15,300
	航空機燃料譲与税譲与金	10,600	11,000	11,700	12,300	13,500	14,200
	自動車重量譲与税譲与金	184,500	203,300	213,400	222,000	230,100	240,200

歳出	特別とん譲与税 譲与金	11,100	11,300	11,300	11,300	12,300	11,500
	消費譲与税相当 額譲与金	—	—	—	—	—	—
	事務費	139	163	181	226	282	346
	諸支出金	1	1	1	1	1	0
	国債整理基金特別 会計へ繰入	4,923,135	3,096,638	1,591,322	714,942	2,312,462	4,010,744
	予備費	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	合 計	18,488,878	18,700,446	18,209,766	18,281,468	19,702,067	21,442,544
	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
交通安全対策特別交付金勘定							
歳入	交通反則者納金	99,518	67,062	75,746	91,101	87,585	89,719
	前年度剰余金受入	8,530	8,075	5,337	8,202	7,782	7,983
	雑収入	724	527	536	666	585	597
	合 計	108,772	75,664	81,619	99,969	95,952	98,299
歳出	交通安全対策特別 交付金	95,256	66,696	71,290	87,985	85,331	86,992
	諸支出金	5,442	3,630	4,037	4,202	2,992	3,050
	予備費	300	300	300	300	300	300
	合 計	100,997	70,626	75,626	92,487	88,623	90,342
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
交付税及び譲与税配付金勘定							
歳入	一般会計より受入	13,215,395	13,603,826	15,480,975	15,870,150	13,523,000	14,930,360
	租税	2,052,800	2,065,600	602,500	607,700	613,600	615,900
	消費税	1,495,000	1,487,000	—	—	—	—
	地方道路税	261,900	268,100	279,500	284,800	290,600	296,500
	石油ガス税	16,000	15,000	16,000	15,000	15,000	15,000
	航空機燃料税	14,900	15,800	16,000	16,600	16,400	15,800
	自動車重量税	255,000	268,400	279,700	280,000	280,300	277,300
	特別とん税	10,000	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300
	借入金	10,772,461	15,375,441	17,144,441	19,090,121	29,605,031	38,131,796
	前年度剰余金受入	394,435	477,201	719,324	337,806	295,950	282,600
	雑収入	2	2	2	2	2	2
	合 計	26,435,092	31,522,070	33,947,242	35,905,779	44,037,583	53,960,657
歳出	地方交付税交付金	16,152,873	16,841,006	16,834,485	17,518,865	20,864,236	21,410,720
	地方特例交付金	—	—	—	—	639,860	914,014
	地方譲与税譲与金	1,986,300	1,998,600	—	601,000	613,100	614,100
	地方譲与税譲与金等	—	—	1,073,300	—	—	—
	消費譲与税譲与金	1,431,500	1,424,600	—	—	—	—
	地方道路譲与税 譲与金	261,900	265,700	280,100	279,700	287,400	292,900

歳出	石油ガス譲与税譲与金	15,700	15,300	15,700	15,100	15,200	14,800
	航空機燃料譲与税譲与金	14,900	15,600	16,000	16,500	16,300	15,900
	自動車重量譲与税譲与金	252,200	266,200	276,900	278,400	283,000	279,200
	特別とん譲与税譲与金	10,100	11,200	11,300	11,300	11,200	11,300
	消費譲与税相当額譲与金	—	—	473,300	—	—	—
	事務費	379	397	415	393	435	427
	諸支出金	1	1	1	1	1	1
	国債整理基金特別会計へ繰入	7,836,940	12,169,166	15,901,341	17,641,820	21,773,951	30,871,596
	予備費	3,300	3,300	3,300	2,600	2,600	2,600
	合計	25,979,792	31,012,470	33,812,842	35,764,679	43,894,183	53,813,457
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
交通安全対策特別交付金勘定							
歳入	交通反則者納金	89,208	89,002	89,848	91,899	91,712	91,622
	前年度剰余金受入	8,162	6,765	8,706	8,012	7,984	7,683
	雑収入	596	523	548	399	104	12
	合計	97,965	96,290	99,102	100,310	99,800	99,316
歳出	交通安全対策特別交付金	86,670	85,091	87,893	89,150	89,009	88,205
	諸支出金	3,055	3,064	3,196	3,214	3,063	3,145
	予備費	300	300	300	200	200	200
	合計	90,025	88,455	91,389	92,564	92,272	91,550

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

3 特定国有財産整備特別会計

この会計は、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)に規定する「特定国有財産整備計画」¹⁾の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、一般会計と区分するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「特定国有財産整備特別会計法」

第1条(設置)

「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)

第5条に規定する特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

国有財産の処分による資金を別の国有財産の取得に充当するため、昭和32年度に「国有財産特殊整理資金特別会計法」(昭和32年法律第116号)により、国有財産特殊整理資金特別会計が設置された。同特別会計は「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)に基づき、特定庁舎等特殊整備計画による国有財産の処分収入を管理し、それを一般会計に繰り入れて営繕予算として用いるものであったが、資金規模も小さく国有財産の整備財源としては限定的なものであった。その後、昭和44年度には、営繕予算の資金を調整する制度から特別会計の負担で営繕事業を行う制度とするために、「国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(昭和44年法律第6号)が公布され、国有財産特殊整理資金特別会計は特定国有財産整備特別会計に改められた。²⁾

この会計の歳入は、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産、その他この会計に所属する資産の処分による収入金、一般会計からの繰入金、借入金等であり、歳出は、計画の実施により取得する国有財産の取得に要する費用、借入金の償還金及びその利子の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ及び事務取扱費等である。

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

○ 平成元年度			
(歳 入)		(歳 出)	
(1) 国有財産処分収入	625億円	(1) 特定国有財産整備費	1,328億円
(2) 前年度剰余金受入	590億円	(特定施設整備費等)	
(3) 借入金	100億円	(2) その他	27億円
(資金運用部資金)		(国債整理基金特別会計へ	
(4) その他	40億円	繰入、事務取扱費等)	
(他会計より受入、雑収入)			
計	1,355億円	計	1,355億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-6のとおりである。

○ 平成12年度				
	(歳 入)		(歳 出)	
(1)	国有財産処分収入 (国有財産売却収入)	984億円	(1) 特定国有財産整備費 (特定施設整備費等)	959億円
(2)	借入金 (資金運用部資金)	742億円	(2) 国債整理基金特別会計へ 繰入	822億円
(3)	その他 (他会計より受入、前年 度剰余金受入等)	77億円	(3) その他 (事務取扱費等)	22億円
計		1,803億円	計	1,803億円

〔注〕

- 1) 特定国有財産整備計画とは、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（本会計以外の特別会計所屬財産、公共用財産等を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るために行う処分、及びこれに代わる施設の取得の基本的事項に関する計画であり、大蔵大臣が関係各省庁の長の意見を聞いて定めることとなっている。
- 2) 特定国有財産整備特別会計と同様の趣旨で、営繕予算に充当する資金を保有する特別会計として、大正11年に「国有財産整理資金特別会計法」（大正11年法律第6号）により国有財産整理資金特別会計が設置されたが、昭和18年度末で廃止された（大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第8巻「国有財産・営繕」（昭和33年、東洋経済新報社）及び同第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）を参照。
昭和63年度までの特定国有財産整備特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 3) 平成元年度予算については、『平成元年度特別会計予算書』217-220ページ、『国の予算』平成元年度 971-972ページ。平成12年度予算については、『平成12年度特別会計予算書』215-218ページ、『国の予算』平成12年度 798-799ページ。

表 1-5-6 特定国有財産整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	国有財産処分収入	62,529	80,890	121,774	115,587	115,836	102,683
	一般会計より受入	1,761	1,410	1,133	724	292	198
	借入金	10,000	7,000	3,000	46,600	67,000	70,600
	前年度剰余金受入	58,971	74,892	98,231	70,858	1,853	258
	雑収入	2,230	2,593	3,252	3,488	2,683	2,916
	合 計	135,490	166,784	227,389	237,257	187,664	176,655

歳出	特定国有財産整備費	132,833	162,800	222,523	231,298	173,961	160,244
	事務取扱費	630	731	903	1,126	1,145	1,208
	国債整理基金特別会計へ繰入	1,977	3,203	3,913	4,783	12,508	15,153
	予備費	50	50	50	50	50	50
	合 計	135,490	166,784	227,389	237,257	187,664	176,655
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	国有財産処分収入	78,273	85,301	111,537	117,715	110,135	98,448
	一般会計より受入	100	47	7	1,807	1,807	1,612
	借入金	125,000	103,000	94,800	93,000	63,900	74,200
	前年度剰余金受入	1,216	1,198	44,035	51,825	30,781	4,377
	雑収入	2,868	3,447	3,561	1,873	1,991	1,668
合 計	207,457	192,993	253,940	266,220	208,614	180,305	
歳出	特定国有財産整備費	182,718	156,702	197,862	193,102	129,775	95,879
	事務取扱費	1,240	1,285	1,317	1,347	1,693	2,178
	国債整理基金特別会計へ繰入	23,449	34,957	54,711	71,731	77,106	82,208
	予備費	50	50	50	40	40	40
	合 計	207,457	192,993	253,940	266,220	208,614	180,305

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

4 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

(1) 概要

この会計は、昭和55年度予算から石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に、平成5年度から石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改められ、一般会計と区分して石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策を経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」第1条(設置)

第1項 石炭対策並びに石油及び石油代替エネルギー対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

昭和30年代後半からのエネルギー需給構造の劇的な変動により、国内の石炭需要は減少の一途をたどった。こうした状況下、政府は産炭地の維持と転廃業支援のため、「石炭対策特別会計法」(昭和42年法律第12号)により石炭対策特別会計を設置し、それまでに実施されてきた石炭対策に係る経理をこの特別会計に統合した。なお、石炭対策として制定された法律としては、「臨時石炭鉱害復旧法」(昭和27年法律第295号)、「石炭鉱業合理化臨時措置法」(昭和30年法律第156号)、「炭鉱離職者臨時措置法」(昭和34年法律第199号)、「石炭鉱業再建整備臨時措置法」(昭和42年法律第49号)があり、石炭鉱害対策、石炭業の合理化と再建支援及び炭鉱離職者支援がなされてきた。また、特別会計の財源については、「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)に基づき原重油関税の一定割合が石炭対策特別会計に繰り入れられてきた。

昭和47年には、「石炭対策特別会計法の一部を改正する法律」(昭和47年法律第20号)により特別会計の設置法が改正され、昭和47年度より「石炭対策特別会計法」は「石炭及び石油対策特別会計法」と改称された。これに伴い、従来の石炭対策の経理を石炭勘定とし、新たな石油対策の経理は石油勘定として区分経理されることとなった。

更には、石油代替エネルギーの開発・支援が必要とされるに至り、「電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律」(昭和55年法律第68号)により特別会計の設置法が改正され、昭和55年度より特別会計の名称は石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計に、また、石油勘定の名称は石油及び石油代替エネルギー勘定に改正された。¹⁾

平成5年には、「エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律」(平成5年法律第17号)により、特別会計の設置法が改正され、会計の名称も石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計となった。これに併せて勘定名も石油及び石油代替エネルギー勘定から石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に改められた。

平成12年には、石炭対策としては平成13年度に石炭政策を円滑に完了させるため、石炭鉱業構造調整対策、産炭地域振興対策等の重要な施策を実施することとされた。また、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第16号)の施行に併せて、特別会計の設置法は「石

油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」に改称され、平成14年度より特別会計の名称も石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に改められた。同様に、石油及び石油代替エネルギー勘定の名称も石油及びエネルギー需給構造高度化勘定に改められた。石炭勘定については、平成13年度末で事実上終了し、平成18年度までの間は、石炭勘定における債務の返済を原油等関税を財源として行う暫定勘定として、国債整理基金特別会計への繰入れによる借入金の償還及び事務処理費等を歳出に計上し経理された。²⁾

次に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を述べる。

(2) 石炭勘定

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (原油等関税)	1,013億円	(1) 鉱害対策費 (鉱害復旧事業資金補助金等)	565億円
(2) 借入金	208億円	(2) 石炭鉱業合理化安定対策費 (石炭鉱業安定補給交付金等)	336億円
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	32億円	(3) 産炭地域開発雇用対策費 (産炭地域開発就労事業費補助金等)	115億円
		(4) 炭鉱離職者援護対策費 (炭鉱離職者就職促進手当等)	107億円
		(5) その他 (産炭地域振興対策費等)	131億円
計	1,253億円	計	1,253億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-8のとおりである。

なお、原重油関税収入の石炭勘定、石油及び石油代替エネルギー勘定の両勘定への帰属について、昭和49年度から「石炭及び石油対策特別会計法」(昭和42年法律第12号)第4条(昭和55年度より「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」)が適用され、石炭対策及び石油及び石油代替エネルギー対策に必要な費用を勘案して予算で定めるところにより配分されていた。平成元年度からは原油関税の引下げを行い、その減収分については、重油関税の引上げ

並びに新たに石油製品関税収入を財源に加えることで措置するとともに、関税収入についてはその全額を石炭勘定に組み入れることとしている。⁴⁾

平成元年度以降、石炭対策として施策を講じているが、主なものを示すと次のとおりである。⁵⁾

- ・平成2年度・・・第8次石炭対策（昭和62年度～平成3年度）の4年度目
- ・平成3年度・・・産炭地域石炭企業等経営多角化促進補給金の創出
産炭地域街づくり基盤整備事業の実施
- ・平成4年度・・・第8次石炭対策（昭和62年度～平成3年度）の10年間延長、
及び石炭鉱業構造調整円滑化補助金の創設
- ・平成7年度・・・平成4年度からの「新しい石炭対策」の着実な推進を図る
ための支援
- ・平成12年度・・・石炭勘定の歳入不足に対して、平成12、13年度に資金（借入）調達を行い、その返済財源は法律改正により確保する等、
石炭対策への十分な手当て

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 借入金	826億円	(1) 鉱害対策費	725億円
(2) 租税 (原油等関税)	522億円	(鉱害復旧事業資金補助金等)	
(3) その他 (前年度剰余金受入等)	13億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	224億円
		(3) 産炭地域振興対策費	170億円
		(産炭地域活性化事業費補助金等)	
		(4) 産炭地域開発雇用対策費	125億円
		(産炭地域開発就労事業費等補助金等)	
		(5) その他	117億円
		(石炭鉱業合理化安定対策費等)	
計	1,361億円	計	1,361億円

(3) 石油及び石油代替エネルギー勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定

この勘定は、石油税収入相当額のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てる額を一般会計から受入れ経理を行うものである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入)	3,660億円	(1) 石油安定供給対策費 (石油公団交付金等)	3,842億円
(2) 前年度剰余金受入	719億円	(2) 石油代替エネルギー対策費	305億円
(3) その他 (償還金収入等)	29億円	(石油代替エネルギー技術開発費補助金等)	
		(3) その他	261億円
		(石油生産流通合理化対策費等)	
計	4,408億円	計	4,408億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-8のとおりである。

歳出予算には、①「石油公団法」(昭和42年法律第99号)に基づく石油公団に対する探鉱等投融资事業出資金、公団備蓄事業出資金等の石油公団出資金、石油天然ガス基礎調査等委託費、石油公団備蓄増強対策補給金等の石油安定供給対策費、②石油精製合理化対策事業費等補助金、石油流通合理化調査等委託費等の石油生産流通合理化対策費、③石油代替エネルギー技術開発費補助金、ソーラーシステム普及促進対策費補助金等の石油代替エネルギー対策費等を計上している。

なお、平成2年度以降、石油対策のうち石油備蓄については、「石油備蓄法」(昭和50年法律第96号)により民間備蓄と石油公団による国家備蓄が進められ、計画的に行われてきているところである。国家備蓄量について、平成元年度から平成12年度までの計画は次のようになっている。⁸⁾

表 1-5-7 石油の国家備蓄量の推移

(単位：万 kℓ)

	積増量	年度末備蓄量	備考
平成元年度	300	3,300	(約58日分)
平成2年度	300	3,600	—
平成3年度	300	3,600	—
平成4年度	300	3,900	—
平成5年度	300	4,200	1990年代半ばまで5,000万 kℓ目標
平成6年度	300	4,500	—
平成7年度	200	4,700	—
平成8年度	170	4,870	—
平成9年度	130	5,000	達成
平成10年度	—	5,000	維持
平成11年度	—	5,000	維持
平成12年度	—	5,000	維持

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 他会計より受入 (一般会計より受入)	4,750億円	(1) 石油安定供給対策費 (石油公団交付金等)	3,979億円
(2) 前年度剰余金受入	1,307億円	(2) エネルギー需給構造高度化 対策費	1,447億円
(3) その他 (償還金収入等)	4億円	(エネルギー使用合理化技 術開発費等補助金等)	
		(3) 石油生産流通合理化対策費 (石油製品販売業構造改善 対策事業費等補助金等)	556億円
		(4) その他	79億円
		(事務処理費等)	
計	6,061億円	計	6,061億円

平成12年度の歳出予算は、①「石油公団法」(昭和42年法律第99号)に基づく石油公団に対する出資金、石油天然ガス基礎調査等委託費、石油公団交付金等の石油安定供給対策費、②石油精製合理化対策事業費等補助金、石油製品品質確保事業費等補助金等の石油生産流通合理化対策費、③エネルギー使用合理化システム開発調査等委託費、石油代替エネルギー技術開発費補助金等のエ

エネルギー需給構造高度化対策費等を計上している。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの石炭対策特別会計、石炭及び石油対策特別会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成14年度 757、763-764ページ。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』197-205ページ、『国の予算』平成元年度 958-966ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 958ページ。
- 5) 『ファイナンス』「予算特集」各年を参照。
- 6) 『平成12年度特別会計予算書』195-202ページ、『国の予算』平成12年度 784-792ページ。
- 7) 『平成元年度特別会計予算書』206-213ページ、『国の予算』平成元年度 966-971ページ。
- 8) 『ファイナンス』「予算特集」各年、『国の予算』各年度を参照。
- 9) 『平成12年度特別会計予算書』203-210ページ、『国の予算』平成12年度 792-797ページ。

表 1-5-8 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
石炭勘定							
歳入	関税						
	原重油関税	101,300	107,600	—	—	—	—
	原油等関税	—	—	110,300	98,700	97,100	93,500
	前年度剰余金受入	2,578	10,221	17,310	5,223	9,321	14,626
	雑収入	670	400	400	400	400	400
	借入金	20,800	—	—	—	—	—
	合 計	125,348	118,221	128,010	104,323	106,821	108,526
歳出	石炭鉱業合理化安定対策費	33,590	27,110	22,264	24,790	25,904	26,344
	炭鉱整理促進費	7,110	3,117	3,197	—	—	—
	石炭鉱業構造調整費	—	—	—	5,692	6,163	7,404
	石炭鉱業生産体制改善対策費	6,885	5,856	4,680	5,418	5,412	4,939

	坑内骨格構造整備 拡充事業費補助金	6,885	—	—	—	—	—
	石炭鉱業経理改善対 策費	8,421	7,512	5,430	5,157	6,333	6,331
	石炭鉱業再建交付金	204	110	—	—	—	—
	石炭鉱業安定補給 交付金	8,217	7,402	5,430	—	—	—
	石炭鉱業保安確保対 策費	8,825	7,826	6,355	6,521	6,634	6,688
	新エネルギー・産業 技術総合開発機構補 給金	2,349	2,799	2,601	2,002	1,362	982
	鉱害対策費	56,470	50,905	45,812	48,323	49,236	49,625
	鉱害復旧事業資金補 助金	50,400	45,614	40,527	40,524	40,500	40,500
	石炭鉱害事業団事務 費等交付金	5,070	5,061	5,114	7,614	8,556	8,964
	鉱害復旧事業費	—	—	—	—	—	—
	新エネルギー・産業 技術総合開発機構事 務費等交付金	—	—	—	—	—	—
	無資力鉱害調整費	—	—	—	185	180	161
	その他	1,000	231	171	—	—	—
歳 出	産炭地域振興対策費	8,219	8,218	8,304	11,287	12,048	12,768
	産炭地域振興臨時交 付金	4,449	—	—	—	—	—
	産炭地域振興対策費	—	6,710	6,585	9,312	9,889	10,787
	地域振興整備公団出 資金	650	950	950	1,100	1,100	1,100
	地域振興整備公団補 給金	552	557	769	875	1,060	881
	地域振興整備公団補 給金等	—	—	—	—	—	—
	その他	2,568	—	—	—	—	—
	事務処理費	2,871	2,951	3,090	3,270	3,337	3,354
	炭鉱離職者援護対策費	10,722	10,759	8,754	—	—	—
	炭鉱離職者等援護対策費	—	—	—	6,001	5,442	5,378
	炭鉱離職者援護対策 事務費	—	—	213	228	236	—
	炭鉱離職者等援護対 策事務費	—	—	—	—	—	243
	炭鉱離職者緊急就労 対策事業費等補助金	3,621	3,235	2,771	2,365	1,931	1,573
炭鉱離職者援護事業 費補助金	495	502	541	569	607	—	

歳出	炭鉱離職者等援護事業費補助金	—	—	—	—	—	675
	炭鉱離職者職業訓練費交付金	109	94	54	54	54	—
	炭鉱離職者等職業訓練費交付金	—	—	—	—	—	54
	炭鉱離職者就職促進手当	4,437	5,001	4,008	1,763	1,264	1,478
	炭鉱離職者職業転換特別給付金	1,863	1,722	1,166	1,022	1,349	—
	炭鉱離職者等職業転換特別給付金	—	—	—	—	—	1,355
	旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費等補助金	—	—	—	—	—	—
	その他	197	206	—	—	—	—
	産炭地域開発雇用対策費	11,464	9,679	9,919	10,149	10,352	10,506
	産炭地域開発就労事業費補助金	11,463	9,678	9,918	10,148	10,351	10,505
	産炭地域開発就労事業費等補助金	—	—	—	—	—	—
	産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業費補助金	—	—	—	—	—	—
	その他	1	1	1	1	1	1
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計へ繰入	1,812	8,399	29,605	303	303	351
	予備費	200	200	200	200	200	200
給与改善予備費	—	—	62	—	—	—	
合計	125,348	118,221	128,010	104,323	106,821	108,526	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
石油及び石油代替エネルギー勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定							
歳入	一般会計より受入	366,000	388,000	432,000	472,000	494,000	511,000
	償還金収入	2,913	2,929	2,927	2,866	2,732	2,760
	前年度剰余金受入	71,926	81,338	62,089	60,573	68,833	62,286
	雑収入	1	1	1	1	1	1
	合計	440,840	472,268	497,017	535,440	565,566	576,047
歳出	石油開発・供給確保対策費	97,388	99,226	100,720	101,896	103,303	106,894
	探鉱等投融资事業費	—	—	—	—	—	—

歳出	石油開発技術研究開発費	—	—	—	—	—	—
	石油探鉱開発費	56,000	56,000	56,000	55,100	55,500	55,900
	石油開発促進事業費	11,373	12,794	13,494	17,848	16,655	17,097
	石油資源開発技術等振興対策費	12,680	11,732	10,967	8,727	9,247	11,512
	石油・天然ガス基礎調査費	—	—	—	—	—	—
	その他	17,335	18,700	20,259	20,221	21,901	22,385
	石油備蓄事業費	287,387	304,038	320,631	349,132	340,374	344,247
	石油公団備蓄事業費	260,068	276,274	288,619	—	—	—
	国家備蓄事業費	—	—	—	318,112	315,754	325,551
	民間備蓄事業費	17,324	18,136	22,944	22,392	16,221	11,054
	その他	9,995	9,628	9,068	8,628	8,399	7,642
	石油産業体制整備	—	—	—	—	—	—
	石油精製合理化対策費	—	—	—	—	—	—
	石油製品販売業構造改善対策事業費	—	—	—	—	—	—
	石油ガス産業対策費	—	—	—	—	—	—
	石油製品品質確保事業費	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	石油生産流通合理化対策費等	22,416	32,036	35,648	41,550	30,908	—
	石油生産流通合理化対策費	—	—	—	—	—	27,925
	石油生産合理化技術研究開発費等	14,281	19,658	21,307	25,204	12,639	—
	石油生産合理化技術研究開発費	—	—	—	—	—	9,015
	石油流通合理化調査費等	8,135	12,378	14,341	16,346	18,269	18,910
	石油代替エネルギー対策費	30,649	33,968	36,990	39,862	—	—
	石炭液化等技術開発費	11,485	11,358	9,230	11,303	—	—
	海外炭開発費	738	776	825	875	—	—
	設備転換融資事業費	148	210	560	665	—	—
	ソーラーシステム普及促進対策費	1,020	1,019	1,019	1,019	—	—
	ローカルエネルギー対策費	797	1,106	3,308	3,099	—	—
	その他	16,461	19,499	22,048	22,901	—	—
	エネルギー需給構造高度化対策費	—	—	—	—	86,911	92,781

歳出	石油代替エネルギー技術開発費	—	—	—	—	27,094	27,924
	省エネルギー導入促進対策費	—	—	—	—	—	—
	省エネルギー等技術開発費	—	—	—	—	24,914	28,726
	省エネルギー技術開発費	—	—	—	—	—	—
	地域省エネルギーシステム形成促進費	—	—	—	—	8,013	8,013
	国際省エネルギー等対策事業費	—	—	—	—	6,999	8,027
	石油代替エネルギー設備転換融資事業費	—	—	—	—	1,182	1,142
	省エネルギー設備転換促進事業費	—	—	—	—	2,856	421
	ソーラーシステム等普及促進対策費	—	—	—	—	1,500	1,921
	石油代替エネルギー導入促進対策費	—	—	—	—	—	—
	石油代替エネルギー供給確保対策費	—	—	—	—	—	—
	国際省エネルギー対策費	—	—	—	—	—	—
	国際エネルギー対策費	—	—	—	—	—	—
	海外炭開発費	—	—	—	—	1,497	1,795
	その他	—	—	—	—	12,856	14,812
	事務処理費	—	—	—	—	1,070	1,200
	諸支出金	—	—	—	—	0	0
	予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	給与改善予備費	—	—	28	—	—	—
	合計	440,840	472,268	497,017	535,440	565,566	576,047
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
石炭勘定							
歳入	関税						
	原重油関税	—	—	—	—	—	—
	原油等関税	96,200	95,000	66,800	66,200	61,900	52,200
	前年度剰余金受入	13,178	15,500	48	6,080	8,193	887
	雑収入	400	400	400	367	407	366
	借入金	—	—	34,900	26,400	—	82,600
合計	109,778	110,900	102,148	99,048	70,500	136,054	
歳出	石炭鉱業合理化安定対策費	24,886	22,254	21,808	14,564	8,096	8,473
	炭鉱整理促進費	—	—	—	—	—	—

	石炭鉱業構造調整費	8,119	8,335	8,470	5,256	1,366	1,515
	石炭鉱業生産体制改善対策費	4,546	3,921	3,615	2,295	1,546	1,404
	坑内骨格構造整備拡充事業費補助金	—	—	—	—	—	—
	石炭鉱業経理改善対策費	4,998	3,742	3,893	1,998	1,033	1,801
	石炭鉱業再建交付金	—	—	—	—	—	—
	石炭鉱業安定補給交付金	—	—	—	—	—	—
	石炭鉱業保安確保対策費	6,733	5,883	5,528	5,015	4,151	3,752
	新エネルギー・産業技術総合開発機構補給金	490	373	302	—	—	—
	鉱害対策費	51,588	54,933	52,321	57,524	40,805	72,513
	鉱害復旧事業資金補助金	42,144	45,323	—	—	—	—
	石炭鉱害事業団事務費等交付金	9,288	9,473	—	—	—	—
	鉱害復旧事業費	—	—	42,843	48,542	32,751	58,976
	新エネルギー・産業技術総合開発機構事務費等交付金	—	—	9,373	8,902	8,026	13,536
	無資力鉱害調整費	156	136	105	79	28	1
	その他	—	—	—	—	—	—
	産炭地域振興対策費	13,400	14,000	10,689	10,288	7,657	16,962
	産炭地域振興臨時交付金	—	—	—	—	—	—
	産炭地域振興対策費	11,719	12,359	9,601	9,273	6,852	16,001
	地域振興整備公団出資金	1,100	1,100	760	760	650	616
	地域振興整備公団補給金	582	541	328	256	155	—
	地域振興整備公団補給金等	—	—	—	—	—	344
	その他	—	—	—	—	—	—
	事務処理費	3,281	2,947	2,608	2,209	1,752	1,352
	炭鉱離職者援護対策費	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等援護対策費	5,440	5,779	4,247	4,209	2,624	1,750
	炭鉱離職者援護対策事務費	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等援護対策事務費	244	247	250	248	239	230

歳出

歳出	炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金	1,474	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者援護事業費補助金	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等援護事業費補助金	669	698	721	649	571	460
	炭鉱離職者職業訓練費交付金	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等職業訓練費交付金	54	54	54	54	54	54
	炭鉱離職者就職促進手当	1,671	2,282	1,736	1,946	1,164	551
	炭鉱離職者職業転換特別給付金	—	—	—	—	—	—
	炭鉱離職者等職業転換特別給付金	1,327	1,562	1,201	1,055	359	268
	旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業費等補助金	—	935	285	257	236	186
	その他	—	—	—	—	—	—
	産炭地域開発雇用対策費	10,624	10,417	10,011	8,950	8,016	12,550
	産炭地域開発就労事業費補助金	10,623	—	—	—	—	—
	産炭地域開発就労事業費等補助金	—	10,416	10,010	8,949	8,016	7,349
	産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業費補助金	—	—	—	—	—	5,200
	その他	1	1	1	1	1	1
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計へ繰入	358	371	264	1,103	1,350	22,354
	予備費	200	200	200	200	200	100
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	109,778	110,900	102,148	99,048	70,500	136,054
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
石油及び石油代替エネルギー勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定							
歳入	一般会計より受入	515,000	524,000	514,000	500,000	488,000	475,000
	償還金収入	2,512	1,392	1,067	965	842	330
	前年度剰余金受入	73,908	87,788	111,660	131,738	140,587	130,675
	雑収入	1	1	55	12	49	58
	合計	591,421	613,181	626,781	632,714	629,478	606,063

歳出	石油開発・供給確保対策費	109,131	109,897	114,116	118,975	112,452	99,612
	探鉱等投融資事業費	—	—	54,700	54,700	43,907	39,894
	石油開発技術研究開発費	—	—	14,900	—	—	—
	石油探鉱開発費	55,200	54,700	—	—	—	—
	石油開発促進事業費	17,304	17,585	—	24,468	24,270	21,340
	石油資源開発技術等振興対策費	13,255	14,010	—	17,124	22,134	25,157
	石油・天然ガス基礎調査費	—	—	26,218	15,145	15,101	7,306
	その他	23,372	23,602	18,298	7,538	7,040	5,915
	石油備蓄事業費	345,708	359,136	341,999	328,770	319,462	298,239
	石油公団備蓄事業費	—	—	—	—	—	—
	国家備蓄事業費	330,370	343,820	327,572	313,603	305,781	285,424
	民間備蓄事業費	7,720	7,637	6,748	7,649	6,381	6,006
	その他	7,618	7,678	7,679	7,518	7,300	6,809
	石油産業体制整備	—	—	46,567	—	—	—
	石油精製合理化対策費	—	—	6,978	—	—	—
	石油製品販売業構造改善対策事業費	—	—	21,346	—	—	—
	石油ガス産業対策費	—	—	3,772	—	—	—
	石油製品品質確保事業費	—	—	4,210	—	—	—
	その他	—	—	10,261	—	—	—
	石油生産流通合理化対策費等	—	—	—	—	—	—
	石油生産流通合理化対策費	32,164	31,743	—	36,899	43,272	55,637
	石油生産合理化技術研究開発費等	—	—	—	—	—	—
	石油生産合理化技術研究開発費	8,620	7,850	—	7,401	14,926	20,036
	石油流通合理化調査費等	23,544	23,894	—	29,498	28,346	35,601
	石油代替エネルギー対策費	—	—	—	—	—	—
	石炭液化等技術開発費	—	—	—	—	—	—
	海外炭開発費	—	—	—	—	—	—
	設備転換融資事業費	—	—	—	—	—	—
	ソーラーシステム普及促進対策費	—	—	—	—	—	—
	ローカルエネルギー対策費	—	—	—	—	—	—

	その他	—	—	—	—	—	—
	エネルギー需給構造高度化対策費	100,295	107,858	118,416	141,622	146,687	144,697
	石油代替エネルギー技術開発費	29,778	29,320	20,663	25,621	21,669	21,213
	省エネルギー導入促進対策費	—	—	11,114	27,178	33,926	33,759
	省エネルギー等技術開発費	30,991	35,330	—	—	—	—
	省エネルギー技術開発費	—	—	59,664	51,543	47,962	46,512
	地域省エネルギーシステム形成促進費	6,949	5,936	—	—	—	—
	国際省エネルギー等対策事業費	8,871	9,773	—	—	—	—
	石油代替エネルギー設備転換融資事業費	1,130	876	—	—	—	—
	省エネルギー設備転換促進事業費	713	854	—	—	—	—
	ソーラーシステム等普及促進対策費	1,596	1,720	—	—	—	—
	石油代替エネルギー導入促進対策費	—	—	12,424	—	—	—
	石油代替エネルギー供給確保対策費	—	—	2,210	—	—	—
	国際省エネルギー対策費	—	—	—	12,044	17,065	17,436
	国際エネルギー対策費	—	—	10,119	—	—	—
	海外炭開発費	2,025	2,236	—	—	—	—
	その他	18,242	21,813	2,222	25,236	26,065	25,777
	事務処理費	1,123	1,547	2,683	3,448	4,605	4,877
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合計	591,421	613,181	626,781	632,714	629,478	606,063

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

5 電源開発促進対策特別会計

(1) 概要

この会計は、電源開発促進税収入を財源として、電源開発促進対策に関する経理を明確にするために設けられたものである。

〔参考〕平成元年度の「電源開発促進対策特別会計法」

第1条（設置）

第1項 電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策及び電源多様化対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

高度経済成長期以降、日本では電力需要の増大にもかかわらず、電源の開発が必ずしも順調に進展していなかったため、安定的な電力供給に対する懸念が高まった。また、電源の立地を促進するには、周辺の環境保全や安全対策が不可欠であり、発電所等の周辺地域における公共施設の整備を通じて発電施設の設置等を進める必要もあった。そこで、一般電気事業者の販売電力に対して電源開発促進税を課税し、これを財源として電源開発促進対策に関する経理を行うために特別会計を設置することとなった。昭和49年度には「電源開発促進対策特別会計法」（昭和49年法律第80号）、「電源開発促進税法」（昭和49年法律第79号）及び「発電用施設周辺地域整備法」（昭和49年法律第78号）が公布され、電源開発促進対策特別会計が設置された。その後、昭和55年度には、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（昭和55年法律第71号）が公布され、電源開発促進税の税率を引き上げ、この財源により石油代替エネルギーを利用した電源多様化のための施策を推進することとした。このため、電源開発促進対策のうち、電源立地対策は電源立地勘定で、電源多様化対策は電源多様化勘定を設置し、区分経理することとなった。¹⁾

次に、電源開発促進対策特別会計の予算について、勘定ごとにその概要を述べる。

（2）電源立地勘定

この勘定は、発電用施設（原子力発電施設、火力発電施設等）の設置の円滑化に資するため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備に必要な事業費に充てるための交付金の交付、原子力発電施設等の所在都道府県等及び電力移出県等に対し、発電用施設の周辺地域等において実施される特別対策事業費に充てるための交付金の交付等、また、電源地域の振興を図るための受入研修、

専門家派遣等の人造り協力事業を実施する等、諸施策の推進を図るためのものである。

平成元年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	945億円	(1) 電源立地対策費 (電源立地促進対策交付金等)	1,401億円
(2) 前年度剰余金受入	461億円	(2) その他 (予備費等)	20億円
(3) 雑収入	15億円		
計	1,421億円	計	1,421億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-9のとおりである。

歳入は、電源開発促進税収入のうち、電源立地対策に必要な費用を勘案して算出された額を計上している。歳出は、電源立地促進対策交付金、原子力発電安全対策等委託費、電源立地特別交付金等の電源立地対策費等を計上している。

[参考]

平成元年度から平成12年度の間において電源立地促進対策として新規施策等が講じられているが、その主なものは次のとおりである。³⁾

- ・平成2年度
 - ・電源過疎地域等への企業立地の促進
(電源過疎地域等企業立地促進費補助事業の創設)
 - ・開銀等が電源地域へ進出する企業に対して新たに低利融資を実施
- ・平成3年度
 - ・電源立地促進対策交付金単価の引上げ(約25%)
- ・平成4年度
 - ・原子力発電所の新・増設等のための特別交付金制度の拡充
- ・平成5年度
 - ・原子力発電施設等周辺地域交付金の大幅な割増措置
 - ・地域共生型原子力発電施設立地緊急促進交付金の創設
- ・平成6年度
 - ・環境調査の実施に同意した市町村が行う公共用施設の整備を支援する交付金の創設
- ・平成7年度
 - ・電力移出県等交付金の拡充
- ・平成11年度
 - ・立地地域の産業振興のための新たな交付金の創設

平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	1,579億円	(1) 電源立地対策費 (電源立地促進対策交付 金等)	2,251億円
(2) 前年度剰余金受入	702億円	(2) その他	31億円
(3) 雑収入	1億円	(事務取扱費等)	
計	2,282億円	計	2,282億円

(3) 電源多様化勘定

この勘定は、水力、地熱、太陽エネルギー、原子力等石油代替エネルギーによる電源の開発のための諸施策を推進するため、利用技術の開発研究、新型転換炉実証炉等の発電用施設建設費助成等の事業等を実施するためのものである。

平成元年度及び平成12年度の歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	1,683億円	(1) 電源多様化対策費 (動力炉、核燃料開発事 業団出資金等)	1,823億円
(2) その他 (前年度剰余金受入等)	181億円	(2) その他	41億円
		(事務取扱費等)	
計	1,864億円	計	1,864億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-5-9のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 租税 (電源開発促進税)	2,120億円	(1) 電源多様化対策費 (核燃料サイクル開発機 構出資金等)	2,320億円
(2) その他 (前年度剰余金受入等)	278億円	(2) その他	78億円
		(事務取扱費等)	
計	2,398億円	計	2,398億円

歳入は、電源開発促進税収入のうち、電源多様化対策に必要な費用を勘案して算出された額等を計上している。歳出は、動力炉・核燃料開発事業団出資金及び同補助金(平成元年度)、核燃料サイクル開発機構出資金及び同補助金(平成12年度)、水力発電開発導入促進対策費、太陽エネルギー発電等開発導入促進対策費、原子力発電開発導入促進対策費等を計上している。

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの電源開発促進対策特別会計については、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。『国の予算』昭和55年度 932ページ。
- 2) 『平成元年度特別会計予算書』85-88ページ、『国の予算』平成元年度 946-948ページ。
- 3) 『ファイナンス』「予算特集」各年を参照。
- 4) 『平成12年度特別会計予算書』83-87ページ、『国の予算』平成12年度 772-774ページ。
- 5) 平成元年度予算については、『平成元年度特別会計予算書』89-93ページ、『国の予算』平成元年度 948-952ページ。平成12年度予算については、『平成12年度特別会計予算書』88-93ページ、『国の予算』平成12年度 774-777ページ。

表 1-5-9 電源開発促進対策特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電源立地勘定							
歳入	電源開発促進税	94,500	101,700	107,200	112,000	114,600	115,800
	前年度剰余金受入	46,075	59,490	69,367	77,382	76,504	78,869
	雑収入	1,510	1,876	2,166	2,374	2,388	2,460
	合 計	142,085	163,066	178,733	191,756	193,492	197,129
歳出	電源立地対策費	140,087	160,983	176,558	189,524	191,201	194,778
	電源立地地域公共用施設整備事業費	79,298	82,428	87,172	82,668	62,716	59,146
	電源立地地域公共用施設整備等事業費	—	—	—	—	—	—
	電源立地促進特別対策事業費	—	—	32,130	35,123	40,986	40,331
	電源立地特別対策事業費	24,840	30,170	—	—	—	—
	電源立地特別対策等事業費	—	—	—	—	—	—
	電源立地地域安全等対策費	35,949	48,385	—	—	—	—
	電源立地地域安全等推進対策費	—	—	57,257	71,733	87,498	95,301
	事務取扱費	991	1,075	1,155	1,222	1,284	1,345
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計へ繰入	7	8	10	10	7	6
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	10	—	—	—
	合 計	142,085	163,066	178,733	191,756	193,492	197,129

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電源多様化勘定							
歳入	電源開発促進税	168,300	181,200	191,000	199,600	204,100	206,200
	前年度剰余金受入	18,093	20,847	18,889	21,005	21,246	12,418
	雑収入	10	10	10	10	505	507
	合 計	186,403	202,057	209,899	220,615	225,850	219,125
歳出	電源多様化対策費	182,269	197,138	204,424	214,587	220,048	213,164
	事務取扱費	2,060	2,844	3,241	3,954	3,728	3,900
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計 へ繰入	74	75	75	74	75	61
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	159	—	—	—
合 計	186,403	202,057	209,899	220,615	225,851	219,125	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
電源立地勘定							
歳入	電源開発促進税	120,500	124,000	150,700	155,200	157,100	157,900
	前年度剰余金受入	98,755	97,757	70,932	67,442	68,859	70,235
	雑収入	3,003	1,624	1,973	961	279	67
	合 計	222,258	223,381	223,605	223,603	226,238	228,202
歳出	電源立地対策費	219,839	220,883	221,068	221,007	223,578	225,097
	電源立地地域公共用 施設整備事業費	69,834	73,858	73,191	73,663	—	—
	電源立地地域公共用 施設整備等事業費	—	—	—	—	70,334	65,424
	電源立地促進特別対 策事業費	45,940	—	—	—	—	—
	電源立地特別対策事 業費	—	—	—	—	—	—
	電源立地特別対策等 事業費	—	46,497	47,135	47,148	50,552	57,754
	電源立地地域安全等 対策費	—	100,528	100,742	100,196	102,692	101,919
	電源立地地域安全等 推進対策費	104,066	—	—	—	—	—
	事務取扱費	1,413	1,494	1,531	1,593	1,659	2,104
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計 へ繰入	6	4	5	3	1	1
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合 計	222,258	223,381	223,605	223,603	226,238	228,202	

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
電源多様化勘定							
歳入	電源開発促進税	214,700	220,800	202,200	208,400	210,800	212,000
	前年度剰余金受入	15,098	22,940	41,968	29,308	34,112	27,477
	雑収入	509	450	562	312	432	339
	合 計	230,307	244,190	244,730	238,020	245,344	239,816
歳出	電源多様化対策費	224,111	237,772	237,210	229,880	237,829	231,984
	事務取扱費	4,125	4,350	4,479	5,307	4,700	5,020
	諸支出金	0	0	0	0	0	0
	国債整理基金特別会計 へ繰入	71	68	41	34	15	12
	予備費	2,000	2,000	3,000	2,800	2,800	2,800
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合 計	230,307	244,190	244,730	238,020	245,344	239,816	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。